

第4次安芸市障がい者やさしさプラン

～障害者計画（第5期）・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）～



令和3年3月

安芸市

はじめに

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進み、障害福祉サービスへのニーズがますます多様化する中、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人たちが、それぞれの役割を持ち、お互いを尊重し、支え合いながらともに暮らしていける「地域共生社会」を目指し、地域社会全体で様々な課題に取り組むことが必要であります。

このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「第4次安芸市障がい者やさしさプラン～障害者計画（第5期）・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）～」を策定しました。本計画では、前計画から引き継いだ基本理念である「わかりあいと助けあいのもと 誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき」の実現を目指し、様々な障がい福祉施策を展開してまいります。

今後とも、各関係機関等と連携を図りながら、計画の着実な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「安芸市障害者施策推進協議会」及び「安芸市障害者自立支援協議会」の委員の皆様、さらには貴重なご意見、ご提言を賜りました市民及び障がい福祉関係者の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

安芸市長 横山 歳夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 安芸市の障がいのある人の状況	5
1 安芸市の人口の推移	5
2 障がいのある人の状況	6
3 障がいのある子どもの状況	10
第3章 計画の基本的考え方	11
1 計画の基本理念	11
2 計画の基本目標	12
3 施策体系	15
第4章 施策の展開	16
1 地域生活支援の充実	16
2 相談支援・情報提供体制の充実	21
3 社会参加の促進	24
4 障がいのある子どもへの支援	27
6 人にやさしく安心・安全なまちづくりの推進	35
7 障がいに対する理解や配慮の促進	39
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	43
1 障害福祉計画（第5期）における成果目標と実績	43
2 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)における成果目標	44
3 障がい福祉サービスの実績と見込量	48
4 相談支援の実績と見込量	56
5 障がい児通所支援などの実績と見込量	58
6 地域生活支援事業の実績と見込量	61
第6章 計画の推進と評価	68
1 計画の推進体制	68
2 障がい者施策推進のための人材確保・育成	68
3 地域社会の理解促進	68
4 計画の進行管理と評価	69
第7章 安芸圏域サービス基盤整備計画(県計画)	70
第8章 参考資料	78

1	安芸市障害者施策推進協議会条例	78
2	安芸市障害者施策推進協議会委員	80
3	安芸市障害者施策推進協議会幹事	81
4	安芸市障害者自立支援協議会設置要綱	82
5	安芸市障害者自立支援協議会委員	84
6	計画策定の経緯	85
7	アンケート調査結果	86
I	調査の概要	86
II	障がい者福祉調査（18 歳以上の障がい者）	88
III	障がい児福祉調査（18 歳未満の障がい児）	148
III	全児童調査	187
IV	特別支援学校在校生（保護者）への福祉サービス利用希望調査【県調査】	192
V	難病患者への障がい福祉サービスに関するニーズ調査【県調査】	210
VI	障がい児通所支援事業所利用者への福祉サービス調査【県調査】	227
VII	施設等利用者への福祉サービス利用希望調査【県調査】	234

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では平成 30 年 3 月に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現などを基本理念に掲げる新たな障害者基本計画(第 4 次)を策定しました。また 5 月には、高齢者、障がい者などの円滑な移動および建築物などの施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、6 月には、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

さらに 12 月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、諸施策の実施状況の公表や施策の策定など必要な事項を定め、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行、令和元年 6 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、その責務として自ら率先して障がいのある人を雇用するように努めることが明確化されました。

このように、障がい者施策に関わる諸制度は、毎年充実が図られ、障がいのある人を取り巻く状況も変化しています。

本市では、平成 27 年 3 月に「障害者基本法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく「第 2 次安芸市障がい者やさしさプラン」を、平成 30 年 3 月には「第 3 次安芸市障がい者やさしさプラン」を策定し、障がい者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

この「第 4 次安芸市障がい者やさしさプラン」は、前計画の期間が令和 2 年度で終了することから、新たな国の指針などに基づき、障がいのある人やその家族のニーズなどを調査し、目標やサービス見込量を設定し、計画的に施策を推進することで、障がいのある人が地域の中で自分らしく、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて策定するものです。

【障がい者制度改革の動向】

「障害者総合支援法」の制定（H25. 4 月施行）
●社会モデルに基づく理念の具体化 ●CHとGHの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など ●地域生活支援事業の追加
「障害者差別解消法」（H25. 6 月成立、H28. 4 月施行）
●地方自治体などにおける差別的取り扱いの禁止 ●地方自治体などにおける合理的配慮¹の不提供の禁止（民間事業は努力義務） ●差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26. 1 月）
●H19 年に署名後、基本法改正、差別解消法制定などの国内法制度の整備に取り組む
「難病医療法」（H26. 5 月成立、H27. 6 月施行）
●難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ●相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正（H25. 6 月成立、H28. 4 月施行）
●雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障がい者を加える（平成 30 年 4 月 1 日から施行）
「成年後見制度利用促進法」（H28. 5. 13 施行）
●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正（H28. 5 月成立、H28. 8 月施行）
●障がいの定義と発達障がいへの理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28. 6. 2 閣議決定）
●障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ●地域共生社会の実現
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正（H30. 4. 1 施行）
●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ●医療的ケアを要する障がい児に対する支援
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（H30. 5 月成立）
●公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化など
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（H30. 6 月施行）
●障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（H30. 12 月施行）
●ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進など
「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（R 1. 6 月施行）
●社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として、障がい者雇用を促進

¹ 合理的配慮…障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

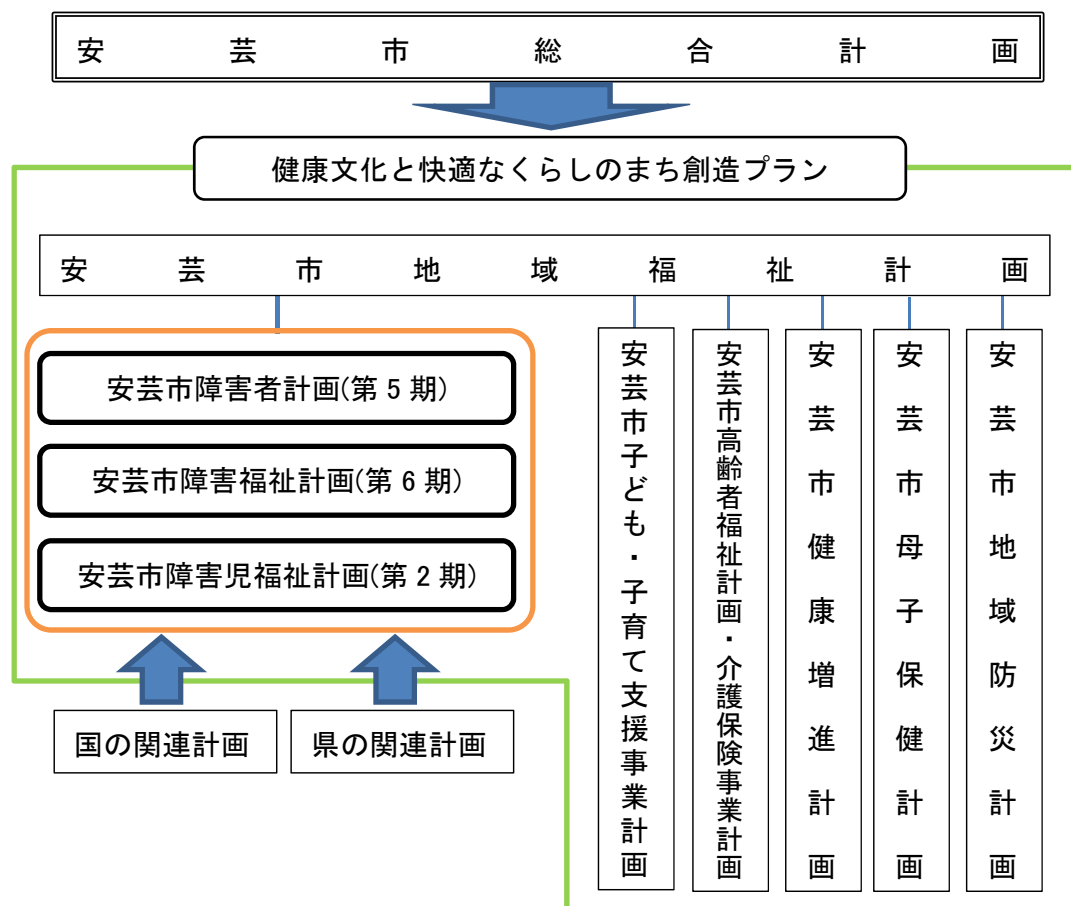
安芸市障害者計画(第5期)は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者基本計画として策定し、本市における障がい者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標などを定める計画です。

安芸市障害福祉計画(第6期)は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画に相当し、障がい福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

安芸市障害児福祉計画(第2期)は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、「安芸市総合計画」を上位計画とし、「安芸市地域福祉計画」などの福祉分野における関連計画との連携を図りながら推進します。また、国や県の関連計画などとの整合性を保つものとします。



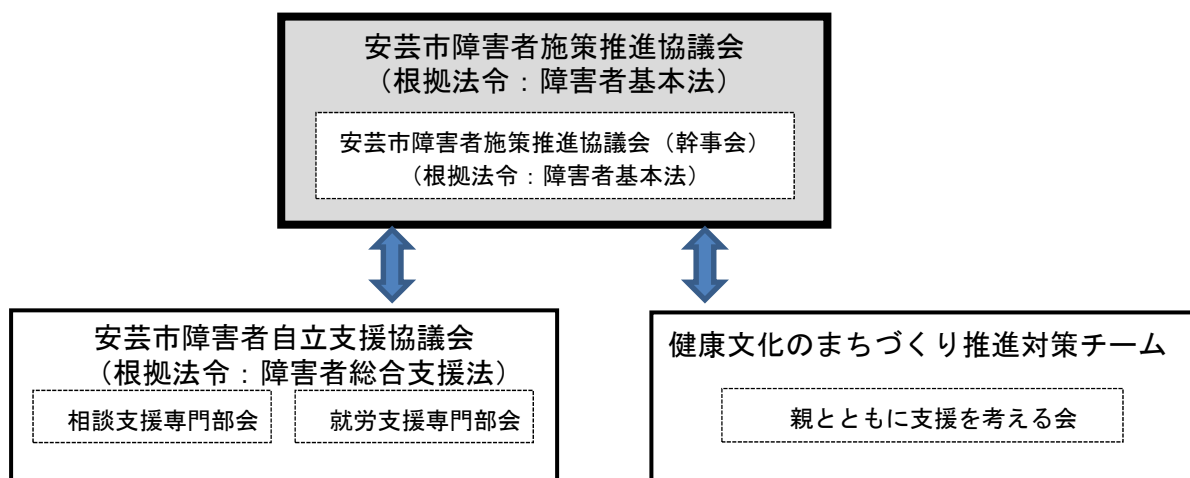
3 計画の期間

本計画の計画期間については、国の基本指針において計画期間を「3か年を1期」として定められていることから、「障害者計画（第5期）」「障害福祉計画（第6期）」「障害児福祉計画（第2期）」を一体的に策定するために、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3次安芸市障がい者やさしさプラン [障害者計画(第4期) 障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)]			第4次安芸市障がい者やさしさプラン [障害者計画(第5期) 障害福祉計画(第6期) 障害児福祉計画(第2期)]		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の特性に応じた計画とその後の事業展開が必要なことから、障がいのある人を対象としたアンケート結果と、市内在住の子どもの保護者を対象とした障がい福祉に関するアンケート結果を参考に、安芸市障害者自立支援協議会、親とともに支援を考える会²の意見も反映しながら、行政機関だけでなく、知識経験者、関係事業者団体代表、保健・医療・福祉関係者などで構成する安芸市障害者施策推進協議会において、意見聴取し、議論を重ね、より地域の実情に沿った計画となるよう努めました。



² 親とともに支援を考える会…特性に応じた適切な支援が必要なお子さんが健やかに発育発達し、就学・進学・就労に向けて切れ目のない支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・教育の各関係機関が連携を図りながら支援体制づくりに取り組んでいる会。

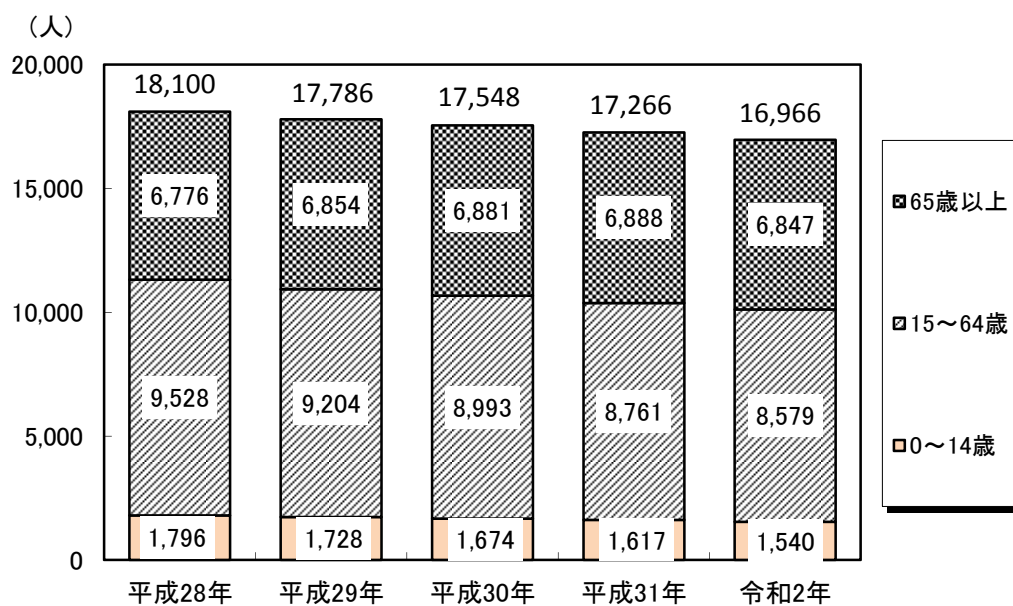
第2章 安芸市の障がいのある人の状況

1 安芸市の人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少を続けており、令和2年3月末日現在、16,966 人です。年齢3区分人口では、0～14 歳、15～64 歳の人口が減少を続ける一方で、65 歳以上の人口は、増加傾向にあります。

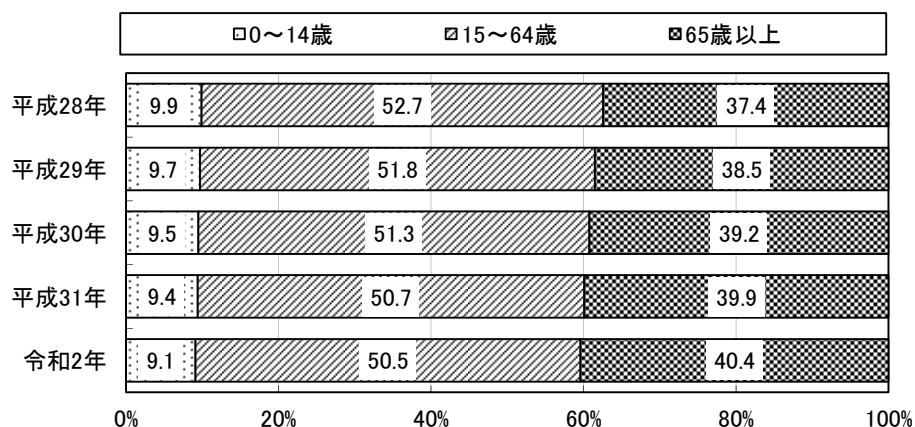
年齢3区分人口割合は、65 歳以上での割合が毎年増加しており、平成 28 年の 37.4%から令和2年には 40.4%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【年齢3区分人口割合の推移】



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

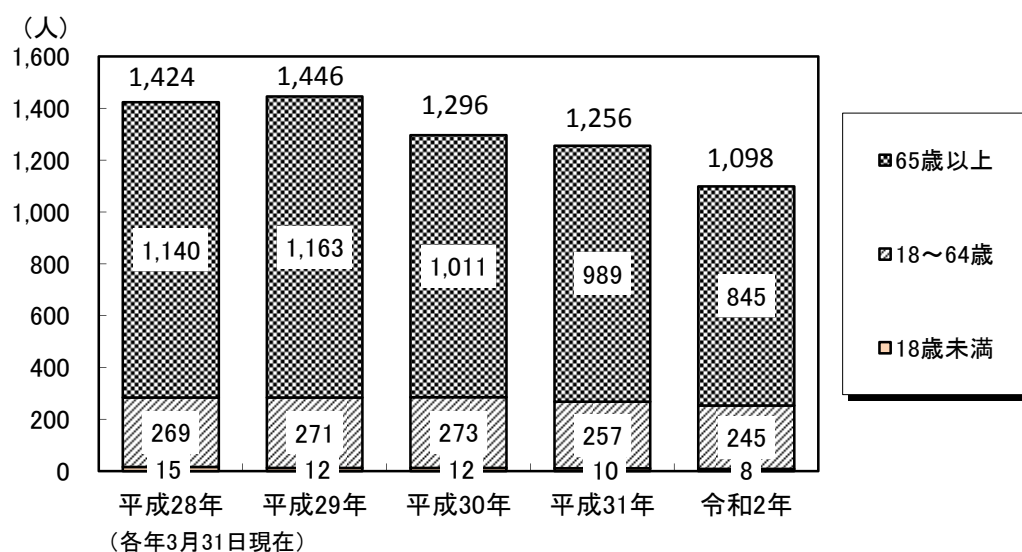
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和2年は1,098人となっています。

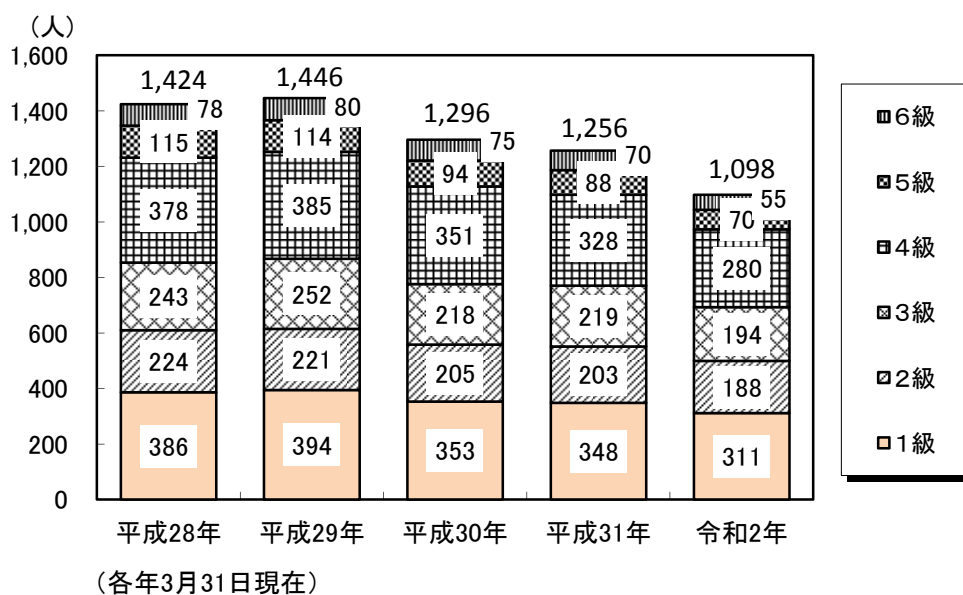
年齢階層別では、特に65歳以上の人数が減っています。等級別では4級が、大きく減っています。

【身体障害者手帳所持者数(年齢階層別)の推移】

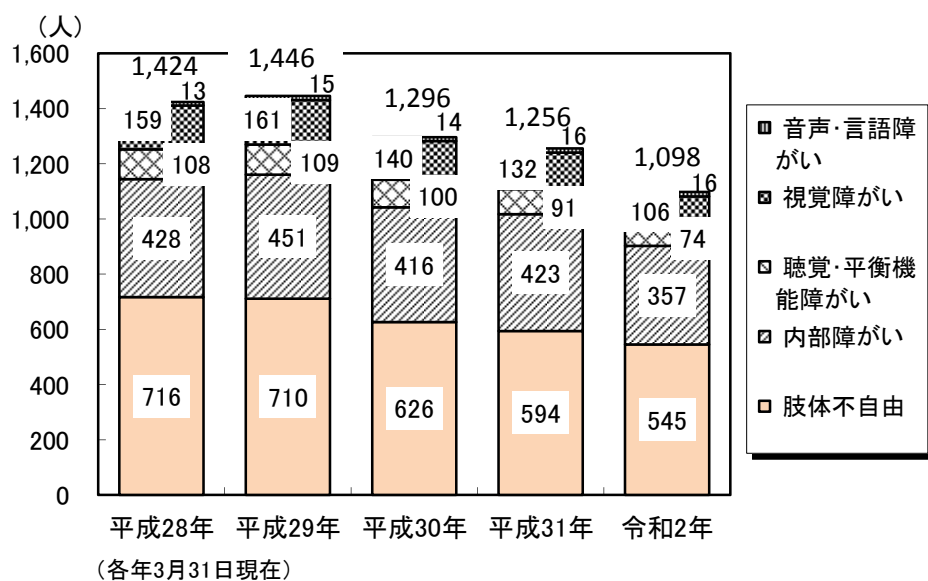


身体障害者手帳所持新規取得者数	平成30年度	令和元年度
	61	50

【身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移】



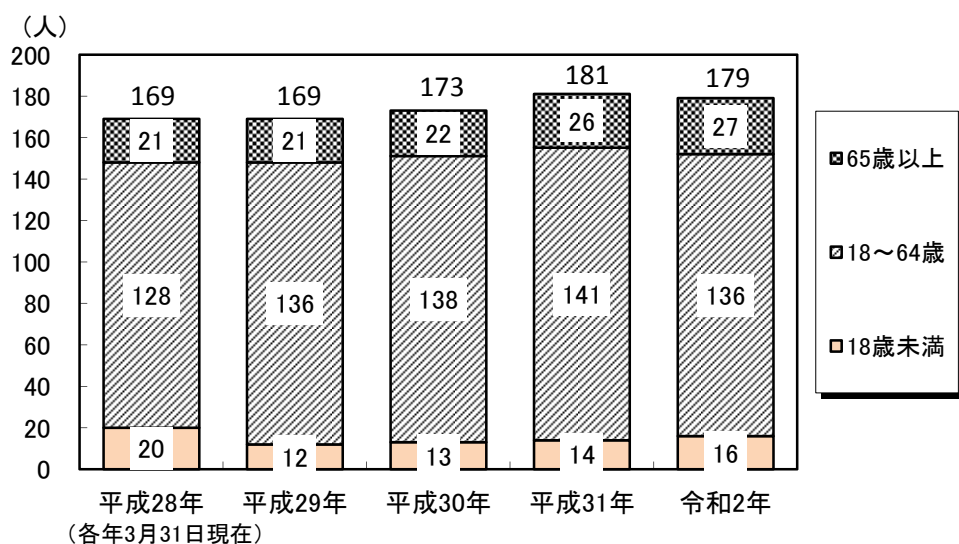
【身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移】



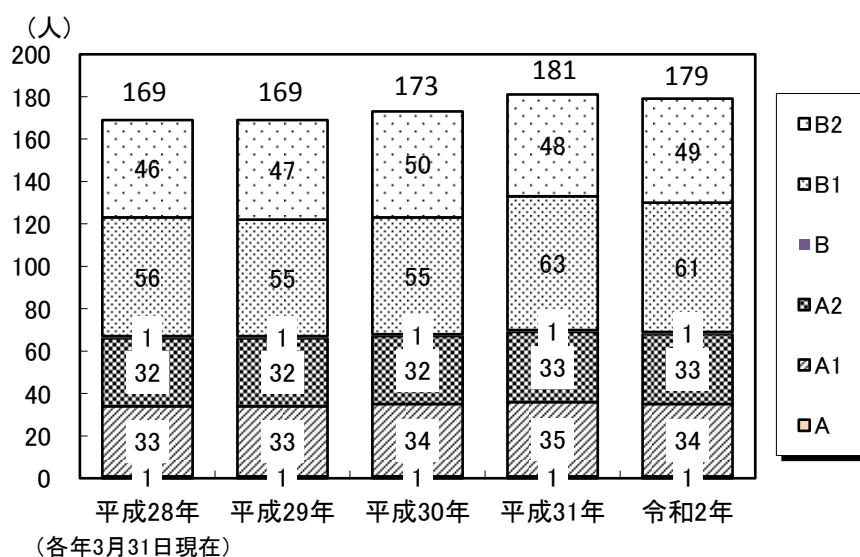
(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数は、緩やかに増加傾向にあります。障がい程度別ではB 1の増加が大きくなっています。

【療育手帳所持者数(年齢階層別)の推移】



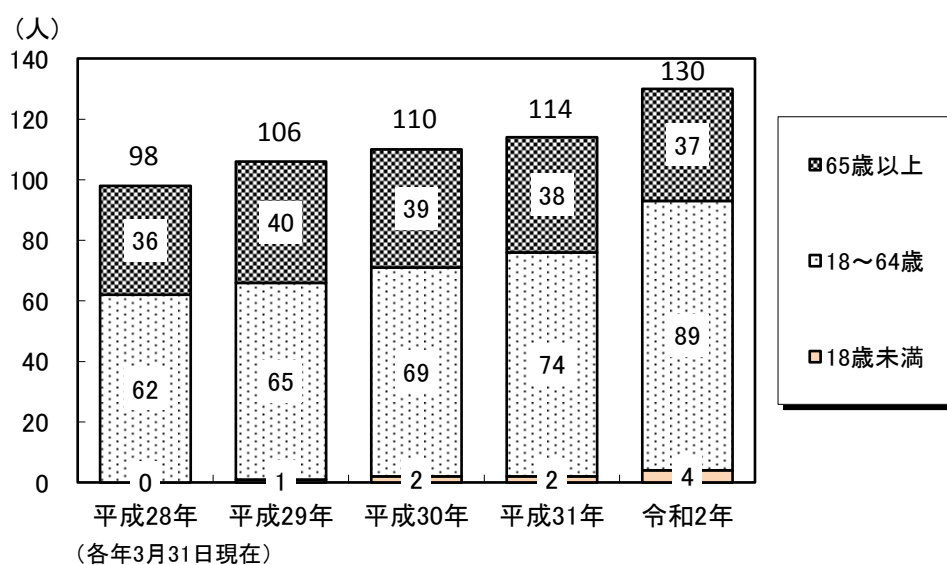
【療育手帳所持者数(判定別)の推移】



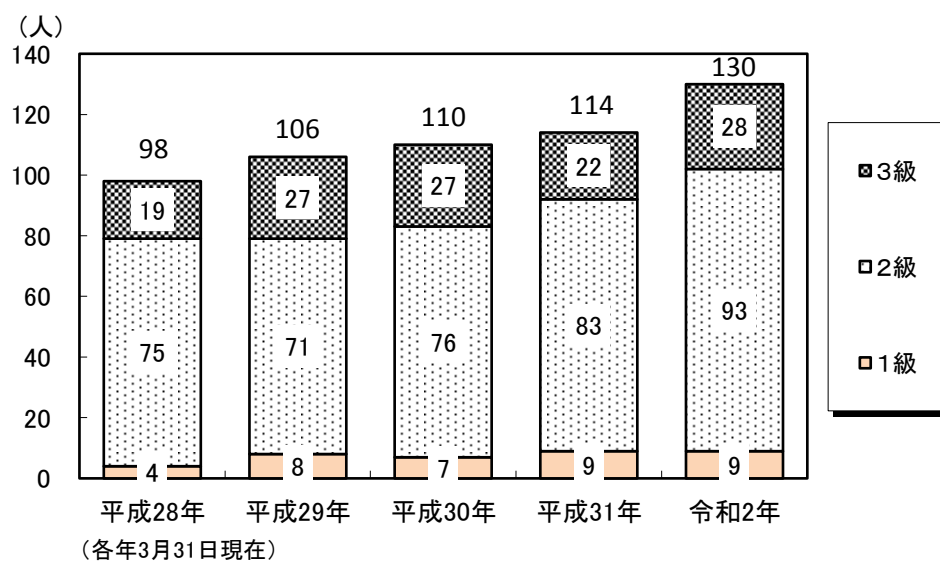
(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年は130人で、増加傾向にあります。年齢別では、18～64歳の増加が大きくなっています。等級別では、2級が増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移】

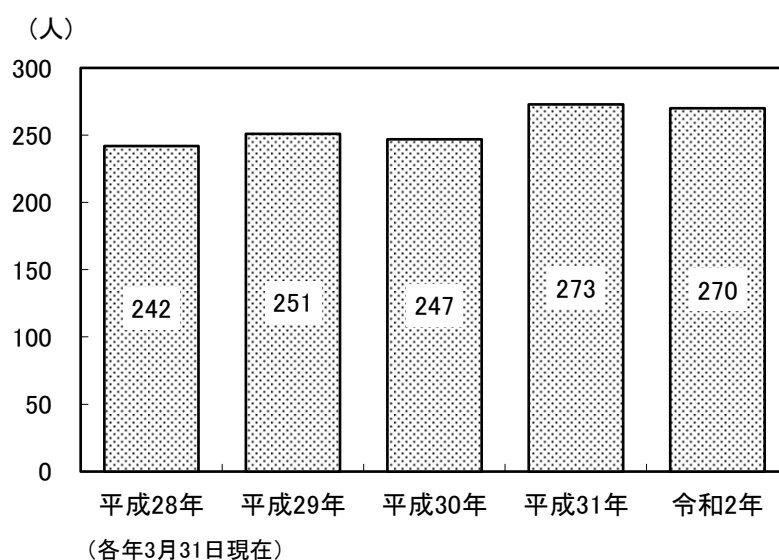


【精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移】



自立支援医療（精神通院）受給者数についてはやや増加傾向にあり、令和2年は270人で手帳所持者数の倍以上となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



3 障がいのある子どもの状況

(1) 保育所在籍児童

保育所に在籍している児童は、減少傾向にあり、障がいのある子どもも、減少しています。

【保育所在席児童数の推移（４月１日現在）】

（単位：人）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
在籍児童数	3 歳未満	171	157	155	145	144
	3 歳	101	97	83	80	72
	4 歳以上	212	208	200	187	167
	計	484	462	438	412	383
在籍 障がい児※数	3 歳未満	1	3	1	0	1
	3 歳	5	9	8	4	3
	4 歳以上	19	19	21	21	15
	計	25	31	30	25	19

※在籍障がい児：障がいのある子ども、又は心身の発達に遅滞が起きる心配のある子どもで、要支援児保育判定委員会により認定された子ども。

(2) 特別支援学級

小学校の特別支援学級の設置校数及び学級数は、平成 29 年以降、ほぼ横ばいであり、児童数は、減少傾向にあります。

中学校は、学級数は増加していますが、生徒数はほぼ横ばいとなっています。

【特別支援学級の設置校数、学級数、児童生徒数の推移（４月１日現在）】

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
小学校	設置校数	7	9	8	7	8
	学級数	17	19	19	16	18
	児童数(人)	56	60	60	50	52
中学校	設置校数	2	2	2	2	2
	学級数	5	5	6	7	8
	生徒数(人)	13	20	21	23	18

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念については、障害者計画（第3期）及び障害者計画（第4期）において、障がいのある人が、個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができ、地域社会で共生することができるよう、「わかりあいと助けあいのもと 誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき」と定め、障がいの有無に関わらず、全ての住民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会を目指したまちづくりを行ってきました。

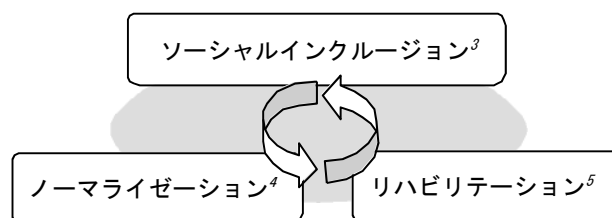
今後も地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざす必要があります。本計画では、障がいのある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちを目指して、引き続き次の基本理念のもとに計画を推進します。

【基本理念】

わかりあいと助けあいのもと
誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき

【基本理念の考え方】

- 「わかりあいと助けあい」とは、障がいのある人が自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができ、この地域で共に暮らしていきたいと思えることを意味します。
- 「誰もが自分らしくいきいきと暮らせる」とは、障がいがあってもなくても、また、どのように障がいが高くても、一人一人が自分らしく生きていくことができることを意味します。



³ ソーシャルインクルージョン…全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。

⁴ ノーマライゼーション…障がいのある人の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障がいのある人もない人も地域で共に生活している状態こそが自然という考え方。

⁵ リハビリテーション…人権の視点に立って障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

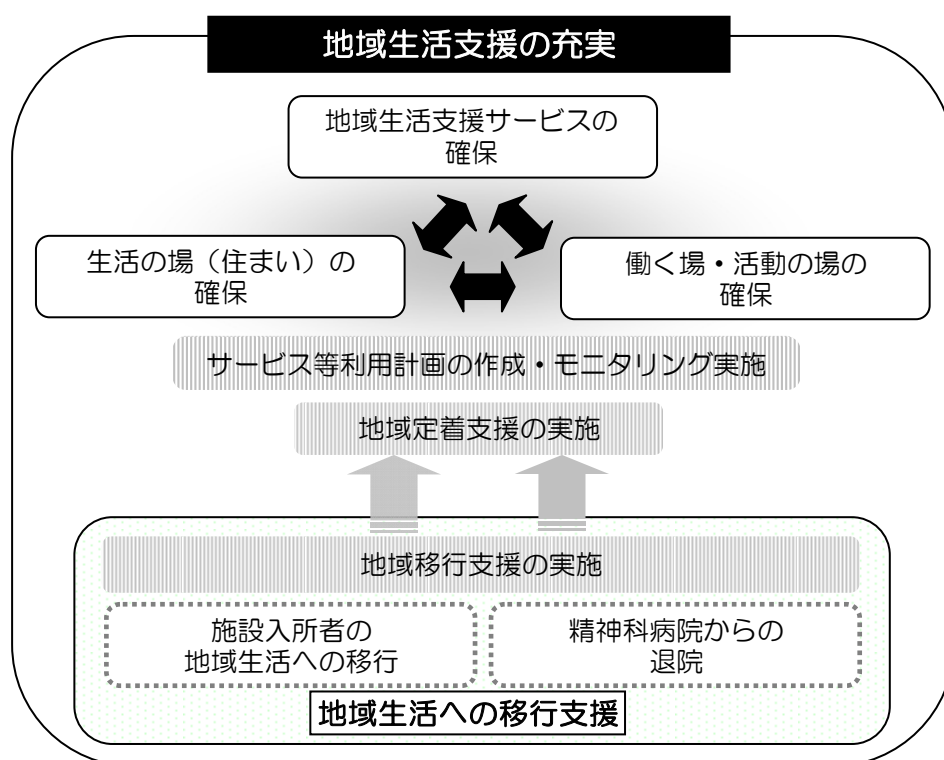
2 計画の基本目標

(1) 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らすには、障がい者福祉に関する情報提供や地域生活を支える福祉サービスが必要です。そのため、制度やサービスに関するきめ細かい情報提供に努めるとともに、働く場・日中活動の場の確保や移動支援、生活介護支援など、ニーズの高いサービスの充実に取り組みます。

また、施設入所者や入院中の人についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。

さらに、障がいのある人の高齢化、親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活支援拠点の構築を図っていきます。



(2) 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある人やその家族が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、身近な場所で気軽に相談できる相談窓口の利便性を高めるとともに、サービス調整機能の充実や相談員の資質の向上を図ります。

また、福祉サービスの情報が必要な人に適切に届くよう、障がいに配慮した方法で、情報をわかりやすく提供していきます。

(3) 社会参加の促進

障がいのある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動やスポーツ文化活動などへの参加を促進するとともに、啓発や活動の機会、場の充実を図ります。

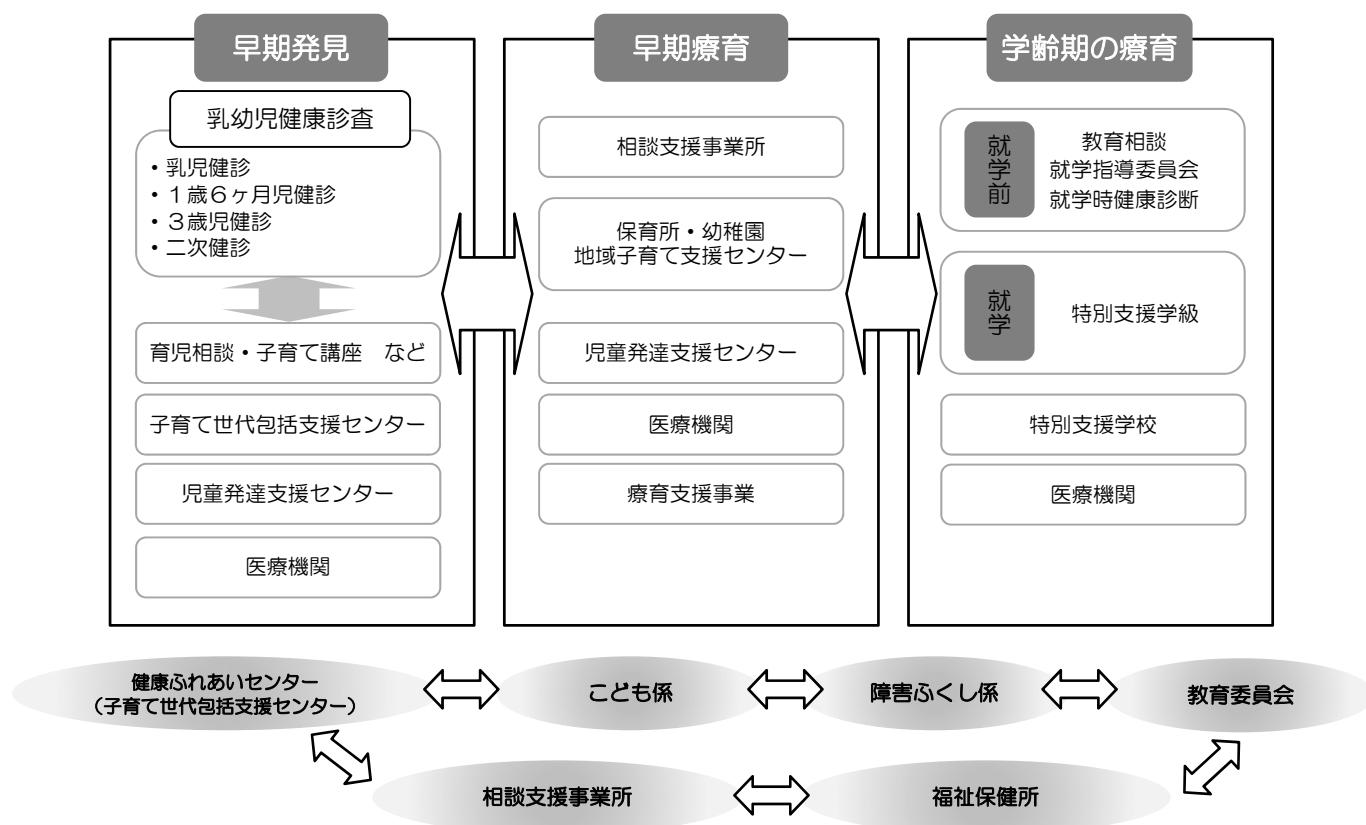
また、就労は、生活の基盤となるだけでなく、日中活動や社会参加の場としても重要であるため、関連機関と連携し、障がいのある人の一般就労を推進するとともに、福祉的就労の場の確保や収入増に取り組みます。

(4) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子ども及びその家族に対し、身近な地域でサービスの利用ができるように、障がい児通所支援などの充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

また、障がいのある子どもの社会的自立とその可能性を広げるため、障がいの状態などに応じた成長・発達を支援する適切な療育、保育、教育の充実に努めるとともに、家庭・保育所・幼稚園・小中高等学校と連携した支援体制の整備を促進します。

さらに、医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携体制を充実していきます。



（５）保健・医療の充実

身体障がいの原因として、事故や病気の後遺症での障がいが増加しています。このため、健康づくりを推進するとともに、健康の保持・増進のために健康診査などの早期発見・早期対応に引き続き取り組むとともに、必要な医療を受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担軽減を図り、制度について周知・啓発に努めます。

また、保健福祉施策の中で取り組んでいる精神障がい者や難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や福祉保健所などとの連携を図ります。

（６）人にやさしく安心・安全なまちづくりの推進

障がいのある人が地域において居宅生活を送りながら、容易に社会参加できるよう、移動手段を確保するとともに、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー⁶化やユニバーサルデザイン⁷化など総合的な福祉のまちづくりを推進します。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、南海トラフ地震を想定した災害の発生に対する避難行動要支援者名簿⁸の整備と活用、地域住民による日常的な声かけ・見守り体制の構築、避難誘導、救出、救護などの災害・防災、防犯などの対策を整備します。

さらに、「地域共生社会」の実現を目指して、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制の整備を図ります。

（７）障がいに対する理解や配慮の促進

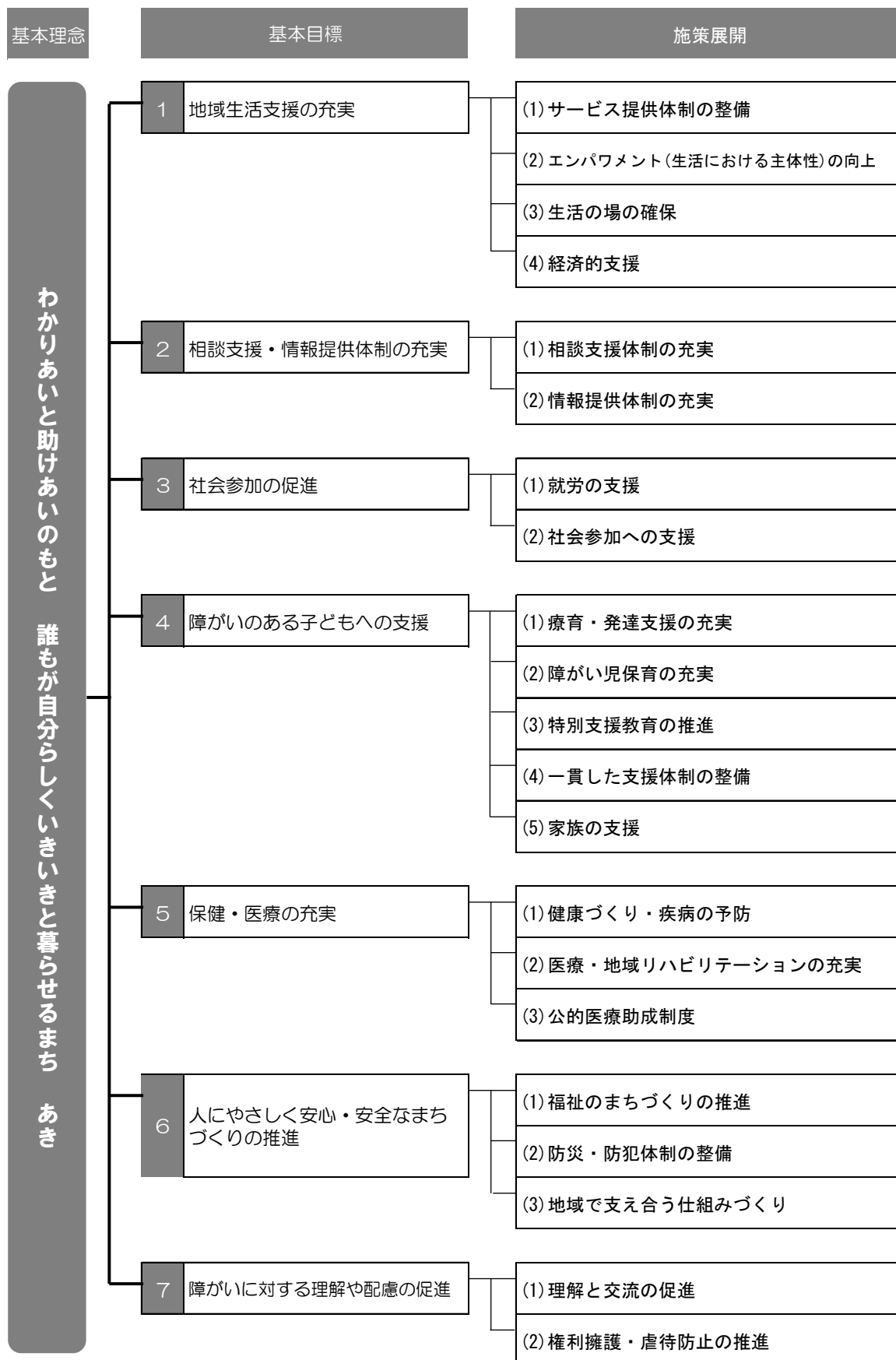
障がいのある人との交流やふれあいの機会を充実し、障がいに対する差別や偏見を解消し、支援を必要とする人を住民同士で助け合い、支え合う意識を高めることが大切です。そのために、より一層の啓発活動や理解促進研修、福祉教育を充実することにより、障がいに対する理解や配慮の促進に努めます。

⁶ バリアフリー…障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとする事。

⁷ ユニバーサルデザイン…障がいのある人に限定することなく、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること。

⁸ 避難行動要支援者名簿…災害が発生し、又はそのおそれがある場合に高齢や障がい、病気などの理由により、ご自分の力で避難する事が難しく、また、安全に避難するためには支援が特に必要と思われる人（避難行動要支援者）の名簿。

3 施策体系



第4章 施策の展開

1 地域生活支援の充実

(1) サービス提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人の地域での生活を実現するために、生活支援を充実させることが重要となっており、そのためには障がい福祉サービスなどの提供体制の確保が必要です。本市ではこれまで、障がいのある人の地域での生活を実現できる体制づくりを目指し、在宅の障がいのある人への訪問介護の充実、通所施設などの日中活動の場の確保、福祉人材の育成・確保などを進めてきました。

訪問系サービスは、地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。高齢化に伴う介護保険への移行などから、サービス利用が減少傾向にありましたが、アンケート調査では、サービス利用の希望が増えており、一人一人のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められています。

日中活動系サービスについては、アンケート調査でも余暇活動や生活訓練などの日中活動の場として利用意向が高く、身近な地域における均衡の取れたサービス提供基盤の整備が求められています。また、令和2年4月から市内に就労移行支援サービス事業所が新たに設立され、一般就労へつながるケースの増加が期待される一方で、自立訓練（機能訓練）や療養介護などについては、市内にサービスを提供できる事業所がないことから、広域において、円滑なサービス提供を図る必要があります。

居住系サービスについては、令和2年度から安芸圏域内にグループホーム⁹が新設されました。また、在宅福祉サービスとして、居宅での入浴が困難な重度の障がいのある人に対して訪問入浴サービス事業を開始しました。

当事者及び家族の高齢化に伴い、家族への負担がより大きくなるため、訪問系サービスやグループホームなどの住まいの場の充実をはじめとした地域での支援体制の整備とともに、サービスを提供する支援者の人材確保と資質向上が課題となっています。

【今後の取組】

①訪問系サービスの充実

施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスを必要とする人が増加すると見込まれます。障がいのある人が地域で安心して暮らすために、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、事業所におけるヘルパーなどの人材確保の支援やサービス提供基盤の充実を図ります。

⁹ グループホーム…専門スタッフなどによる日常生活上の援助を受けながら、共同生活を行う住居。

②日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、市内外のサービス事業所と連携しながらサービスの充実を図ります。加えて、身近な地域における短期入所など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

また、サービス事業所が市内に少ないことから、相談支援事業所と連携し、サービス事業所情報などの収集に努め、利用者の希望に沿ったサービスを受けられるよう支援します。

③居住系サービスの充実

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域での暮らしを実現できるよう、居住基盤の充実を図ります。また、サービス事業者が市内にグループホームを整備することになった場合は、法人負担分の一部を助成します。

④地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、障害児・者地域支え合い支援事業（登録介護）、生活訓練等事業、日中一時支援事業などを実施し、障がいのある人やその家族の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。

また、障がいのある人のニーズを踏まえて、地域の実情に合ったサービス基盤の確保に努めていきます。

⑤地域移行・定着の支援

入院・入所中の障がいのある人の地域での生活を実現するため、医療機関、サービス事業所などと連携して、入院・入所施設から地域生活へスムーズに移行できる体制を整備し、地域生活への定着を図ります。

⑥障がいのある人の高齢化に伴うサービス提供体制の整備

障がいのある人が 65 歳以上になったときに、それまで利用してきた障害福祉サービス事業所を引き続き介護保険サービス事業所として利用できる共生型サービス事業所が、令和 2 年度に新設されました。それぞれが自分らしく生活できるよう介護保険部門の関係機関などと連携を図りながら介護保険サービスへの円滑な移行を推進します。また、介護保険サービスだけでは補えない人については、上乘せサービス（居宅介護・重度訪問介護）で対応していきます。

⑦障がい福祉サービスなどの質の向上

施設や事業所などのネットワークを構築し、情報を共有することなどによるサービスの向上を図ります。また、各種研修会などの情報を提供することで、サービス提供事業者の資質の向上を図ります。

（２）エンパワメント（生活における主体性）の向上

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会で自立した生活を行うためには自身の主体性を高め、生活力を獲得していくことが重要です。そのため、日中活動や生活訓練の機会や場所が必要となっています。

本市では、在宅で生活する障がいのある人が料理、カラオケ、スポーツなどを楽しみながら、地域での仲間づくりや社会参加の機会を得る余暇活動・生活訓練事業「ニコスマイル¹⁰」を実施していますが、アンケート調査によると、障がいのある子どもの保護者で「ニコスマイル」を知らない割合が半数を超えており、活動が十分浸透しているとは言えない状況であり、住民や関係機関への一層の周知が必要です。

【今後の取組】

①「ニコスマイル」への参加促進

社会福祉協議会に生活訓練事業（ニコスマイル）を委託し、障がいのある人自らが自分のできることを増やしたり、生活の幅を広げていくためのプログラムに取り組んでいます。

参加者の中には挨拶ができるようになり、協調性やコミュニケーション力の高まりを実感し、職場での関係性がよくなった人もいます。今後とも地域とのつながりを広げていくとともに、若者サポートステーション¹¹やあったかふれあいセンター¹²と連携しながら、自分で選択していく力や主体性の向上と就労意欲の向上も目指した取組を進めます。また、高齢者のボランティア制度「あき元気応援マイレージ¹³」や学生ボランティアなどの活用などにより、重度障がい者が参加しやすい体制づくりに努めます。

さらに、医療機関やサービス事業所などの関係機関に訪問し、ニコスマイルの活動を積極的にPRします。

②発達障がい者当事者の会「はしる会¹⁴」の活動支援

当事者一人一人が人の話を聞くことができたり、自分の将来を語ることができるよう、発達障がい者当事者の会「はしる会」の実施を引き続き支援し、一人一人が話せる雰囲気づくりと話せる機会づくりに努め、就労支援や自己実現への支援を行います。

¹⁰ ニコスマイル…障がいのある人の余暇の時間の充実を図り、自主性を高め、生活の幅を広げられることを目的に、趣味活動や生活訓練（調理・掃除・買い物など）に取り組む活動。

¹¹ 若者サポートステーション…就職や就学に不安を抱えた人に寄り添いながら、就労・就学支援を行う場所。

¹² あったかふれあいセンター…障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までの集いの場を提供したり、安否確認のための訪問や、簡単な生活支援などを地域のニーズに合わせて提供していく小規模で多機能な地域福祉の支援拠点。

¹³ あき元気応援マイレージ…市内在住の65歳以上の人が、介護施設などのボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、一定以上貯まったら商品券などに交換できる制度。

¹⁴ 発達障がい者当事者の会「はしる会」…発達障がい者などが集まる当事者の会。

（３）生活の場の確保

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活しながら、自己実現をしていくためには、地域での日中活動の場が確保されることが大切です。

本市では、障がいの有無に関係なく、みんなが孤立したり閉じこもることなく、誰もが様々な活動を通して地域の人々と交流し、支え合うことを学ぶ交流広場として「めだかの学校¹⁵」を開催しています。また、平成 30 年度から地域福祉型のあったかふれあいセンターを実施し、障がいのある人の新たな集いの場となっています。

アンケート調査では、18 歳以上の障がいのある人のうち、日中何もしていない人が全体の約 23%と多く、気軽に利用できる日中活動の場の創出・確保が求められています。

また、障がいのある人の多くが住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいることから、安心して地域で生活を送れるよう、引き続きグループホームなどの住まいの場の確保を図る必要があります。

【今後の取組】

①日中活動（「めだかの学校」「あったかふれあいセンター」など）の充実

「めだかの学校」については、年齢や障がいの有無に関わらず、地域の人々が気軽に集え、交流が図れる場として、地域リハビリテーションの推進を図り、住民が主体的に運営する体制づくりを目指します。

「あったかふれあいセンター」については、引き続き地域福祉の拠点として集いの場の活動を実施するほか、ニコスマイルとの交流活動（ボッチャ¹⁶や手話学習など）や農福連携を通じた社会参加活動を推進します。また、地域の支え合い活動を行う拠点として、地域のニーズや生活課題に対応した活動を推進します。

「ニコスマイル」については、参加者の声を聞きながら、楽しく継続的に参加できる余暇活動の充実を図り、日常的に自分で選択して休日などを過ごせるような内容を実施していきます。

¹⁵ めだかの学校…障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、みんなが孤立したり閉じこもることなく、誰もが様々な活動を通して地域の人々と交流し、支え合うことを学ぶ交流広場。〈出会いと交流の場〉〈仲間作りの場〉〈支え合いの場〉〈癒しの場〉を目指して、住民が主体的に活動することを大切にし、閉じこもりや孤立している人をなくしていこうという広場。

¹⁶ ボッチャ…ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ボールを投げたり転がしたり、他のボールに当てたりして、ジャックボール（目標球）にいかにか近づけるかを競う競技。

②住まいの確保

地域での暮らしの実現に向け、グループホームの整備促進を図ります。市内にグループホームを整備する法人に対し法人負担分の一部を助成し、障がいのある人の住まいの場の確保を図ります。

また、家庭環境や住宅事情などにより家族との同居が困難な人に対し、低額で居室が利用できるよう福祉ホーム利用時の助成を行います。

建築する市営住宅については、車いすでの出入りや廊下に十分な広さをとる、ベランダとの段差をなくすなど、障がいのある人や高齢者に配慮し、安全性と快適性の向上を図ります。

その他、日常生活における利便性の向上を図るための住宅改造などの費用助成や居住の場の確保に努めます。

（４）経済的支援

【現状と課題】

障がいのある人とその家族に対する年金・各種手当は、経済的な負担を軽減するうえで重要な役割を果たします。アンケート調査によると、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。このため、引き続き各種制度の周知と適切な運用により経済的支援を図る必要があります。

【今後の取組】

①各種助成制度の実施と周知

障がいのある人に対する、補装具費や日常生活用具の給付、運転免許取得や自動車改造費用の助成、心身障害者扶養共済掛金の助成を実施します。税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度、NHK受信料の減免制度や有料道路通行料金割引制度の周知を図ります。

②各種福祉手当の支給

在宅で生活をする重度の障がいのある人に対して、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。また、一定の障がいのある子どもの保護者に対して、障害児福祉年金を支給します。障害者手帳の所持者が増加する中、受給資格者に不利益が生じないように、市広報などにおいて手続きに関して適切な情報提供を行います。

2 相談支援・情報提供体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、制度やサービスなどに関する適切な情報の提供とともに、行政の相談窓口や相談支援事業所などきめ細かな相談に応じられる体制が必要となります。

アンケート調査では、信頼できる相談者がいることや、ちょっとしたことでも相談に応じてくれることなどが求められています。

本市では、障がいの有無によらない一般相談支援事業を実施するとともに、相談支援専門部会の定期開催や各種研修案内を行い、相談員の資質向上に取り組んでいます。

市外の相談支援事業所を含めて、関連する機関が連携を図り、障がいのある人やその家族の様々な相談に重層的かつきめ細かに対応できる体制をつくる必要があります。

【今後の取組】

①相談窓口の充実

福祉事務所、社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。

また、相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりをすすめるため、サービス内容やサービス事業所、相談機関を記載したチラシの作成と配布やホームページ、市広報でPRを行います。

②相談員の資質の向上

定期的に相談支援専門部会を行うことで、相談支援専門員の連携強化や資質の向上に取り組めます。また、相談窓口に寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、福祉保健所主催の研修をはじめ、様々な機関が開催する研修会に積極的な参加を促し、より一層の資質の向上に努めます。

③相談支援事業の推進

障がい福祉サービスの利用の有無や年齢に関わらず、地域で生活する障がいのある人とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業所を引き続き設置し、相談支援活動の推進を図ります。

また、福祉事務所・相談支援事業所、地域と連携し、地域で不足している社会資源や有効活用できていない社会資源の掘り起こしに努めます。

④ピアサポート¹⁷の推進

障がいのある人に身近な相談体制を構築するために、発達障がい者の親の会である「いっぽいっぽ¹⁸」や「ほっと会¹⁹」、当事者の会「はしる会」などの活動を支援し、当事者間・家族間のピアサポートの充実を図ります。

また、障がいのある人やその保護者による相談員を配置し、身近な場所で障がいのある人の立場に立った相談支援を実施します。

（２）情報提供体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」など、情報提供に関する課題が多くあがっています。

情報提供に関しては、障がいのある人の障がい特性に対応した情報提供のあり方が課題となっています。

本市では、防災行政無線（戸別受信機）の貸し出しや防災行政無線の内容をメールで配信するサービスを行うとともに、聴覚、言語機能に障がいがある人が円滑に消防へ通報するシステムである「ネット 119²⁰」の運用を開始しています。

行政からの情報提供については、市広報や市ホームページなどを通じた情報アクセシビリティ²¹の向上を図るとともに、情報活用能力や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努める必要があります。

【今後の取組】

①広報あき・ホームページなどを活用した情報提供

市広報、市ホームページやフェイスブックを活用し、障がいのある人が利用しやすいよう情報発信を行います。ホームページでは、デザインの更新や音声での読み上げ機能の追加などを検討していきます。

また、サービス事業所や医療機関などの各関係機関と連携し、サービス内容を記載したチラシ、パンフレットなどを使い、地域生活が向上するような情報提供の充実を図ります。

手帳交付時には、引き続き窓口において、障がいのある人本人やその家族に対して制度の説明を行います。

¹⁷ ピアサポート…障がいのある人などで、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障がいのある人などを支援し、共に問題解決を図ること。

¹⁸ いっぽいっぽ…発達障がいのある子どもの家族の集まり。

¹⁹ ほっと会…18歳以上の発達障がい者の親の会。

²⁰ ネット 119…聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な人が、スマートフォンなどからインターネットを利用して、119番通報ができるサービス。いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができる。

²¹ 情報アクセシビリティ…パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がいのある人を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

②障がい特性に応じた情報提供方法

聴覚に障がいのある人を対象に防災行政無線の内容を自宅の受信機に表示させる機器の貸し出しを行うなど、引き続き障がい特性に応じた方法での情報提供を行います。

また、市役所内において、各種通知などにメールアドレスやFAX番号を記載することや意思疎通支援事業の利用について情報提供を行います。

さらに、障がいのある人へ情報提供を行う媒体については、イラストや説明、ふりがななどを活用し、わかりやすい表現方法で作成します。

③コミュニケーション支援の充実

意思疎通支援事業などにより手話通訳者、要約筆記者を要請に応じ確保・派遣します。



3 社会参加の促進

(1) 就労の支援

【現状と課題】

障がいのある人にとって、就労は金銭的な収入を得るだけでなく、社会の中で一定の役割を果たし、社会とのつながりを構築し、自己実現を図るうえでも重要なものです。

アンケート調査では、「収入が少ない」、「職場の人間関係が難しい」などの課題が多く、また、就労のために必要な支援や配慮として「職場内で障がいに対する理解があること」、「障がいの状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」などが求められています。

本市では、障害者就業・生活支援センター²²「ポラリス」やハローワークと連携して、障がいのある人の就労支援に取り組んでいます。また、令和2年4月から、就労継続支援B型と就労移行支援の機能を併せ持つ新たな事業所も市内に開設されました。

課題としては、就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上や就労支援専門の支援員の不足、障がい特性によっては体調を一定に保つことができず、継続的に働くことが困難であること、就労を希望する障がいのある人の高齢化や重度化により就労が困難な人が増えていることなどがあげられます。

【今後の取組】

①障がいのある人の雇用推進

「障がい者などの就労に関する相談窓口」のチラシ配布などで周知を図るとともに、障がいのある人が自分に合った仕事に就き、継続していくことができるよう、障害者就業・生活支援センター「ポラリス」やハローワークなど、就職斡旋や職場体験、日常生活などを支援する事業所などとの連携をなお一層強化し、障害のある人一人一人の特性に応じたきめ細かな相談などを行い、障害のある人の就労支援と雇用の促進を図ります。また、市役所においては、職員採用計画による継続した法定雇用率の達成や職場実習の受け入れに努めます。

②就労支援事業の推進

障害のある人の一般企業への雇用に向けた支援などを行う「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる各問題に関する相談、指導・助言などの支援を行う「就労定着支援事業」を推進します。並行して、就労パスポート²³や経歴書²⁴を効果的に活用しながら、就労定着に向けた支援を行います。

また、今後の第一次産業を担う人材育成にもつながるよう、農福連携を進めていくとともに、農業以外での就労先の拡大も図ります。

²² 障害者就業・生活支援センター…就労を希望している、又は就労している障がいのある人の様々な相談を受け、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携して就労支援を行う施設。

²³ 就労パスポート…障がいのある人が働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。厚生労働省が作成。

²⁴ 経歴書…安芸市版として、就労パスポートと同等の役割をもつ障がいのある人の就労支援のための情報共有ツール。市独自で作成。

③障害者自立支援協議会での協議促進

障害者自立支援協議会の相談支援専門部会と就労支援専門部会が両輪となって、障害者就業・生活支援センター「ボラリス」やハローワークとの情報交換や就労に関する調整を行っています。また、引き続き一般就労、福祉的就労の様々な課題について協議を行い、解決に努めます。

④福祉的就労の充実

福祉的就労は、一般就労へ移行するための訓練の場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいのある人の日中活動の場を担う点でも必要なものです。一人一人が継続した利用と生活の自立を目指していけるよう、相談支援事業所などと連携し、きめ細かい個別の支援を行いながら、就労機会や訓練機会の提供に努めます。

⑤障がい者就労施設などからの受注の拡大

「障害者優先調達推進法²⁵」などに基づき、障がいのある人の就労支援や工賃向上を目指して、障がい者就労施設からの優先的な調達に努めます。また、障がい者就労施設の提供可能な物品や役務を把握し、庁内で必要な物品などとのマッチングに努めます。

（２）社会参加への支援

【現状と課題】

スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は、健康づくりや生きがいがづくりの側面のほか、障がいのある人自身の社会性の形成・維持に役立ちます。コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人・友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながります。

本市ではニコスマイルなどの活動を通じて、障がい者スポーツ教室や書道教室などを実施しています。また、アンケート調査によると、「気の合う友達や仲間がいる」「楽しめる趣味やスポーツを持っている」「仕事を持っている」などの生きがいのある生活を送っている障がいのある人が多くいる一方で、外出の目的としては「通院」「買い物」が多く、「趣味の活動」「地域の行事」などで外出する割合は少なくなっています。これは、障がいのある人が社会参加しやすい機会や居場所が少ないためと考えられます。

障がいのある人の社会参加を促進するためには、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめ、地域との交流活動も重要な要素です。活動への参加意欲を喚起するために、障がいがあっても参加しやすい環境づくりを整備する必要があります。

²⁵ 障害者優先調達推進法…国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的・積極的に購入することで、障がい者就労施設において就業する障がいのある人の経済面の自立と社会参加の促進に資するために制定された法律。

【今後の取組】

①スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

ニコスマイルなどの活動を通じて、スポーツ教室や書道教室などを実施し、障がいのある人もない人も交流できる活動を地域に広げていきます。

また、より多くの障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、活動の選択肢の充実を図るとともに、活動を支援する人材を育成し、障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

その他、障がいのある人のニーズに応じて、総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」²⁶と連携した教室の開催を検討します。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害のある人が文化芸術を鑑賞すること、また、市展（安芸市美術展覧会）やスピリットアート展²⁷などへの参加、12月の障がい者啓発週間などを活用し、作品の展示を行うなど、発表の機会の充実に努めます。

②社会参加しやすい環境整備

社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に伴う、移動の介助に係る費用の一部を助成することにより、地域における障がいのある人の自立生活及び社会参加を促進していきます。その他、車椅子などを利用している人であって、一般の公共交通機関を利用することが困難な人を対象に福祉移送サービスを提供します。

また、社会参加に必要な制度の周知や障がいのある人が各種講演会などに参加しやすくなるように、手話通訳者などの配置に努めます。

③選挙への参加促進

障がいのある人の投票を促進するため、投票所の段差の解消や点字など投票しやすい環境づくりに配慮します。人的介助が必要な人に対しては、迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。

²⁶ 総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」…いつでも、どこでも、だれとでも好きなスポーツを選んで遊ぶことのできる総合型スポーツクラブ。自分のペースでスポーツを楽しめ、普段のサークルや教室に来ることができない人にも競技にふれあう機会をつくり、関心を持ってもらうために定期的な教室やイベントも行っている。

²⁷ スピリットアート展…高知県障害者美術展のことで、障がいのある人の作品を公募し、芸術作品として心動かされる優れた作品を表彰することで、障がいのある人のさらなる制作意欲の向上や社会参加を促進し、その多彩な能力に触れることで、障がいに対する県民の理解を深め、心豊かに暮らせる社会を実現することを目的としている。

4 障がいのある子どもへの支援

(1) 療育・発達支援の充実

【現状と課題】

発達に様々な課題を持つ子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な対応を必要としており、地域での健やかな成長を支援することが大切です。そのためには、早い段階から子どもたちの特性を把握し、一人一人に応じた子育てをしていく必要があります。保護者にとっては、子どもの障がいを受けとめることが難しいこともあります。思いに丁寧に寄り添いながら、障がいへの理解を深め、子育てしていく力を高めていけるような支援をしていくことが必要となります。

アンケート調査では、子どもの療育・訓練に関する希望として、「病院に通院して治療、訓練を受けたい」、「学校で指導、訓練を受けたい」などの希望が多くなっています。障がい疑われる段階から早期療育が必要であり、身近な地域でより専門的な支援も行うことが求められています。本市では、月1回療育教室を開催し、早期療育に努めていますが、児童発達支援などのサービス事業所が現在市内にはなく、広域でのサービス提供となっています。

また、医療的ケア児についても、市内での支援体制が整っていないのが現状です。身近な地域で成長していくために、医療、保健、福祉、教育分野の各機関が連携し、重層的な支援を行っていくことが求められます。

【今後の取組】

①療育相談の充実

療育に関する相談の充実に向けて、関係機関や専門機関との連携を図り、子どもの特性に応じた療育相談や育児に不安を持つ保護者などに寄り添ったきめ細かな対応など、身近なところで受けられる相談支援体制の充実を図ります。

②療育体制の充実

生活に身近な場所での早期療育の機会として、親子療育教室や個別療育教室を引き続き開催し、適切な療育が受けられる体制を充実していきます。また、保護者、地域の住民に対して早期療育に対する理解が深まるよう、親の会「いっぽいっぽ」などと協力し、発達障がいの理解・啓発に努めます。

③医療的ケア児への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会相談支援専門部会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

（２）障がい児保育の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、保育所や幼稚園、学校に必要と思うこととして「加配保育士や学校教職員の資質向上」などが多くなっています。

本市では、各保育所で個別の指導計画を作成し、必要な加配保育士を配置したうえで保育を実施しています。

また、障がいのある子どもに適切な支援を行い健やかな成長と発達を促すために、障がいのある子どももできる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育しています。

【今後の取組】

①障がい児保育・幼児教育環境の整備

保育所（園）・幼稚園の入所・入園を希望する場合は、合理的配慮を行い、受入に努めます。

また、施設面、人員面など障がい特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めるとともに、福祉事務所に「親育ち・特別支援保育コーディネーター²⁸」を引き続き設置し、個別の指導内容の充実やユニバーサルデザインの保育²⁹の実践に努めます。

②従事者研修の充実

保育士・幼稚園教諭の専門性の向上を図るため、保育所（園）・幼稚園における障がい児保育・教育の実践に必要な知識及び技術などの研修の充実を図ります。



²⁸ 親育ち・特別支援保育コーディネーター…課題を抱える子ども・家庭について、その支援計画の進捗管理や小学校への円滑な接続、要保護児童対策協議会との連携などを行う、福祉事務所に配置している支援員。

²⁹ ユニバーサルデザインの保育…障がいのある子どもだけの特別な保育ではなく、全ての子どもにとってすごしやすく、わかりやすい保育。

（３）特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育は、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った支援を受けながら、地域の通常学級で学べることをめざす教育理念と実践プロセスであるインクルーシブ教育³⁰の推進が求められています。

本市では、特別支援教育支援員³¹、スクールアドバイザー³²、スクールカウンセラー³³、スクールソーシャルワーカー³⁴を配置するとともに、「安芸市版つながるノート³⁵」を活用した支援ミーティング³⁶の実施などによる情報共有を図っています。

障がいの種類、程度などに応じたきめ細かな教育を行っていくために、引き続き、多様性と専門性を両立できる特別支援教育を充実する必要があります。

【今後の取組】

①学校教育環境の充実

学習活動上のサポートなどを行う特別支援教育支援員、相談支援体制の充実に向けてスクールアドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、教育環境の充実を図ります。特別支援学級においては、個々の障がいに応じた指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を計画的・組織的に行います。

個別の支援が必要な子どもには、「安芸市版つながるノート」を活用した支援ミーティングによる情報交換や支援の方向性の共有と、「支援引き継ぎシート³⁷」による関係者への確実な引継ぎが両輪となって、より効果的な支援になることから、今後もこの取組の定着を図ります。

また、障がいのある子どもが安心して学習できるよう施設や設備の充実に努めます。

②従事者研修の充実

小・中学校の教職員が特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、多様な障がいの特性に関する理解を深めるよう教職員研修の充実に努めます。

³⁰ インクルーシブ教育…障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育。

³¹ 特別支援教育支援員…発達障がい又はその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援などを行えるように、小・中学校へ配置している支援員。

³² スクールアドバイザー…スクールカウンセラーと同じく、高度な専門知識を有し、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

³³ スクールカウンセラー…心理学や心理援助の専門知識を有し、学校内の様々な問題行動に対する心理相談業務に従事する心理職専門家。

³⁴ スクールソーシャルワーカー…社会福祉などの専門的な知識を用いて児童の環境に働きかける支援を行う専門家。

³⁵ 安芸市版つながるノート…発達障がいの診断を受けた人や疑いのある人が、乳幼児期から一貫した支援が受けられるように、自身の特性、関わり方や支援の仕方などを記録したファイル。

³⁶ 支援ミーティング…特性に応じた適切な支援が必要な子どもとその家族にとってどのような支援が必要か、また、特性に合わせた支援が継続して受けられるよう関係機関とともに協議する会。

³⁷ 支援引き継ぎシート…保育所・学校などの様子や支援の状況を記載するシートで、保育所・学校などでの様子や支援内容を進級・進学先や就職先へも引き継ぐための重要なものである。

③教育相談の充実

障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・個別の支援体制の充実を図ります。

④発達障がいのある子どもの支援

発達障がいのある子どもが、適切な教育や支援を受けられるよう、学校、保健、福祉などの関係機関が連携した支援体制を構築します。

（４）一貫した支援体制の整備

【現状と課題】

アンケート調査では、保育所や幼稚園、学校に必要と思うこととして、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」を求める声が多くなっています。

就学後に学習障がいの発見や登校しぶりなどにより、学校で十分な学習ができない状況にならないために、就学前から教育・療育の一貫した支援を行うことが重要です。

本市では、「安芸市版つながるノート」「サポートブック³⁸」の普及啓発と活用促進を行い、切れ目のない支援体制の構築を図っています。

また、アンケート調査では、子どもの障がいの診断・判定を受けた頃の悩みとして「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」などの回答が多くなっていることから、早期から保健、医療、福祉が連携して障害のある子どもやその保護者に関わりを持てる体制が求められています。

【今後の取組】

①早期からの関わりの充実

疾病や障がいの早期発見・早期療育のため、関係機関の連携を強化し、母子保健相談や乳幼児健康診査、二次健診の引き続きの実施と充実に努めます。また、必要に応じて親子療育教室など、市が実施する早期療育事業や福祉サービスの紹介などを行います。

②ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実

子どもたちが成長していく中で、一人一人にあった支援が継続されていくように、成人するまで一貫した切れ目のない支援を行うために「安芸市版つながるノート」や「サポートブック」を活用するとともに、支援ミーティングが確実に開催できる体制づくりに努めます。

中でも学齢期以降の子どもたちへの支援については、様々な関係機関が情報共有し、重層的な支援が適切に引き継がれるような体制づくりを進めていきます。

³⁸ サポートブック…安芸市版つながるノート利用対象者を除く障がいのある人などが、乳幼児期から一貫した支援が受けられるようにするために、自身の特性、関わり方や支援の仕方などを記録したファイル。

③教育から就労への支援

障害者自立支援協議会や「親とともに支援を考える会」などで療育支援体制の整備や就労支援体制の構築について協議・検討し、切れ目のない支援を行っていきます。

そのために「安芸市版つながるノート」や「サポートブック」の活用、支援ミーティングなどの開催により、本人や保護者、支援者間で子どもの特性の理解や支援の方向性と具体的な支援内容などの共通認識を図り、就労に係る施設・機関や教育機関などとの連携を強化し、円滑に就労・就労定着へつなげていきます。

（５）家族の支援

【現状と課題】

アンケート調査では、子どものことで悩んでいることや困っていることの相談先として、家族や友人・知人、保育園・幼稚園・学校の教職員などが多く、市の窓口や相談支援事業所などへの相談は少ない状況です。一方で、一貫した支援に利用できる「安芸市版つながるノート」の認知度は、８割を超えており、すでにノートを持って支援ミーティングなどに活用している人も６割以上となっています。

引き続き、子育てに対する悩みや不安について、気軽に相談できる体制の充実を図り、「安芸市版つながるノート」や「サポートブック」の周知・活用を通して一貫した切れ目のない支援体制づくりに取り組む必要があります。

また、家族が障がいについて理解し、子どもが安心できる家庭環境や社会環境を築くため、家族の負担軽減に努めることも重要です。

【今後の取組】

①保護者・障がいのある子どもの不安を解消する相談支援の充実

障がいの特性や子育てについて、学校や地域社会との関わりの中で生じる悩みや不安などを解消するため、市内保育所・学校別に担当保健師を割り当て、各関係機関と連携を図りやすくなる体制を継続していきます。また、親の会「いっぽいっぽ」や「ほっと会」、当事者の会「はしる会」で協議しながら、気軽に相談できる体制や一人一人への対応の充実を図ります。

また、障がいのある子どもの成長に合わせて切れ目のない支援が円滑に受けられるよう、「安芸市版つながるノート」や「サポートブック」の周知を進めていきます。

さらに、障がいについての理解や関わり方などについての勉強会や講演会を開催していきます。

②放課後・長期休暇支援の充実

学童保育への入所要件を満たす家庭の児童に対して、障がいの程度に応じ、加配対応支援員の配置や環境整備を行うことにより、受け入れに努めます。

また、夏休み・春休みの長期休暇支援事業は、終日開催できるよう、学生などのボランティアを引き続き募集するとともに、開催時間や日数の拡大を図るため、退職保育士や社会福祉協議会と連携し、ボランティアの確保を行います。

5 保健・医療の充実

(1) 健康づくり・疾病の予防

【現状と課題】

本市では、安芸市健康増進計画や母子保健計画に基づき、住民主体の健康づくり活動や母子保健事業を推進しており、各世代や地域のニーズに対応しつつ、住民一人一人の健康状態に応じてきめ細かく支援しています。人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障がいの特性にも配慮した方法で日常的に必要な情報や助言が得られるような環境整備に努める必要があります。

また、病気や事故の後遺症に起因する身体障がいや高次脳機能障がいにみられるように、中途障がいが増加傾向であり、障がいの重度化傾向もみられることから、生活習慣病の予防対策の強化とともに、疾病などを早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要になっています。このため、健康診査やがん検診及び健康教育、健康相談など保健事業の一層の充実を図ることが重要です。

【今後の取組】

①健康づくりの推進

住民一人一人が自分の健康についての関心を持ち、自らの心身の健康保持増進を図るために、毎日の生活の質の向上や健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指して、「自分の健康は自分で守る」実践や「お互いの健康を守り合う」実践などの健康づくりを支援します。

②母子保健事業などの充実

障がいの早期発見・早期療育・早期対応のため、妊娠期からの支援や指導、乳幼児健診の実施や受診率の向上、その他の事業の充実を図ります。

また、「子育て世代包括支援センター★きらり★³⁹」と母子保健事業が連携し、妊娠期から出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行います。妊娠早期から助産師などの家庭訪問や育児相談により、相談しやすい関係を構築し、家庭や地域での妊産婦などの孤立感の解消を図ります。

③健康診査・がん検診などの事業の充実

疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病などの疾病を要因とする障がいを予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診などを実施します。

生活習慣病予防などについて広報活動やサービス事業所訪問などを通して広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。

また、保健師などの訪問指導、各地区への出前講座、健康相談・健康教育を実施し、日常的な健康管理の支援を行います。

³⁹ 子育て世代包括支援センター★きらり★…妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援するため、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点。

④障がいのある人の健康管理の充実

障がいのある人に対して、障がい特性に配慮した健康診断を受けやすい体制づくりに努めます。

（２）医療・地域リハビリテーションの充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、心身機能を維持・調整していくことが重要です。しかし、障がいに対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、受診にあたっては非常に時間を要するなど、障がいのある人が利用しやすいとは言にくい現状があります。特に重症心身障がい児・者のためのリハビリテーション機能や精神障がい者のための救急機能などは身近に対応できる機関が少なく、本人や家族の不安は大きくなっています。

医療行為が必要となる障がいの場合、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中など、本人の置かれた状況やライフステージに応じた医療機関との連携が重要です。また、途中で障がいを受けた場合には、精神面でのリハビリテーションなども必要となり、きめ細かい支援が求められます。

難病については、「難病の患者に対する医療などに関する法律」により、医療費助成の対象疾病が順次拡大されており、適切な情報やサービスの提供が求められています。

精神保健福祉対策としては、関係機関と連携を図り、計画の推進や自殺予防ネットワーク会議などへ参加し、他機関との連携を図っています。

【今後の取組】

①医療機関などの関係機関との連携強化

医療機関との連携を強化することで対象者に関する情報を共有し、共通した認識を持ち、一貫した医療支援体制の整備を図ります。

そのため、県立あき総合病院・芸西病院などの相談員とともに、連絡会や退院時支援会議の参加を通じて連携・強化を図ります。また、地域移行に向けた協議の場を設置し、医療機関とのさらなる連携を推進します。

②地域リハビリテーションの充実

いろいろな障がいや生活のしづらさを持った人に対し、障がいの軽減や機能回復など、生活の質を向上できるよう地域でのリハビリテーション体制の充実を図り、地域全体で周囲の理解と見守りの体制づくりを進めていきます。そのために医療機関をはじめ施設、サービス事業所、訪問リハビリ、ふれあいサロン、生活訓練等事業、ボランティア活動など、地域と連携したリハビリテーションを推進します。

③難病患者対策の推進

難病患者に対し、福祉保健所、福祉事務所、健康ふれあいセンター、相談支援事業所などが連携して相談支援体制を充実します。

また、市広報などを通じて、難病患者も障がい福祉サービスの対象であることを周知し、必要な人が適切なサービスを受けられるよう努めます。

④精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

精神保健に関する正しい知識の啓発、精神保健相談など、心の健康保持に関する事業の推進に努めます。また、福祉保健所、周辺市町村の関係機関、相談支援事業所、地域との連携により、社会復帰をめざす精神障がい者の地域移行のため、長期入院者の退院後の生活支援や相談支援などにおける保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

（３）公的医療助成制度

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化と障がいのある人の高齢化が進んでいることから、健康への不安が増しており、きめ細かな保健・福祉サービスの推進とともに医療費負担の軽減が望まれています。

医療費助成については、今後も制度の変化に合わせながら、適切な助成を続ける必要があります。

【今後の取組】

①自立支援医療の推進

心身の障がいの軽減や機能回復、疾病の治療のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を実施します。

②公的医療助成制度の継続

重度心身障がい児・者の健康管理と医療費負担軽減のため、重度心身障害児・者医療費助成制度を引き続き実施し、医療費のうち保険診療の自己負担分について助成を行います。

6 人にやさしく安心・安全なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が、地域で自由に社会参加するためには、建物や施設、道路などの物理的障壁を取り除く、いわゆるバリアフリー化を進める必要があります。また、障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいまちのユニバーサルデザイン化を推進することも求められています。

アンケート調査では、外出の際に不便なことや困ることとして、「公共交通機関の利用が不便」「経費がかかる」「一人での外出が不安」が多くなっていますが、他に「障がい者用駐車場が不備、少ない」「建物内の設備が利用しにくい」「休憩できる場所が少ない」「歩道に問題が多い」などの回答もあり、これらの要因が外出を妨げていると考えられます。

このため、道路や建築物などのバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関などの移動手段を確保する必要があります。本市では、公共交通機関空白地域での交通手段の確保策として、山間部のデマンド化（予約型）を含めたダイヤ改正、路線見直しを総合的に検討しています。

【今後の取組】

①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

市役所新庁舎や公園トイレなどの整備には、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮します。

②道路・交通環境の整備

障がいのある人が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、カーブミラー、転落防止柵、視線誘導標、区画線など、道路・交通環境の整備を計画的に推進します。

③公共交通機関空白地域での交通手段の確保

公共交通機関空白地域での交通手段を確保するために、利用者の状況やニーズの把握に努めつつ、元気バスの路線見直しやデマンド化を図るなど、利便性の向上と効率的な運行に努めます。また、バリアフリーに配慮した低床車両の導入を進めます。

④移動支援事業の推進

行動援護、同行援護や移動支援事業により、外出時の移動の支援を推進します。

（２）防災・防犯体制の整備

【現状と課題】

近年、日本では異常気象や震災、風水害などの自然災害が多発しており、本市においても災害時に必要な支援を適切に提供できる体制整備の充実が急務となっています。

アンケート調査でも、災害時に一人で避難できない、家族が不在の場合に近所に助けられる人がいないなどの回答が多く、様々な支援が必要な障がいのある人にとって、暮らしている身近な地域との関わりが重要になってきます。このため、地域のどこに支援を必要とする人がいるのか、災害発生時には誰が支援できるのか、どこに避難したらいいのかなどの情報を、体系的に整理し、個人情報保護への配慮もしながら、関係機関との情報共有を行うことが重要です。

本市では、避難行動要支援者名簿を作成・更新することで、自主防災組織などとの情報共有を図り、避難行動要支援者の福祉避難所開設・運営訓練への参加や、個別計画の確認などの実施につなげています。

また、避難場所では、障がいのある人の特性に応じた対応ができる整備が必要です。その後の継続した福祉サービスの提供体制の確保も求められています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式に沿った防災対策の見直しも必要となっています。

そのほかに、障がい者や高齢者を狙った詐欺などが多発しており、障がい者の防犯、消費者被害の防止などに向けた取組も重要です。

【今後の取組】

①災害時要配慮者・要支援者への支援の推進

避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関などと情報共有を図ります。

また、関係機関と連携した避難支援個別計画⁴⁰の作成を通して、要支援者本人や家族と支援者が避難場所や避難方法などの情報を共有するように取り組みます。

その他、親の会「いっばいっば」や「ほっと会」、当事者の会「はしる会」などと災害対策についても協議し、必要な支援体制を検討します。

②防災対策の意識の向上

平時からの防災知識の普及啓発を図るため、障がい特性に応じた情報提供に努めるとともに、障がいのある人も参加しやすい防災・避難訓練の実施に努めます。また、福祉避難所⁴¹や保健・福祉ゾーン⁴²における訓練などを引き続き実施し、障がいのある人の避難を想定した取組を、行政や施設、地域住民が一体となって推進します。

⁴⁰ 避難支援個別計画…要支援者の避難を迅速に実施するため、避難手順や支援する人の氏名などについて事前に決めておく個別の計画。

⁴¹ 福祉避難所…一般の避難所では生活が困難な高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人などが避難生活をするための、特別な配慮がなされた避難所。

⁴² 保健・福祉ゾーン…デイサービスセンター「はまちどり」、高齢者活動センター「老人憩いの家」、総合社会福祉センター、健康ふれあいセンター「元気館」などの保健・福祉の拠点となる場所。

③福祉避難所などの整備

本市における災害時の福祉避難所は6か所となっており、現状では要支援者の避難所が不足することが想定されるため、より支援の必要な人を、それぞれの福祉避難所が事前に把握することで、円滑な避難ができるよう施設との情報共有を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、民間賃貸住宅、旅館、ホテルなどと協定を締結するなど、要配慮者が生活可能な避難所の確保に取り組むほか、福祉避難所に必要な資機材・備蓄品の補充を行っていきます。

④防犯体制の充実

市広報などを活用して、障がいのある人などを狙った犯罪被害防止の啓発を行います。

また、架空請求や悪質な訪問販売・電話勧誘など、様々な消費者問題について、相談を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。

（３）地域で支え合う仕組みづくり

【現状と課題】

本市では、人口減少や少子高齢化が急速に進み、特に中山間地域では、過疎化の進行により集落機能が低下するなど、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まっています。また、こうした地域においては、全国一律の仕組みでは必要なサービスが提供されにくい状況となっています。そのため、地域住民の支え合い（共助）の意識を高めるとともに、住民主体の活動を「行政」が継続して支援するための仕組みづくりが必要となっています。

障がいのある人が安心して生活するためには、公的サービスだけではなく、地域住民の人的資源を活かした支え合いの活動も大きな役割を果たします。長期休暇支援事業へのボランティア参加などのほか、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人のボランティアポイント制度「福祉あき元気応援マイレージ⁴³」を開始し、ボランティア活動の促進を図っています。

今後も地域福祉の担い手となるボランティアの育成や、その活動基盤づくりに取り組むことが重要です。

【今後の取組】

①障がい者支援ボランティアの養成

障がいに対する基礎的な知識と、ボランティア活動をするための必要な知識を学び、障がいのある人を支援するボランティアを養成します。また、ボランティアが障がいに対する理解を深められるような研修やニコスマイルなどを通じてボランティア活動を身近に感じてもらうような機会をつくり、意識啓発に努めます。

⁴³ 福祉あき元気応援マイレージ…障がいのある人の社会参加による生きがい作りを目指すため、65歳未満の障害のある人がボランティアを行った際にポイントを付与し、ポイントに応じて商品券などに交換することができる制度。

②学生ボランティアの養成

早い段階から障がいへの理解や、ボランティア活動への参加促進を図ることで、将来のボランティアを育成するために、学校と連携し、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。また、福祉教育活動においてボランティア教育の推進を図ります。

③登録ボランティア制度（福祉あき元気応援マイレージ）の周知・活用

障がいのある人の社会参加をさらに広げるため、各種事業所・団体が必要な時にボランティアを活用できるよう周知を行い、令和元年度から障がいのある人のボランティアポイント制度「福祉あき元気応援マイレージ」を開始しました。障がいのある人が社会参加活動を通して自身の主体性の向上や生きがいづくり、支え合いのまちづくりに資することを目的としています。

④地域で障がい者を支える体制の構築

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、自治会などの住民組織などが連携して、地域で障がい者やその家族を見守り、支える体制の構築を目指します。

⑤当事者団体の活動支援

障がいのある人の活動母体である当事者団体の活動を支援し、様々な社会参加への促進を図れるよう支援します。



7 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 理解と交流の促進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への理解が不可欠です。

アンケート調査では、障がいなどを理由に差別されたり、いやな思いをしたことがあると回答した人は、約2割となっています。また、障がい者福祉に必要なこととしては、「地域住民などが障がいや障がいのある人への理解を深めること」が、知的障がい者では第1位、全体でも第2位となっています。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行されましたが、障がいのある人に対する人々の偏見や差別も依然として存在しています。

本市では、平成30年度よりヘルプマーク⁴⁴の配布を開始するなど、障がい者理解の促進に努め、障がい者週間の取組としては、広報やニコスマイルのイベントでの障がい者への理解の啓発を行っています。

また、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語条例⁴⁵の策定を推進します。

今後も、全ての市民が障がいに対する理解を深めるよう、啓発活動や福祉教育、障がいのある人もない人も共に交流する事業などを推進する必要があります。

【今後の取組】

①福祉教育活動の推進

これからの社会を担う子どもたちが障がいに対して正しい理解を身につけていくよう、学校における福祉教育を積極的に推進するとともに、社会教育における人権教育・啓発や、ニコスマイルなど地域と一緒に活動を通して、障がいに対する理解が進められる環境づくりに努めます。

②住民、支援者・従事者向け研修などの充実

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催を行います。

また、障がいや人権への理解促進、支援者などの資質向上のために、障がいのある人に関わる支援者・従事者に対する研修の充実を図ります。

⁴⁴ ヘルプマーク…内部障がいのある人や難病の人、又は妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない人が、周囲の人に配慮を必要としていること知らせるためのマーク。

⁴⁵ 手話言語条例…手話を言語として明示した「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」に基づき、手話への理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する総合的かつ計画的に施策を推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

③障がい理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が行われるよう事業者や住民にも広く周知・啓発を図り、障がい理由とする差別の解消を推進します。

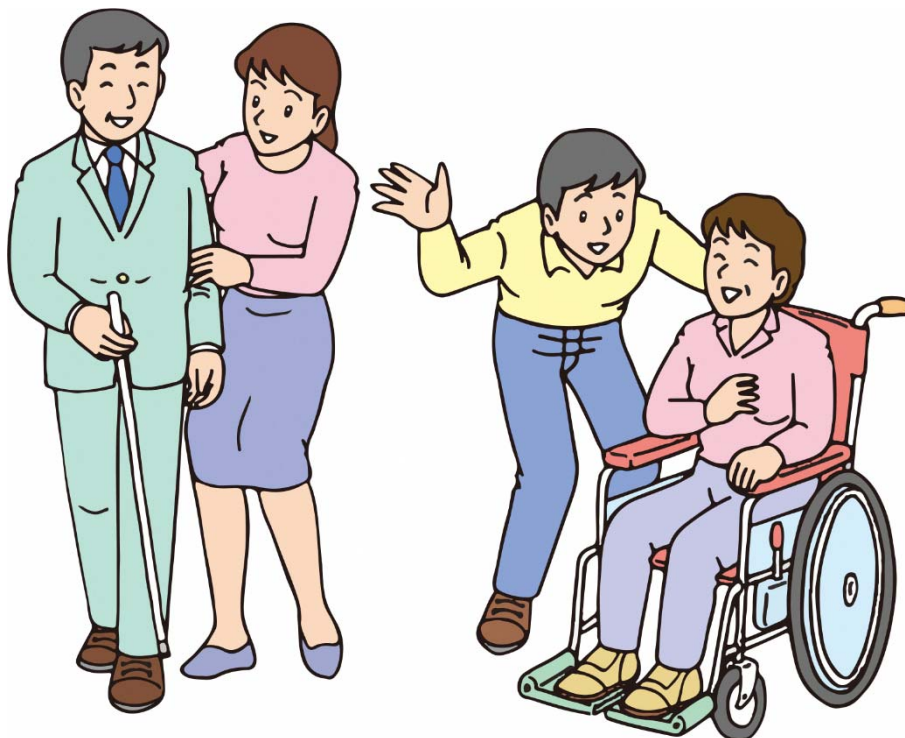
④交流・ふれあい活動の推進

障がいのある人もない人も、全ての人が、様々な分野において共に助け合い、協力していくためには、地域とのかかわりを持ち、地域の一員として、全ての人が互いの存在を認め合うことが重要になります。

そのため、障がいのある人もない人も共に理解しあい交流できる機会の充実を図るなど、交流活動の推進に努めます。

⑤手話言語条例の策定

手話言語条例を策定することで、手話に対する理解と普及に努め、障がいの有無にかかわらず、全ての住民が自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。



（２）権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

障がいのある人は、障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったことから、詐欺や金銭詐取などの重大な権利侵害を受ける危険があります。このため、成年後見制度などの権利擁護に関する制度の利用を促進する必要があります。

また、障害者虐待防止法では、障がいのある人に対する虐待を禁じるとともに、虐待行為の発見者に対して通報が義務づけられています。本市においては、福祉事務所障害ふくし係内に安芸市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談などに応じています。また、虐待防止を図るため、障がい児者の理解と対応研修において、虐待防止の研修を実施しています。

今後も一人一人の尊厳が尊重されるよう、虐待の防止、虐待を受けた人の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行える体制を整備する必要があります。

【今後の取組】

①権利擁護事業の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障がいのある人を対象とした成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業⁴⁶などの活用を促進するとともに、各事業内容や相談窓口などの周知を徹底します。

また、東部成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会（東部四者会⁴⁷）の場において、弁護士、司法書士、介護支援専門員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが成年後見制度や虐待対応について、事例検討や意見交換を行い資質の向上に努めます。

②虐待防止に向けた周知・啓発

虐待は、発生してからの対応よりも、未然に防ぐことがなにより重要です。住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法や通報義務の周知・啓発など、障がいや虐待防止に関する正しい知識と理解の普及に努めます。

また、虐待防止に関する研修会を実施することにより、虐待を予防していく地域づくりや対応力の向上を図ります。

⁴⁶ 日常生活自立支援事業…認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

⁴⁷ 東部四者会…社会福祉士・弁護士・司法書士・行政書士に福祉事務所・福祉保健所や社会福祉協議会の担当者が加わり、成年後見人制度など権利擁護についての学習や、他地域との情報交換を行い、担当者の資質向上に努めている。

③虐待の早期発見・早期対応

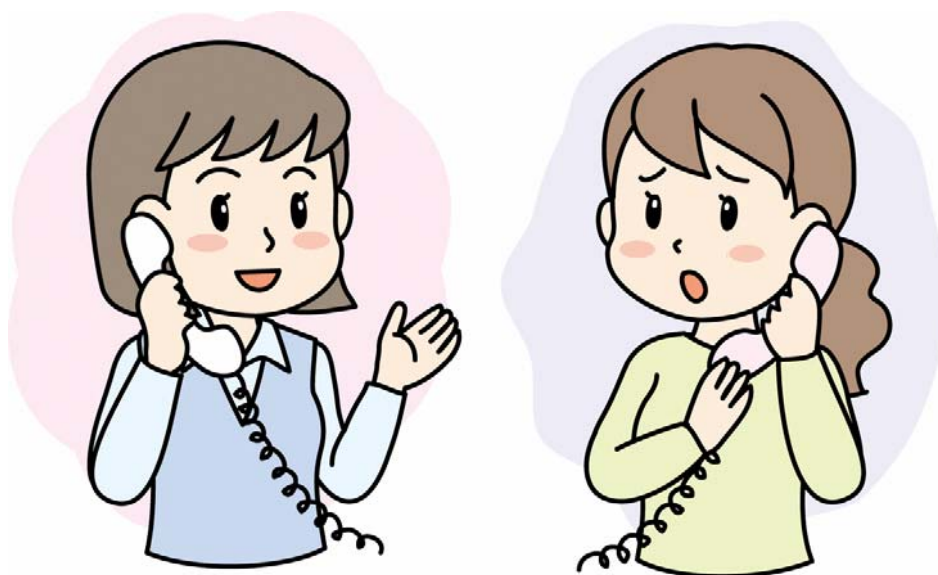
虐待は、早期発見と適切な対応や支援を行うことで、問題の深刻化を未然に防ぐことが可能です。地域住民の協力・連携などにより、早期発見・対応の体制を整備するとともに、入院や措置入所などの緊急保護が必要な場合もあるため、緊急時対応の体制づくりに取り組みます。

また、安芸市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報、届出、支援などの相談を受け付け、被害者や家族などを支援するために関係機関と連携して対応します。

④虐待を受けた障がいのある人などの自立支援

虐待を受けた障がいのある人が、前向きに生きることができるよう、生活の全てに関する支援に努めます。

また、養護者による虐待については、養護者自身も支援を必要としている場合も多くみられるため、養護者に対する支援も行っていきます。



第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画（第5期）における成果目標と実績

（1）施設入所者の地域生活移行

障害福祉計画（第5期）では、平成29年10月1日現在の入所者45人のうち2人が地域生活へ移行し、1人が新規に施設入所をするを見込んで、下記の目標を設定しました。

地域移行者数は2人の目標に対し実績は0人で、目標を達成できていません。

項目	目標	実績
平成29年10月1日時点の施設入所者数	45人	
令和2年10月1日時点の施設入所者数	44人	40人
平成29年度～令和2年度地域移行者数	2人	0人

（2）福祉施設から一般就労への移行

障害福祉計画（第5期）では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者を見込んで、下記の目標を設定しました。

令和2年度の一般就労移行者数は目標を達成しました。就労移行支援事業利用者数は4人の目標に対し、実績が4人で目標を達成しています。

項目	目標	実績
平成29年度の一般就労移行者数	1人	
令和2年度の一般就労移行者数	2人	2人
令和2年度の就労移行支援事業利用者数	4人	4人

（3）地域生活支援拠点などの整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点などの整備が求められています。

本市では市単独での整備は難しいため、安芸圏域での整備を基本に検討しています。

2 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者の2.4%が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から2.4%削減することとします。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	41 人	
令和5年度末時点の施設入所者数 (B)	40 人	
【目標値】 施設入所者数の削減見込 (A－B)	1 人 2.4%	令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する(国の指針)。
【目標値】 令和3年度から5年度末までの地域生活移行者数	1 人 2.4%	国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行することを目指すとしているが、本市では、令和元年度時点の施設入所者の3割以上が65歳以上であることから、地域移行数を1人(2.4%)と設定する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場については、次のように目標を設定します。

項 目	内 容
現在の設置状況 (令和2年9月末時点)	設置済
設置形態	既存の協議会(障害者自立支援協議会及びその部会である相談支援専門部会・就労支援専門部会)を活用し、それぞれの部会で毎年度月1回の開催、年度ごとの評価を年2回行う。
構成市町村	安芸市

（３）地域生活支援拠点などにおける機能の充実

「地域生活支援拠点」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことをいいます。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つを柱としています。

本市では、目標を次のように設定します。

項 目	内 容
整備形態	安芸市単独での整備は難しいため、市内にある資源（相談事業所、短期入所施設、グループホーム）、及び安芸圏域における市町村と連携を図りながら面的なサービス提供を行う。
構成市町村	安芸圏域
機能の充実について	農福連携での就労従事者が安芸圏域で R2 年 10 月末時点 70 名以上（うち安芸市 7 割以上）となってきたが、その 4～5 割以上が生きづらさを抱えた、ひきこもりや発達障がい者である。現在市内に重度心身障がい者のグループホームはあるが、就労・自立支援のためのグループホームはない。発達障がいを含むひきこもりなどのハウス就労や B 型事業所利用者を受け入れるため、また精神障がい者の地域移行支援を推進するための支援体制として、住宅確保と自立支援を目指せるようグループホーム設置の整備をはかる。障がい特性に応じた支援をしていく上で、発達障がいなどの専門性の高い支援体制が必要となってきたため、人材確保や、短時間就労や作業を分割化した雇用先の確保、雇用先などへの障がいへの理解促進をより充実していく。
運用状況の検証及び検討方法について	相談支援専門部会や就労支援専門部会にてケースの自立支援について随時検討を行い、農福連携研究会でも必要時に協議、自立支援協議会において年 1 回検証・検討の機会を持つ。

（４）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、次のとおり目標を設定します。

①全体数

項 目	数 値
令和元年度における一般就労移行者数※	2 人
【目標値】 令和 5 年度における一般就労移行者数	8 人

※一般就労者…福祉施設を退所し、企業などに就職した人や在宅で勤務した人(家業への従事含む＝農林漁業含む)及び自ら起業した人をいいます(就労継続支援A型を利用する場合を除きます)。障がい福祉サービス(就労継続支援など)を利用しながら働く場合や、特別支援学校から一般企業などに直接就職する人は含まれません。

②就労移行支援事業を通じた一般就労数

項 目	数 値
令和元年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	2 人
【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する数	6 人
【目標値】 令和5年度において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した者で就労定着支援事業の利用者数	3 人

③就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

項 目	数 値
令和元年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0 人
【目標値】 令和5年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行する数(国の指針では、令和元年度実績の概ね1.26倍以上を目指すとしているが、実績がないため、1人と設定する。)	1 人

④就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

項 目	数 値
令和元年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	0 人
【目標値】 令和5年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する数(国の指針では、令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すとしているが、実績がないため、1人と設定する。)	1 人

（５）障がい児通所支援などの地域支援体制の整備

障がい児通所支援などの地域支援体制の整備については、地域の実情と国の基本指針を勘案して、目標を次のように設定します。

項 目	内 容
児童発達支援センターの設置	市単独での設置は難しいので、安芸圏域のサービス事業所において対応する。
保育所等訪問支援の利用体制の構築	市単独での設置は難しいので、安芸圏域のサービス事業所において対応する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	市単独での設置は難しいので、安芸圏域又は他圏域のサービス事業所で調整する。

（６）相談支援体制の充実・強化など

相談支援体制の充実・強化を図るため、相談支援事業所などと連携し、総合的・専門的な相談支援を実施していきます。また、相談支援事業所への人材育成のための研修案内や、関連機関との連絡会の開催などを行います。

項 目	内 容
相談支援事業所への人材育成にかかる研修案内	障がい者理解促進研修(年４回)の開催、自立支援協議会相談専門部会(毎月１回)において、研修案内を行う。
地域の相談機関との連携強化の取組	ここからネット ⁴⁸ (年３回)、東部四者会(年３回)、県立あき総合病院精神科との連絡会(月１回)へ参加し、連携強化を図る。

（７）障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

高知県が実施する障がい福祉サービスなどに関する研修に、積極的に参加するとともに、サービス事業所職員への研修参加を促進していきます。また、現在も行っている障がい福祉サービス管理システムを活用したサービス内容審査について、より詳細な審査を目指し、サービスの質の向上を図っていきます。

⁴⁸ ここからネット…「ここから東部地域ネットワーク会議」のことで、自殺予防対策を進めるため、東部地域の各関係機関が課題を共有し、身近な地域のセーフティネットとなる体制作りに取り組んでいる。

3 障がい福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助などを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

③ 行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に、見守りや危険回避の援護を提供します。

④ 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人などで、その介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス等利用計画⁴⁹に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

◎実績（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間	557.5	613.5	584.5	456.75	638.5	485.5
重度障害者等包括支援 同行援護	人	31	38	32	37	35	34
市内サービス事業所		・ホームヘルプステーションあき ・ヘルプステーションてくてく ・ヘルプステーションあったか ・ヒューマンケア・安芸 ・ヘルプステーション優					

⁴⁹ サービス等利用計画…障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がいのある人のニーズや置かれている状況などをふまえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

◎目標（第6期計画）

（月平均）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間	563	661	731
	人	37	44	49
サービス・事業の実施に関する考え方など		○訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人一人のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。 ○家族と共に暮らし続けたいと願う障がいのある人にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。 ○高齢になっても在宅生活を希望する障がいのある人の意向実現のため、障がいと介護の上乗せ・併用によるサービスが増加しています。 ○見込量は、市障がい者福祉アンケート及び県アンケートなどから、新規利用希望を推計し加算しました。		
見込量確保の方策		○今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする人が増加すると見込まれますが、障がいのある人が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパーなどの人材確保や、サービス提供体制の充実を図ります。 ○ヘルパーなどの人材確保のために、サービス事業所で働く移住者への補助制度（家賃、引っ越し費用）の利用を推進します。		

（2）日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を要する障がいのある人に、施設などで入浴や排泄、食事などの介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。利用期間は原則2年間と定められています。

⑤ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に雇用契約などに基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

⑦ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 短期入所

居宅での介護を行っている人が、病気などの理由で介護できないときに、障がいのある人が施設への短期間の入所をし、必要な介護などのサービスを受けるサービスです。

⑨ 療養介護

医療を要する障がいのある人で常時介護の必要な人に、病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

◎実績（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	人日	1,334	1,307	1,334	1,256	1,355	1,223
	人	65	62	65	60	66	59
自立訓練 （機能訓練）	人日	26	0	26	0	26	0
	人	2	0	2	0	2	0
自立訓練 （生活訓練）	人日	23	51	46	41	46	44
	人	1	3	2	3	2	3
就労移行支援	人日	88	68	132	30	88	31
	人	4	4	6	2	4	3
就労継続支援 （A型）	人日	80	44	144	43	160	65
	人	5	2	9	2	10	3
就労継続支援 （B型）	人日	1,000	924	1,038	939	1,095	1,192
	人	53	48	55	50	58	66
就労定着支援	人	1	1	2	3	4	1
短期入所	人日	95	68	102	64	116	42
	人	13	12	14	11	16	8
療養介護	人	12	10	12	10	13	10
市内サービス事業所		【生活介護】 ・ 障害者支援施設あき ・ 共同作業所ホップあき ・ デイサービスセンターはまちどり（共生型） 【短期入所】 ・ 障害者支援施設あき ・ ホップ日和 【就労継続支援（B型）】 ・ 安芸市ワークセンター ・ ゆうハート安芸 ・ 共同作業所ホップあき ・ 多機能型事業所 TEAM あき 【就労移行支援】 ・ 多機能型事業所 TEAM あき					

◎目標（第6期計画）

（月平均）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,329	1,375	1,398
	人	63	65	66
自立訓練 （機能訓練）	人日	23	46	69
	人	1	2	3
自立訓練 （生活訓練）	人日	67	113	113
	人	4	6	6
就労移行支援	人日	92	138	92
	人	4	6	4
就労継続支援 （A型）	人日	88	111	111
	人	4	5	5
就労継続支援 （B型）	人日	1,316	1,385	1,431
	人	72	75	77
就労定着支援	人	2	2	2
短期入所	人日	57	67	77
	人	11	13	15
療養介護	人	9	9	9

サービス・事業の実施 に関する考え方など	○日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した人や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した人、また引きこもりがちな人などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの充実を引き続き図ります。 ○生活介護については、平成29年3月より、障害者支援施設あきが施設入所している人だけでなく、在宅で生活をする障がい者についても通所で利用できるよう受け入れを拡大しています。また、令和2年4月よりデイサービスはまちどりが、共生型としての生活介護を開始しており、現状の供給体制で見込量確保が可能と考えられます。 ○就労継続支援（A型）、療養介護については、市内に事業所がなく、市外事業所の利用となっています。 ○就労継続支援（B型）については、令和2年4月より、農業に特化した多機能型事業所TEAMあきが開所し、受け入れ体制が強化されました。対象者の特性や障がいによって事業所側の受け入れが厳しいケースもありますが、引き続き市内事業所と市外事業所の利用により見込量確保が可能と考えられます。 ○就労移行支援は、多機能型事業所TEAMあきが新たに事業を開始し、B型継続事業とともに利用の増加が見込まれます。また、市外事業所も引き続き利用していきます。 ○短期入所については、家族の高齢化と介護負担により利用者が増加する可能性があります。現状の供給体制で対応可能と考えられます。 ○見込量は、市障がい者福祉アンケート及び県アンケートなどからの新規利用希望、特別支援学校卒業生、地域移行などから推計し加算しました。
見込量確保の方策	○サービス事業所が少ないことから、委託相談事業所と連携し、事業所情報などの収集に努め、利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。 ○就労移行支援については、B型継続事業からの利用のほか、特別支援学校の卒業後の利用が見込まれることから、特別支援学校やサービス事業所、障害者就業・生活支援センターと連携し、広域においてサービス提供を図り、体験実習から職場定着までの一貫した支援を図ります。 ○就労定着支援については、就労に伴う生活面の課題に対応し、効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業と、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業などの既存の事業との連携や協働を進めていきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

グループホームなどを利用し、一人暮らしを希望される人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

② 共同生活援助

障がいのある人に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供などの支援、又は入浴、排泄又は食事の介護などを行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護などを行います。

◎実績（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	人	0	0	1	0	2	0
共同生活援助	人	30	28	31	27	32	29
施設入所支援	人	44	42	44	41	44	40
市内サービス事業所		【共同生活援助】 ・ ホップ日和 【施設入所支援】 ・ 障害者支援施設あき					

◎目標（第6期計画）

（月平均）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助	人	31	35	41
施設入所支援	人	41	41	40
サービス・事業の実施に関する考え方など		○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、入所者の高齢化に加え、待機者もいることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ることが必要です。 ○共同生活援助については、令和2年度に安芸圏域で新設され、近隣での利用ができていない状況の緩和になることが期待されます。 ○見込量は、実績値の推移や「成果目標：施設入所者の地域生活移行」から算出しました。		
見込量確保の方策		○自立生活援助については、入所施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するためにのサービスで、平成30年度新設から実績はありませんが、利用者からの相談や希望には随時対応できるよう関係事業所などと連携しながら、事業を展開します。 ○グループホームの整備の支援と並行して、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。		

4 相談支援の実績と見込量

相談支援とは、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者などとの連絡調整などを行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援などを行うものです。

① 計画相談支援

障がいのある人の利用するサービスの内容などを定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

③ 地域定着支援

居宅で単身などで生活をする障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

◎実績（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 （見込月平均）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	人	30	35	30	39	30	55
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	0
市内サービス事業所		【計画相談支援】 ・ 障害者相談支援センターあき ・ ヒューマンネットワーク					

◎目標（第6期計画）

（月平均）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	56	61	66
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
サービス・事業の実施に関する考え方など		○計画相談支援については、市内事業所と市外事業所の利用により見込量確保が可能と考えられます。 ○地域移行支援、地域定着支援については、地域で受け入れる住環境や随時対応できる支援体制が整っていない現状があります。 ○見込量は、市障がい者福祉アンケート及び県アンケートなどからの新規利用希望、入院中の精神障がい者の地域移行などから推計し加算しました。		
見込量確保の方策		○サービス等利用計画は、サービスの支給決定における根拠となるだけでなく、その作成過程において利用者の状況やニーズを適切に把握し、支援体制を築くものであることから、サービスの根幹を占める非常に重要な位置づけとなります。サービス利用計画の実施が定着化した現状においては、質の向上を目指し、計画を作成する指定特定相談支援事業所との協力や連携をさらに深めながら、より適切なサービス提供を行います。 ○委託相談事業所と連携し、グループホームなどの居住の確保に努め、地域生活への移行や定着を推進します。また県や福祉保健所、精神科病院などの関係機関と連携体制を強化し、対象者の把握に努めます。		

5 障がい児通所支援などの実績と見込量

障がい児通所支援などは、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児相談支援」と「障がい児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。この項では、本市における「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」の整備について扱います。

【障がい児通所支援】

① 児童発達支援

身近な地域で就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学齢期の障がいのある子どもに対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進などを継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

④ 保育所等訪問支援

障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設などを訪問し、その施設における障がいのある子どもの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどの状態にある障がいのある子どもであって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに、発達支援が提供できるように居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【障がい児相談支援】

⑥ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用しようとする障がいのある子どもやその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

◎実績（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込月平均）
児童発達支援	人日	12	8	7
	人	1	2	2
医療型児童発達支援	人日	0	3	0
	人	0	1	0
放課後等デイサービス	人日	14	13	8
	人	1	1	1
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障がい児相談支援	人	2	2	1
市内サービス事業所		【障がい児相談支援】 ・ 障害者相談支援センターあき ・ ヒューマンネットワーク		

◎目標（第6期計画）

（月平均）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	28	24	20
	人	7	6	5
医療型児童発達支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	32	48	64
	人	4	6	8
保育所等訪問支援	人日	2	4	4
	人	2	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障がい児相談支援	人	11	14	16

サービス・事業の実施 に関する考え方など	○児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要です。 ○保育所等訪問支援については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、支援ミーティングの開催などを行い、保育、教育など関係機関との連携を緊密に図っていく必要があります。 ○障がい児相談支援は、障がいのある子どもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させることが必要です。 ○見込量は、実績値の推移や市障がい児福祉アンケートなどの新規利用希望から推計し加算しました。
見込量確保の方策	○障がいはあっても、可能な限り子どもたちの身近な地域での支援が保障されるように、支援ミーティングを活用し、他の分野（保健、医療、教育など）と緊密に連携しながら、広域においてサービスの提供を図ります。 ○障がいの特性を踏まえて、子どもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障がい理解のための研修などを行い、資質の向上を目指します。



6 地域生活支援事業の実績と見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況などに応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの利用など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

① 相談支援事業

サービス利用時に計画相談が必須となったことに伴い、相談支援専門部会を積極的に開催し、相談支援事業者の資質の向上に努めています。また、制度改正などに柔軟に対応できるよう、安芸市障害者施策推進協議会や安芸市障害者自立支援協議会については毎年開催し、施策協議・連携体制を整えています。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
安芸市障害者施策推進協議会・安芸市障害者自立支援協議会	回	3	2	3	2	3	4
相談支援専門部会	回	12	12	12	12	12	12

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2
安芸市障害者施策推進協議会・安芸市障害者自立支援協議会	回	3	3	4
相談支援専門部会	回	12	12	12

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	2	0	3	0

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1

③ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する費用の一部を助成することを通じて、意思疎通を図ることに支障がある人の支援を行います。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	人	3	4	3	3	3	3

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	人	3	3	3

④ 日常生活用具給付等事業

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、難病患者であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護訓練支援用具	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	1	2	3	2	1
在宅療養等支援用具	件	3	1	3	3	3	1
情報・意志疎通支援用具	件	8	3	8	6	8	2
排泄管理支援用具	件	600	497	600	447	600	483
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	3	1	1

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	3	3	3
情報・意志疎通支援用具	件	8	8	8
排泄管理支援用具	件	500	500	500
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1

⑤ 移動支援事業

障がいのある人が、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための外出に伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障がいのある人の自立生活及び社会参加を促進していきます。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
個別支援型	人	7	6	8	11	9	11

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	人	10	10	10

⑥ 地域活動支援センター機能強化事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動又は生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図る事業です。本市ではめだかの学校やニコスマイル、あったかふれあいセンターが地域活動の場の役割を果たしながら、地域活動支援センターの機能を補完していきます。

⑦ 生活訓練等事業

「めだかの学校」や安芸市社会福祉協議会への委託事業「ニコスマイル」を通して、障がいのある人の生活の質の向上を図り、社会参加を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
ニコスマイル	人	436	884	472	610	508	595
めだかの学校	人	650	637	680	640	720	400

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニコスマイル	人	610	650	700
めだかの学校	人	500	550	600

⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の社会参加促進のため、運転免許取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	2	0	2	0	2	1

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	2	2	2

⑨ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

◎実績（第5期計画）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
日中一時支援事業	件	1	1	2	3	3	2

◎目標（第6期計画）

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	件	2	2	2

⑩ 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■平成 29 年度

日 時	講 師	内 容	参加者
平成 30 年 1 月 24 日(水)	精神保健福祉センター 所長 山崎 正雄 氏	多様な障がいへの理解と対応	43 人
平成 30 年 2 月 2 日(金)	しまんと町社会福祉協議会 本井 ゆき 氏	介護と障がいのサービスと自立支援について	11 人
平成 30 年 2 月 15 日(木)	オフィス熱気球 伊藤 英子 氏	障がい者の虐待予防について	18 人
平成 30 年 3 月 7 日(水)	ファクトリー 上田 祐嗣 氏	強度行動障がいの理解と対応について	18 人

■平成 30 年度

日 時	講 師	内 容	参加者
平成 31 年 2 月 6 日(水)	高知県聴覚障害者協会 会長 竹島 春美 氏 東部広域設置手話通訳者 中平 真弓 氏	聴覚障がいの理解と対応について	30 人
平成 31 年 2 月 26 日(火)	安芸市危機管理課 県立山田養護学校 杉本 美栄 氏 三好 喜久 氏	障がい児者の災害時の状態と配慮や対応について	25 人
平成 31 年 3 月 11 日(月)	精神保健福祉センター 所長 山崎 正雄 氏	精神障がいを理解し、対応するために（事例を通して）	38 人

■令和元年度

日 時	講 師	内 容	参加者
令和元年 12 月 20 日(金)	高知大学教育学部 障害児心理学研究室 寺田 信一 氏	障がい者の就労支援・就労定着につながる、有効な指導法（ナスのハウス園芸等）について	34 人
令和 2 年 1 月 29 日(水)	渡川病院 院長 吉本 啓一郎 氏	精神障がい者への理解を深め虐待や自死を予防する	33 人
令和 2 年 2 月 27 日(木)	安芸市障害者就労支援部会の仲間たち	人と人をつなぐ、農福連携 ～チーム安芸の取組み～	51 人
令和 2 年 3 月 12 日(木)	精神保健福祉センター 所長 山崎 正雄 氏	生きづらさとうまく付き合うためには～障がい等の特性の理解と対応について～	中止

■令和2年度

日 時	講 師	内 容	参加者
令和2年11月13日（金）	療育福祉センター 発達障害者支援センター 所長 川村 郁子 氏	発達障がいの理解とその 対応方法について ～生きづらさや特性を理 解し、人と人がつながっ ていくために～	64 人
令和2年11月20日（金）	安芸市ワークセンター、 ゆうハート安芸、ホップ あき、TEAM あき、土佐備 長炭「一」	市内の就労継続支援B型 事業所と雇用事業所の取 組み紹介	72 人

⑪ 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

◎実績（第5期計画）

事業名など	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）
自発的活動支援 事業	件	1	1	1

◎目標（第6期計画）

事業名など	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援 事業	件	1	1	1

⑫ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の意思疎通を支援する手話奉仕員を養成するための講座をニーズに応じて開催します。

⑬ 障害者虐待防止対策支援事業

障がいのある人への虐待防止・早期発見のため、支援従事者向けに虐待防止に関する研修を実施します。

第6章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 地域の各関係機関との連携

障がい者施策にかかわる団体などの社会資源が十分に活用され、障がいのある人にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとともに、全市的な視野に立って、総合的な支援を目指し、諸活動相互の連携強化を図りながら、重層的な支援のネットワークづくりに努める必要があります。そのために、ハローワークや福祉保健所、特別支援学校などの国や県の機関、また、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、圏域内の近隣市町村とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

(3) 安芸市障害者自立支援協議会との連携

障害者自立支援協議会において、相談支援専門部会・就労支援専門部会それぞれが関係機関との緊密な連携を図り、障がいのある人に関する社会資源の情報や支援体制に関する課題を共有しながら、一人一人への適切なサービスの充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、課題や施策の検討を継続して行います。

2 障がい者施策推進のための人材確保・育成

障がい者施策推進のため、職員・保健師などの行政側の人材確保・育成を図るとともに、施設職員など障がいのある人とかかわる人材確保・育成に努めます。

3 地域社会の理解促進

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、全ての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

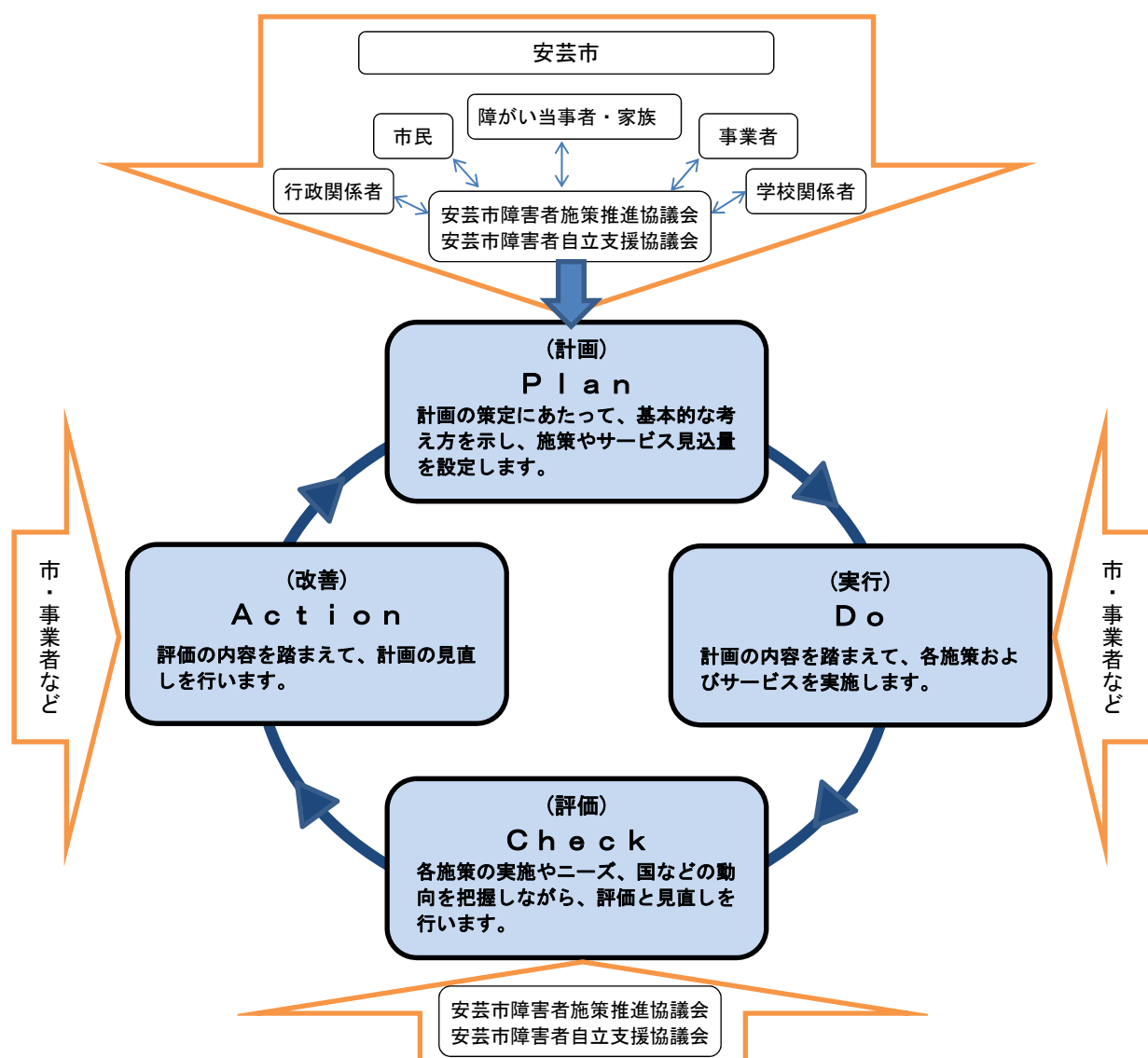
4 計画の進行管理と評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を施策推進協議会及び自立支援協議会が行う際に、「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画(P l a n)を実行(D o)し、評価(C h e c k)して改善(A c t i o n)に結び付け、その結果を次の計画に生かす過程のことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が(P l a n)で、実施が(D o)となります。

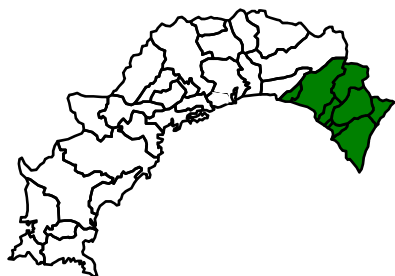
このような考えの下で、計画推進のため、「PDCAサイクル」による進行管理の考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、施策推進協議会及び自立支援協議会の場において、毎年、点検・評価を行います。

また、施策推進協議会及び自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障がいのある人のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個々に対応するきめ細かな施策（計画）が進められるよう努めます。



第7章 安芸圏域サービス基盤整備計画(県計画)

室戸市 安芸市
東洋町 奈半利町
田野町 安田町
北川村 馬路村



	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口 (※)	44,025		19,977	45.4%
身体障害者手帳交付者数	3,791	8.61%	3,079	81.2%
療育手帳交付者数	493	1.12%	84	17.0%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	370	0.84%	92	24.9%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付件数 715 人				

※ 人口は、R2.3.1 現在(高知県人口推計調査より)

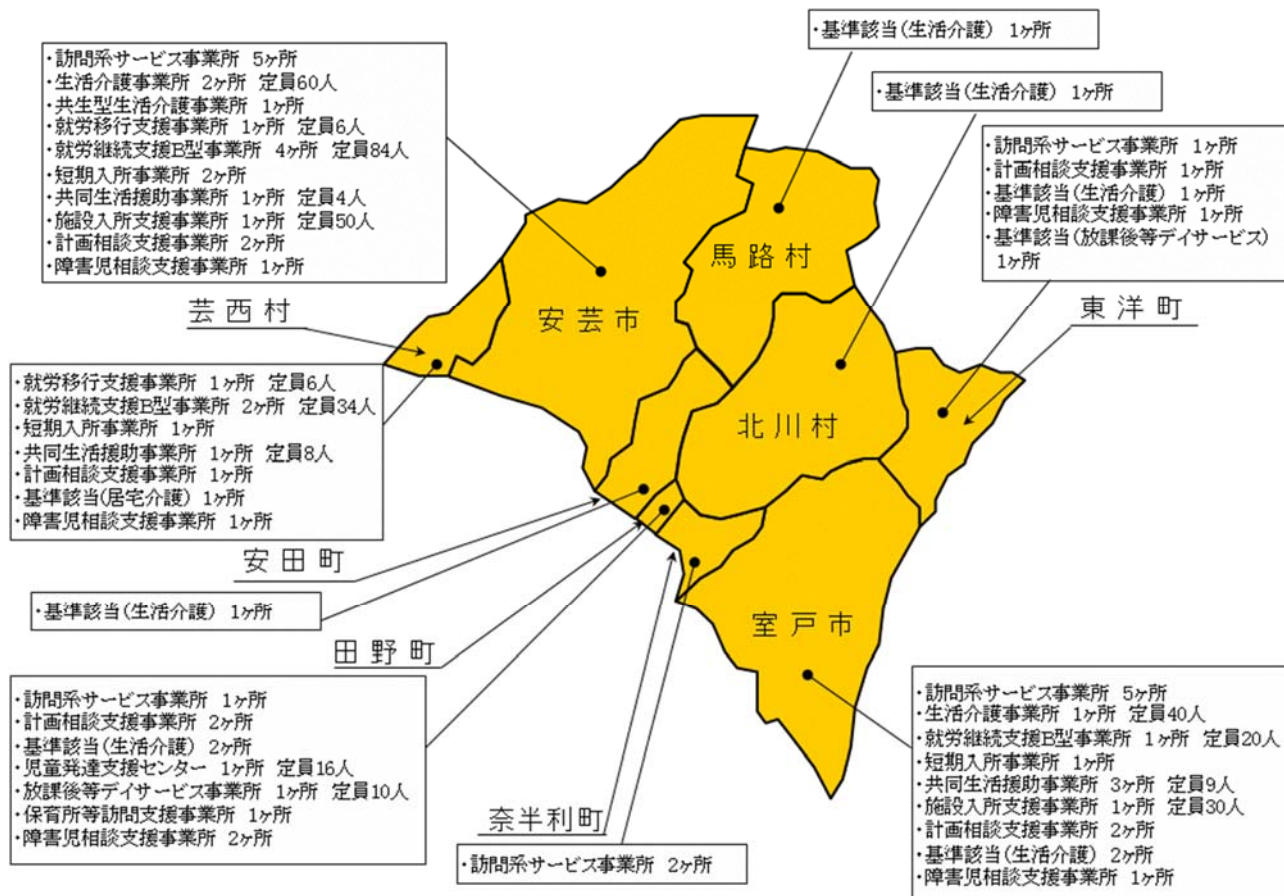
1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域内は、事業所が少なく、他圏域の事業所を利用することでサービスが確保されている状況です。
また、圏域内でも施設が偏在しているため、身近なところでサービスが受けられない、また、移動手段がないため利用が制限されるなど、地域でのサービス確保が課題となっています。
- 生活介護の事業所が近くにない町村では、介護保険の施設・事業所を基準該当事業所として利用することで、サービスを確保している状況です。
今後、在宅で生活する人の日常生活を支えるため、こうしたサービスの確保・充実を図っていく必要があります。
- 就労移行支援事業所が立ち上がったことで、障害者就業・生活支援センター等の各就労支援機関との連携を強化し、就労支援体制を構築していく必要があります。
- グループホームは、少しずつ圏域内の整備が進んでいます。施設や精神科病院等から圏域内での生活を希望する人が増加傾向にあります。引き続き、事業者をはじめ、関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 児童発達支援センターは圏域内に1カ所あり、市町村の乳幼児健診等を活用した早期発見や早期支援に取り組んでいます。保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制の充実が課題となっています。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和2年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項 目	目 標 値	備 考
在宅生活等への移行者数	3 人	第5期計画の目標値：5 人 令和2年7月末時点の実績：1 人
令和5年度末入所者数	119 人	第5期計画の目標値：113 人 令和元年度末時点の実績：112 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
令和５年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	12 人	第５期計画の目標値：７人 令和元年度の実績：５人
令和５年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	８人	令和元年度の実績：３人
令和５年度における就労継続支援Ａ型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	３人	令和元年度の実績：１人
令和５年度における就労継続支援Ｂ型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	１人	令和元年度の実績：１人
令和５年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	６人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3 年度 見込量	4 年度 見込量	5 年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	1,795 時間/月	1,571 時間/月	1,967 時間/月	3,162 時間/月	3,257 時間/月	3,329 時間/月
	99 人	103 人	102 人	112 人	119 人	124 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3 年度 見込量	4 年度 見込量	5 年度 見込量
生 活 介 護	3,365 人日/月	3,342 人日/月	3,238 人日/月	3,484 人日/月	3,553 人日/月	3,610 人日/月
	160 人	157 人	154 人	169 人	172 人	175 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	23 人日/月	18 人日/月	23 人日/月	69 人日/月	92 人日/月	115 人日/月
	1 人	1 人	1 人	3 人	4 人	5 人
自 立 訓 練 (生活訓練)	51 人日/月	41 人日/月	57 人日/月	95 人日/月	141 人日/月	127 人日/月
	3 人	3 人	4 人	6 人	8 人	7 人
就労移行支援	100 人日/月	50 人日/月	76 人日/月	161 人日/月	207 人日/月	161 人日/月
	6 人	3 人	6 人	7 人	9 人	7 人
就労継続支援 (A 型)	213 人日/月	187 人日/月	211 人日/月	276 人日/月	345 人日/月	367 人日/月
	10 人	10 人	10 人	13 人	16 人	17 人
就労継続支援 (B 型)	2,277 人日/月	2,377 人日/月	2,700 人日/月	2,966 人日/月	3,101 人日/月	3,173 人日/月
	123 人	129 人	148 人	159 人	165 人	169 人
就労定着支援	1 人	3 人	2 人	4 人	4 人	4 人
療 養 介 護	31 人	30 人	30 人	29 人	29 人	29 人
短 期 入 所	156 人日/月	102 人日/月	98 人日/月	132 人日/月	142 人日/月	152 人日/月
	19 人	14 人	13 人	19 人	21 人	23 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3 年度 見込量	4 年度 見込量	5 年度 見込量
自立生活援助	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
共同生活援助	80 人	77 人	78 人	87 人	95 人	102 人
施設入所支援	113 人	113 人	112 人	117 人	118 人	119 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3 年度 見込量	4 年度 見込量	5 年度 見込量
計画相談支援	116 人/月	112 人/月	90 人/月	101 人/月	102 人/月	104 人/月
地域移行支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	1 人/月	2 人/月	2 人/月
地域定着支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	1 人/月	2 人/月	2 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3 年度 見込量	4 年度 見込量	5 年度 見込量
児童発達支援	371 人日/月	412 人日/月	408 人日/月	477 人日/月	473 人日/月	468 人日/月
	54 人	62 人	57 人	72 人	67 人	67 人
医療型 児童発達支援	— 人日/月	3 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	4 人日/月
	— 人	1 人	— 人	— 人	— 人	1 人
放課後等 デイサービス	121 人日/月	45 人日/月	18 人日/月	47 人日/月	63 人日/月	79 人日/月
	19 人	9 人	2 人	8 人	10 人	11 人
保育所等 訪問支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	8 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	— 人	— 人	— 人	8 人	10 人	10 人
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
障害児相談支援	14 人	14 人	14 人	36 人	39 人	41 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
生活介護	100人	圏域内事業所利用見込者数	117人	116人	118人
		新たに利用が見込まれる数	17人	—	2人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(3人)	(4人)	(5人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
自立訓練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(6人)	(8人)	(7人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
就労移行支援	12人	圏域内事業所利用見込者数	6人	9人	7人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (A型)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(13人)	(16人)	(17人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	(1ヶ所)	—
就労継続支援 (B型)	138人	圏域内事業所利用見込者数	140人	145人	150人
		新たに利用が見込まれる数	2人	5人	5人
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	1ヶ所

※「新たに利用が見込まれる数」の()は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
短期入所	4ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	12人	14人	15人
		新たに利用が見込まれる数	(12人)	(14人)	(15人)

※「新たに利用が見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	21人	圏域内事業所利用見込者数	20人	26人	32人
		新たに利用が見込まれる数	—	5人	6人
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	2ヶ所	1ヶ所

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	16人	圏域内事業所利用見込者数(A)	71人	67人	67人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	19人	18人	18人
		新たに利用が見込まれる数	3人	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
放課後等 デイサービス	10人	圏域内事業所利用見込者数(A)	1人	1人	1人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	1人	1人	1人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携を図りながら、在宅サービスの充実を図ります。
- 山田特別支援学校田野分校等の特別支援学校と連携し、卒業生など新たな利用者に対して、卒業後も切れ目ない相談支援や、必要なサービスが受けられるよう取り組みます。
- 身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンターの利用を促進することなどにより、サービスの提供体制の充実に取り組んでいきます。

- 障害のある人が身近なところで働けるよう、また、就労に向けたサポートが受けられるよう、自立支援協議会の各支援部会との連携を強化します。

また、農福連携等を推進し、就労移行支援や就労継続支援を活用することで、一般就労出来るように支援体制の充実を図ります。

(2) 住まいの場の確保

- 整備があまり進んでいないグループホームについては、障害のある人の生活基盤として整備を進めるとともに、ニーズに応じて多様な選択ができるよう、地域での住まいの場の確保と併せて、近隣の就労先の確保を図ります。

(3) 地域における支援体制の充実

- 自立支援協議会や圏域の事業所連絡会などを通じて、地域の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の設置を含め、必要なサービスの確保に向けて取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、必要な支援の整備に向けて取り組みます。
- 診断の有無に関わらず、発達等が気になる段階から、身近なところで障害のある子どもやその保護者が支援を受けられるよう、市町村とともに医療機関や事業所等関係機関と連携をとりながら支援体制を推進していきます。

第8章 参考資料

1 安芸市障害者施策推進協議会条例

平成11年3月26日

条例第15号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、安芸市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月11日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第14号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第22号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 安芸市障害者施策推進協議会委員

団 体	役 職	氏 名
安芸広域障害支援 区分認定審査会	会長	臼井 隆
社会福祉協議会	会長	岡田 耕治
障がい者施設代表	安芸市身体障害者福祉会理事長	竹部 重夫
〃	ゆうハート安芸の会所長	箕浦 美加
〃	ホップあき・ホップ日和所長	牛窓 佳代
〃	障害者支援施設あき施設長	小玉 智代
知識経験者	障がい者相談員	竹島 義信
〃	障がい者相談員	中川 阿佐子
行政機関	安芸公共職業安定所長	新田 和人
〃	安芸福祉保健所長	福永 一郎
〃	安芸市副市長	竹部 文一
〃	安芸市教育次長兼学校教育課長	植野 誠一
〃	安芸市市民課長	大野 崇

3 安芸市障害者施策推進協議会幹事

所 属	役 職	氏 名
総務課	総務係長	宇根 祥智
企画調整課	課長補佐兼企画係長	中川 亮
財産管理課	課長補佐兼住宅係長	小松 幸司
危機管理課	課長補佐兼危機管理係長	小松 正浩
市民課	健康ふれあい係長	岩永 章
〃	課長補佐兼国保年金係長	福島 由美
〃	介護保険係長	廣内 愛
建設課	課長補佐兼土木係長	近藤 雅彦
農林課	課長補佐兼農政係長	岡村 忠志
学校教育課	学校教育係長	清岡 幹
生涯学習課	スポーツ振興係長	中西 宏文
福祉事務所	所長補佐	国藤 美紀子
〃	こども係長	樋口 雅文
〃	障害ふくし係長	小松 和佳子
〃	障害ふくし係技幹(保健師)	中山 京子

4 安芸市障害者自立支援協議会設置要綱

平成19年9月12日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制の整備に関する協議を行うため、安芸市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営（委託相談支援事業者等の評価を含む。）に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 権利擁護等の分野別専門部会の設置、運営に関すること。
- (6) 障害福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相談支援事業の適切な実施を図るため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉、医療関係者
- (4) 障害者又は障害者の保護者
- (5) 教育、雇用関係機関
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて、協議会を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明、その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会の委員及び会長が指名する者により構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長があらかじめ指定した者が会議を主宰するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員及び実務者会議の構成員は、職務に関して知り得た個人情報その他の情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

附 則（平成20年11月12日）

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 安芸市障害者自立支援協議会委員

組織	役 職	氏 名
相談支援事業者	障害者相談支援センターあき所長	横田 和典
障がい福祉サービス事業者	障害者就業・生活支援センター ポラリス施設長	田野岡 和美
〃	ゆうハート安芸所長	箕浦 美加
〃	ホップあき・ホップ日和施設長	牛窓 佳代
〃	障害者支援施設あき サービス管理責任者	岡林 稔浩
〃	ヘルパーステーションてくてく サービス提供責任者	竹村 恵美子
〃	県立あき総合病院地域連携室 医療ソーシャルワーカー	笹岡 亮佑
〃	芸西病院 リハビリテーション部 部長	加賀野井 聖二
〃	安芸福祉保健所 次長兼健康障害課長	中井 弘子
障害者またはその保護者	障害者相談員	竹島 義信
〃	安芸市障害児をもつ親の会 会長	平井 美和
教育・雇用関係機関	安芸公共職業安定所 統括職業指導官	青山 哲也
〃	学校教育課指導主事	井上 久美
学識関係者	民生児童委員	一圓 昌佑
行政関係者	福祉事務所こども係長	樋口 雅文
〃	福祉事務所 所長補佐(保健師)	国藤 美紀子
〃	市民課 地域包括支援センター所長	門田 将樹
〃	安芸警察署 生活安全少年係長	金堂 大吾
〃	法テラス安芸法律事務所 弁護士	中島 克浩

6 計画策定の経緯

日 程	項 目
令和2年9月11日 ～9月25日	障がい者・障がい児アンケート調査の実施
令和2年9月23日 ～10月9日	全児童アンケート調査の実施
令和2年11月12日 ～11月30日	団体アンケートの実施
令和2年11月4日	安芸市障害者施策推進協議会幹事会 第4期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 について ①安芸市の現状 ②平成元年度実績と課題、令和2年度の具体的な取組
令和2年12月14日	令和2年度 第1回安芸市障害者自立支援協議会 ①第4期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 について 平成30～令和2年度(2年度は見込値含む)実績報告と 令和3～5年度の数値目標及びサービス見込量について ②障がい者福祉に関するアンケート調査の結果報告書 ③団体アンケートの報告 ④自立支援協議会専門部会の状況報告 ⑤障がい児・者支援従事者研修について
令和2年12月21日	令和2年度 第1回安芸市障害者施策推進協議会 ①第5期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画 について 平成30年度～令和2年度(2年度は見込値含む)実績報告 令和3年度～5年度の数値目標及びサービス見込量について ②障害者福祉に関するアンケート調査の結果報告 ③団体アンケートの報告
令和3年1月18日	令和2年度 第2回安芸市障害者施策推進協議会 ①障害者計画 各施策の展開(基本目標・今後の取組) ②障害福祉計画・障害児福祉計画 ③計画の推進と評価について
令和3年2月4日 ～2月18日	第4次安芸市障がい者やさしさプランへの意見募集
令和3年3月1日	令和2年度 第3回安芸市障害者施策推進協議会 ①計画に関する市民意見の結果について ②第4次安芸市障がい者やさしさプランの承認について

7 アンケート調査結果

I 調査の概要

(1) 調査種別・対象

調査種別	調査対象者
① 障がい者福祉調査【市調査】	- 身体障害者手帳所持者（18 歳から 65 歳未満の方） - 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証などの所持者（18 歳以上の方）
② 障がい児福祉調査【市調査】	- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証などの所持者（18 歳未満の方） - 特別児童扶養手当 1 級・2 級対象の児童 - 障害福祉サービスを利用されている方
③ 全児童調査【市調査】	本市に住所を有する中学生までの子どもの保護者（未就園児を除く）
④ 特別支援学校在校生（保護者）への福祉サービス利用希望調査【県調査】	
⑤ 難病患者への障がい福祉サービスに関するニーズ調査【県調査】	
⑥ 障がい児通所支援事業所利用者への福祉サービス調査【県調査】	
⑦ 施設等利用者への福祉サービス利用希望調査【県調査】	

(2) 実施期間・調査方法

調査種別	実施期間	調査方法
① 障がい者福祉調査【市調査】	令和 2 年 9 月 11 日 ～9 月 25 日	郵送による 配布・回収
② 障がい児福祉調査【市調査】		
③ 全児童調査【市調査】	令和 2 年 9 月 23 日 ～10 月 9 日	児童の所属機関による 配布・回収
④ 特別支援学校在校生（保護者）への福祉サービス利用希望調査【県調査】	令和 2 年 6 月 5 日 ～7 月 22 日	学校による 配布・回収
⑤ 難病患者への障がい福祉サービスに関するニーズ調査【県調査】	令和 2 年 6 月 17 日 ～7 月 22 日	県健康対策課による 配布・郵送回収
⑥ 障がい児通所支援事業所利用者への福祉サービス調査【県調査】	令和 2 年 6 月 22 日 ～7 月 22 日	通所事業所による 配布・郵送回収
⑦ 施設等利用者への福祉サービス利用希望調査【県調査】	令和 2 年 7 月 9 日 ～8 月 7 日	各事業所による 配布・回収

(3) 配布・回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
① 障がい者福祉調査【市調査】	438	201	45.9%
② 障がい児福祉調査【市調査】	52	19	36.5%
③ 全児童調査【市調査】	1,492	979	65.6%
④ 特別支援学校在校生（保護者）への福祉サービス利用希望調査【県調査】		15	
⑤ 難病患者への障がい福祉サービスに関するニーズ調査【県調査】		21	
⑥ 障がい児通所支援事業所利用者への福祉サービス調査【県調査】		1	
⑦ 施設等利用者への福祉サービス利用希望調査【県調査】		102	

(4) グラフの見方

- 1 グラフ中の「N」はその項目における回答者を合計した実数値であり、割合(%)算出の基数となる。
- 2 割合(%)については小数点以下第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%に合致しない場合がある。
- 3 複数回答を求めた質問では、回答者数を基数として割合(%)を算出しているため、その合計は100%を超える。
- 4 クロス集計の障がい種別は、設問で回答した「所持している手帳」の種別から「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者」に区分しているため、その合計は全体と一致しない。

Ⅱ 障がい者福祉調査（18 歳以上の障がい者）

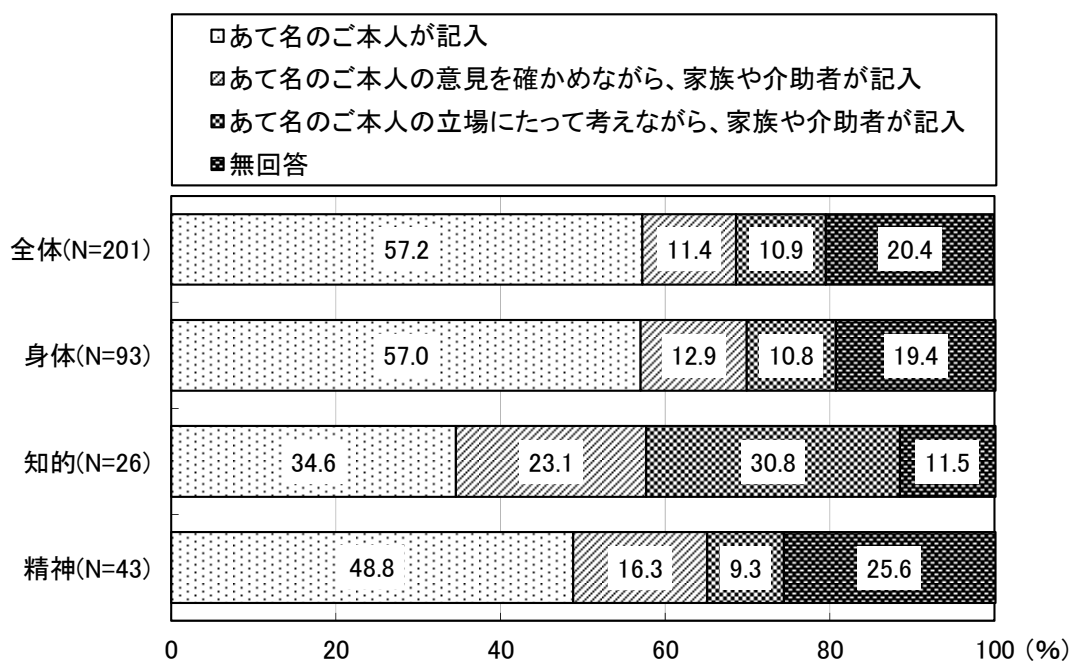
1 回答者について

問 1 お答えくださる方はどなたですか。（○は 1 つだけ）

回答者についてみると、全体では「あて名のご本人が記入」が 57.2%と半数以上を占めています。一方、「家族や介助者が記入」は合わせて 22.3%でした。

障がい別にみると、身体障がい者では全体と同様の傾向で、知的障がい者では、本人以外が 53.9%と半数以上を占め、精神障がい者は、本人が 48.8%と約半数となっています。

回答者について（全体、障がい別）



2 対象者の属性について

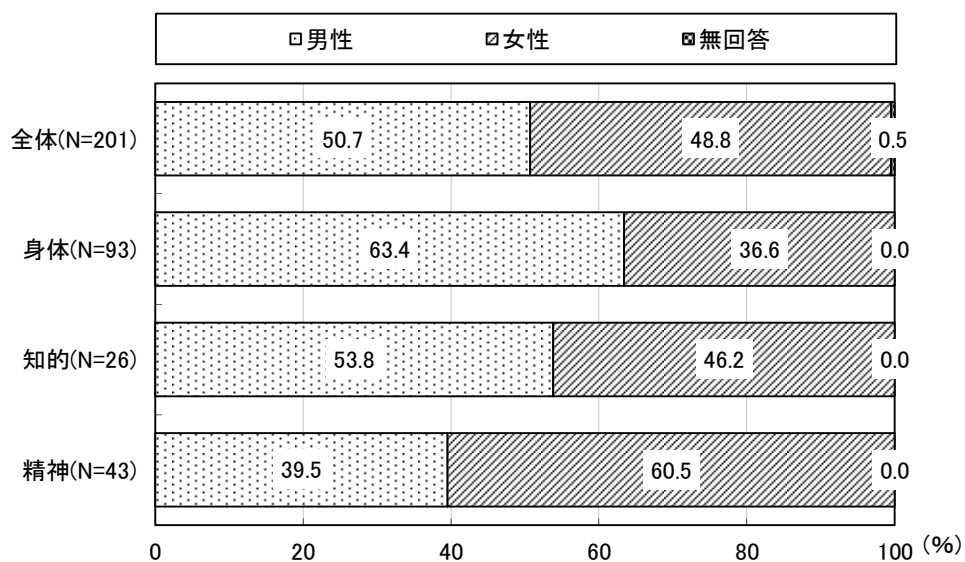
(1) 性別

問2 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

回答者の性別について、障がい者全体では男女比の差はほぼありません。

障がい別にみると、身体障がい者は、男性の割合が高く、知的障がい者も男性の割合がやや高くなっています。一方、精神障がい者は、女性が60.5%と高くなっています。

本人の性別（全体、障がい別）

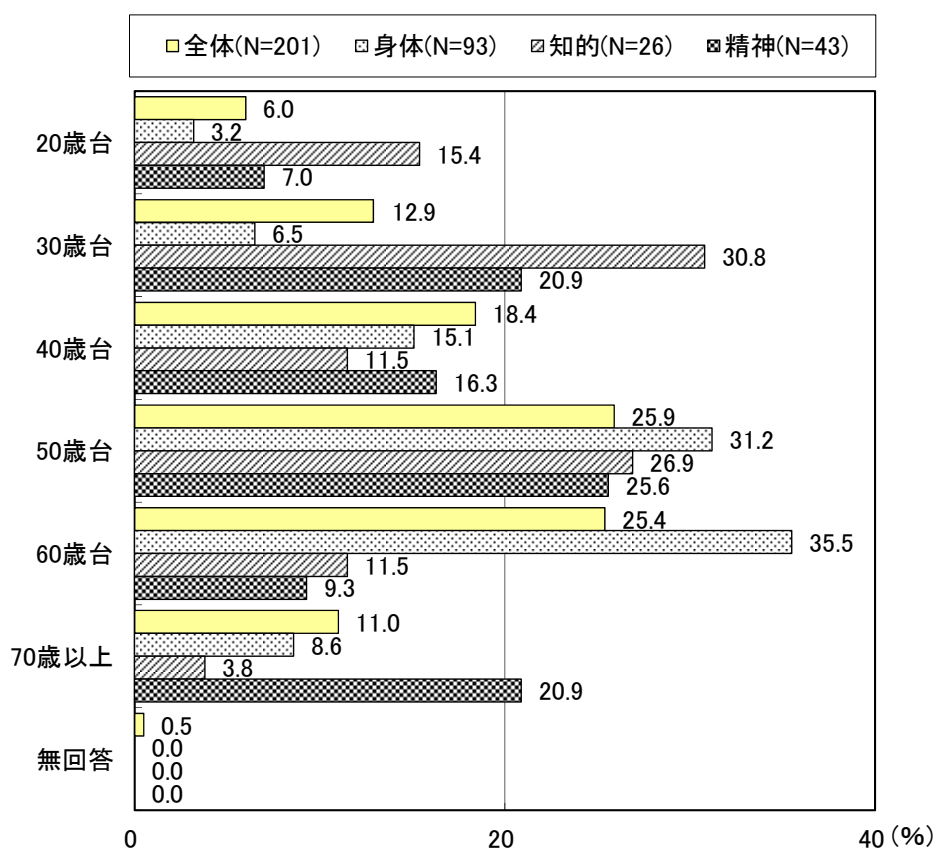


(2) 年齢

問3 あなたの年齢をお答えください。(令和2年4月1日現在)

障がい別にみると、身体障がい者は「60歳台」が35.5%と最も割合が高く、知的障がい者は「30歳台」(30.8%)、精神障がい者は「50歳台」(25.6%)が最も高くなっています。

本人の年齢（全体、障がい別）

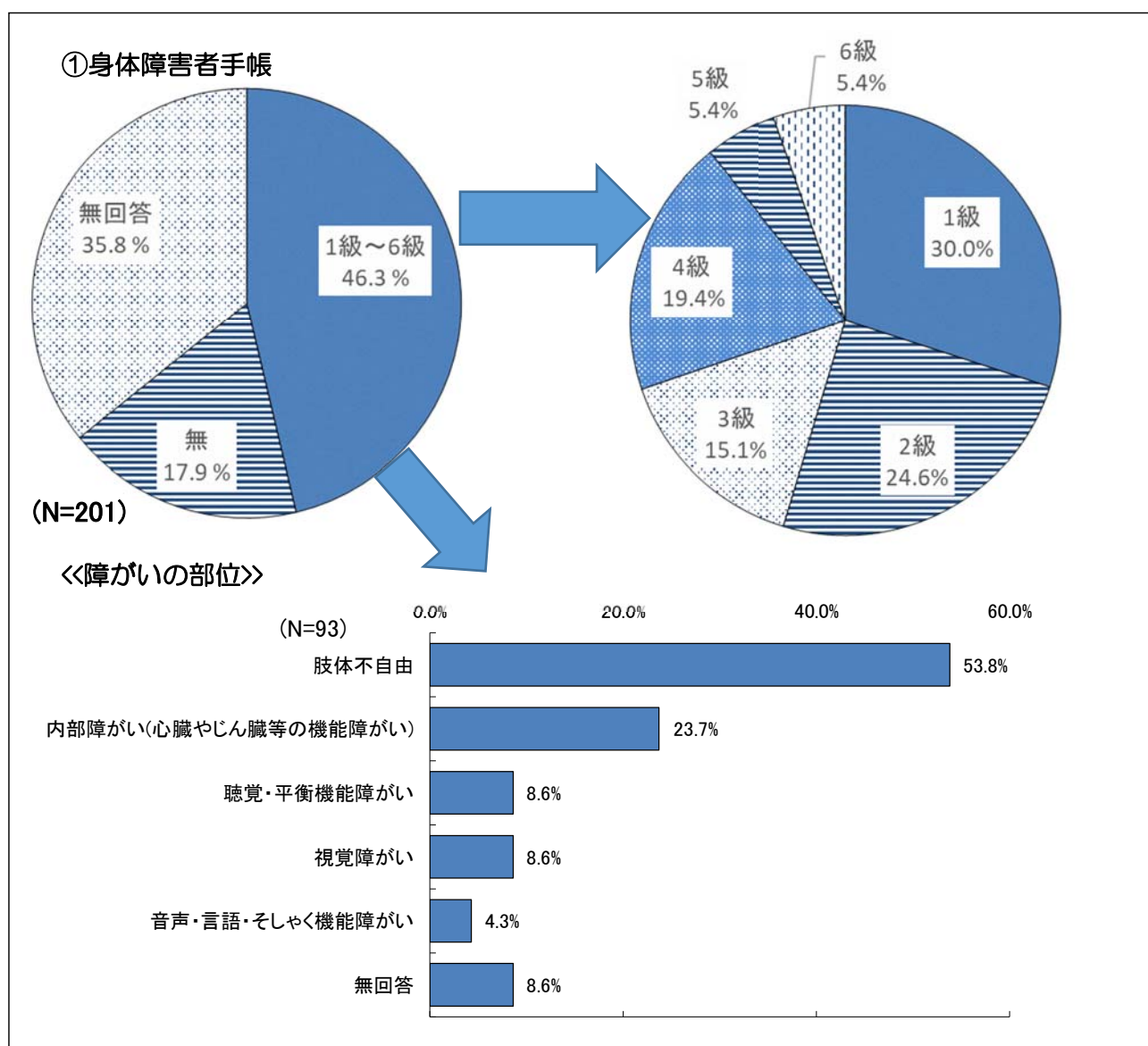


(3) 障がいの状況について

問 4 あなたの障がいについてお答えください。①～⑨の各項目ごとに当てはまるものに○をしてください。

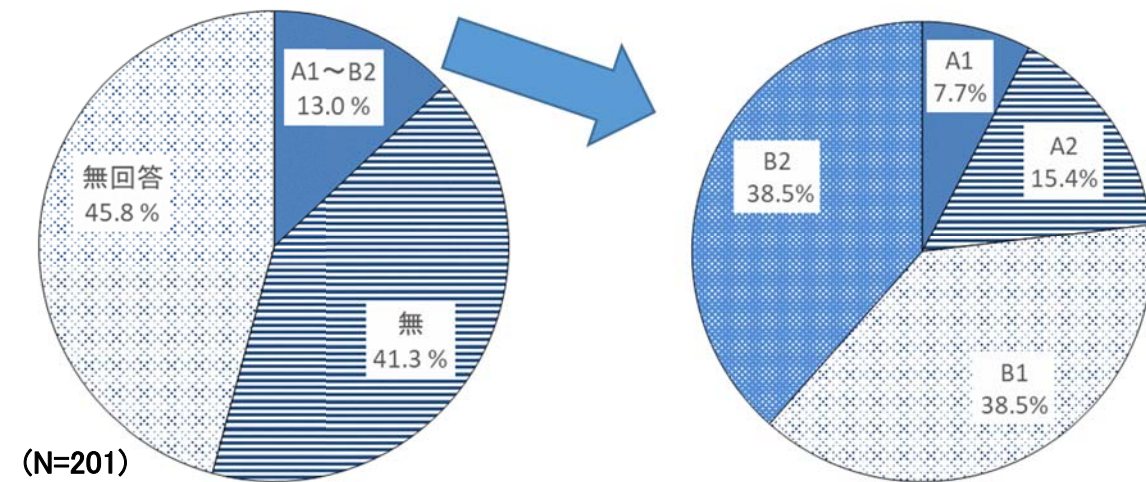
障がいの状況についてたずねたところ、①身体障害者手帳の所持者は 46.3%、そのうち「1 級」が 30.0%となっています。また、障がいの部位については、「肢体不自由」(53.8%) が最も多くなっています。

障害者手帳の所持状況などについて（全体）



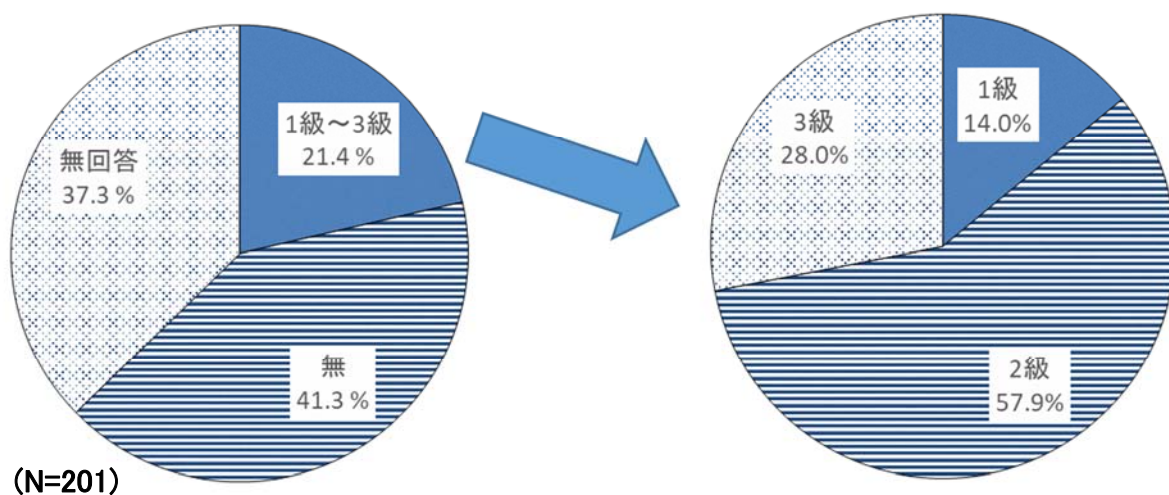
②療育手帳の所持者は 13.0%、そのうち「B1」「B2」がともに 38.5%となっています。

②療育手帳



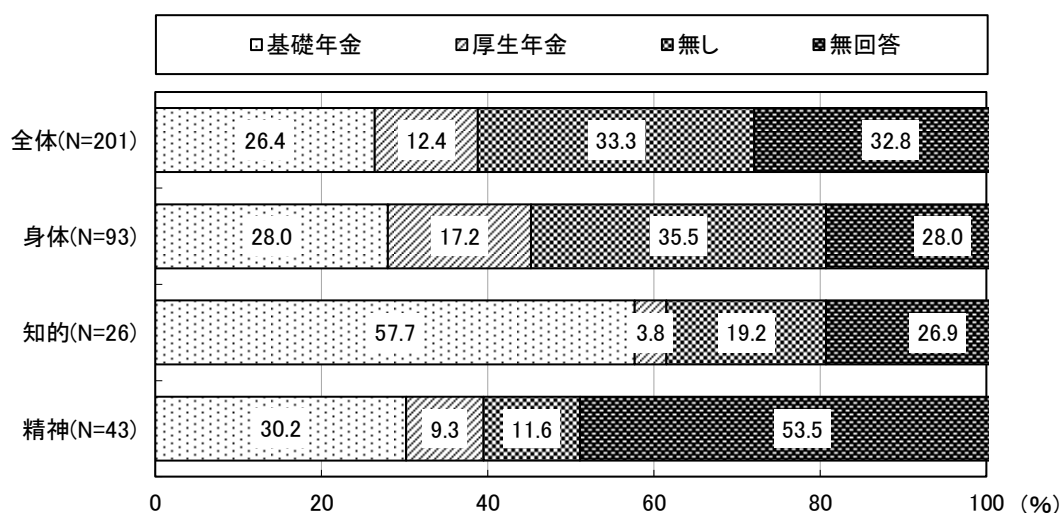
③精神障害者保健福祉手帳については、障がい者全体では「1～3級」が 21.4%、「無し」が 41.3%でした。等級では、「2級」が 57.9%と最も多く、次いで「3級（28.0%）」、「1級（14.0%）」の順でした。

③精神障害者保健福祉手帳

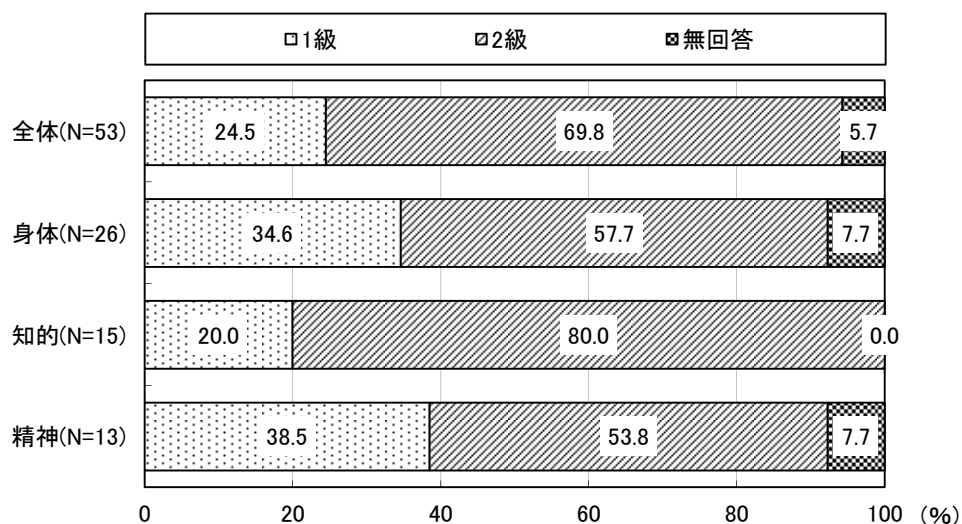


④障害年金について、障がい者全体では「基礎年金・厚生年金」が 38.8%、「無し」が 33.3%でした。

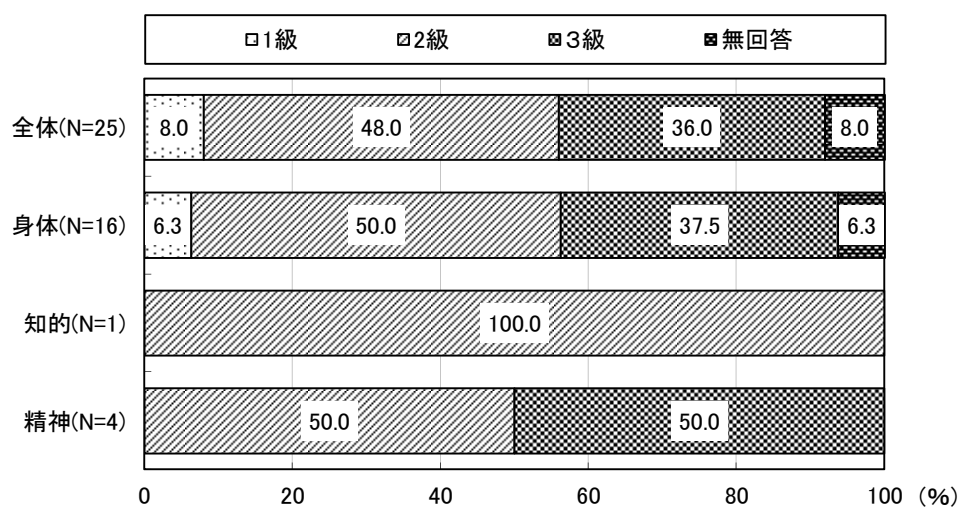
障がい別にみると、身体障がい者は「基礎年金・厚生年金」が 45.2%、「無し」が 35.5%でした。知的障がい者は「基礎年金・厚生年金」が61.5%、「無し」が 19.2%でした。精神障がい者は「基礎年金・厚生年金」が 39.5%、「無し」が 11.6%でした。



基礎年金の等級は、障がい者全体、障がい別ともに「2級」が最も多く、障がい者全体で69.0%、身体障がい者で57.7%、知的障がい者80.0%、精神障がい者で53.8%でした。

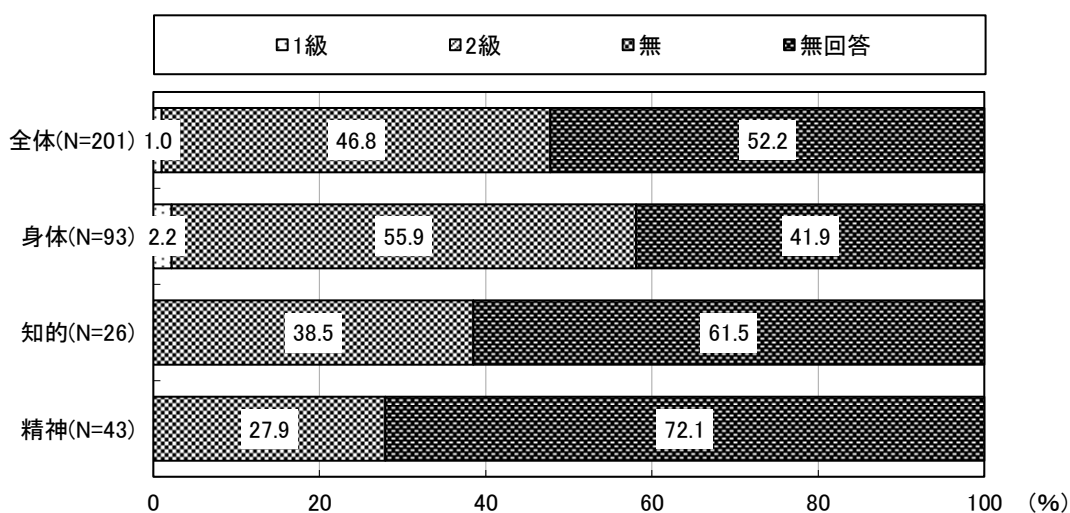


厚生年金の等級は、障がい者全体、障がい別ともに「2級」が最も多く、障がい者全体で48.0%、身体障がい者で50.0%、知的障がい者100.0%、精神障がい者で50.0%でした。



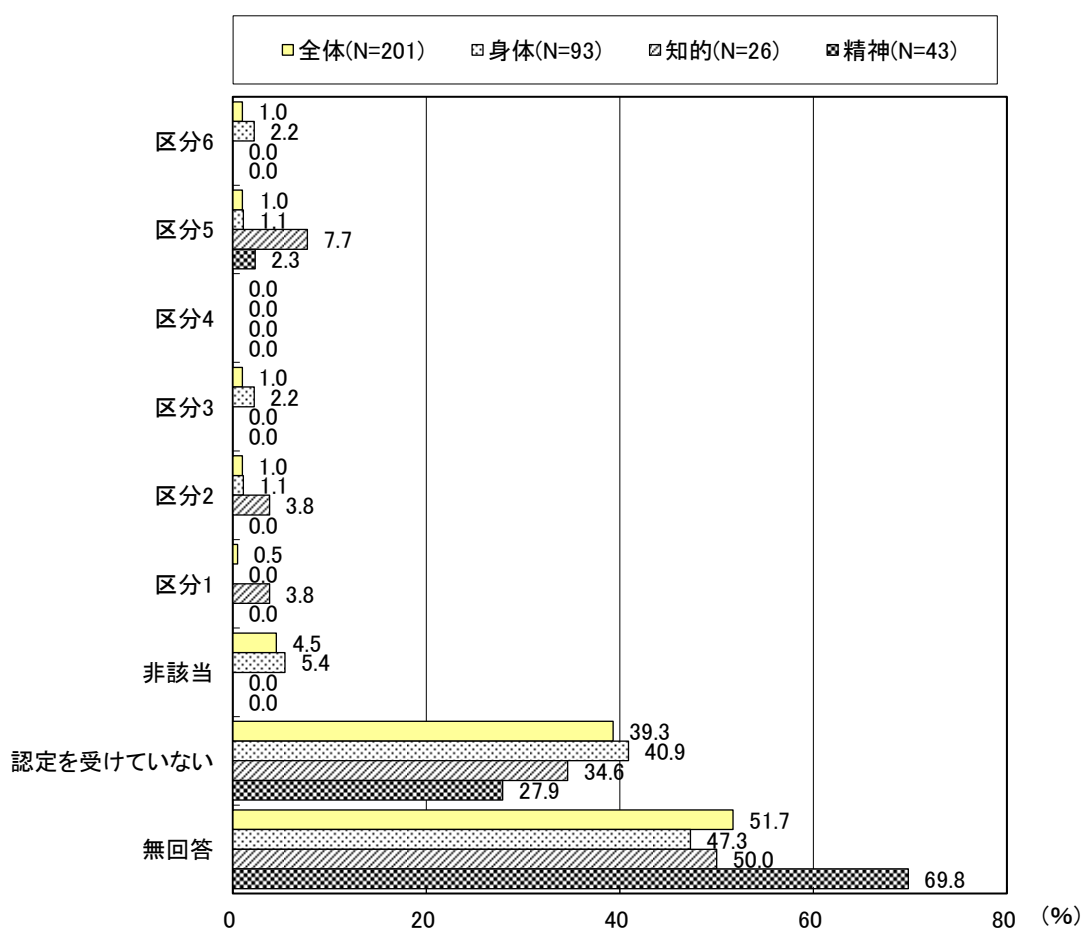
⑤特別児童扶養手当について、障がい者全体では「2級」が1.0%、「無し」が46.8%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「2級」が2.2%、「無し」が55.9%でした。知的障がい者は「無し」が38.5%でした。精神障がい者は「無し」が27.9%でした。



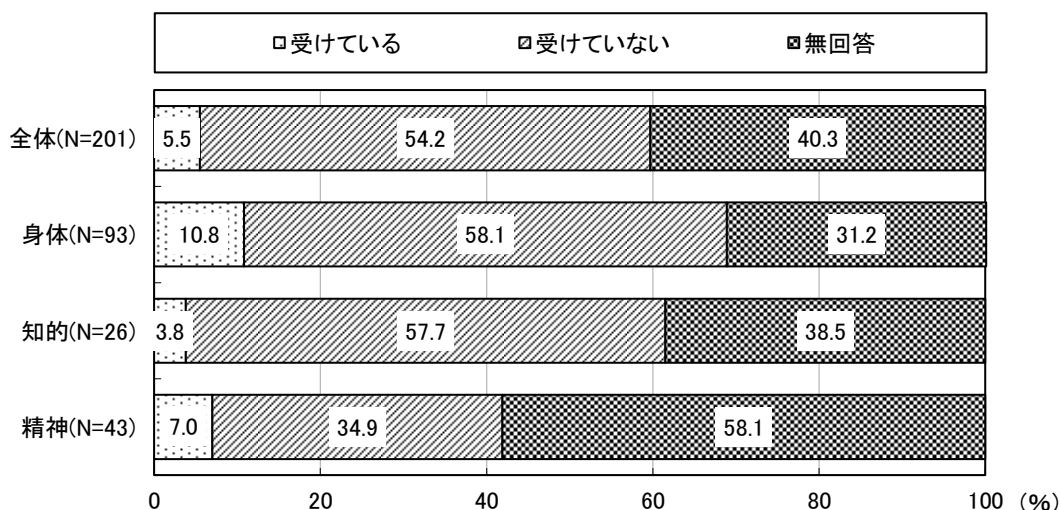
⑥障害支援区分について、障がい者全体では「区分1～6」が4.5%、「非該当」「認定を受けていない」が43.8%でした。等級では、「区分6」「区分5」「区分3」「区分1」がそれぞれ1.0%で最も多くなっています。

障がい別にみると、身体障がい者は「区分1～6」が6.6%、「非該当」「認定を受けていない」が46.3%でした。等級では、「区分6」「区分3」がそれぞれ2.2%で最も多くなっています。知的障がい者は「区分1～6」が15.3%、「非該当」「認定を受けていない」が84.6%でした。等級では、「区分5」がそれぞれ7.7%で最も多くなっています。精神障がい者は「区分1～6」が2.3%、「非該当」「認定を受けていない」が97.7%でした。等級では、「区分1」が3.8%で最も多くなっています。



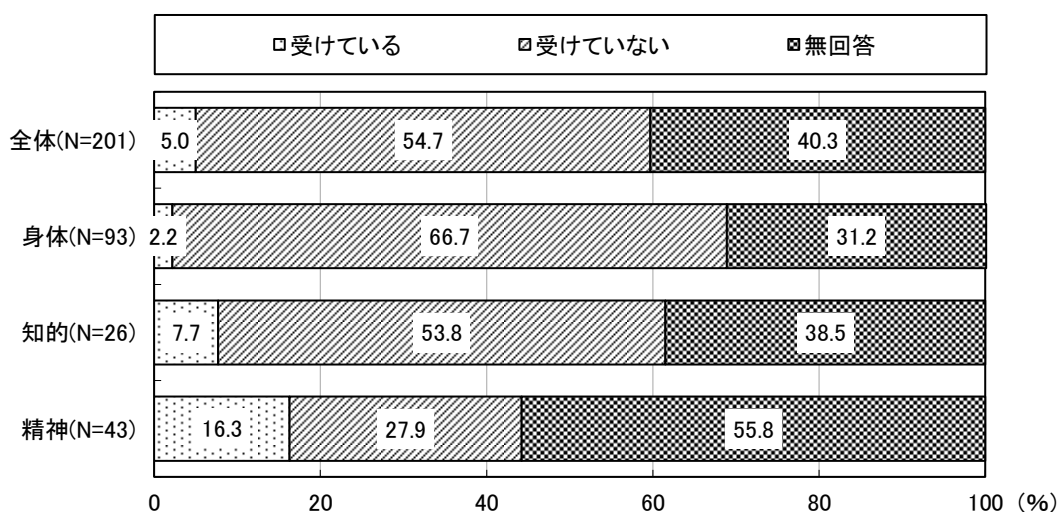
⑦難病の認定について、障がい者全体では「受けている」が 5.5%、「受けていない」が 54.2%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「受けている」が 10.8%、「受けていない」が 58.1%でした。知的障がい者は「受けている」が 3.8%、「受けていない」が 57.7%でした。精神障がい者は「受けている」が 7.0%、「受けていない」が 34.9%でした。



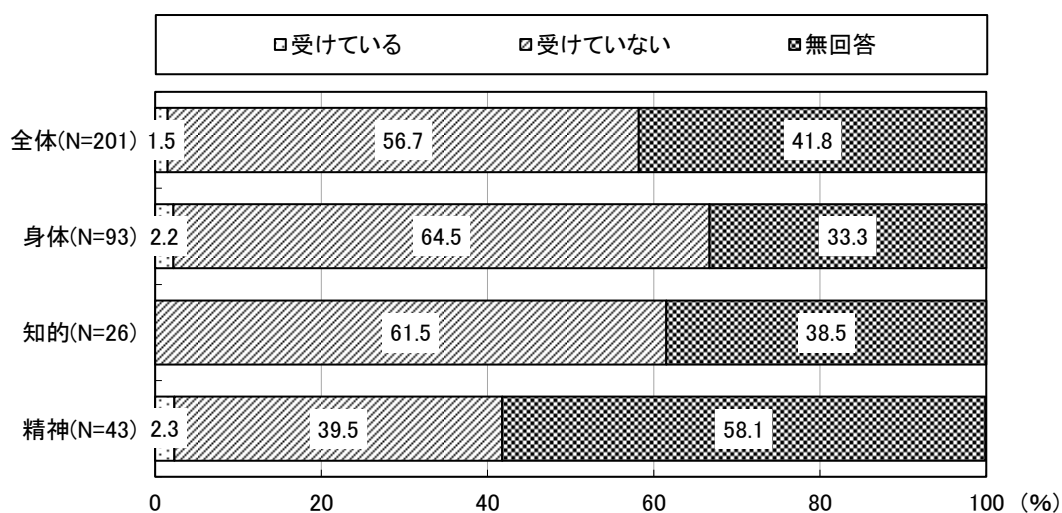
⑧発達障がいの診断について、障がい者全体では「受けている」が 5.0%、「受けていない」が 54.7%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「受けている」が 2.2%、「受けていない」が 66.7%でした。知的障がい者は「受けている」が 7.7%、「受けていない」が 53.8%でした。精神障がい者は「受けている」が 16.3%、「受けていない」が 27.9%でした。



⑨高次脳機能障がい診断について、障がい者全体では「受けている」が 1.5%、「受けていない」が 56.7%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「受けている」が 2.2%、「受けていない」が 64.5%でした。知的障がい者は「受けていない」が 61.5%でした。精神障がい者は「受けている」が 2.3%、「受けていない」が 39.5%でした。



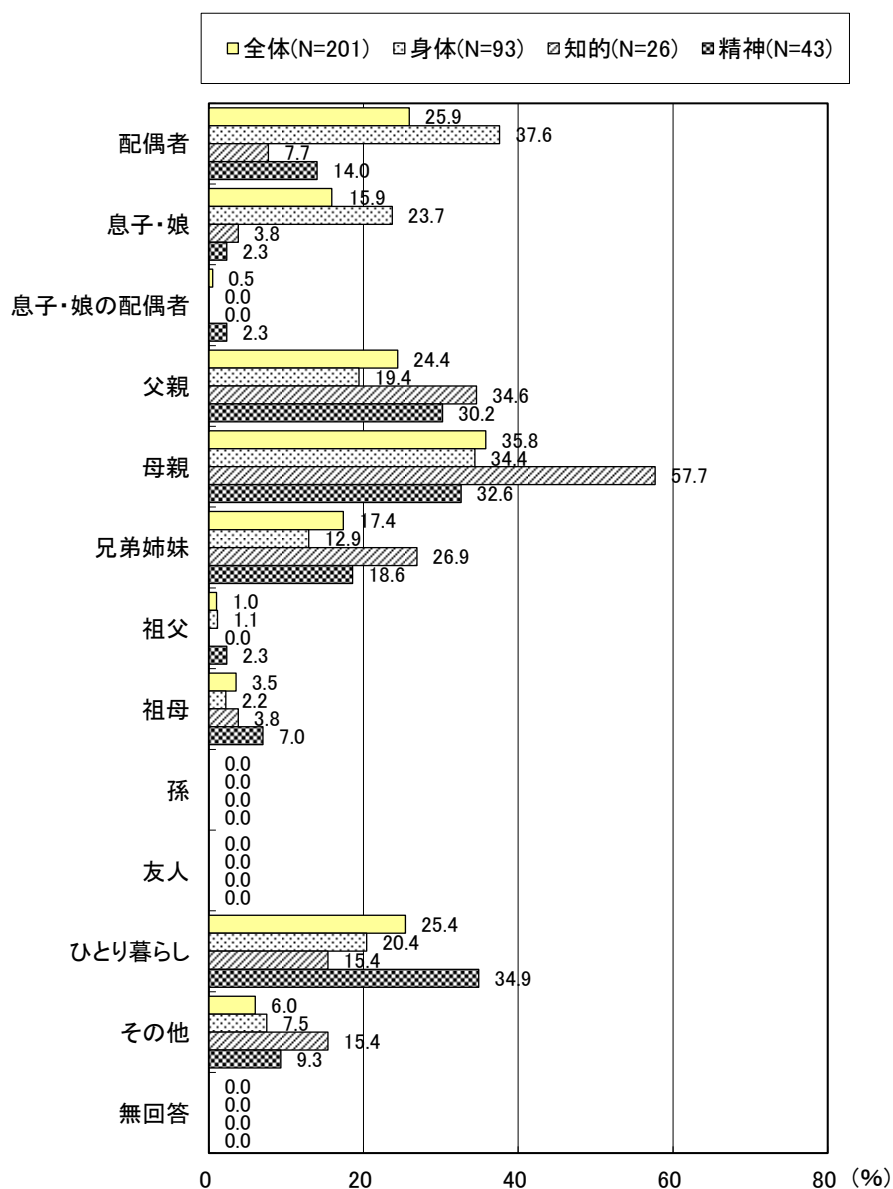
3 生活環境について

(1) 同居者や世話（介護）をする人について

問5 あなたは誰と生活していますか。（当てはまるものすべてに○）

回答者の同居者について、障がい者全体では「母親」が 35.8%で最も多く、次いで「配偶者（25.9%）」、「ひとり暮らし（25.4%）」の順でした。

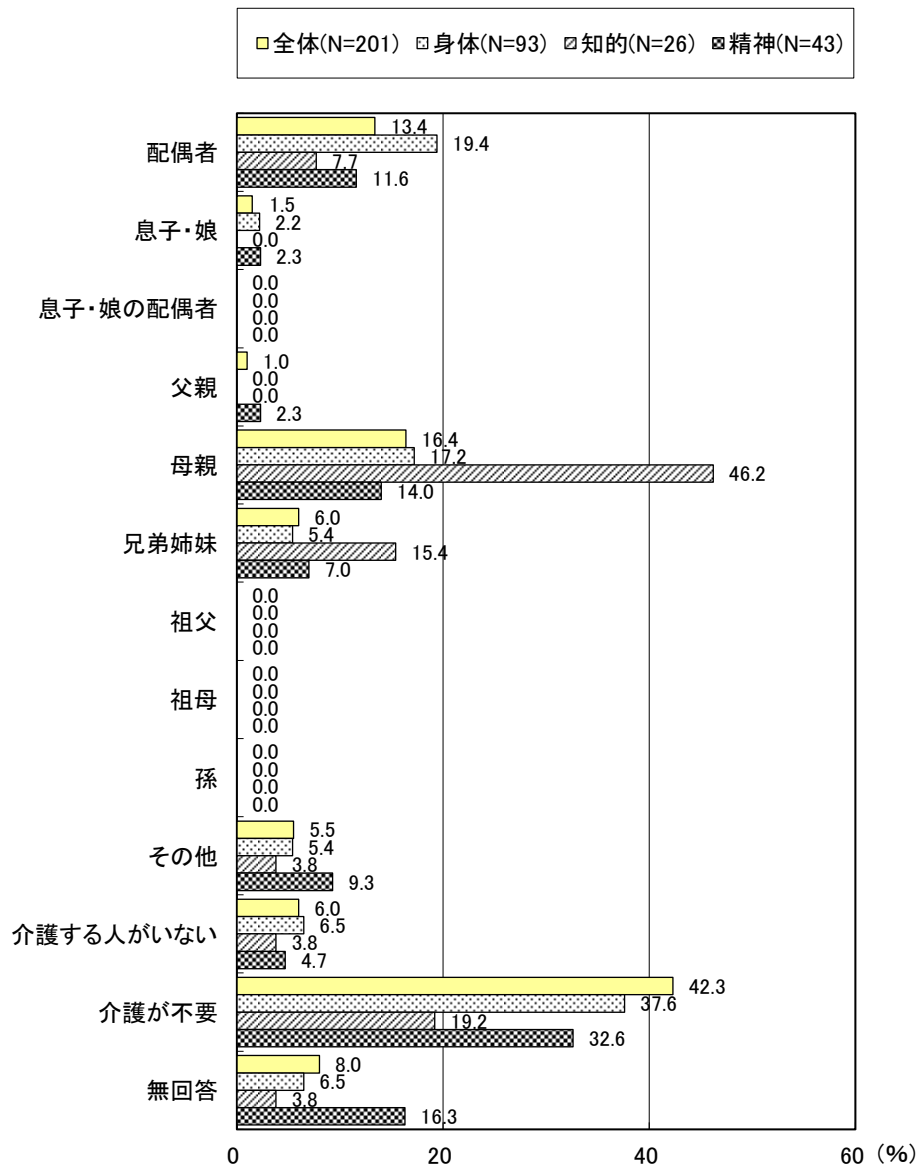
障がい別にみると、身体障がい者は「配偶者」が 37.6%と最も多く、次いで「母親（34.4%）」でした。知的障がい者は「母親」が 57.7%と最も多く、次いで「父親（34.6%）」でした。精神障がい者は「ひとり暮らし」が 34.9%と最も多く、次いで「母親（32.6%）」でした。



問6 主にあなたの身の回りのお世話（介護）をする家族の方はどなたですか。（〇は1つだけ）

介護をする家族について、障がい者全体では「介護が不要」が42.3%で最も多く、次いで「母親（16.4%）」、「配偶者（13.4%）」の順でした。

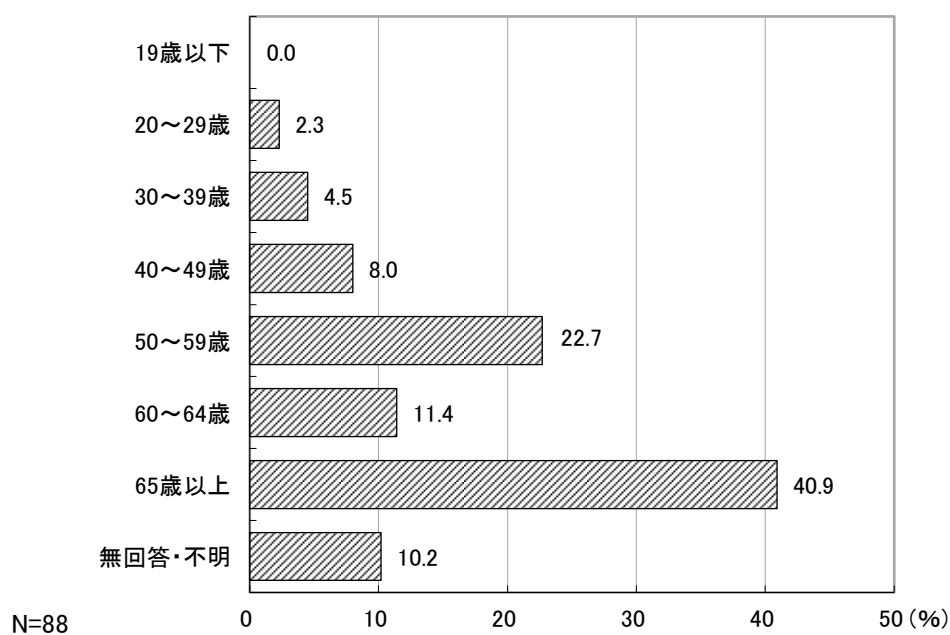
障がい別にみると、身体障がい者は「介護が不要」が37.6%と最も多く、次いで「配偶者（19.4%）」でした。知的障がい者は「母親」が46.2%と最も多く、次いで「介護が不要（19.2%）」でした。精神障がい者は「介護が不要」が32.6%と最も多く、次いで「母親（14.0%）」でした。



【問 6 で「配偶者」、「息子・娘」、「息子・娘の配偶者」、「父親」、「母親」、「兄弟姉妹」、「祖父」、「祖母」、「孫」、「その他」と回答した方】

問 7 主にあなたの身の回りのお世話（介護）をする方の年齢をお答えください。（○は1つだけ）

回答者のお世話（介護）をする方の年齢について、「65 歳以上」が 40.9%で最も多く、次いで「50～59 歳（22.7%）」、「60～64 歳（11.4%）」の順でした。

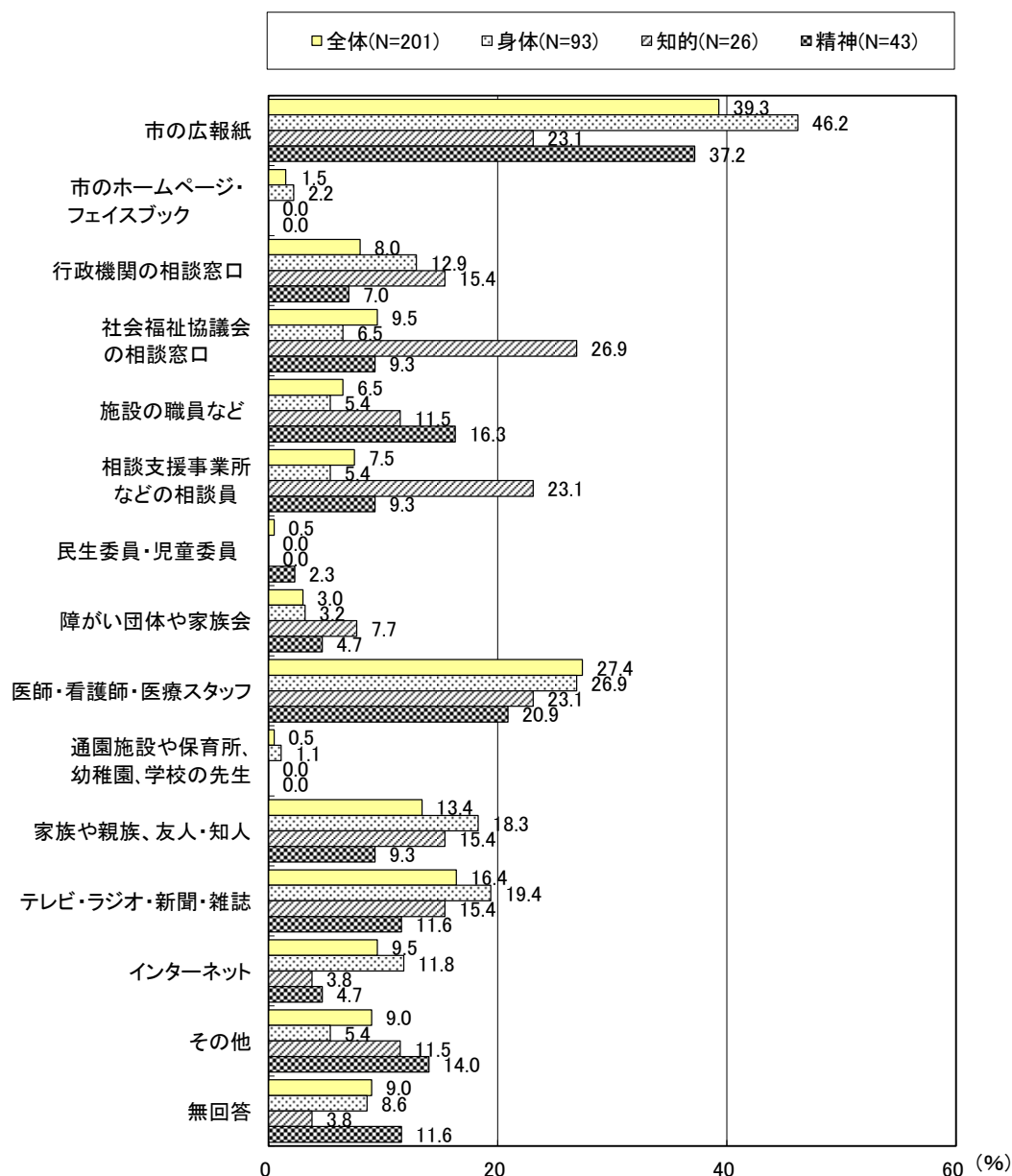


(2) 情報の入手先

問8 日ごろ、情報をどこから得ていますか。(当てはまるものすべてに○)

福祉サービスの情報源について、障がい者全体では「市の広報紙」が39.3%で最も多く、次いで「医師・看護師・医療スタッフ(27.4%)」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌(16.4%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「市の広報」が46.2%と最も多く、次いで「医師・看護師・医療スタッフ(26.9%)」でした。知的障がい者は「社会福祉協議会の相談窓口」が26.9%と最も多く、次いで「市の広報紙」「相談支援事業所の相談員」「医師・看護師・医療スタッフ」がそれぞれ23.1%でした。精神障がい者は「市の広報紙」が37.2%と最も多く、次いで「医師・看護師・医療スタッフ(20.9%)」でした。

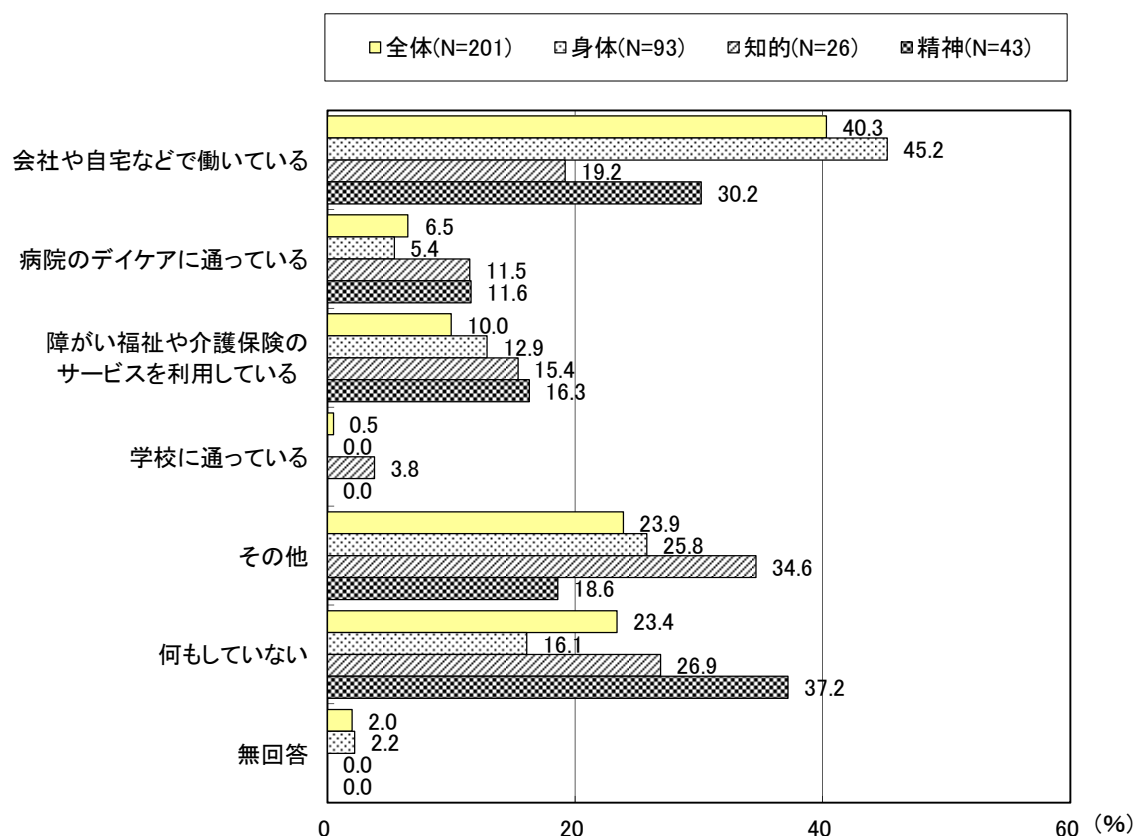


(3) 日中活動について

問9 あなたは現在、日中は主にどのように過ごしていますか。(当てはまるものすべてに○)

回答者の日常の過ごし方について、障がい者全体では「会社や自宅などで働いている」が40.3%で最も多く、次いで「その他(23.9%)」、「何もしていない(23.4%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「会社や自宅などで働いている」が45.2%と最も多く、次いで「その他(25.8%)」でした。知的障がい者は「その他」が34.6%と最も多く、次いで「何もしていない(26.9%)」でした。精神障がい者は「何もしていない」が37.2%と最も多く、次いで「会社や自宅などで働いている(30.2%)」でした。



【問9で「何もしていない」と回答した方】

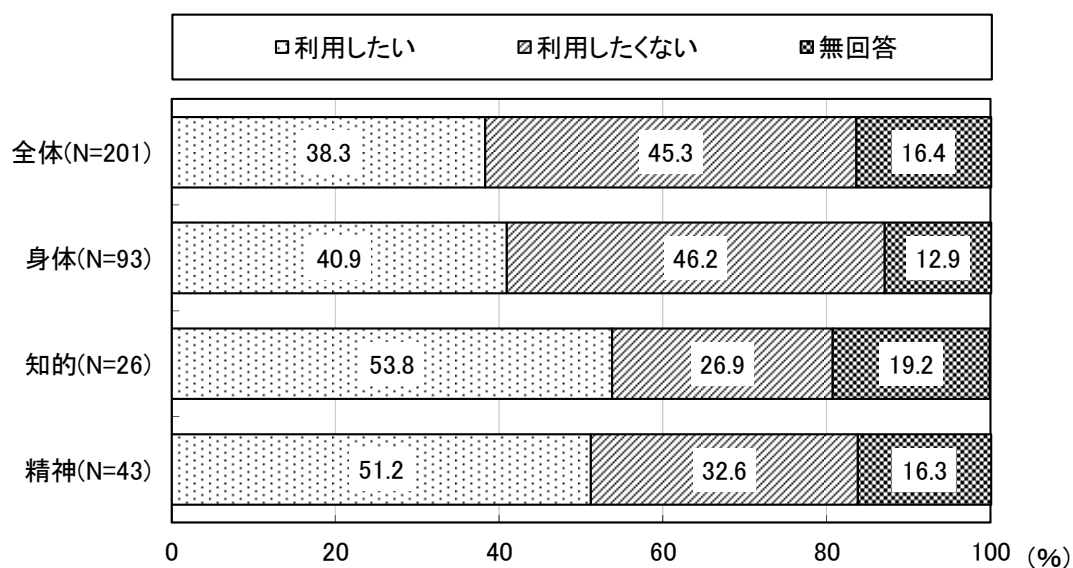
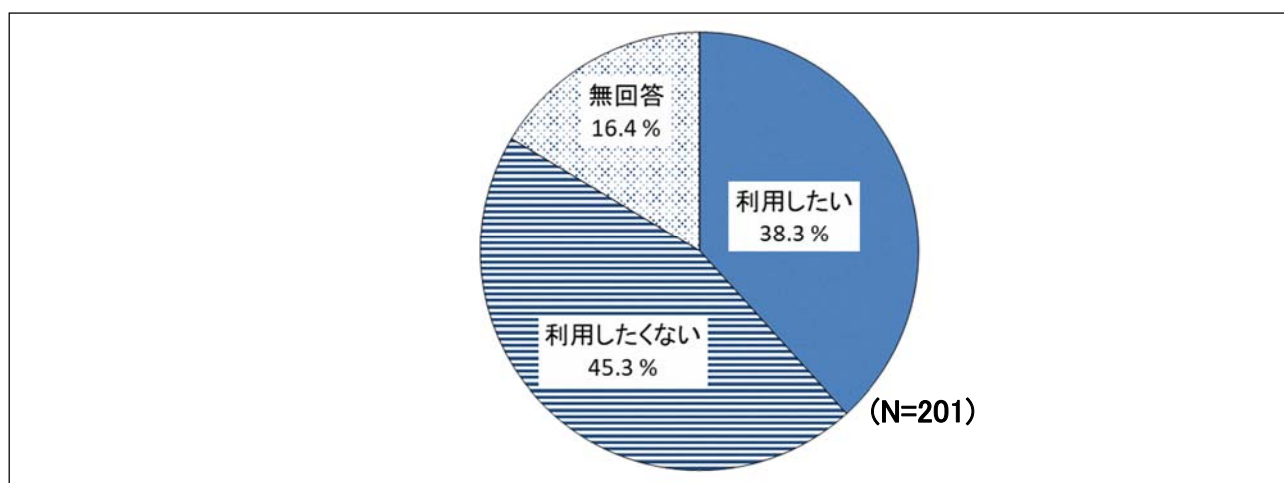
問10 日中は何をして過ごしたいですか。(自由記載)

内容としては、テレビ、ゲーム、仕事、買い物、運動、外出などが挙がっていました。

問 11 日中活動（余暇活動・生活訓練など）の場があれば利用したいですか？（○は1つだけ）

活動の場の利用意向について、障がい者全体では「利用したい」が 38.3%、「利用したくない」が 45.3%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「利用したい」が 40.9%、「利用したくない」が 46.2%でした。知的障がい者は「利用したい」が 53.8%、「利用したくない」が 26.9%でした。精神障がい者は「利用したい」が 51.2%、「利用したくない」が 32.6%でした。

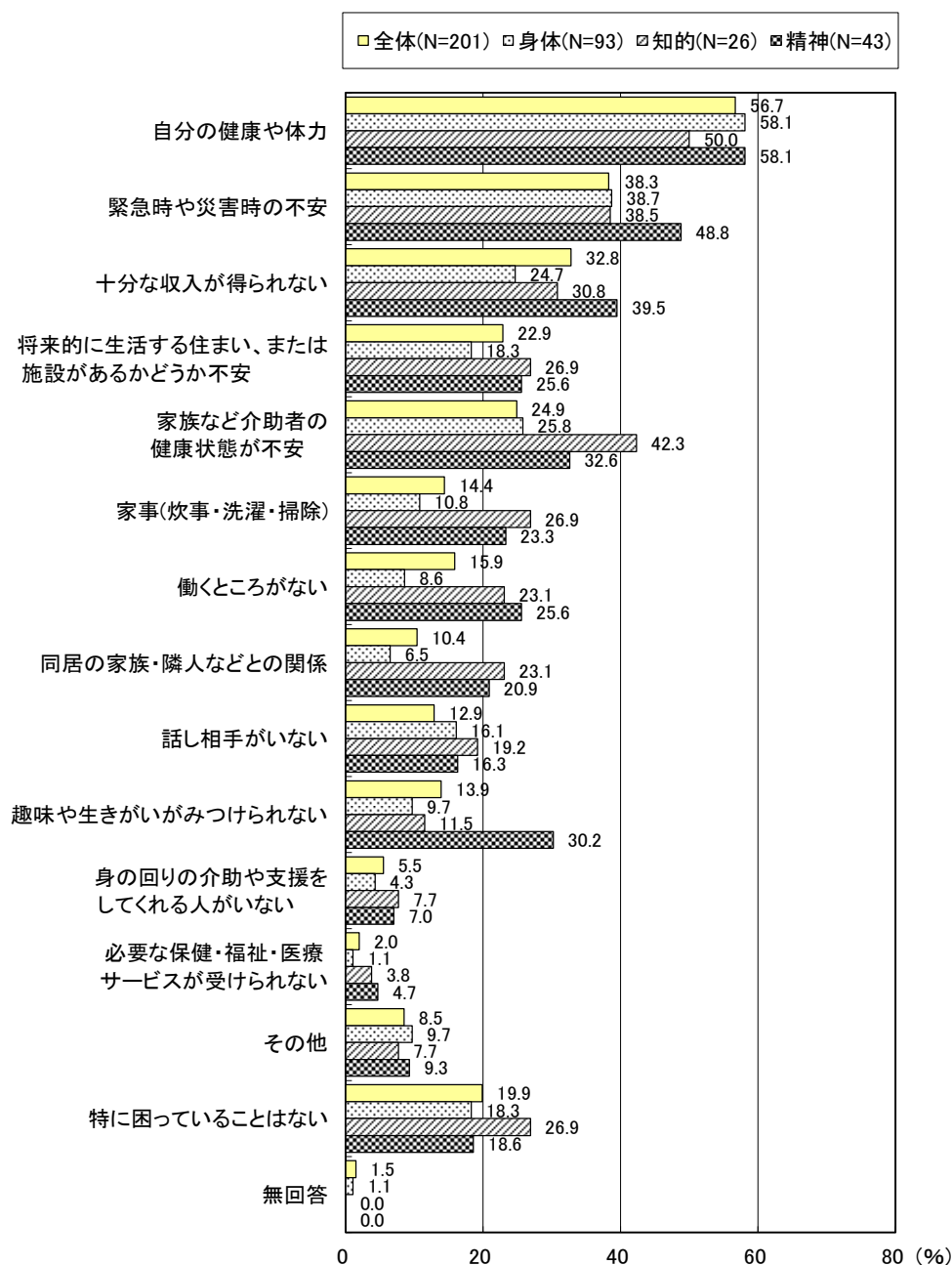


(4) 生活の中で困っていることや不安なこと

問 12 現在の生活で困っていることや不安はありますか。(当てはまるものすべてに○)

回答者の生活上の困っていることや不安について、障がい者全体では「自分の健康や体力」が 56.7%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の不安(38.3%)」、「十分な収入が得られない(32.8%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「自分の健康や体力」が 58.1%と最も多く、次いで「緊急時や災害時の不安(38.7%)」でした。知的障がい者は「自分の健康や体力」が 50.0%と最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安(42.3%)」でした。精神障がい者は「自分の健康や体力」が 58.1%と最も多く、次いで「緊急時や災害時の不安(48.8%)」でした。

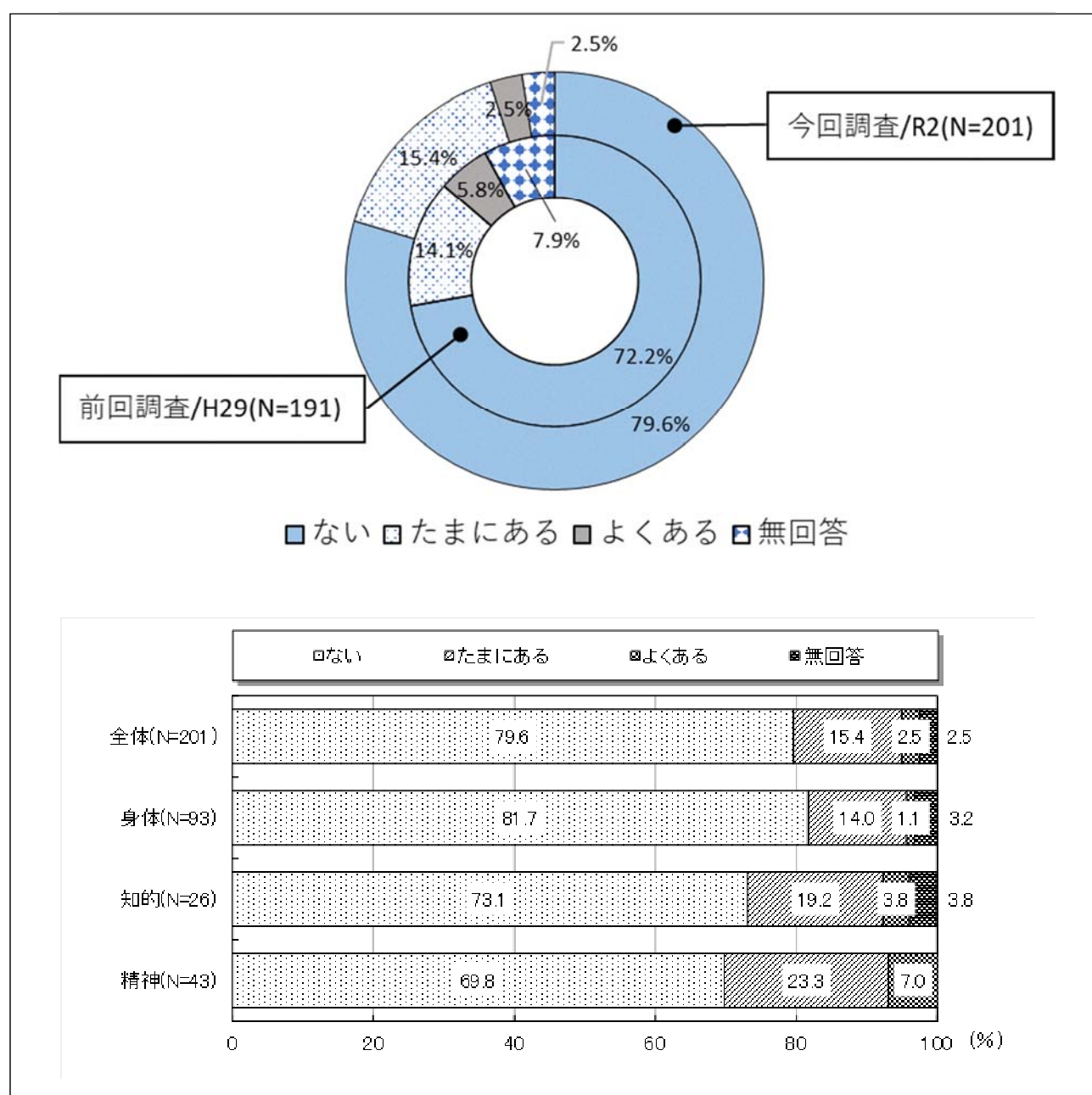


（５）障がい者差別について

問 13 障がい者差別についてお聞きします。この１年の間に、障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをしたことがありますか。（○は１つだけ）

差別されたり嫌な思いをした経験について、障がい者全体では「ない」が79.6%と8割近くを占めています。一方、「よくある」（2.5%）と「たまにある」（15.4%）を合わせた『ある』の割合は17.9%で、前回調査に比べて減少しています。

障がい別にみると、『ある』の割合は、身体障がい者では15.1%、知的障がい者では23.0%、精神障がい者では30.3%で、精神障がい者で最も高くなっています。

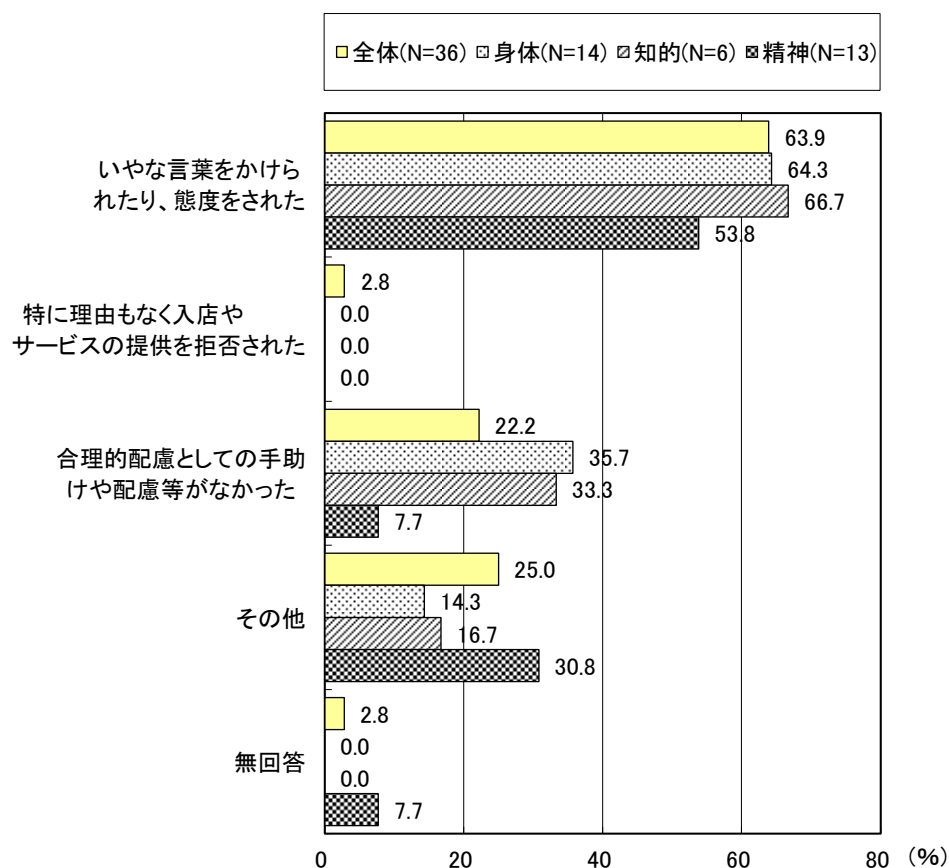


【問 13 で「たまにある」、「よくある」と回答した方】

問 14 差別されたり、いやな思いをしたことはどのようなことでしたか。（当てはまるものすべてに○）

差別や嫌なことの内容について、障がい者全体では「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 63.9%で最も多く、次いで「その他（25.0%）」、「合理的配慮としての手助けや配慮がなかった（22.2%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 64.3%と最も多く、次いで「合理的配慮としての手助けや配慮がなかった（35.7%）」でした。知的障がい者は「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 66.7%と最も多く、次いで「合理的配慮としての手助けや配慮がなかった（33.3%）」でした。精神障がい者は「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 53.8%と最も多く、次いで「その他（30.8%）」でした。

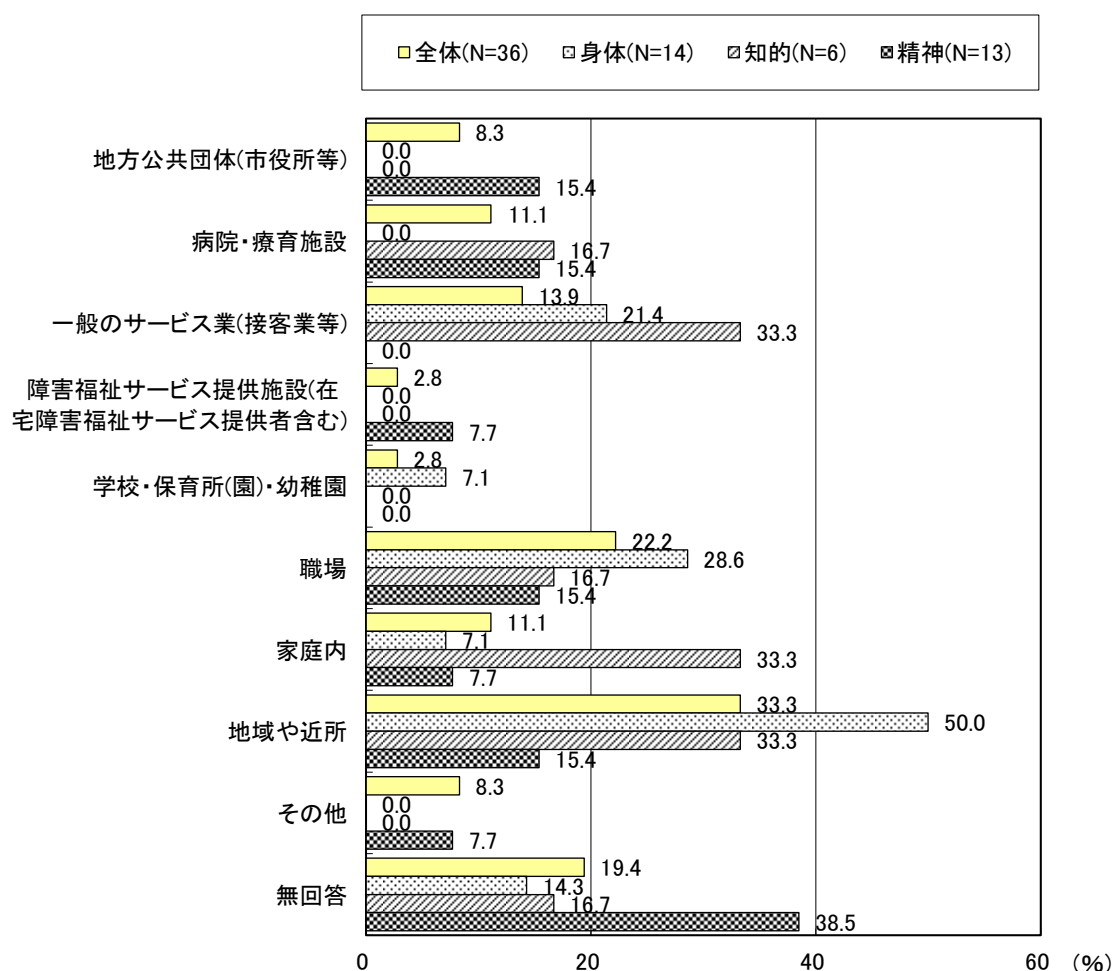


【問 13 で「たまにある」、「よくある」と回答した方】

問 15 差別されたり、いやな思いをしたのはどこ（だれ）でしたか。（当てはまるものすべてに○）

差別されたり、いやな思いをした場所について、障がい者全体では「地域や近所」が 33.3%で最も多く、次いで「職場（22.2%）」、「一般のサービス業（接客業）（13.9%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「地域や近所」が 50.0%と最も多く、次いで「職場（28.6%）」でした。知的障がい者は「一般のサービス業（接客業）」「家庭内」「地域や近所」がそれぞれ 33.3%と最も多くなっています。精神障がい者は「地方公共団体（市役所等）」「病院・療育施設」「家庭内」「地域や近所」がそれぞれ 15.4%と最も多くなっています。



4 福祉サービスの利用について

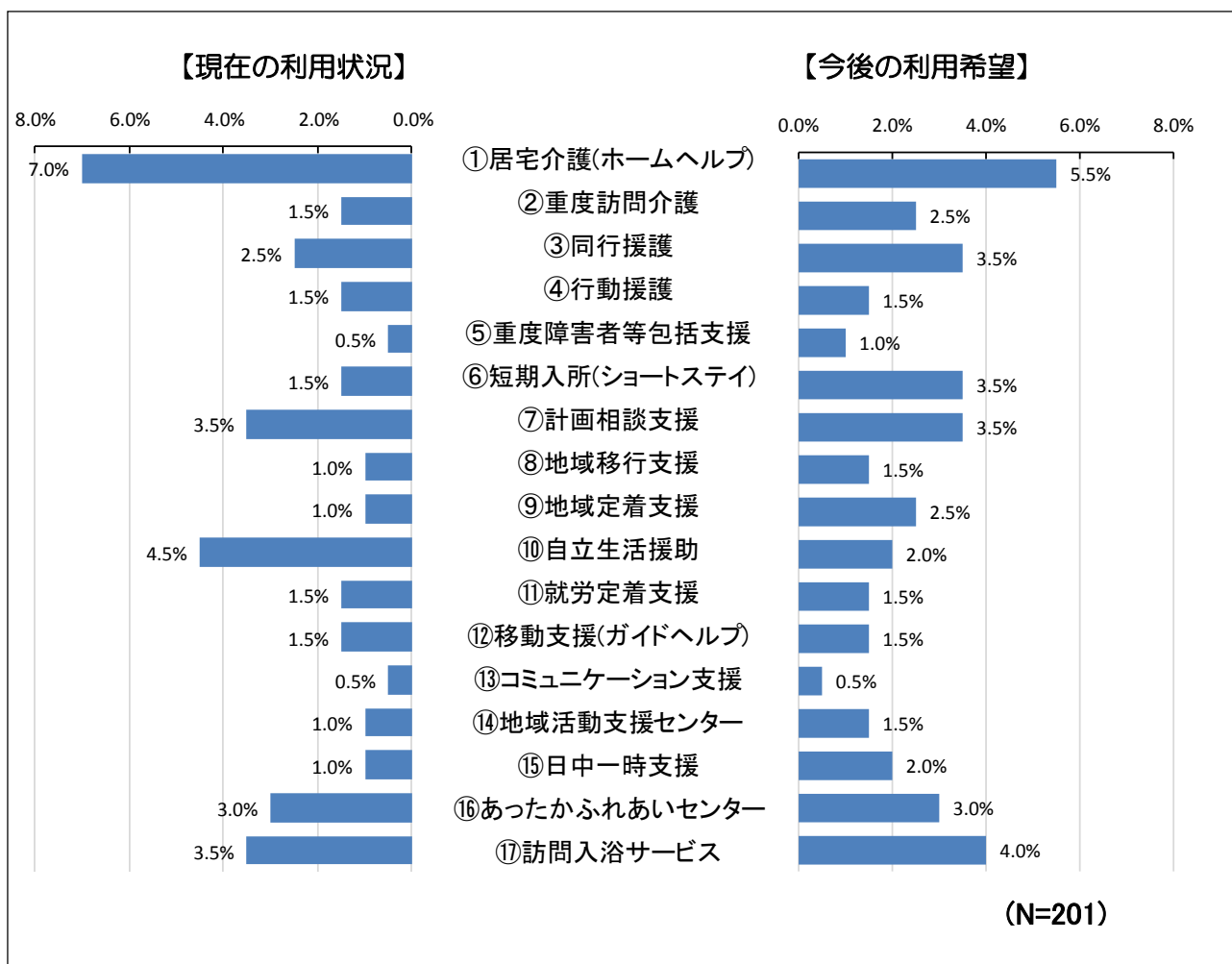
問 16 あなたは現在、どんなサービスを利用していますか。また、どんなサービスを利用したいですか。それぞれ当てはまるものすべてに○をして、どのくらい利用しているか（利用したいか）記入してください。

（１）在宅生活を支援するサービスの利用状況と今後の利用希望

【全体】

現在利用している在宅生活を支援するサービスについて、障がい者全体では「居宅介護(ホームヘルプ)」が 7.0%と最も多く、次いで「自立生活援助」が 4.5%、「計画相談支援」「訪問入浴サービス」がそれぞれ 3.5%でした。

今後利用したいサービスについては、「居宅介護(ホームヘルプ)」が 5.5%と最も多く、次いで「訪問入浴サービス」が 4.0%、次が「同行援護」「短期入所(ショートステイ)」 「計画相談支援」が、それぞれ 3.5%でした。



【障がい別】

障がい別にみると、現在の利用状況は、身体障がい者は「居宅介護(ホームヘルプ)」が7.5%と最も多く、次が「訪問入浴サービス」6.5%でした。

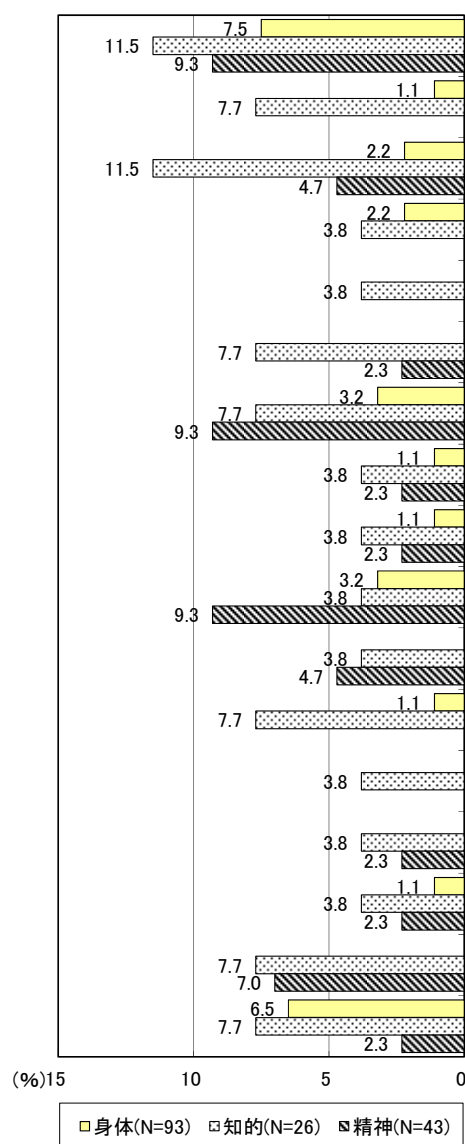
知的障がい者は「居宅介護(ホームヘルプ)」および「同行援護」がそれぞれ11.5%と最も多く、精神障がい者は、「居宅介護(ホームヘルプ)」「計画相談支援」「自立生活援助」がそれぞれ9.3%で最も多くなっています。

今後の利用希望は、身体障がい者は「居宅介護(ホームヘルプ)」および「訪問入浴サービス」が6.5%と最も多く、次が「同行援護」5.4%でした。

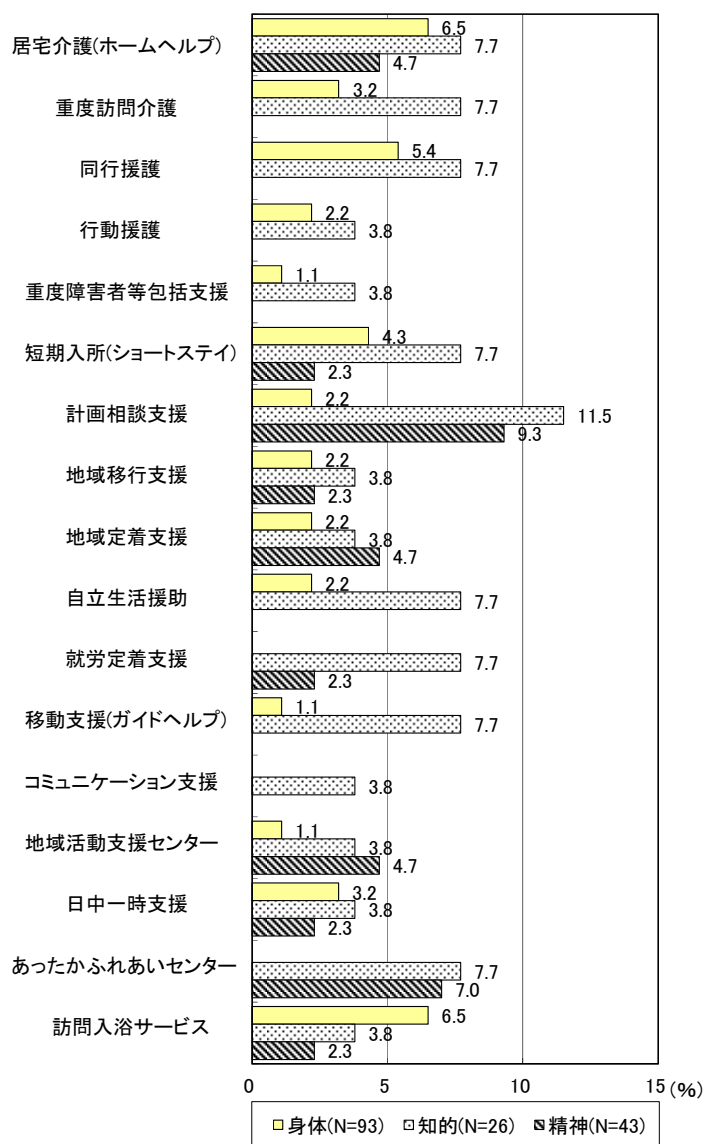
知的障がい者は「計画相談支援」が11.5%で特に多くなっています。

精神障がい者は、「計画相談支援」が9.3%で最も多く、次が「あったかふれあいセンター」で7.0%となっています。

【現在の利用状況】



【今後の利用希望】

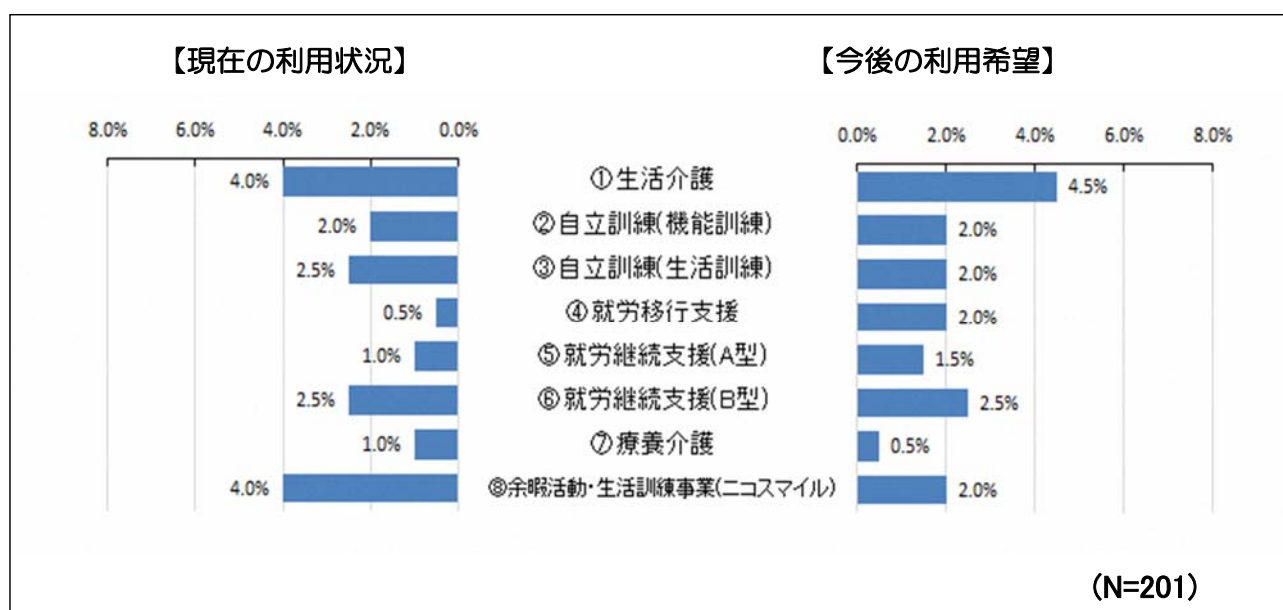


(2) 日中活動を支援するサービスの利用状況と今後の利用希望

【全体】

現在利用している日中活動を支援するサービスについて、障がい者全体では「生活介護」「余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）」がそれぞれ 4.0%で最も多く、次いで「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援（B 型）」がそれぞれ 2.5%でした。

今後利用したいサービスについては、「生活介護」が 4.5%と最も多く、次いで「就労継続支援（B 型）」が 2.5%、「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）」がそれぞれ 2.0%でした。

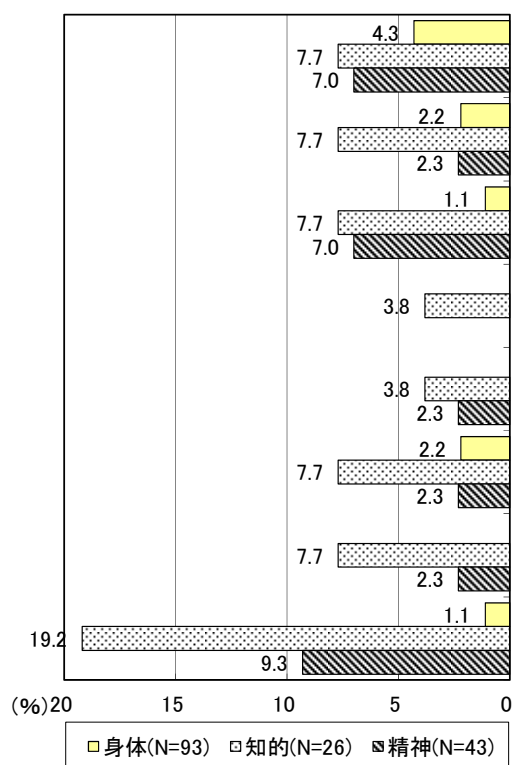


【障がい別】

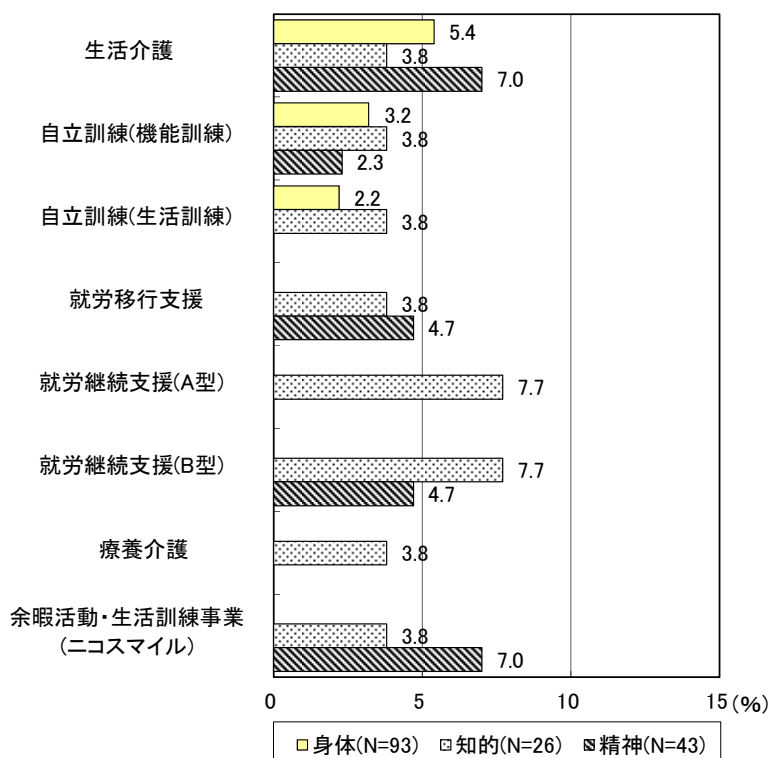
障がい別にみると、現在の利用状況は、身体障がい者は「生活介護」が 4.3%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援（B 型）」がそれぞれ 2.2%でした。知的障がい者は「余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）」が 19.2%と特に多く、次いで「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援（B 型）」「療養介護」がそれぞれ 7.7%でした。精神障がい者は「余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）」が 9.3%と最も多く、次いで「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」がそれぞれ 7.0%でした。

今後の利用希望は、身体障がい者は「生活介護」が 5.4%と最も多く、次が「自立訓練（機能訓練）（3.2%）」でした。知的障がい者は「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」がそれぞれ 7.7%と最も多くなっています。精神障がい者は「生活介護」「余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）」がそれぞれ 7.0%と最も多くなっています。

【現在の利用状況】



【今後の利用希望】



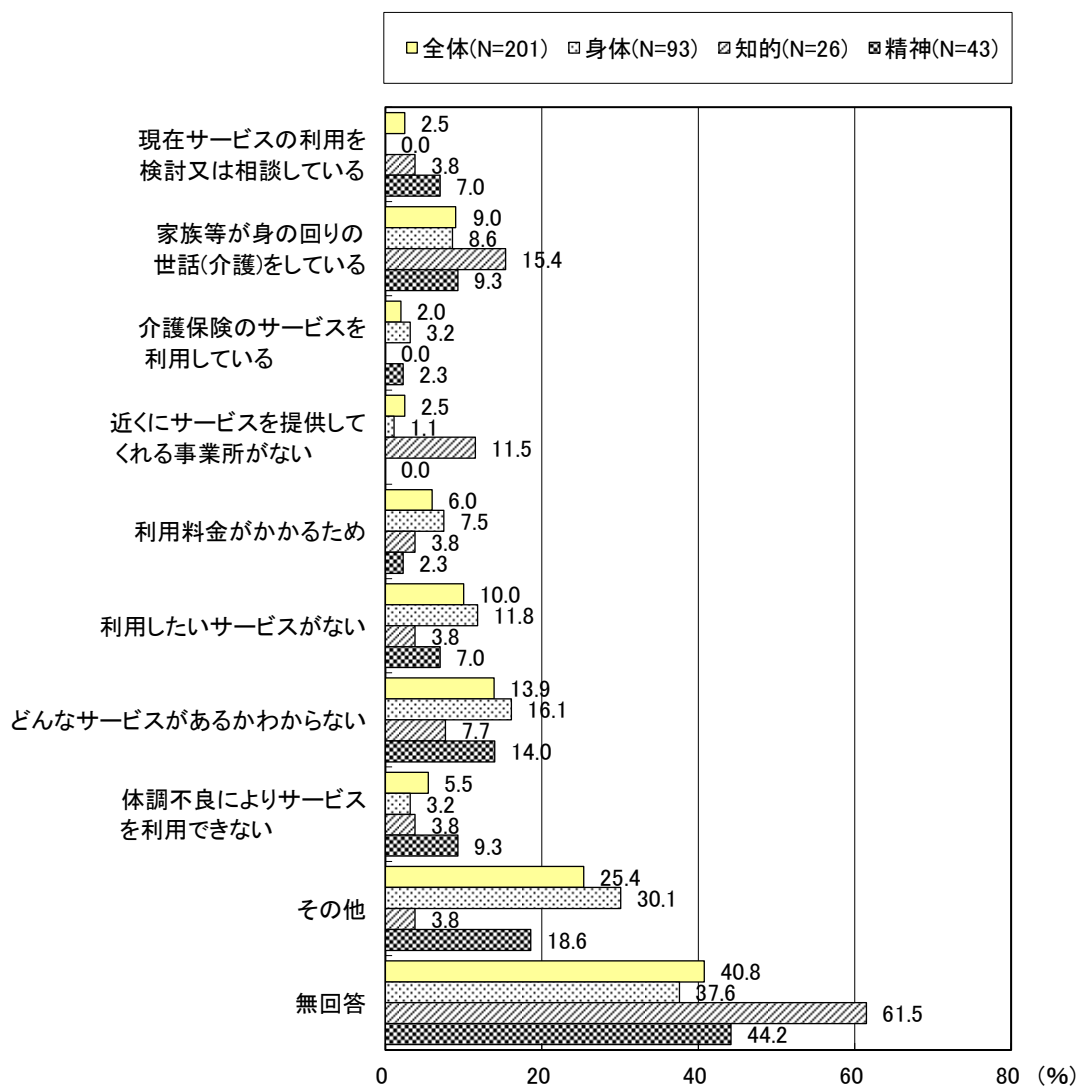
(3) 福祉サービスを利用していない理由

【現在どのサービスも利用していない方（問 16 で「現在利用しているサービス」の欄に○をしなかった方）】

問 17 サービスを利用していない理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

サービスを利用しない理由について、障がい者全体では「その他」が 25.4%で最も多く、次いで「どんなサービスがあるかわからない（13.9%）」、「利用したいサービスがない（10.0%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「その他」が 30.1%と最も多く、次いで「どんなサービスがあるかわからない（16.1%）」でした。知的障がい者は「家族が身の回りの世話（介護）をしている」が 15.4%と最も多く、次いで「近くにサービスを提供してくれる事業所がない（11.5%）」でした。精神障がい者は「その他」が 18.6%と最も多く、次いで「どんなサービスがあるかわからない（14.0%）」でした。

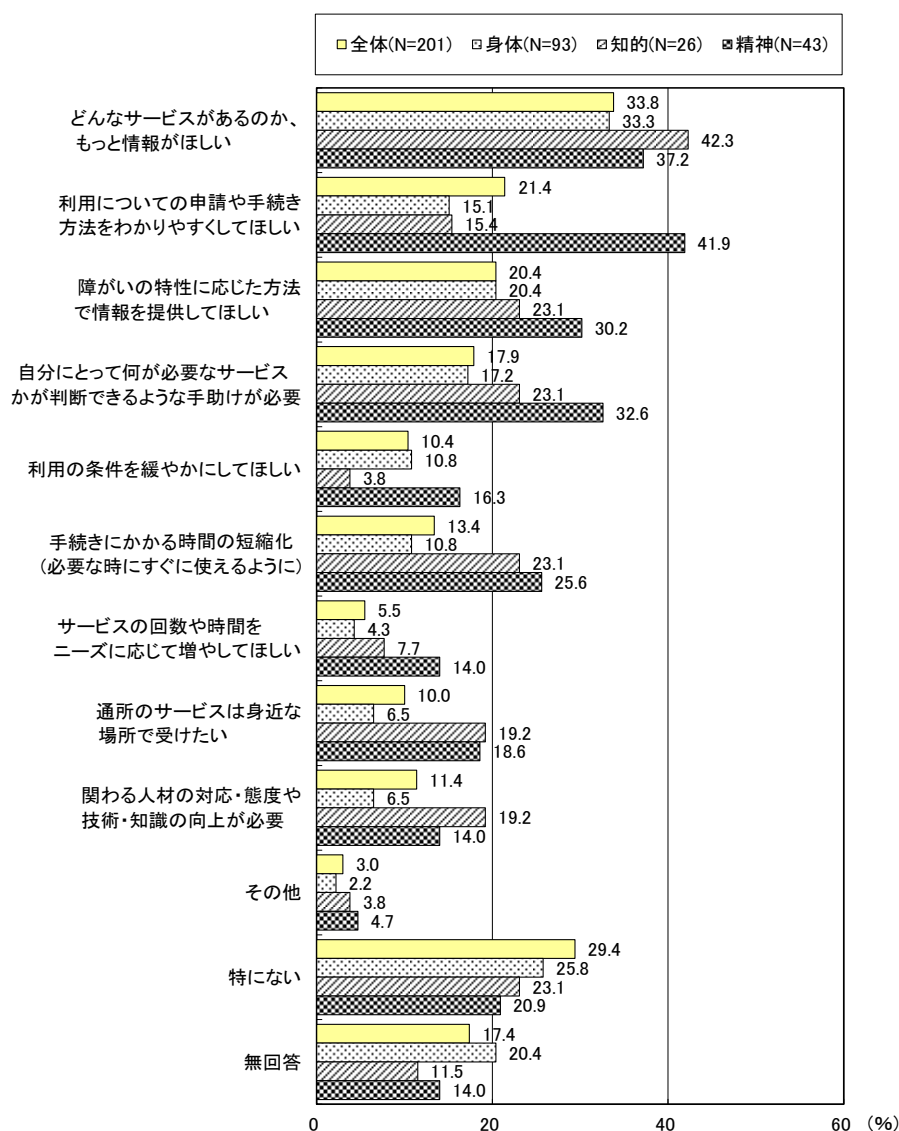


(4) 障害福祉サービスに対する要望

問 18 障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。
(当てはまるものすべてに○)

回答者の同居者について、障がい者全体では「どんなサービスがあるのかもっと情報が欲しい」が 33.8%で最も多く、次いで「特にない(29.4%)」、「利用について申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい(21.4%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「どんなサービスがあるのかもっと情報が欲しい」が 33.3%と最も多く、次いで「特にない(25.8%)」でした。知的障がい者は「どんなサービスがあるのかもっと情報が欲しい」が 42.3%と最も多く、次いで「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」「手続きにかかる時間の短縮化(必要な時にすぐに使えるように)」「特にない」がそれぞれ 23.1%でした。精神障がい者は「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が 41.9%と最も多く、次いで「どんなサービスがあるのかもっと情報が欲しい(37.2%)」でした。



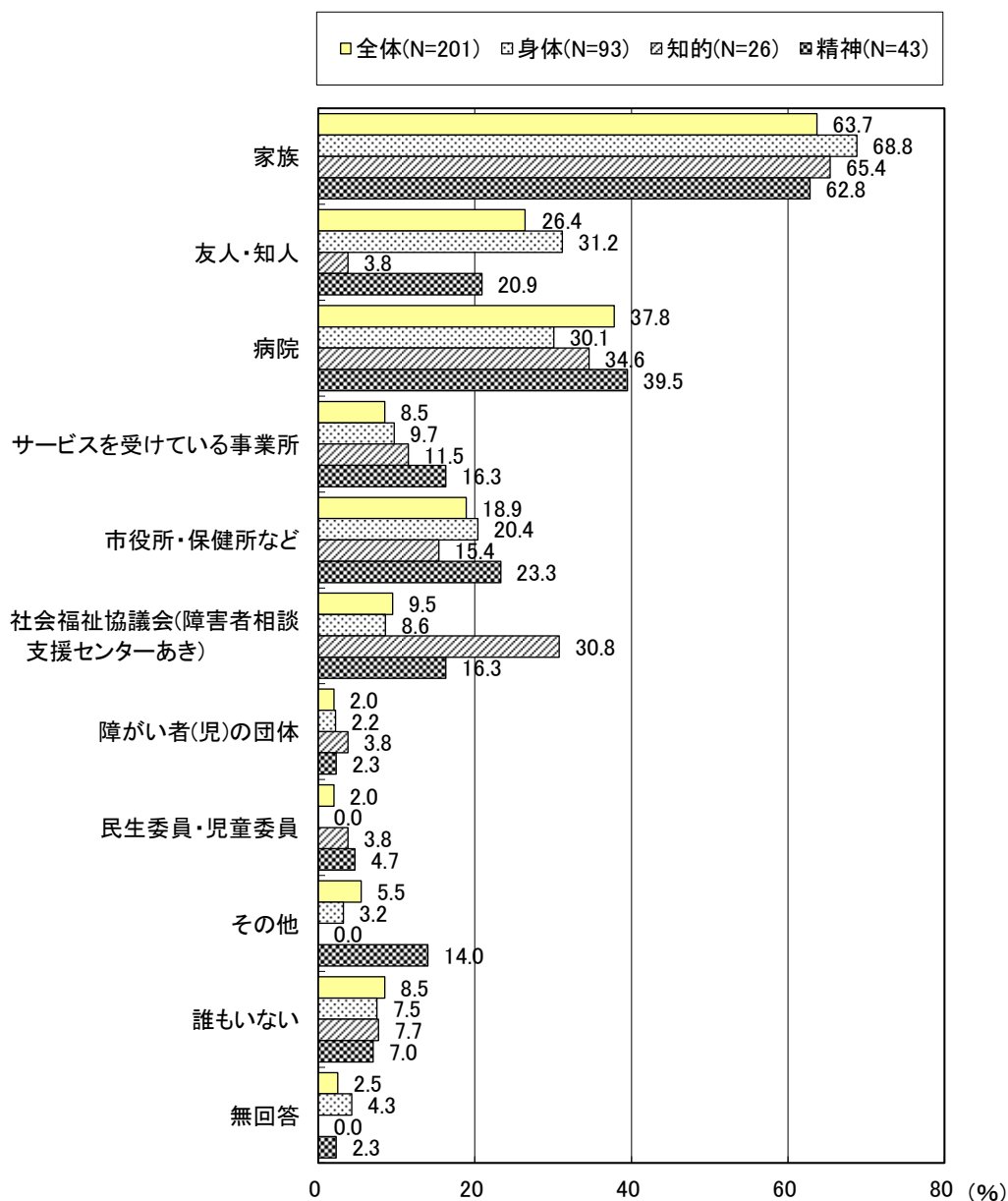
5 相談について

(1) 悩みや困ったことの相談先

問 19 あなたが悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか。（当てはまるものすべてに○）

悩みや困ったことを相談する相手について、障がい者全体では「家族」が 63.7%で最も多く、次いで「病院（37.8%）」、「友人・知人（26.4%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「家族」が 68.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が 31.2%、知的障がい者は「家族」が 65.4%と最も多く、次いで「病院」が 34.6%、精神障がい者は「家族」が 62.8%と最も多く、次いで「病院」が 39.5%でした。



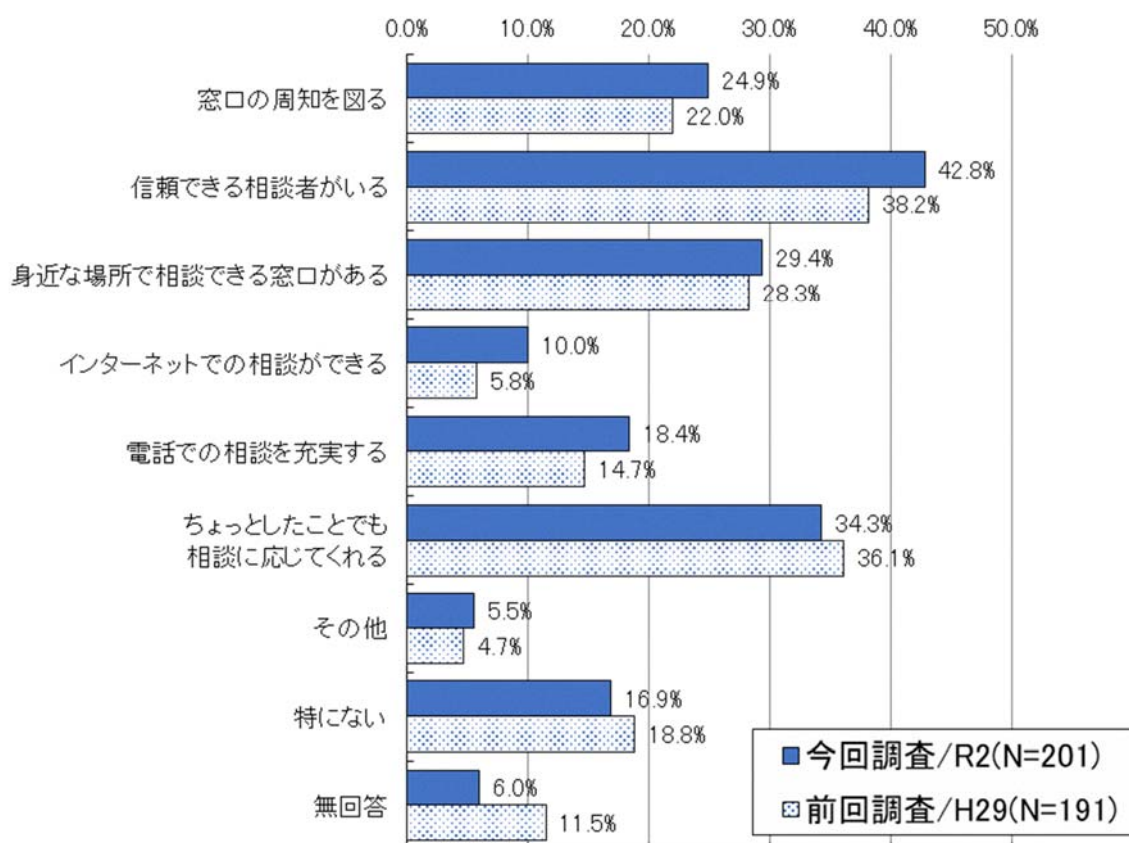
（２）相談しやすい体制に必要なこと

問 20 相談機関に相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（当てはまるものすべてに○）

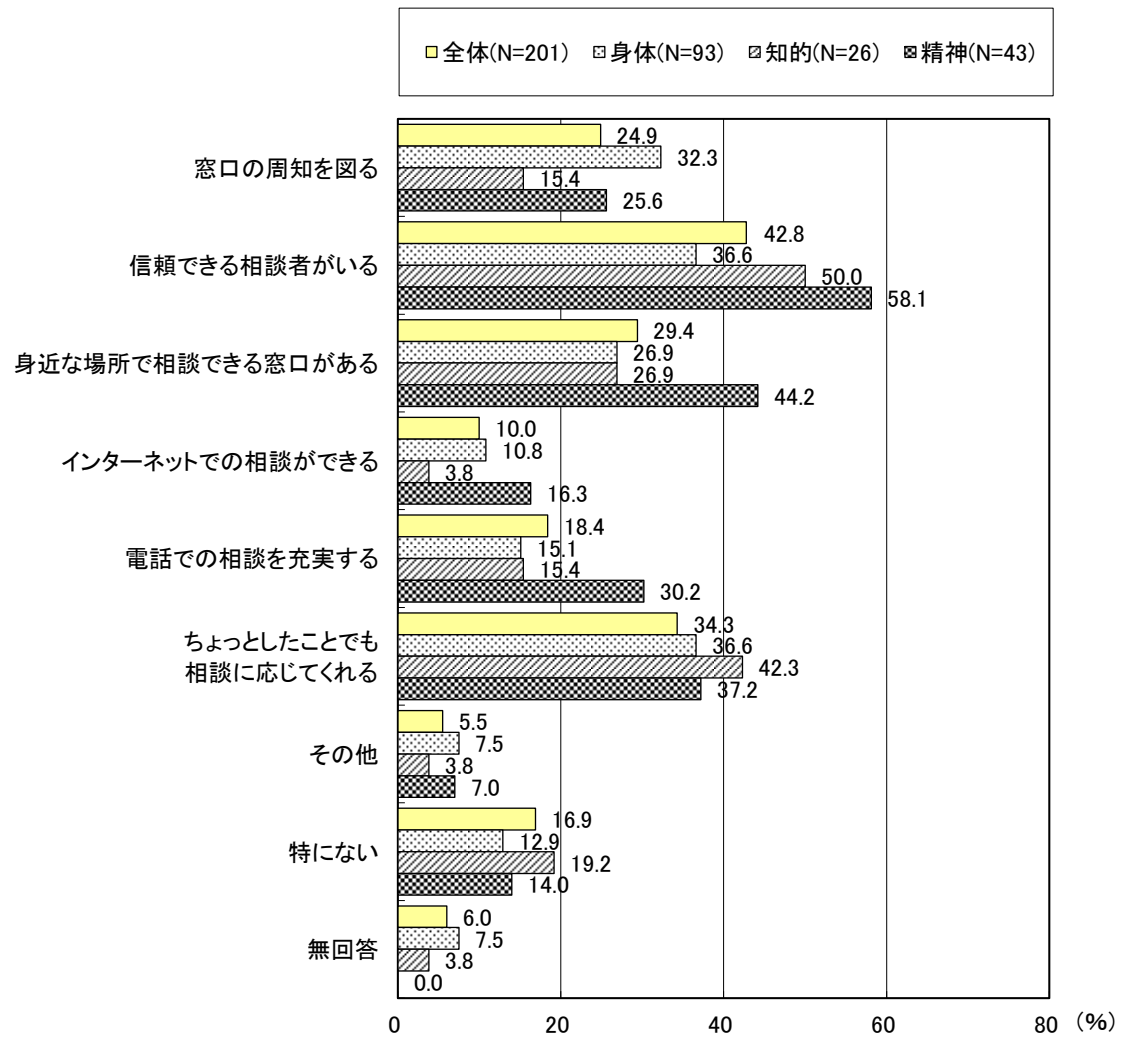
相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要なことについて、障がい者全体では「信頼できる相談者がいる」が42.8%で最も多く、次いで「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる（34.3%）」、「身近な場所で相談できる窓口がある（29.4%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「信頼できる相談者がいる」「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」がそれぞれ36.6%と最も多くなっています。知的障がい者は「信頼できる相談者がいる」が50.0%と最も多く、次いで「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」が42.3%でした。精神障がい者は「信頼できる相談者がいる」が58.1%と最も多く、次いで「身近な場所で相談できる窓口がある」が44.2%でした。

■全体



■障がい別



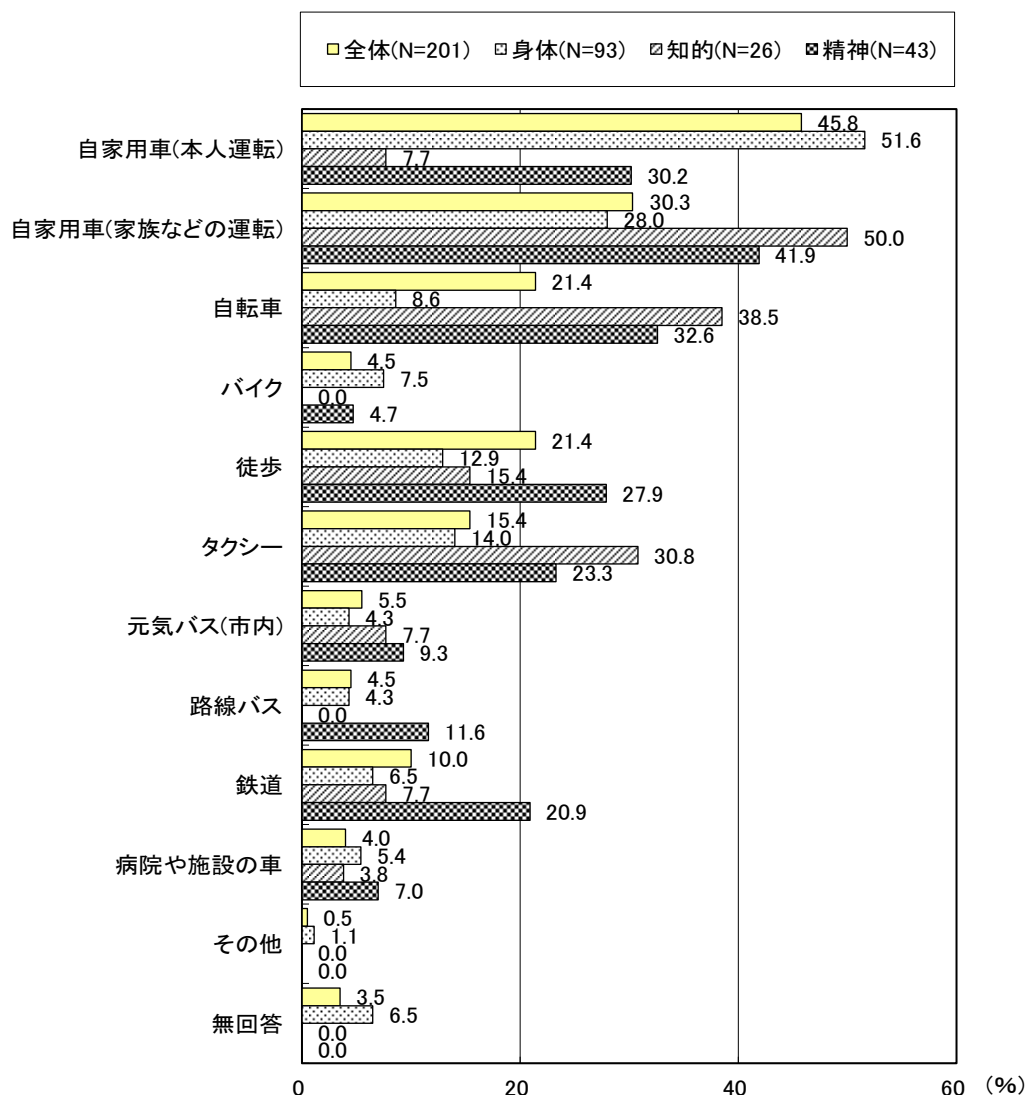
6 外出・社会参加について

(1) 外出時の交通手段

問 21 通勤や施設・病院への通院など、外出する際の交通手段は何ですか。(当てはまるものすべてに○)

外出する際の交通手段について、障がい者全体では「自家用車(本人運転)」が 45.8%で最も多く、次いで「自家用車(家族などの運転) (30.3%)」、「自転車 (21.4%)」、「徒歩 (21.4%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「自家用車(本人運転)」が 51.6%と最も多く、次いで「自家用車(家族などの運転)」が 28.0%、知的障がい者は「自家用車(家族などの運転)」が 50.0%と最も多く、次いで「自転車」が 38.5%、精神障がい者は「自家用車(家族などの運転)」が 41.9%と最も多く、次いで「自転車」が 32.6%でした。

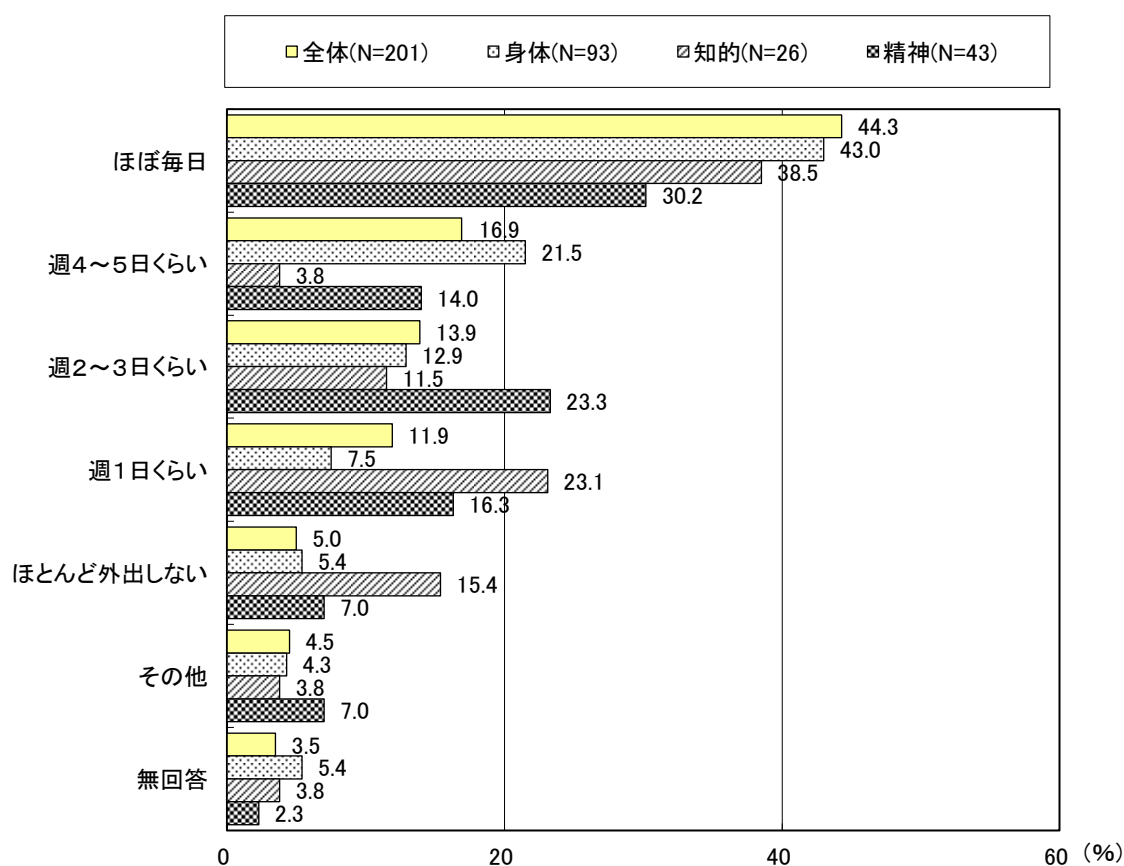


(2) 外出の頻度

問 22 どのくらいの頻度で外出していますか。(〇は1つだけ)

外出の頻度について、障がい者全体では「ほぼ毎日」が 44.3%で最も多く、次いで「週4～5日くらい(16.9%)」、「週2～3日くらい(13.9%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「ほぼ毎日」が 43.0%と最も多く、次いで「週4～5日くらい」が21.5%、知的障がい者は「ほぼ毎日」が38.5%と最も多く、次いで「週1日くらい」が23.1%、精神障がい者は「ほぼ毎日」が30.2%と最も多く、次いで「週2～3日くらい」が23.3%でした。

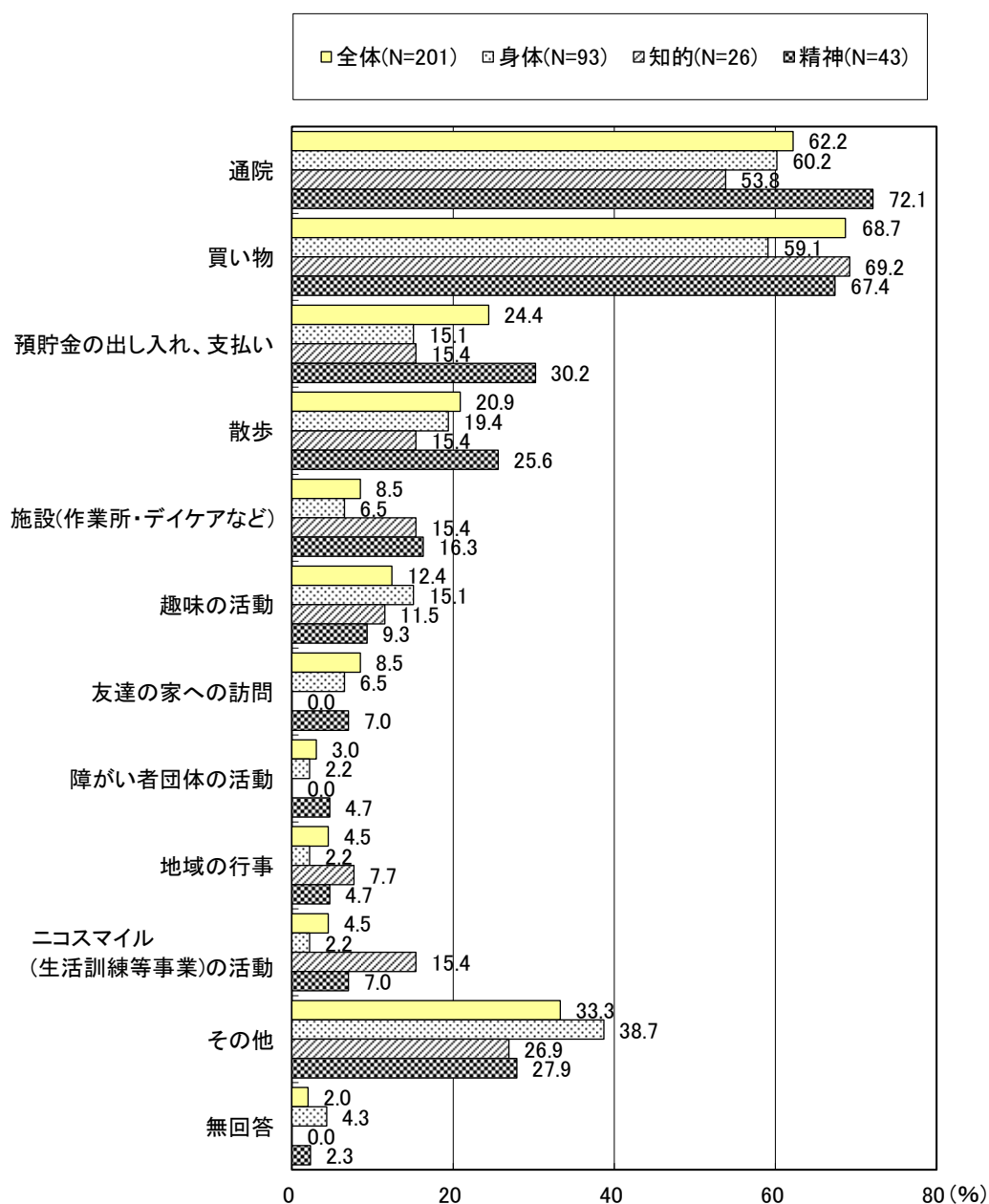


(3) 外出の目的

問 23 主に何のために外出しますか。(当てはまるものすべてに○)

外出目的について、障がい者全体では「買い物」が 68.7%で最も多く、次いで「通院（62.2%）」、「その他（33.3%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「通院」が 60.2%と最も多く、次いで「買い物」が 59.1%、知的障がい者は「買い物」が 69.2%と最も多く、次いで「通院」が 53.8%、精神障がい者は「通院」が 72.1%と最も多く、次いで「買い物」が 67.4%でした。



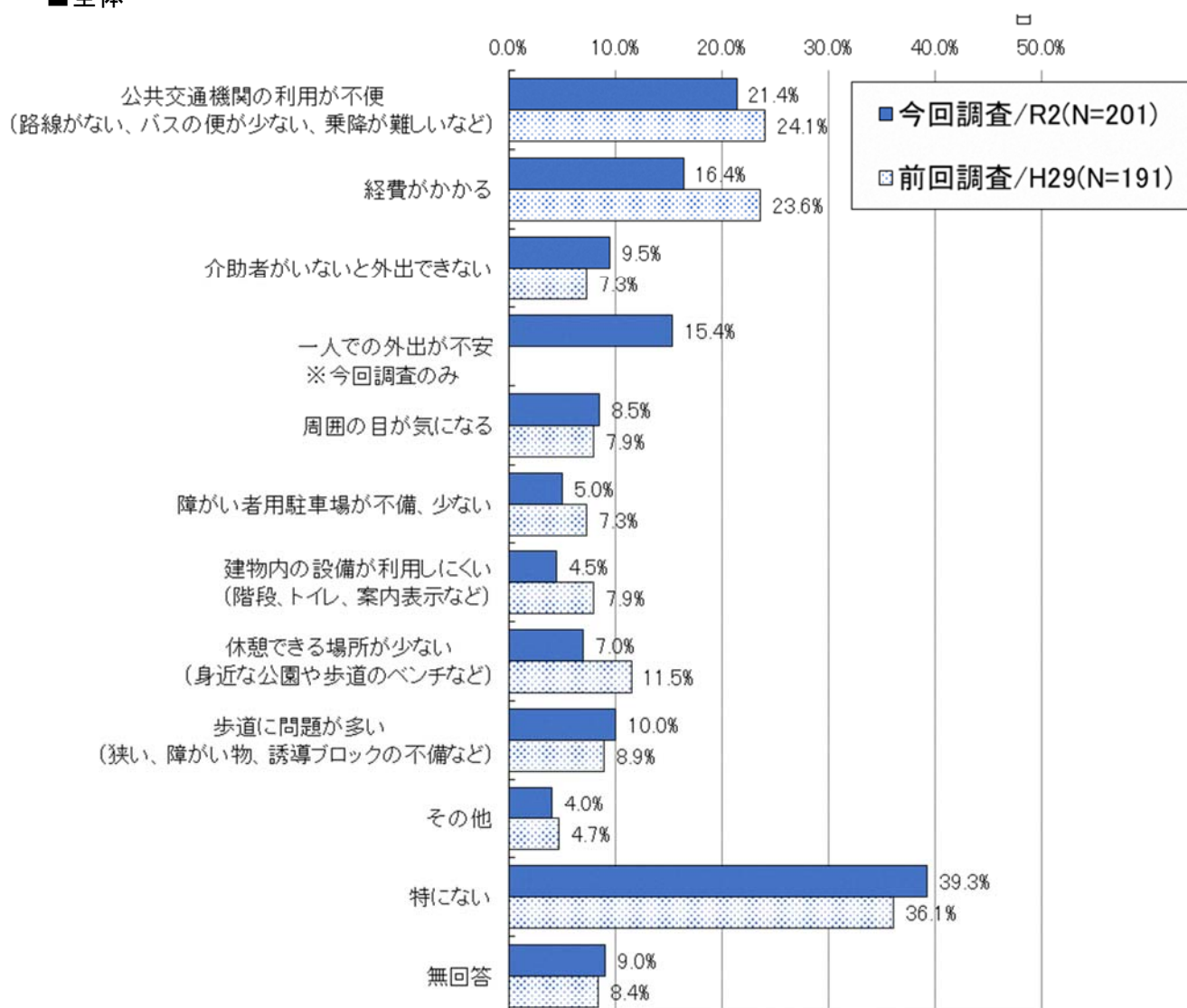
(4) 外出の際に不便に感じること

問 24 外出のときに不便に感じたり、困ることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

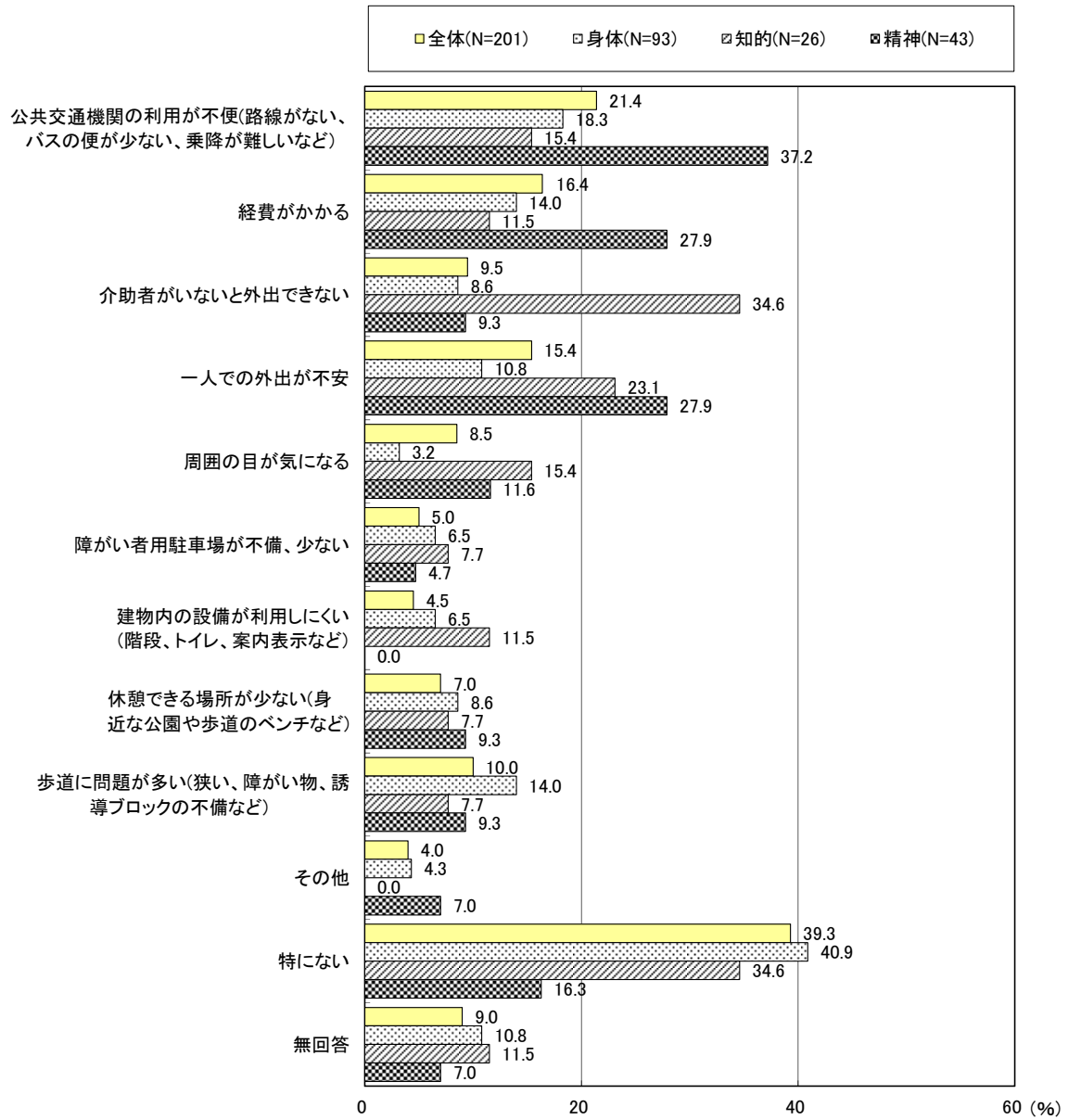
外出時に不便に感じたり困ることについて、障がい者全体では「特にない」が39.3%で最も多く、次いで「経費がかかる(16.4%)」、「一人での外出が不安(15.4%)」の順でした。前回調査と比べると「特にない」がやや増加しています。

障がい別にみると、身体障がい者は「特にない」が40.9%と最も多く、次いで「経費がかかる」「歩道に問題が多い(狭い、障がい物、誘導ブロックの不備など)」がそれぞれ14.0%でした。知的障がい者は「特にない」「介助者がいないと外出できない」がそれぞれ34.6%と最も多くなっています。精神障がい者は「経費がかかる」「一人での外出が不安」がそれぞれ27.9%と最も多くなっています。

■全体



■障がい別

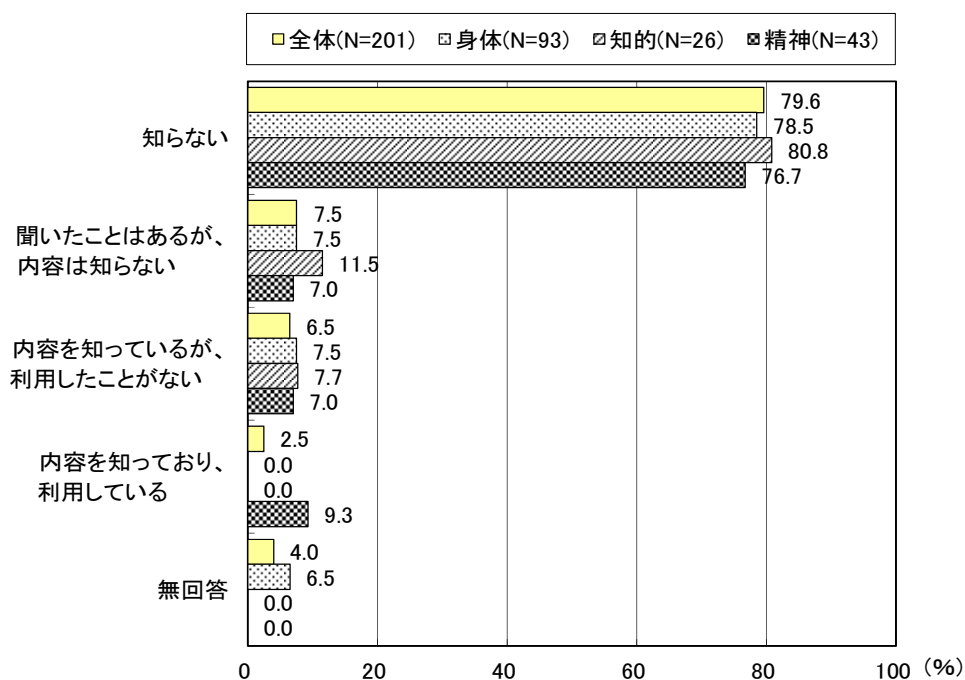
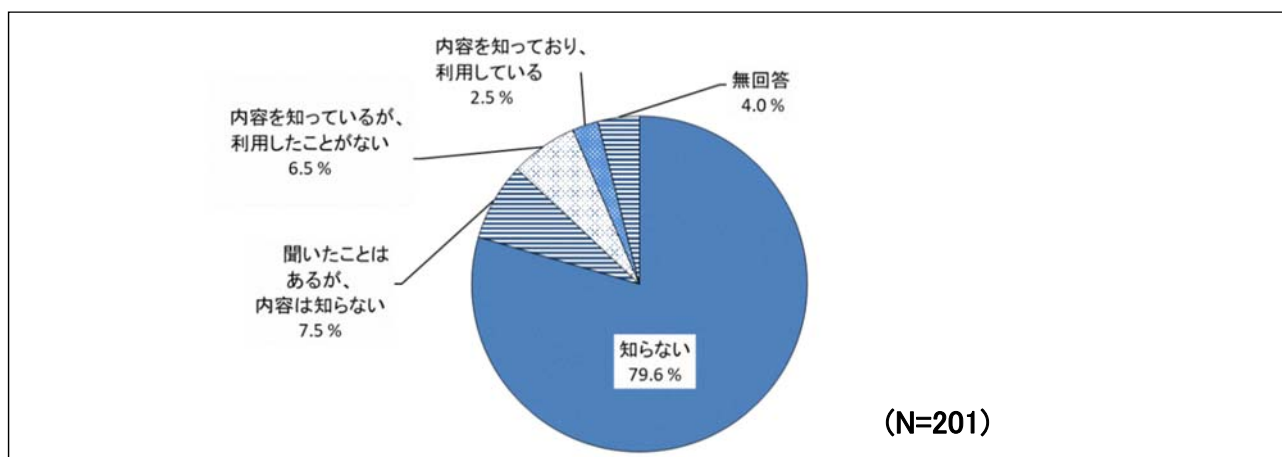


(5)「福祉あき元気応援マイレージ制度」の認知度

問 25 安芸市では、障がい者等の社会参加をさらに広げるため、市の指定する施設等でのボランティア活動を行った場合、その活動実績に応じた評価ポイントを商品券に交換できる「福祉あき元気応援マイレージ制度」を実施しています。この制度について知っていますか？（○は1つだけ）

「福祉あき元気応援マイレージ制度」について、障がい者全体では「知らない」（79.6%）と「聞いたことはあるが内容を知らない」（7.5%）を合わせた『知らない』は、8割を超えています。一方、「内容は知っているが利用したことがない」（6.5%）と「内容を知っており、利用している」（2.5%）を合わせた『知っている』は9.0%で、認知度は低くなっています。

障がい別にみると、『知っている』は、身体障がい者は7.5%、知的障がい者は7.7%、精神障がい者は16.3%で、精神障がい者の認知度は少し高くなっています。

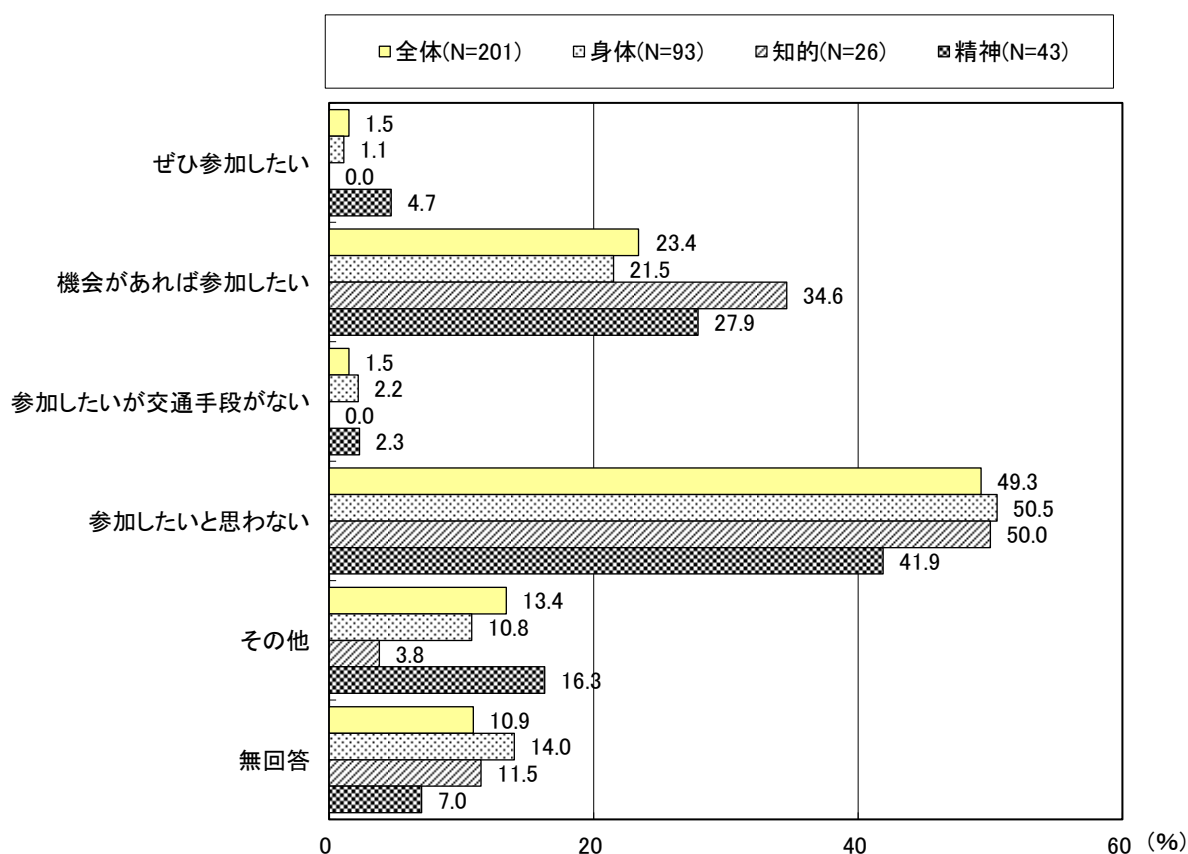


（６）ボランティア活動への参加意欲

問 26 あなたは、困っている方の支援や手助けなどのボランティア活動（有償サービスを含む）へ参加してみたいと思いますか。

ボランティア活動への参加意欲について、障がい者全体では「参加したいと思わない」が49.3%で最も多く、次いで「機会があれば参加したい（23.4%)」、「その他（13.4%)」の順でした。

障がい別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも、「参加したいと思わない」が最も多く、次いで「機会があれば参加したい」という回答でした。

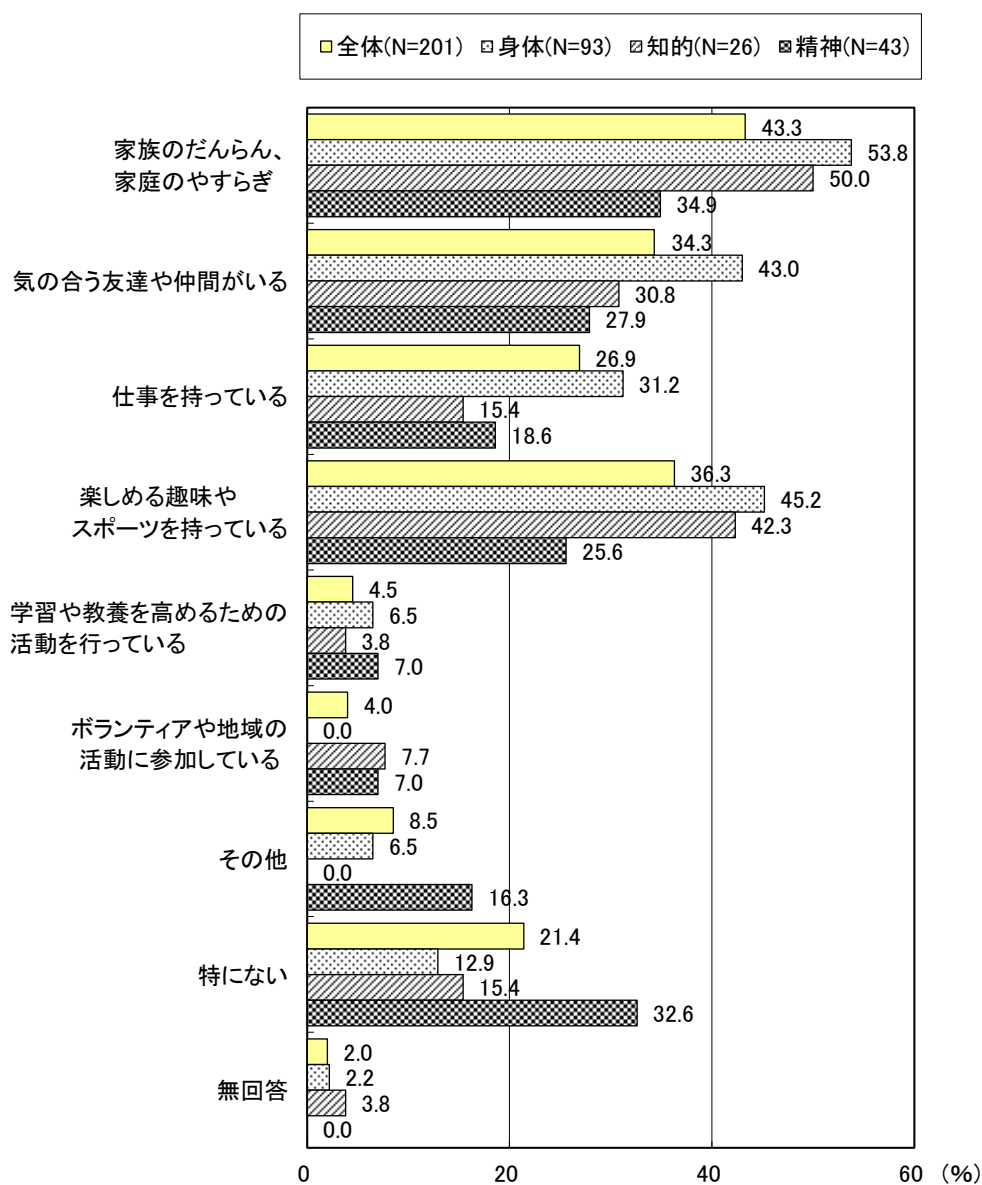


(7) 生きがいについて

問 27 あなたの生きがいはどんなことですか。(当てはまるものすべてに○)

生きがいについて、障がい者全体では「家族のだんらん、家庭のやすらぎ」が 43.3%で最も多く、次いで「楽しめる趣味やスポーツを持っている(36.3%)」、「気の合う友達や仲間がいる(34.3%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「家族のだんらん、家庭のやすらぎ」が 53.8%と最も多く、次いで「楽しめる趣味やスポーツを持っている」が 45.2%、知的障がい者も「家族のだんらん、家庭のやすらぎ」が 50.0%と最も多く、次いで「楽しめる趣味やスポーツを持っている」が 42.3%でした。精神障がい者は「家族のだんらん、家庭のやすらぎ」が 34.9%と最も多く、次いで「特にない」が 32.6%でした。

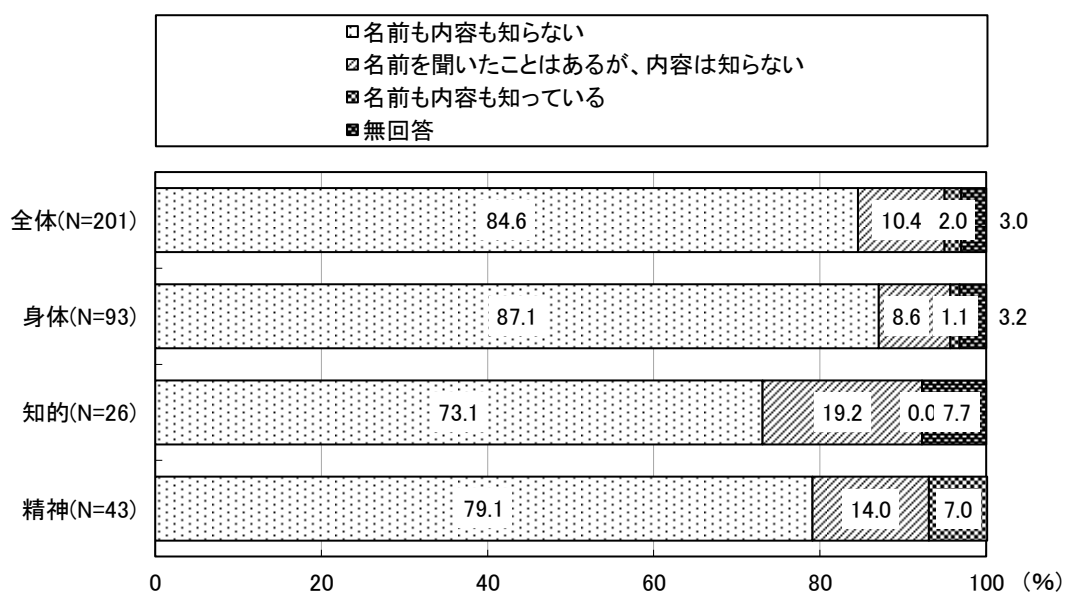


7 経歴書（安芸市版）・就労パスポートについて

問 28 経歴書（安芸市版）・就労パスポートは、障がいのある方の就職や職場定着に向けて、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するためのツールです。就職活動や就職時、就職後などに、必要な支援や職場環境整備について、職場や支援機関と一緒に話し合う場面で活用します。経歴書（安芸市版）・就労パスポートについて知っていましたか？（○は1つだけ）

経歴書（安芸市版）・就労パスポートについて、障がい者全体では「名前も内容も知らない」と「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」をあわせて、「知らない」と回答した人は 8 割以上となっています。一方、「名前も内容も知っている」と回答した方は 2.0%で、かなり低い認知度となっています。

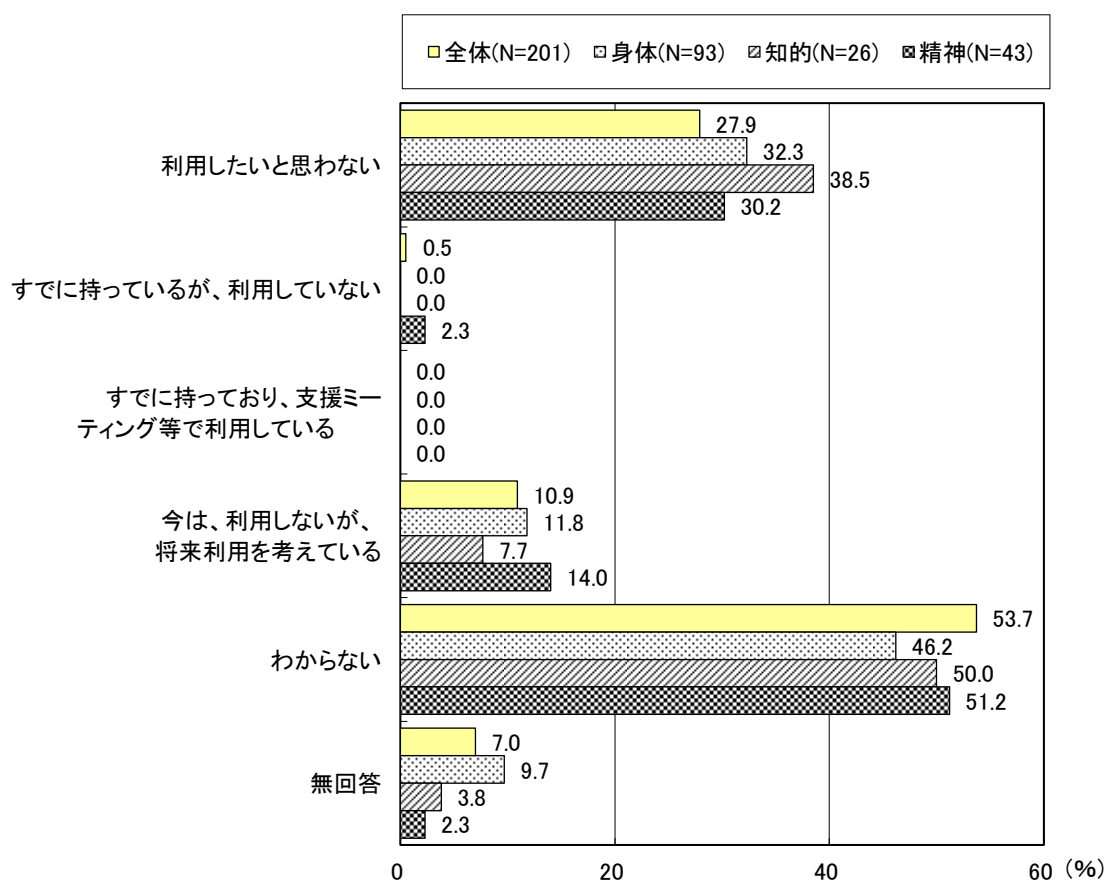
障がい別にみると、「名前も内容も知っている」は、身体障がい者では 1.1%、知的障がい者では 0.0%ですが、精神障がい者では 7.0%で、認知度は最も高くなっています。



問 29 経歴書（安芸市版）・就労パスポートを利用したいと思いますか？（○は1つだけ）

経歴書（安芸市版）・就労パスポートの利用の意向について、「すでに持っており、支援ミーティング等で利用している」と回答している人は、0.0%で、「わからない」と回答した人は、障がい者全体で 53.7%、障がい別で身体障がい者で 46.2%、知的障がい者で 50.0%、知的障がい者で 51.2%となっており、次いで「利用したいと思わない」と回答する方が多く、障がい者全体では 27.9%、障がい別で身体障がい者は 32.3%、知的障がい者は 38.5%、知的障がい者は 30.2%でした。

一方、「今は、利用しないが、将来利用を考えている」と一定の利用意向を持っている人は、障がい者全体で 10.9%、障がい別では、身体障がい者で 11.8%、知的障がい者で 7.7%、知的障がい者で 14.0%となっています。



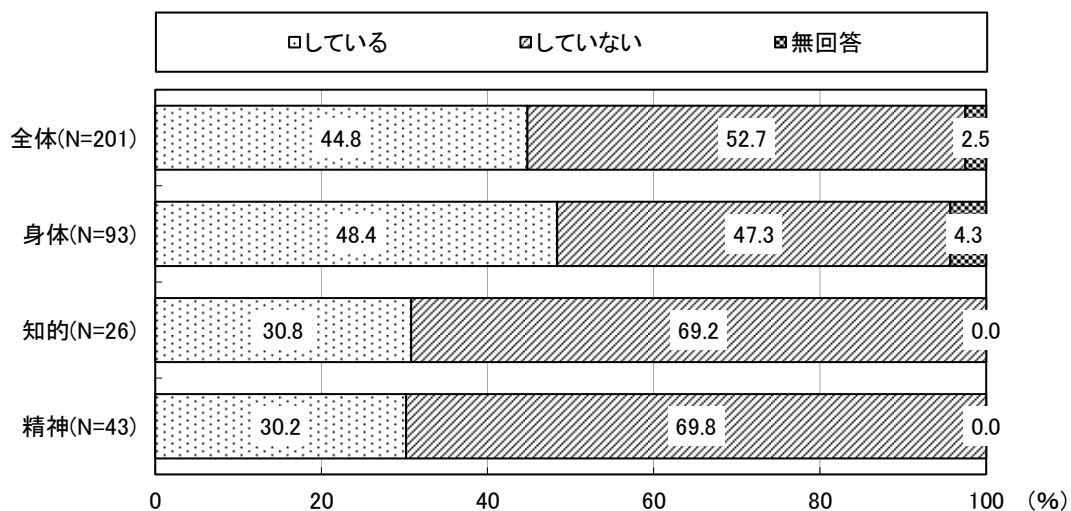
8 就労について

(1) 現在の就労状況

問 30 あなたは現在仕事をしていますか。(○は1つだけ)

現在の就労の有無について、障がい者全体では「している」が 44.8%、「していない」が 52.7%でした。

障がい別にみると、「している」は、身体障がい者では 48.4%、知的障がい者では 30.8%、精神障がい者では 30.2%となっています。

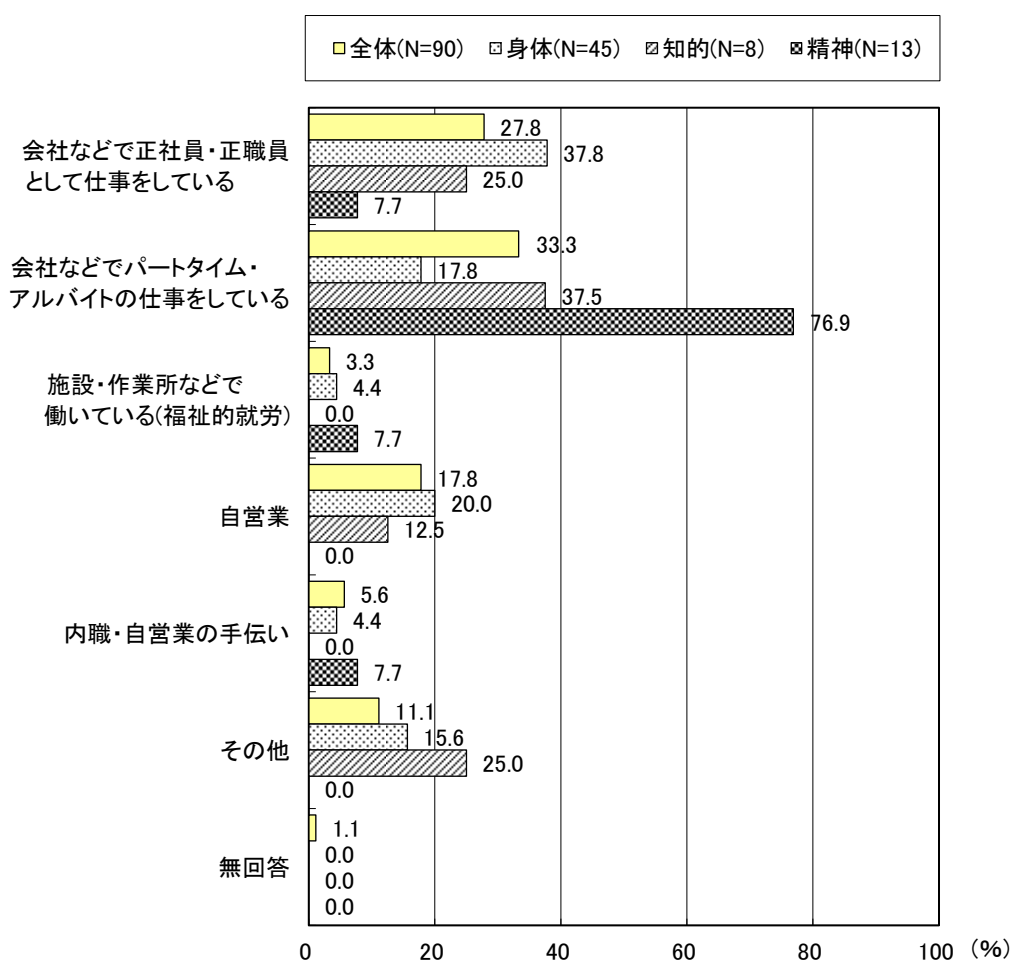


【問30で「している」と回答した方】

問31 就労の状況や形態はどれですか。（〇は1つだけ）

就労の状況・形態について、障がい者全体では「会社などでパートタイム・アルバイトの仕事をしている」が33.3%で最も多く、次いで「会社などで正社員・正職員として仕事をしている（27.8%）」、「自営業（17.8%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」が37.8%と最も多く、次いで「自営業」が20.0%でした。知的障がい者は「会社などでパートタイム・アルバイトの仕事をしている」が37.5%と最も多く、次いで「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」が25.0%でした。精神障がい者は「会社などでパートタイム・アルバイトの仕事をしている」が76.9%と最も多く、次いで「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」「施設・作業所などで働いている(福祉的就労)」「内職・自営業の手伝い」でそれぞれ7.7%でした。



(2) 仕事をする上で困っていること

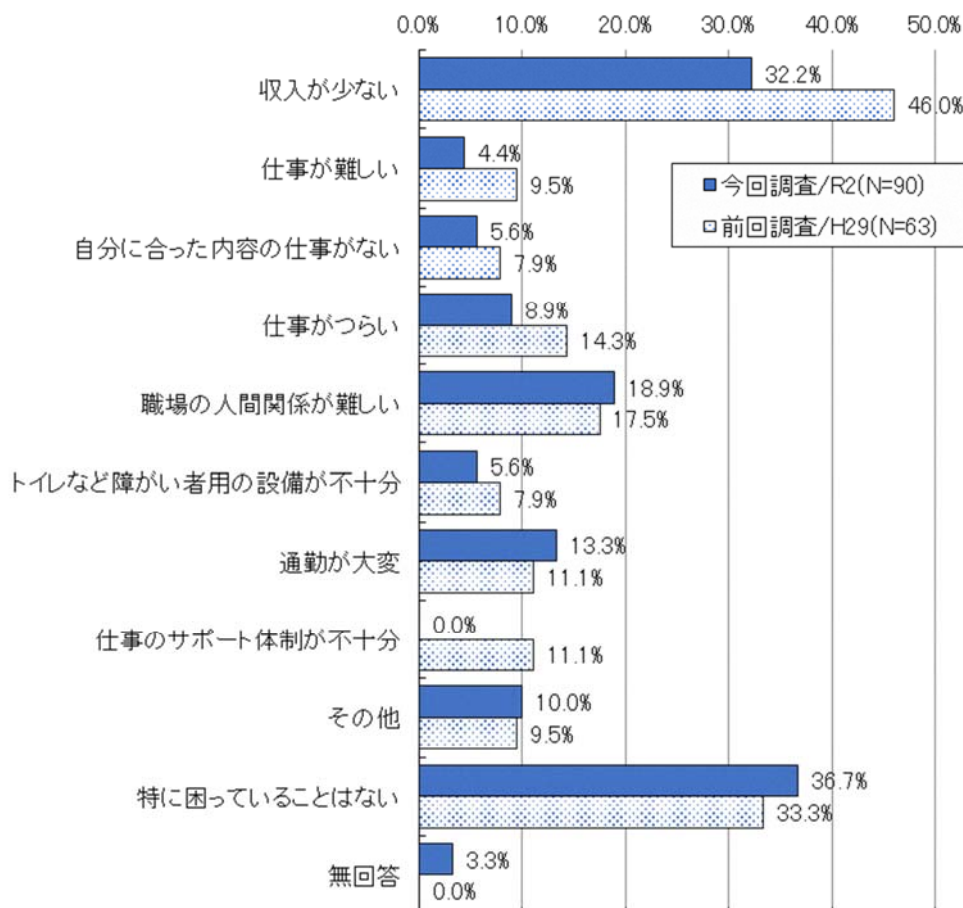
【問30で「している」と回答した方】

問32 仕事をする上で、何か困っていることがありますか。(当てはまるものすべてに○)

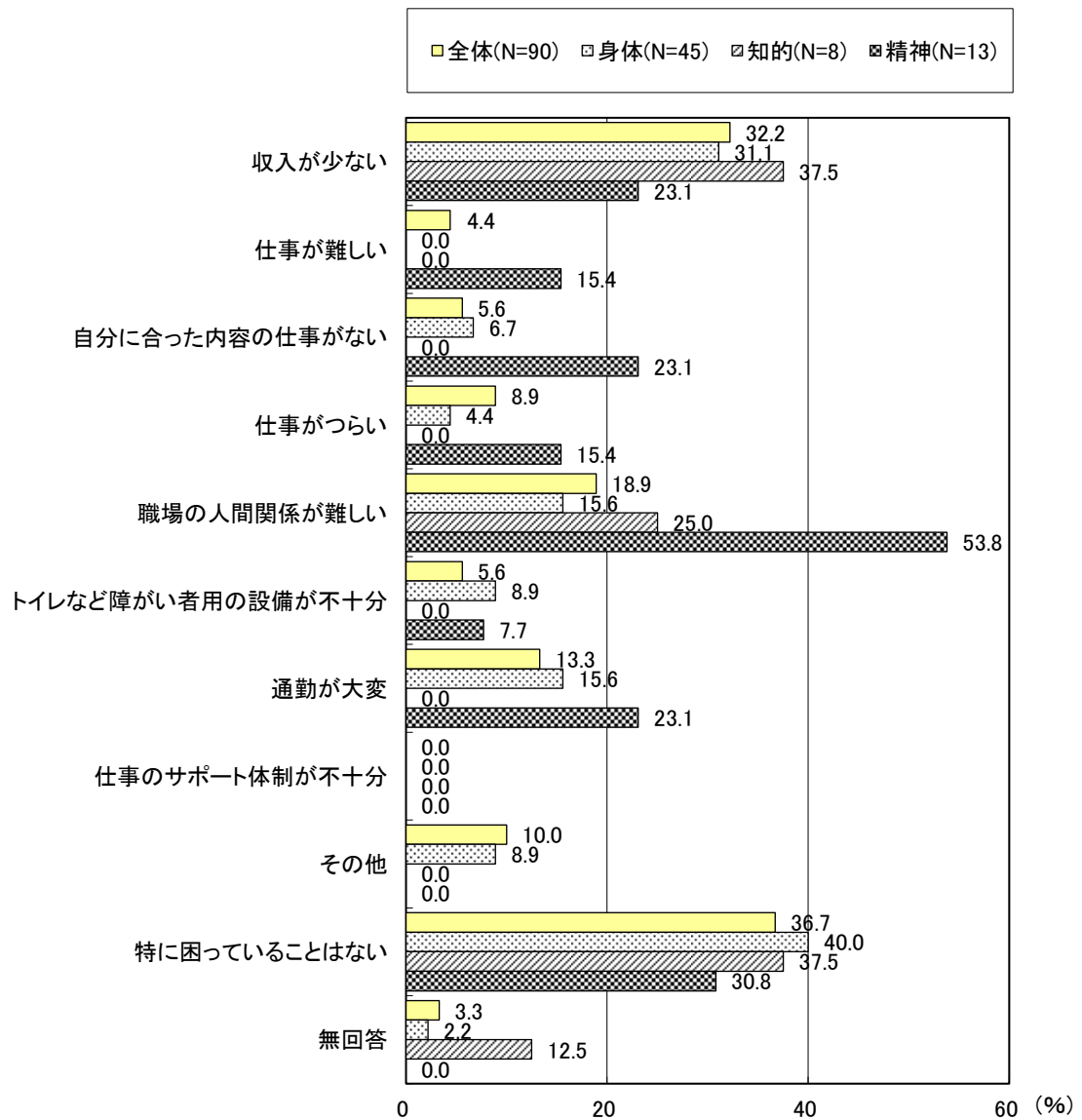
仕事上の困ったことについて、障がい者全体では「特に困っていることはない」が36.7%で最も多く、次いで「収入が少ない(32.2%)」、「職場の人間関係が難しい(18.9%)」の順でした。前回調査と比べると、「収入が少ない」の割合が減少しています。

障がい別にみると、身体障がい者は「特に困っていることはない」が40.0%と最も多く、次いで「収入が少ない」が31.1%となっています。知的障がい者は「特に困っていることはない」「収入が少ない」がそれぞれ37.5%と最も多くなっています。精神障がい者は「職場の人間関係が難しい」が53.8%と最も多く、次いで「特に困っていることはない」が30.8%でした。

■全体



■障がい別



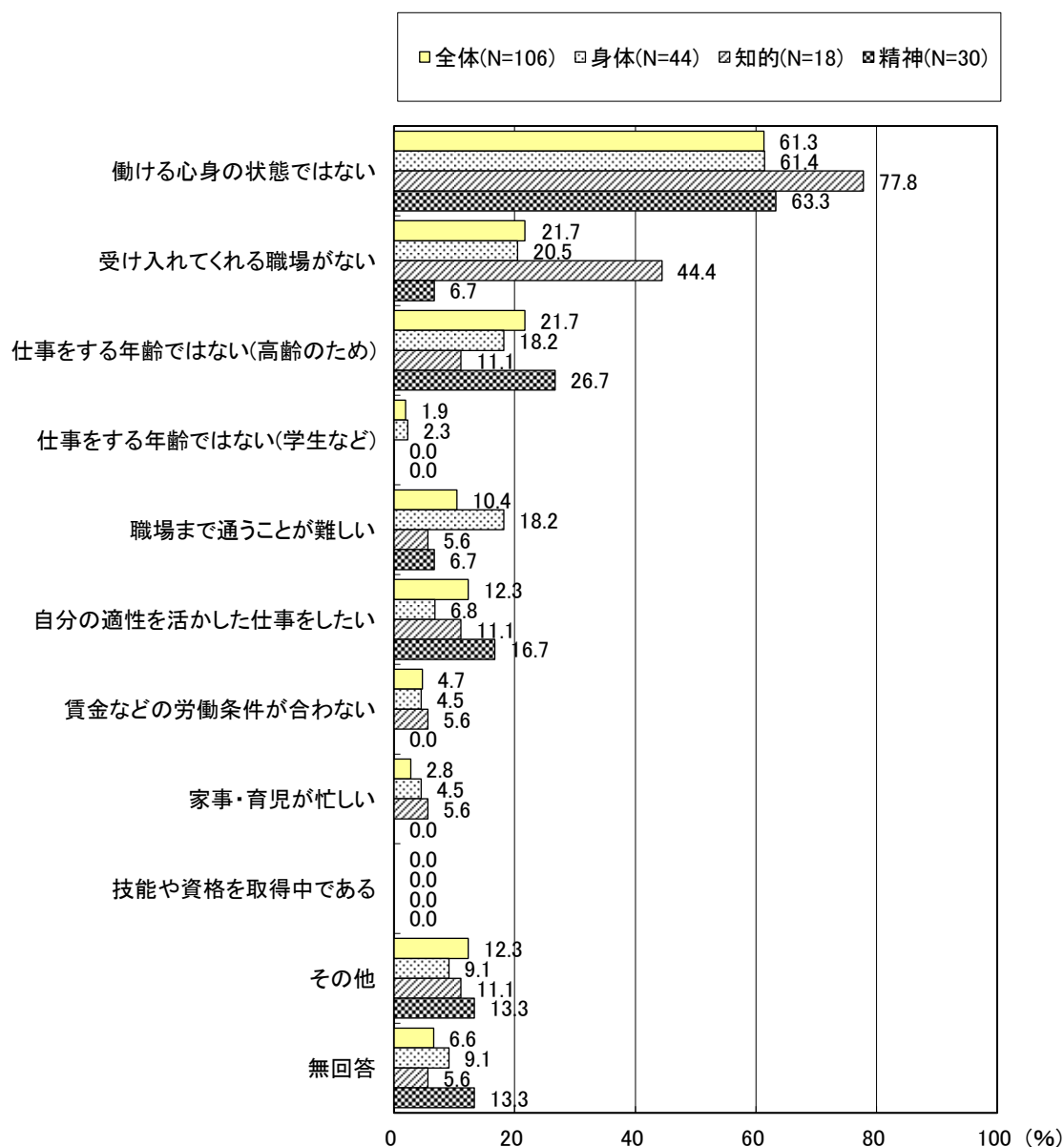
(3) 就労していない理由

【問30で「していない」と回答した方】

問33 現在仕事をしていない理由は何ですか。(主なものを2つまでに○)

仕事をしていない理由について、障がい者全体では「働ける心身の状態ではない」が61.3%で最も多く、次いで「受け入れてくれる職場がない(21.7%)」「仕事をする年齢ではない(高齢のため)(21.7%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「働ける心身の状態ではない」が61.4%と最も多く、次いで「受け入れてくれる職場がない」が20.5%で、知的障がい者も同じく、「働ける心身の状態ではない」が77.8%と最も多く、次いで「受け入れてくれる職場がない」が44.4%でした。精神障がい者は「働ける心身の状態ではない」が63.3%と最も多く、次いで「仕事をする年齢ではない(高齢のため)」が26.7%でした。



(4) 今後の就労意向

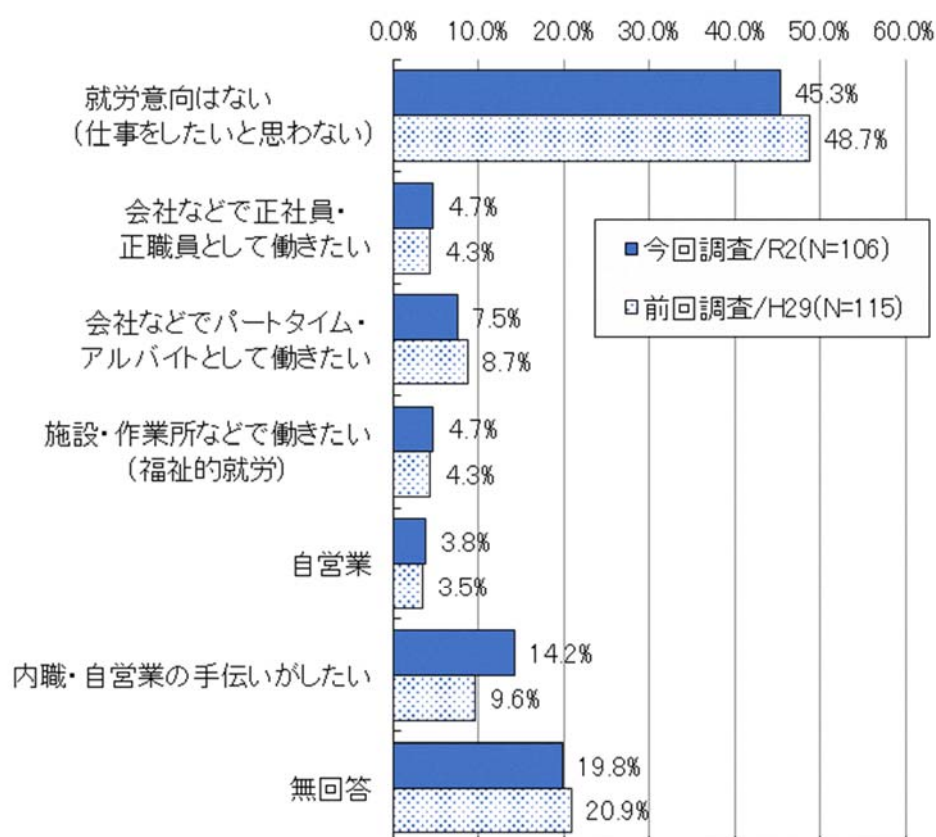
【問30で「していない」と回答した方】

問34 これから仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

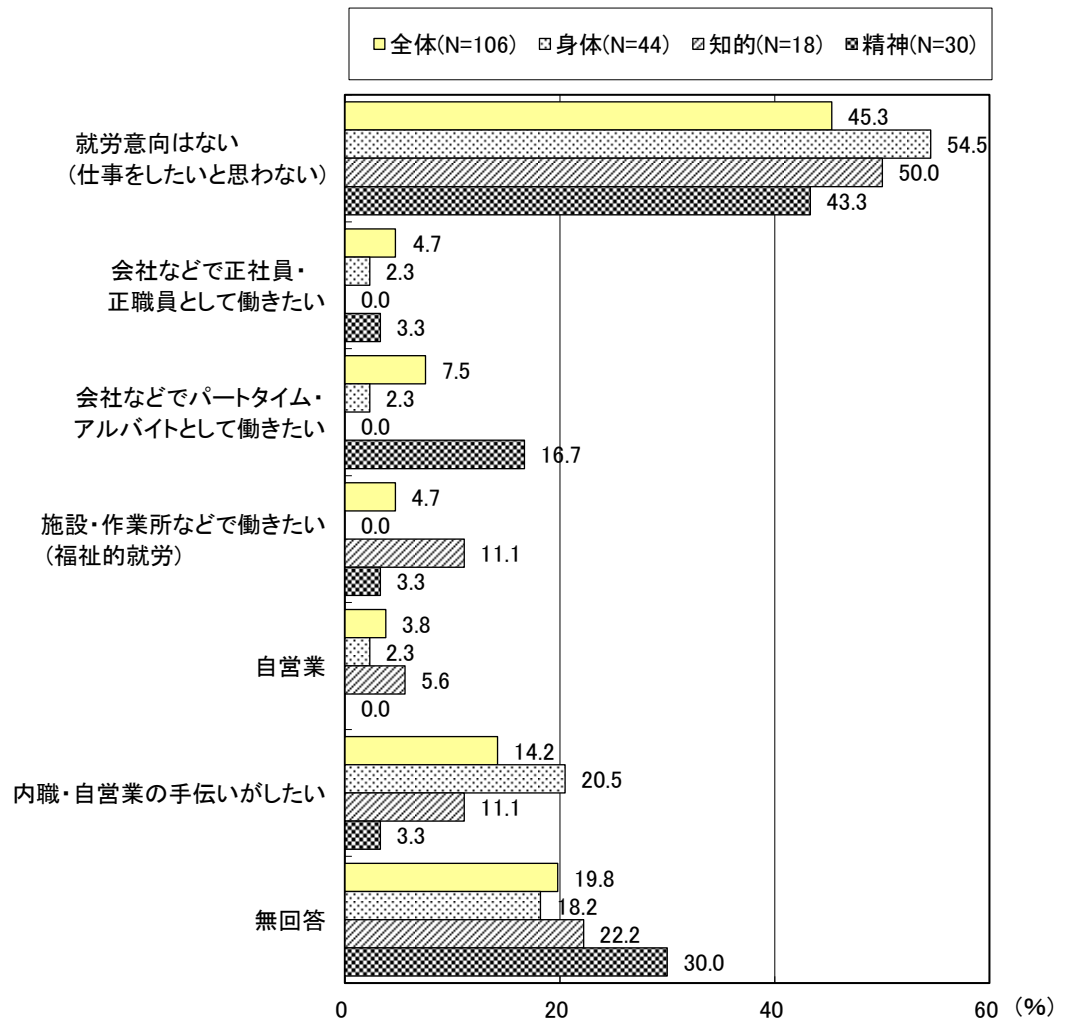
今後の就労の意向について、障がい者全体では「就労意向はない(仕事をしたいと思わない)」が45.3%で最も多く、次いで「内職・自営業の手伝いがしたい(14.2%)」、「会社などでパートタイム・アルバイトとして働きたい(7.5%)」の順でした。前回調査と比べると、「就労意向はない(仕事をしたいと思わない)」が減少し、「内職・自営業の手伝いがしたい」が増加しています。

障がい別にみると、身体障がい者は「就労意向はない(仕事をしたいと思わない)」が54.5%と最も多く、次いで「内職・自営業の手伝いがしたい(20.5%)」でした。知的障がい者は「就労意向はない(仕事をしたいと思わない)」が50.0%と最も多く、次いで「施設・作業所などで働きたい(福祉的就労)」がそれぞれ11.1%でした。精神障がい者は「就労意向はない(仕事をしたいと思わない)」が43.3%と最も多く、次いで「会社などでパートタイム・アルバイトとして働きたい」が16.7%でした。

■全体



■障がい別



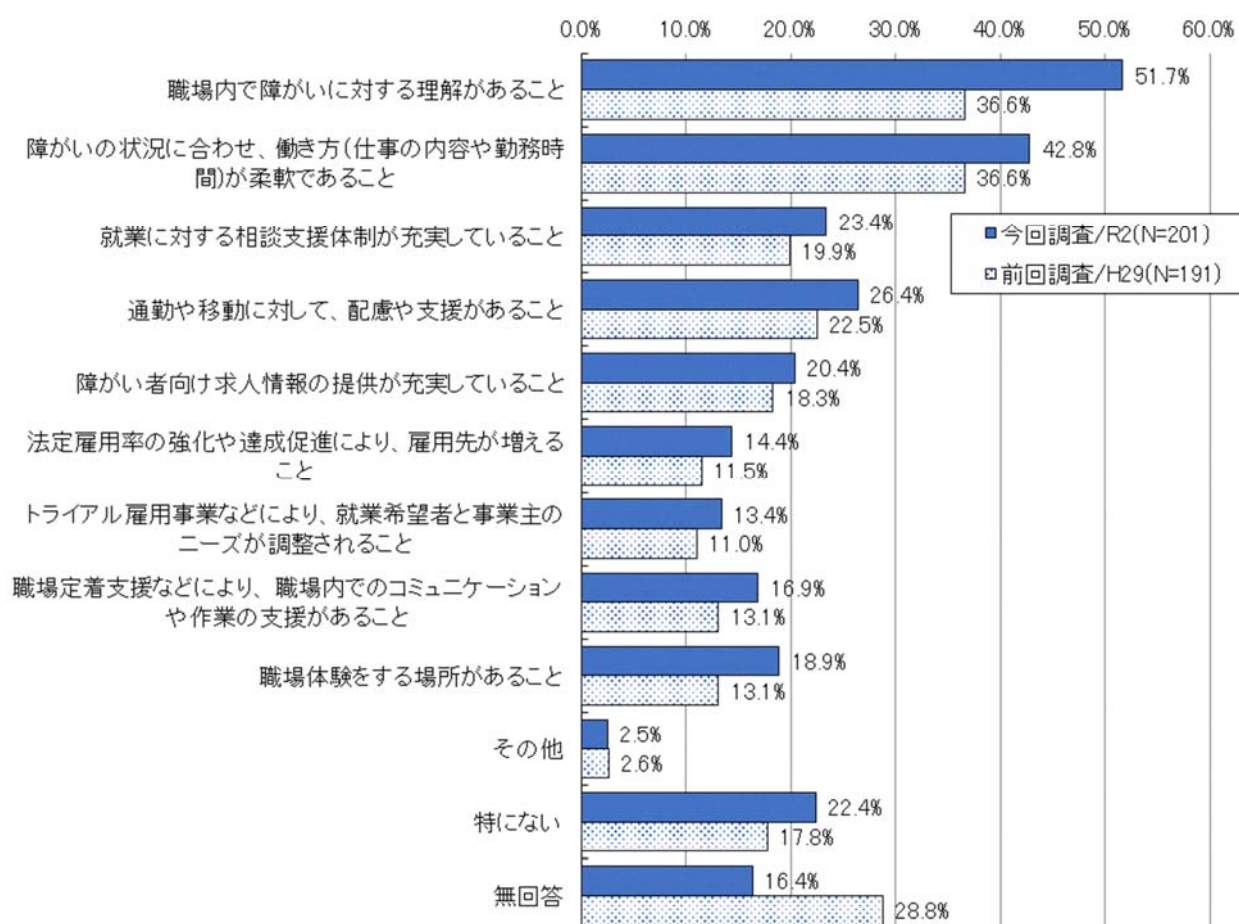
(5) 就労のために必要な支援や配慮

問 35 希望する仕事に就くうえで、どのような支援や配慮が必要だと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

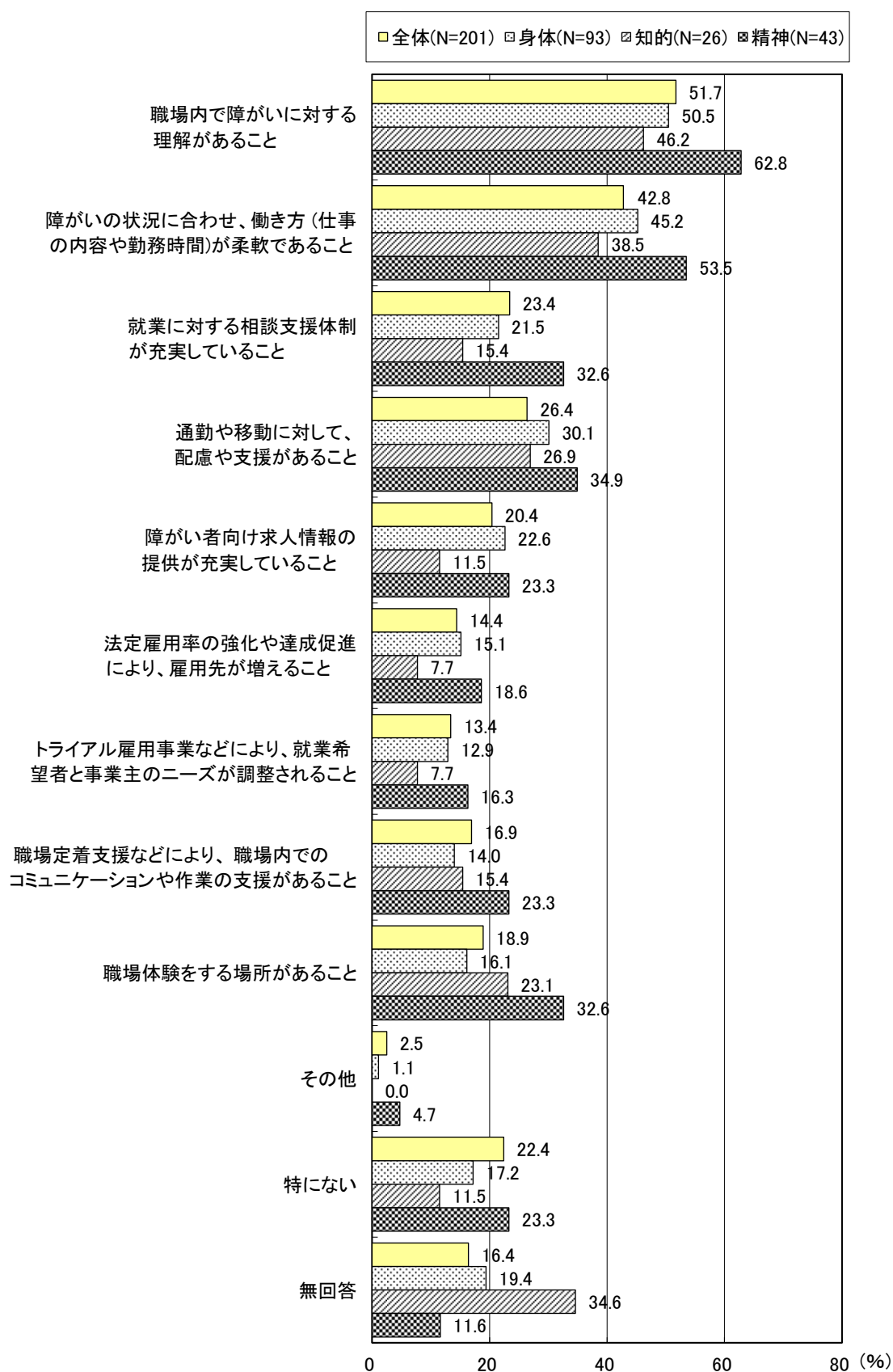
就労する場合に必要な支援や配慮について、障がい者全体では「職場内で障がいに対する理解があること」が51.7%で最も多く、次いで「障がいの状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること(42.8%)」、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること(26.4%)」の順でした。前回調査と比べると、特に「職場内で障がいに対する理解があること」が増加しています。

障がい別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに、「職場内で障がいに対する理解があること」が最も多く、次いで「障がいの状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」という回答が多くなっています。

■全体



■障がい別



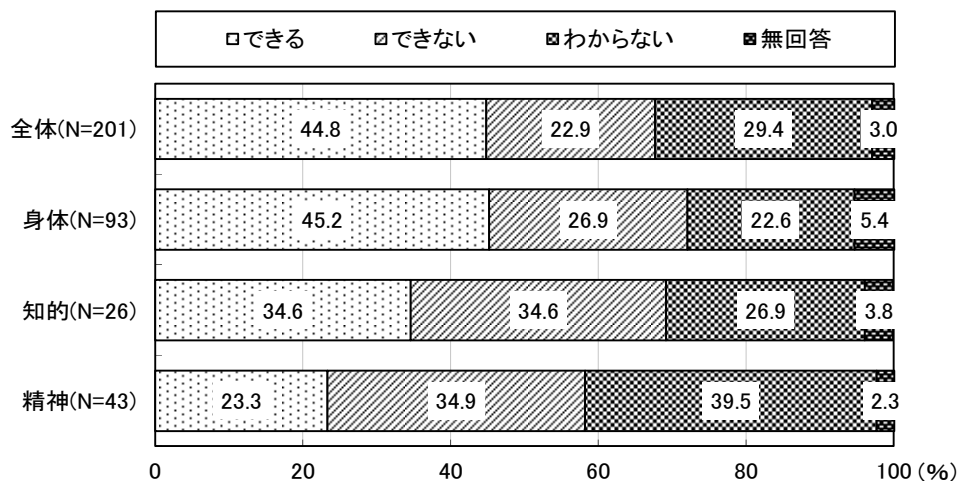
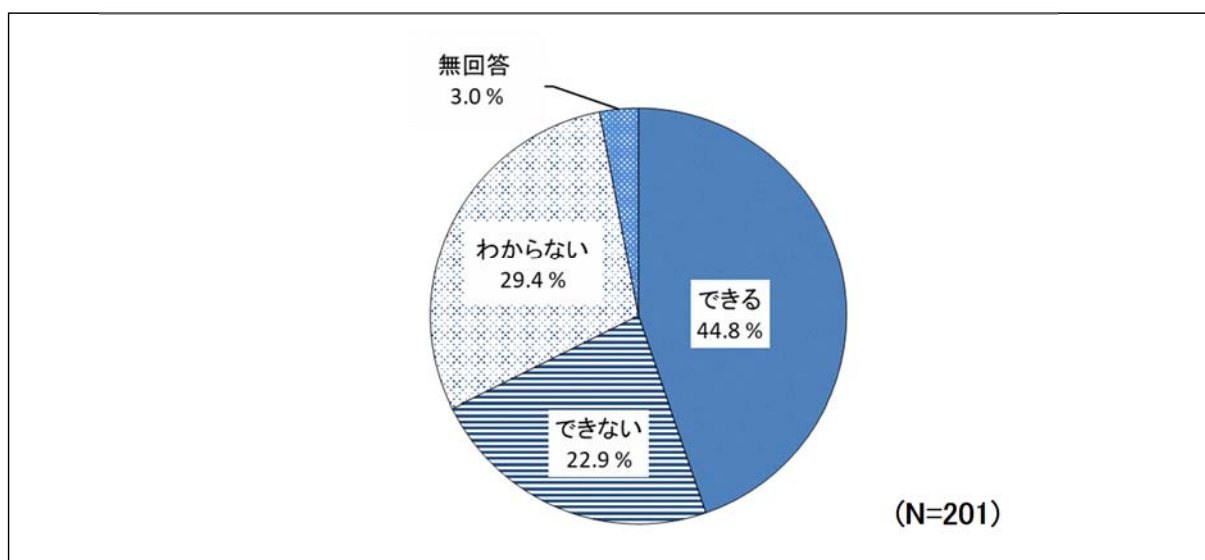
9 防災について

(1) 災害時の避難について

問 36 あなたは、地震や豪雨などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

災害時の避難の可否について、障がい者全体では「できる」が 44.8%、「できない」が 22.9%、「わからない」が 29.4%でした。

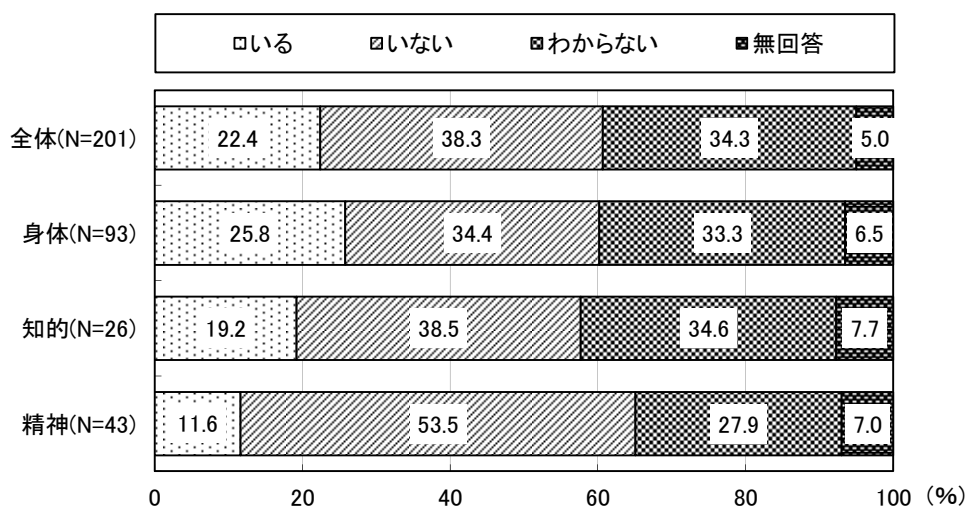
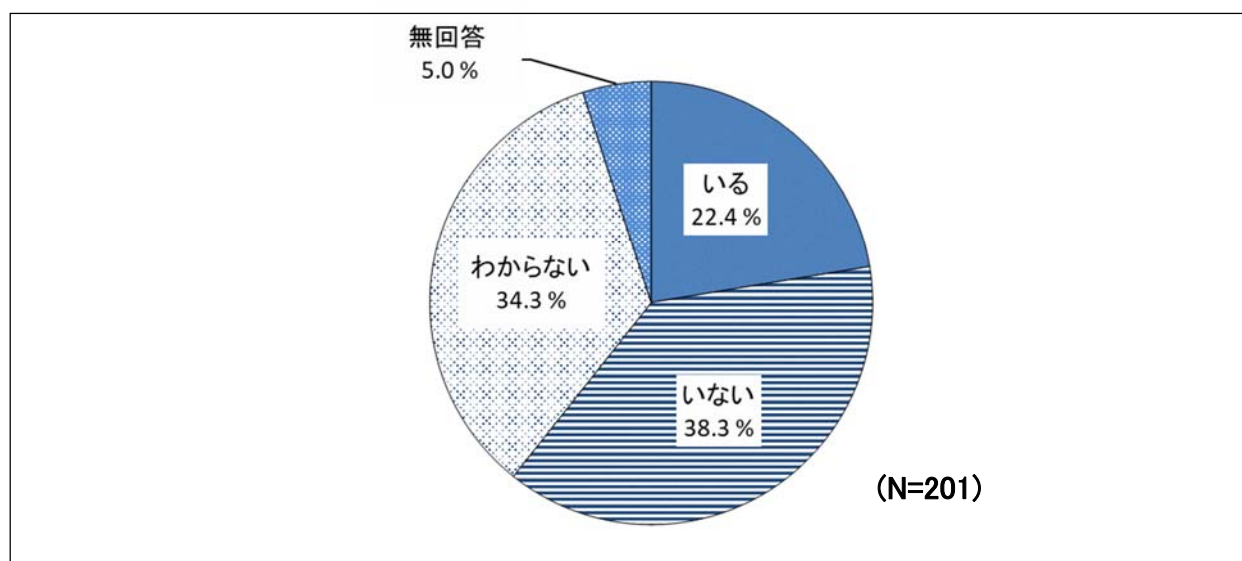
障がい別にみると、「できる」の割合が一番高いのは、身体障がい者で 45.2%、次いで知的障がい者の 34.6%で、精神障がい者の 23.3%が最も低く、身体障がい者の約半分となっています。「できない」の割合は、精神障がい者の 34.9%が最も高く、次いで知的障がい者の 34.6%、身体障がい者の 26.9%の順でした。「わからない」の割合は、精神障がい者が最も高く、39.5%でした。



問 37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
(○は1つだけ)

災害時に近所に助けてくれる方が存在するかについて、障がい者全体では「いる」が22.4%、「いない」が38.3%、「わからない」が34.3%でした。

障がい別にみると、「いない」人は、身体障がい者は34.4%、知的障がい者は38.5%、精神障がい者は53.5%で、精神障がい者で半数以上となっています。

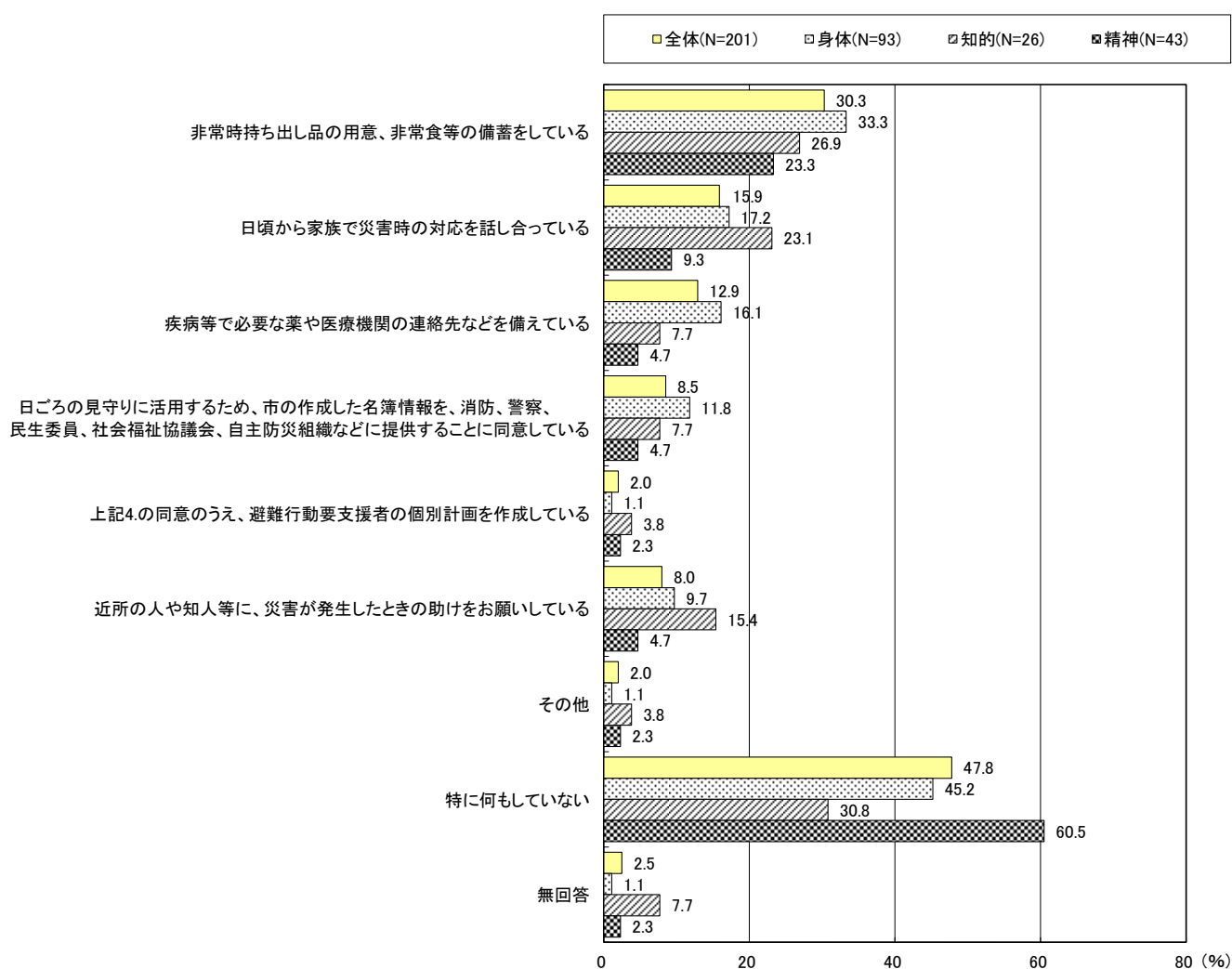


(2) 災害に対する備え

問 38 災害に対してどのような備えをしていますか。(当てはまるものすべてに○)

災害の備えについて、障がい者全体では「特に何もしていない」が 47.8%で最も多く、次いで「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている(30.3%)」、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている(15.9%)」の順でした。

障がい別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも、「特に何もしていない」が最も多く、次いで「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」の順でした。

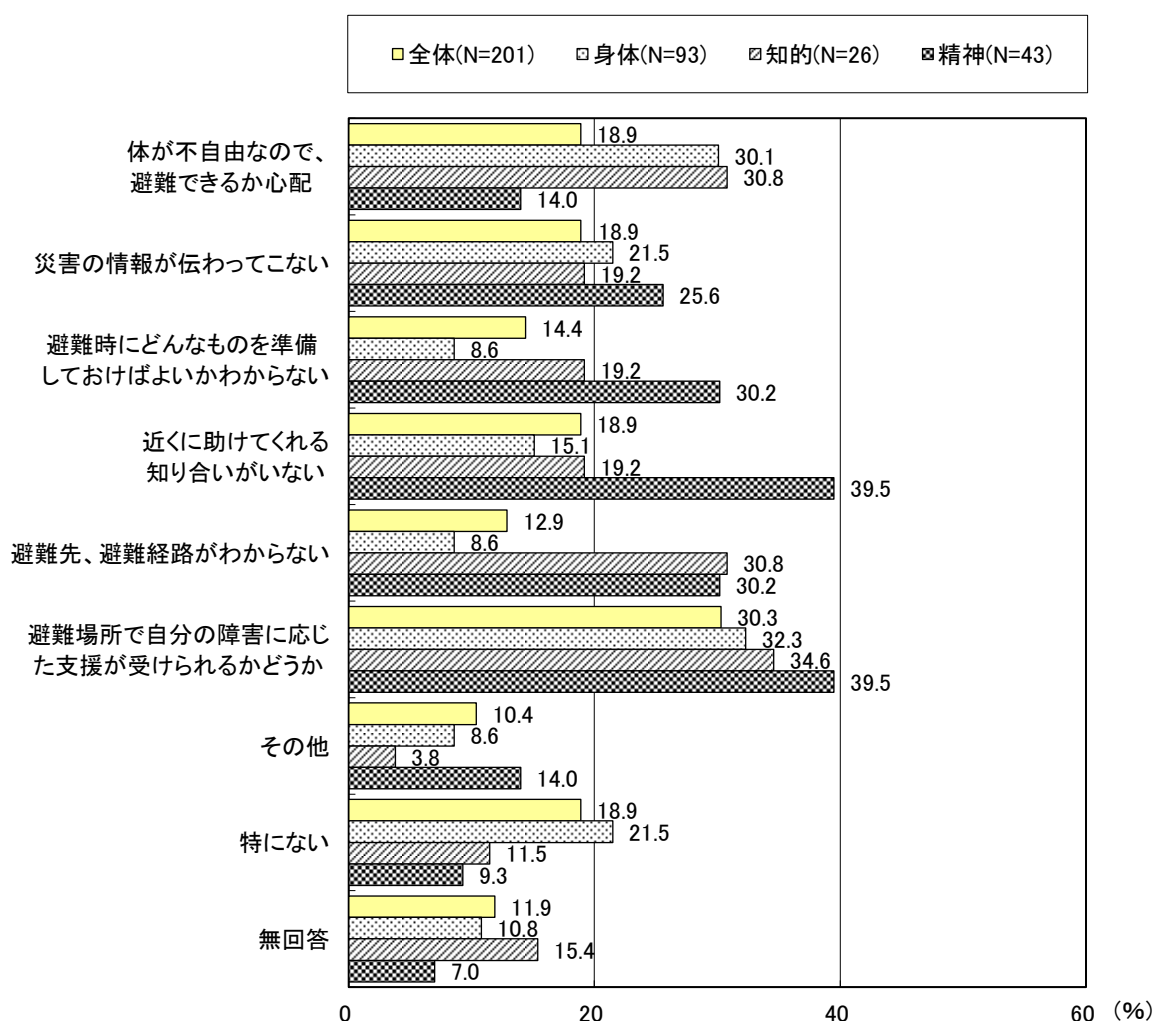


(3) 災害時に不安に思うこと

問 39 地震や豪雨などの災害が起きたときに不安に思うことは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

災害時に不安に思うことについて、障がい者全体では「避難場所で自分の障がいに応じた支援が受けられるかどうか」が 30.3%で最も多く、次いで「体が不自由なので、避難できるか心配」「災害の情報が伝わってこない」「近くに助けてくれる知り合いがいない」「特にない」がそれぞれ 18.9%でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「避難場所で自分の障がいに応じた支援が受けられるかどうか」が 32.3%と最も多く、次いで「体が不自由なので、避難できるか心配（30.1%）」でした。知的障がい者は「避難場所で自分の障害に応じた支援が受けられるかどうか」が 34.8%と最も多く、次いで「体が不自由なので、避難できるか心配」「避難先、避難経路がわからない」がそれぞれ 30.8%でした。精神障がい者は「避難場所で自分の障害に応じた支援が受けられるかどうか」「近くに助けてくれる知り合いがいない」がそれぞれ 39.5%と最も多くなっています。



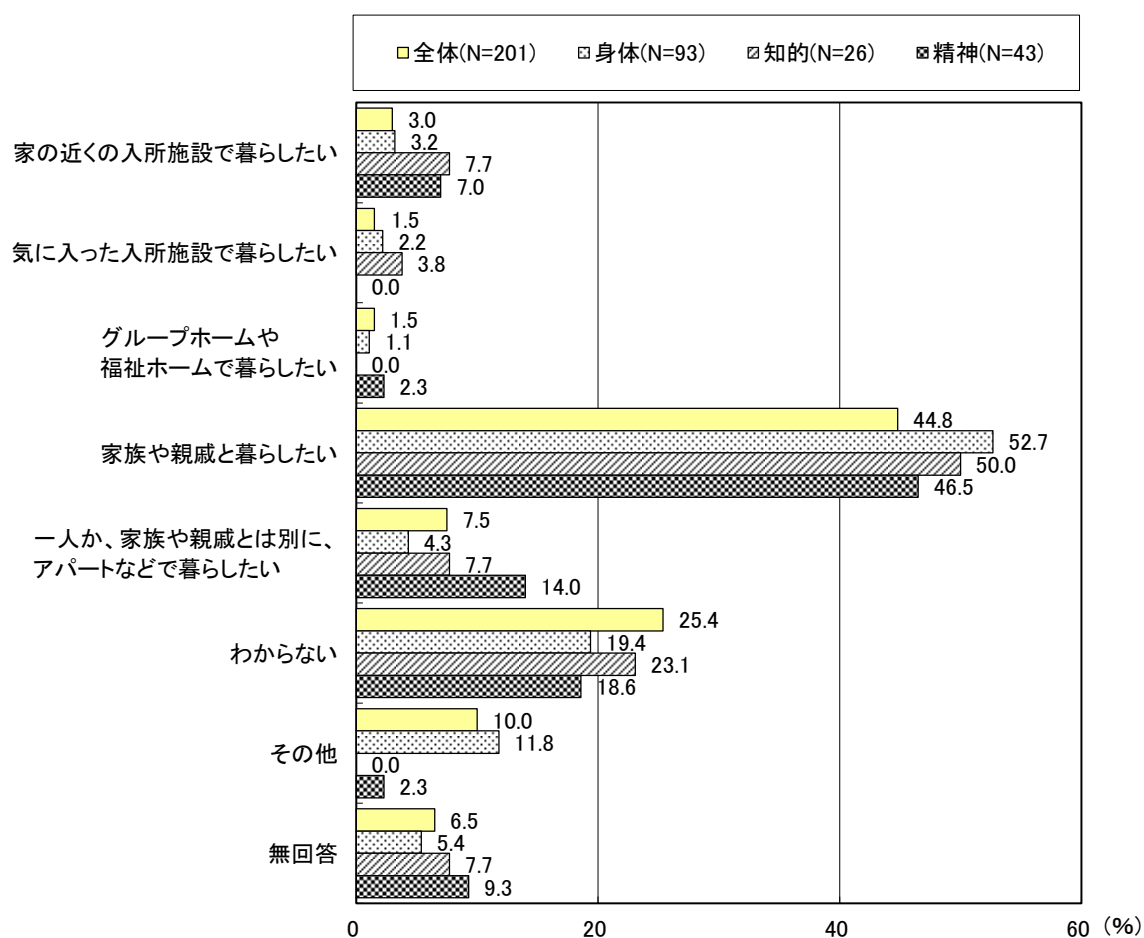
10 将来の暮らしについて

(1) 将来暮らしたい場所

問 40 あなたは、1年後～3年後どこで暮らしたいですか。(〇は1つだけ)

近い将来の居住希望場所について、障がい者全体では「家族や親戚と暮らしたい」が44.8%で最も多く、次いで「わからない(25.4%)」、「その他(10.0%)」の順でした。

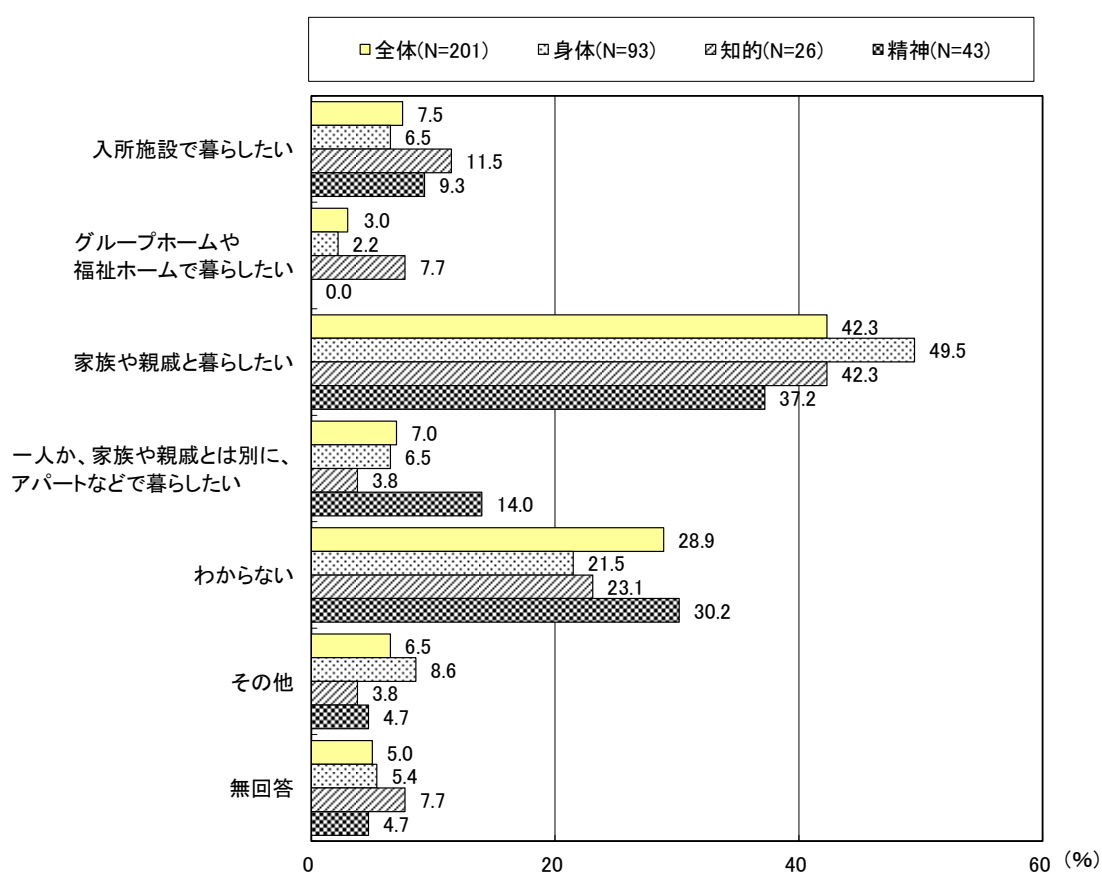
障がい別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも、「家族や親戚と暮らしたい」が最も多く、次いで「わからない」の順でした。



問 41 あなたは、将来ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望しますか。
（〇は1つだけ）

将来ずっと暮らし続ける場所（終の住処）の希望について、障がい者全体では「家族や親戚と暮らしたい」が 42.3%で最も多く、次いで「わからない（28.9%）」、「入所施設で暮らしたい（7.5%）」の順でした。

障がい別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも、「家族や親戚と暮らしたい」が最も多く、次いで「わからない」の順でした。

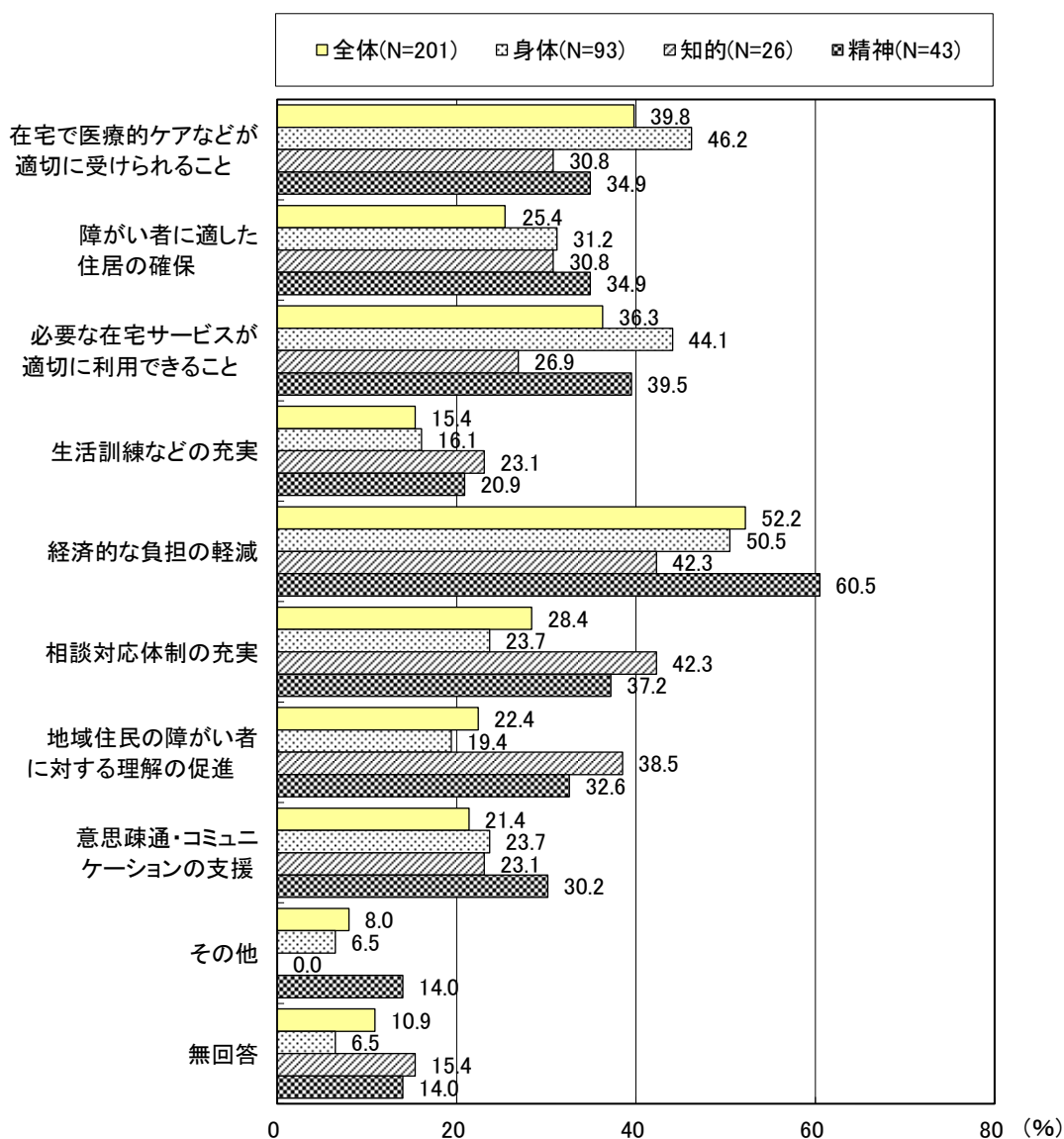


(2) 障がい者福祉に必要なこと

問 42 住み慣れた地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(当てはまるものすべてに○)

住み慣れた地域の生活に必要な支援について、障がい者全体では「経済的な負担の軽減」が 52.2%で最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること (39.8%)」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること (36.3%)」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「経済的な負担の軽減」が 50.5%と最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること (46.2%)」でした。知的障がい者は「経済的な負担の軽減」「相談対応体制の充実」がそれぞれ 42.3%と最も多くなっています。精神障がい者は「経済的な負担の軽減」が 60.5%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること (39.5%)」でした。



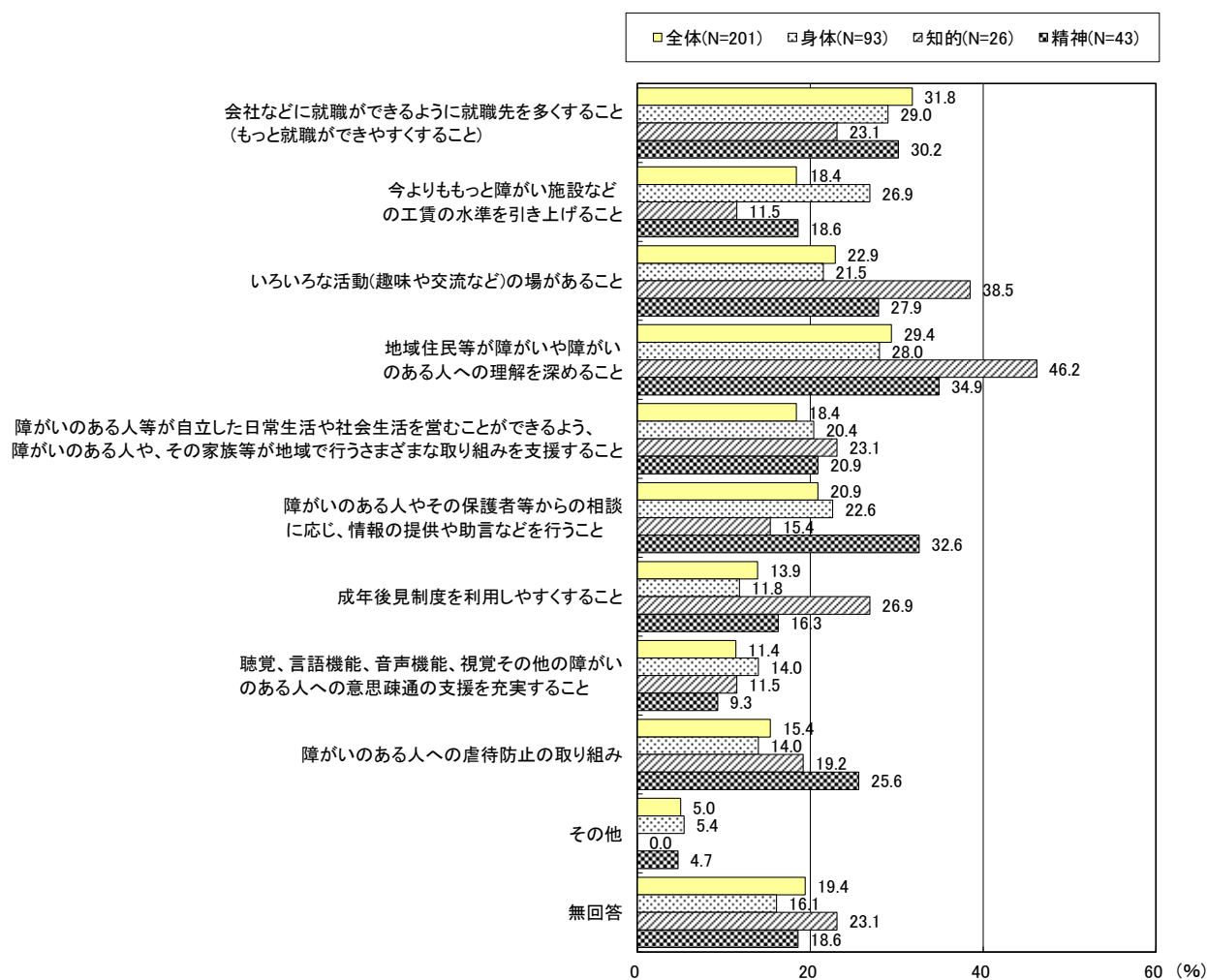
問 43 今後あなたが、障がい者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことは何ですか。（〇は3つまで）

障がい者福祉に必要なと思うことについて、障がい者全体では「会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職がしやすいすること)」が 31.8%で最も多く、次いで「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること（29.4%）」、「いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること（22.9%）」の順でした。

障がい別にみると、身体障がい者は「会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職がしやすいすること)」が 29.0%と最も多く、次いで「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること（28.0%）」でした。

知的障がい者は「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること」が 46.2%と最も多く、次いで「いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること（38.5%）」でした。

精神障がい者は「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること」が 34.9%と最も多く、次いで「障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと（32.6%）」でした。



自由記述

最後に、国や県、市に望むこと、してほしいことは何ですか。自由にご記入ください。

※たくさんのご意見をいただきましたので、類似したものは集約しています。

・介護保険や障害者支援制度、年金等について

NO.	意見
1	どこへ行くにしても移動に苦労します。サービスには基本送迎付きでないと利用しにくいのが現状です。これが改善できればいいと思っています。
2	ヘルパーの数をもっとふやしてほしい。ヘルパーや（訪問）看護師に、もう少しちゃんと細かいところに目の届く支援をしてほしい。いちいち利用者が同じ事を教えんといかん。教育をしてほしい。特に訪問ナースは、専用のつめ切りももってきて切してほしい。切れん人（ナース）がおる。
3	安芸市に同行援護ヘルパー事業所を増やしてほしい。
4	安芸市にお菓子作りができる作業所を作してほしい。土日や祝日に過ごせる場所がほしい。（ニコスマイルに行ったけどなじめなかった）
5	介護保険料。正当な検査・調査をしていますか。一人で洗たく物を干したり2階へあがり窓の開け閉めもできて、雨戸もしめられます。歩行も可能、買い物もできるような人が身体障害者手帳を持っています。
6	障害年金受給資格の取得について。基礎は2級から厚生は3級からという差は不公平だと思うので改善することは出来ないのか。
7	県外在住の娘がもうすぐ出産予定。介護者である妻が、3週間位娘の家に行き子供達の面倒をみたいが、その間、要介護3の夫を連れていかなければいけない。症状も進行しているのでできるかどうか不安です。ショートステイは短期間しか預ってくれない。身体が元気な認知症患者をこういう場合預ってくれる体制を作って欲しい。

・施設や環境面の充実について

NO.	意見
1	一人暮らしで生活できなくなった時、家の近くの入所施設で暮らしたいです。
2	家族と一緒に住めるバリアフリー（車いす生活）の対応が出来た住居（市営・県営）の確保を、生涯たくさん充実させてもらいたい。グループホーム（入所施設）で生活は精神的に疲れる為、病状が悪化する傾向にあります。

・経済面について

NO.	意見
1	ほぼ毎日デイケアに行っていますが、月の支払いが大変です。家族も仕事があるのではなんとか出来ないかと思います。
2	若いときに多く金銭を稼いだ者が、年がたって収入がなければ年金を多く渡してくれる世の中にしてほしい。
3	家族に経済的な負担がかからないように、給付金をもう少しだけ増やして下さい。
4	経済的なものを助けてほしいです。
5	国内最低の賃金レベルを上げてください。働く障がい者も工賃でなく賃金にしてください。生活保護申請の「原則却下」を改めて下さい。保障されている「人間らしい暮らし」を本気でイメージしてください。生活保護制度で「人間らしい暮らし」が出来る様に願っています。県・市の範囲では公営施設の手帳持ちへの優遇が少なく感じます。市民体育館のジムは安全に身体を動かせるので、ぜひ無償にしてください。
6	今はうつ状態が酷く自殺願望も見えかくれます。不安定です。失業保険も期限が近づき、来年からの生活や経済がすごく不安である。ハローワークとも連携して考えて欲しい。
7	今般のコロナ禍の影響で通所の作業所の工賃も影響を受けています。障がいのある人にも何らかの給付金があって欲しいです。
8	自分が嫌いです。働いていないので家族に色々な面で迷惑かけすぎています。ものすごく申しわけないと思うのですが、金銭面で家族を苦しめている気がして暮らしづらいです。助けて下さい。自分は底辺の人間なので人生がしんどいです。
9	将来働けなくなって経済的に困るのが不安。鉄道運賃の割引もJRは片道100km以上という事で以前仕事が少ない中、高知市内にみつきり通いましたが、月の収入も少ないという事もあります。交通費が負担になり続きませんでした。何か対策がありましたらよろしくお願いします。
10	生活がもっと楽にできればよいと思っています。まだまだ生活に困っている人達がいると思いますので手助けができる国であって欲しいです。
11	年金のみでは生活ができない。月10万以下で1人で生活しきれない。
12	年金をもらいたいです。
13	毎月、現在福祉からの保護費と自分の年金と国の援助金で生活となり、年金の入らない月は収入が減ります。生まれ育った土地の家の方にも帰りづらい気もする。

・将来への不安について

NO.	意見
1	安心して老後が送れる政策をお願いします。
2	両親がいなくなったときに行く場所（施設）などがあるか心配です。病気のこともあります。なるべく親に長生きをしてもらいたいです。
3	令和2年3月より新型コロナ禍により、企業の採用が不安です。

・行政について

NO.	意見
1	まず、障がいと言うと目に見えるだけが障がいと思っている。ヘルプマークの事をもっと広めてほしい。市役所や看護師さんで知らない人がいる事にまずビックリしました。私も障がいがあり、子供はてんかん発作で、入退院のくり返し。子供は仕事にも行ける時は行っています。生活保護でみてもらっていますが、少し頑張ったら多いからと言って、お金を引かれます。保護でみてもらっているからと言って障がいのお金も少ししか出ず…。給料が増えても引かれ…。子供も仕事に行くのが嫌になっています。障がいをもって生活保護で給料が増えると引かれ…。生きている意味がわからない時があります。車に乗ったりいろんなやり方で保護を見てもらっている人もいれば、本当に困ってる人もいます。
2	一人暮らしの人のための、保健師による保健指導、健康管理。保健師の人数をふやしてもらいたい。食品・生活用品の移動販売。
3	交通手段の充実。障がいがある人に対しての仕事の場所を増やしてほしい。
4	国や県、市の役職員は、市民・農民の夜も寝ないで働いたその労働を給料として沢山貰っておるからその事を忘れず、一生懸命働いて、少しは農民漁民市民の働いたその気持ちを考えて貰いたい。休みは土曜・日曜・祭日それに有休とこれ以上ない厚遇です。私は毎日3時～4時に起きて畑に行き大雨以外の時は休んだ事はありません。一刻も大事に、頭はフル回転でお願いします。
5	障がい者になると収入面や家族への負担が多くなるので、リハビリ通院等して収入につながる作業、仕事につきたくてもそう言う場が少ない、障がいにあった仕事・作業につけ収入が少しでももらえる様、福祉の充実、施設等々が増えてほしい。周りの人に多くの負担をかけない様、交通の充実（通勤）をお願いしたい。税金、交通費、薬代など、もっと障がいの度合いによる柔軟な制度を考えて欲しい。年金は少なくて生活できない。元気な時はいいが障がいがある年齢と年金がおりる年齢が空いていけばそれまでの間も大変。
6	障がい者雇用のマッチングに尽力してくれている事業主に対して何らかの手当てがあれば良い。頑張っている障がい者を正に評価してくれる事業主は少なからず居て、給与も正当でやりがいを感じる。
7	身体障害者手帳の更新時に時間を要するので改善してほしい。
8	人工内耳についての助成がありません。他県ではあります。機械（サウンドプロセッサ）は高額で維持費もかかります。補聴器には補助があるので人工内耳についてもお願いします。
9	相談したことの情報を他者には口外しないこと。長い目でみてくれること。
10	福祉体制など住民への理解しやすい説明などを求めます。後で知る事が多い。
11	歩道をもう少し歩きやすくしてほしい。杖歩行、車いすの場合、でこぼこが多すぎる。

・障がいへの理解について

NO.	意見
1	「障がいは、その人の個性である」という意識を社会全体が共有するように、なって貰いたい。そこから差別もなくなっていくと思います。
2	強迫性障がいをかかえた人はたくさんいる。全く関係ないところでなく、身近な人にもいると思います。でも本人がイヤな思いをするのがイヤでかくしている場合も多いと思います。頭がおかしいとか異常者のような差別を受けやしないか怖いからです。自分がそんなでないからそんなものは気持ちの持ちようだとか、たるんでいからそうなるとかの問題ではないです。苦しい地獄のような思いをする事もたくさんあります。わからなくても理解しようとしてくれる「しせい」や「たいど」があればすごく救われます。
3	1番は同居している家族が障がい者についてきちんと理解し、これ以上介助が難しいと判断したら、家族が理解してくれる様に少しでも早く施設入所させるか、サービス利用をさせるべきとすすめてほしい。少しでも早く家族にも、本当は障がい者本人が実は1番辛い思いをしているという事に気付いて理解してもらえる様にしてほしい。

・その他

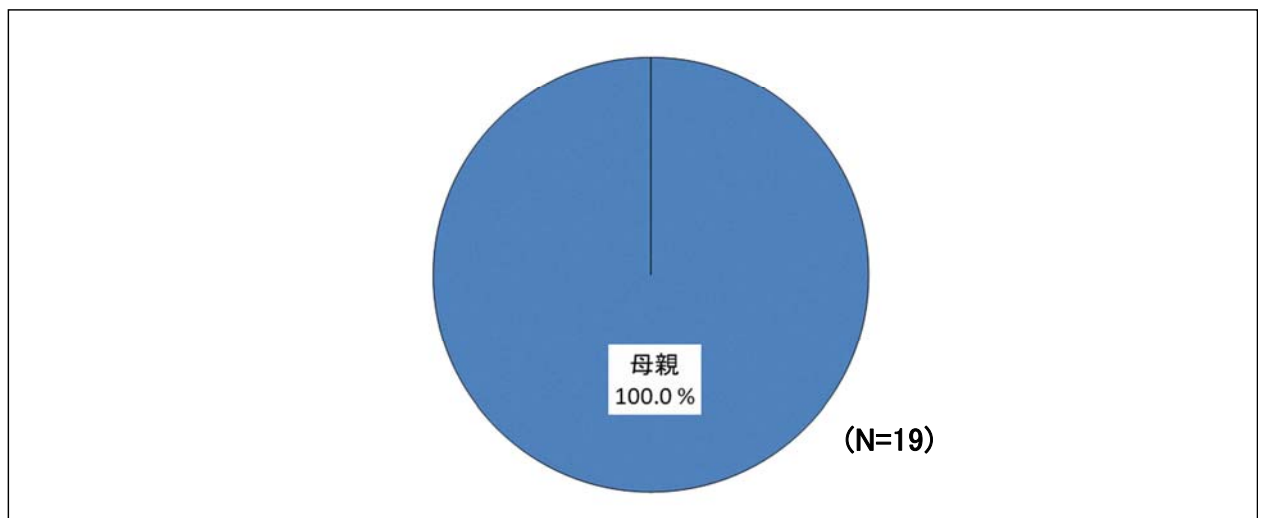
NO.	意見
1	テレビでよく見るマイナンバーの制度の事が知りたいです。
2	まだ動けているので先のことはわかりませんがよろしくお願いします。
3	愛の反対は憎しみではない、無関心だ。無関心であること、苦しむ者に関わりを持たずに傍観者であることが愛の対極にある。障害（碍）は不便ではあるが、不幸ではない。悪を分かって悪を為す者はいない。善く生きるしか意味がない。
4	今の時代ちょっとした事でもすぐインターネットで情報が入ります。私には出来ません。どんどん社会から置いていかれるのを感じます。
5	障がいはそれほど重くないけど、仕事や生活が難しい人には特に何の支援もない。
6	成年後見制度について。後見人はどのような人になるのか。経費はどれ位必要なのか。預貯金の引き出し（定期預金）は本人でなければ出来ないのか。代理の者が引き出し易い方法を教えてもらいたい。
7	生活保護を受けています。保護者は一般の人のようなサービスが制限されるようです。（若年含む）障がいがある以上制限があるのは厳しいです。あつかましいようですが、一般の人と同等のサービスが受けられるようにしてほしい。
8	統合失調症で入退院を繰り返し、生きることそのものが戦いみたいなもので、今回の質問事項は考えた事がないことばかりで返答に困っていました。
9	普通の人と障がい者とでは、なかなか障がい者は就職できないのが当たり前。
10	民生委員さんは1度来ただけで、子供と話したけれど役場の人 came たけれど、何のための民生委員さんか私にはわかりません。訪問看護が来ているから安心しているのかもしれないけれど私にとっての不安です。

Ⅲ 障がい児福祉調査（18歳未満の障がい児）

1 回答者について

問1 お答えくださる方はどなたですか。（〇は1つだけ）

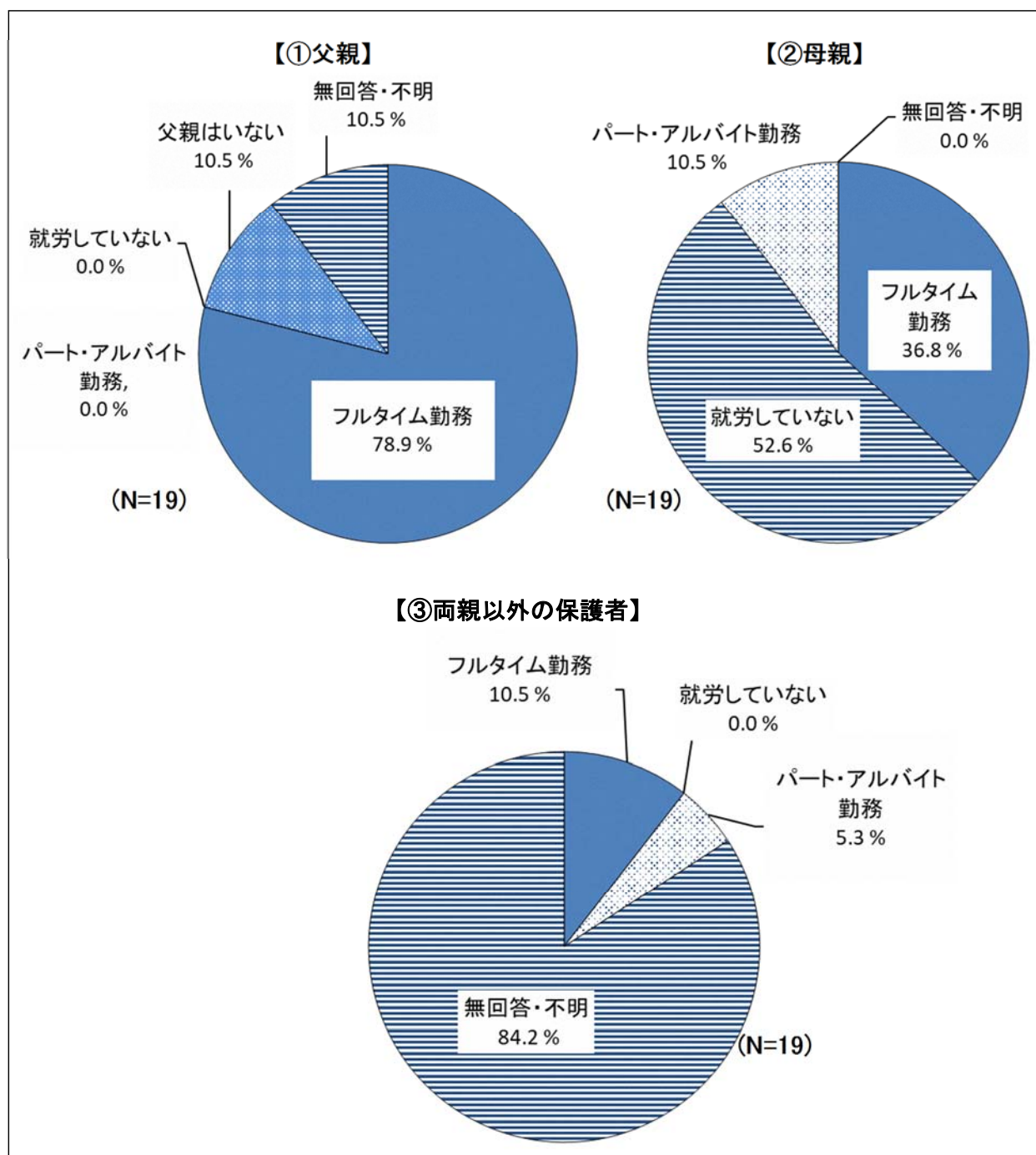
回答者は、「母親」が100.0%でした。



2 保護者の就労状況について

問2 お子さんの保護者の方の就労状況を教えてください。(〇は1つだけ)

①父親の就労状況は、「フルタイム勤務」が78.9%で、次いで「父親はいない(10.5%)」でした。②母親の就労状況は、「就労していない」が78.9%で、次いで「フルタイム勤務(36.8%)」、「パート・アルバイト勤務(10.5%)」でした。③両親以外の保護者の就労状況は、「フルタイム勤務」が10.5%で、次いで「パート・アルバイト勤務(5.3%)」でした。

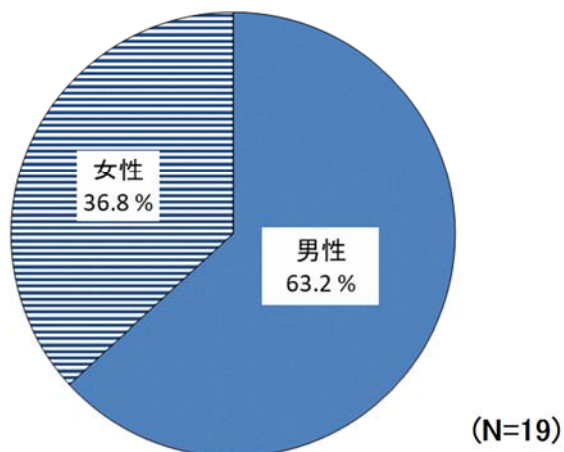


3 お子さんの状況について

(1) 性別

問3 お子さんの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

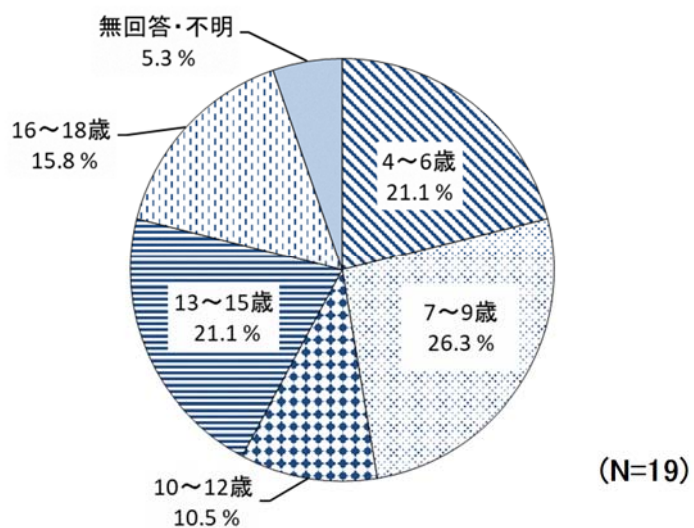
児童の性別について、「男性」が63.2%、「女性」が36.8%でした。



(2) 年齢

問4 お子さんの年齢をお答えください。(令和2年4月1日現在)

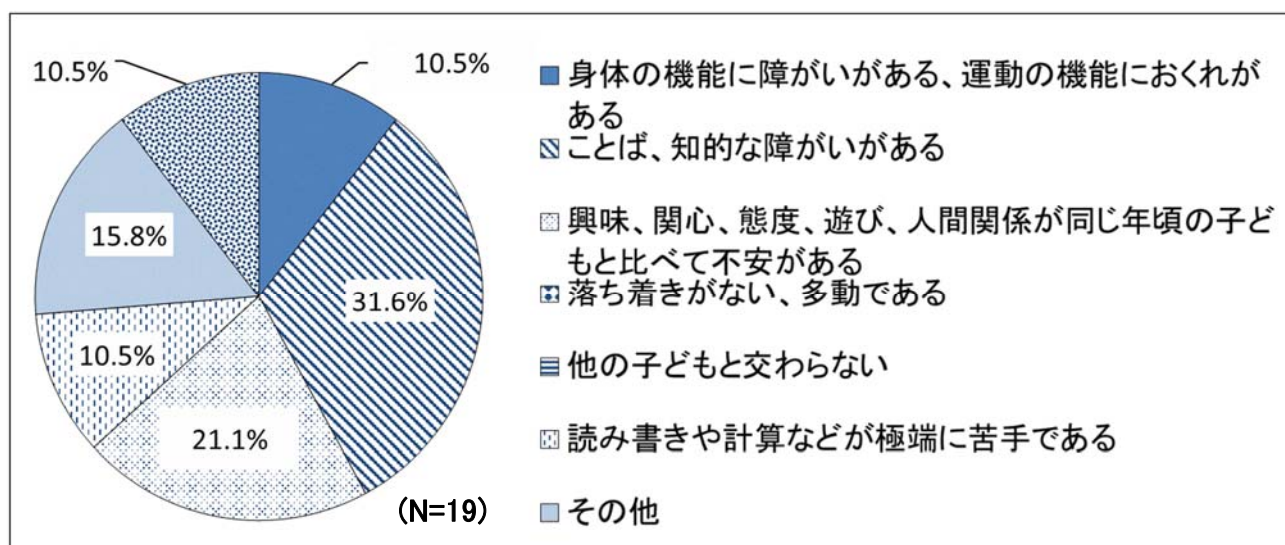
児童の年齢について、「7～9歳」が26.3%で最も多く、次いで「4～6歳」「13～15歳」がそれぞれ21.1%でした。



(3) 障がいについて心配していること

問 5 お子さんの障がいの状態について、主に心配していることはどのようなことでしょうか。
(○は 1 つだけ)

児童の障がいの状況について、「ことば、知的な障がいがある」が 31.6%で最も多く、次いで「興味、関心、態度、遊び、人間関係が同じ年頃の子どもと比べて不安がある(21.1%)」、「その他(15.8%)」の順でした。



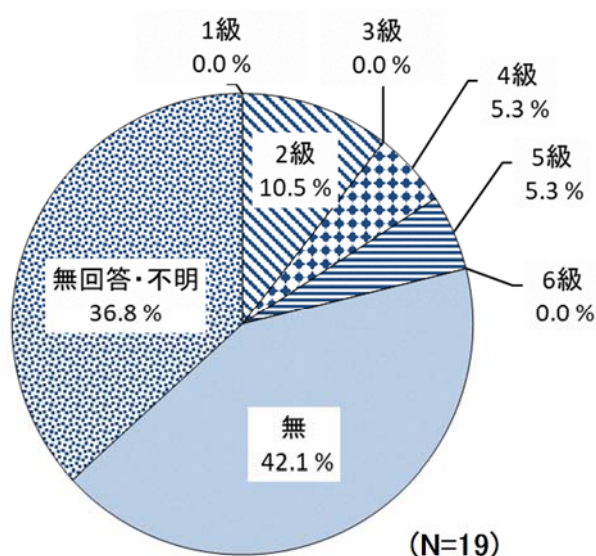
(4) お子さんの障がい状況

問 6 お子さんの障がいについてお答えください。①～⑨の各項目ごとに当てはまるものに○をしてください。

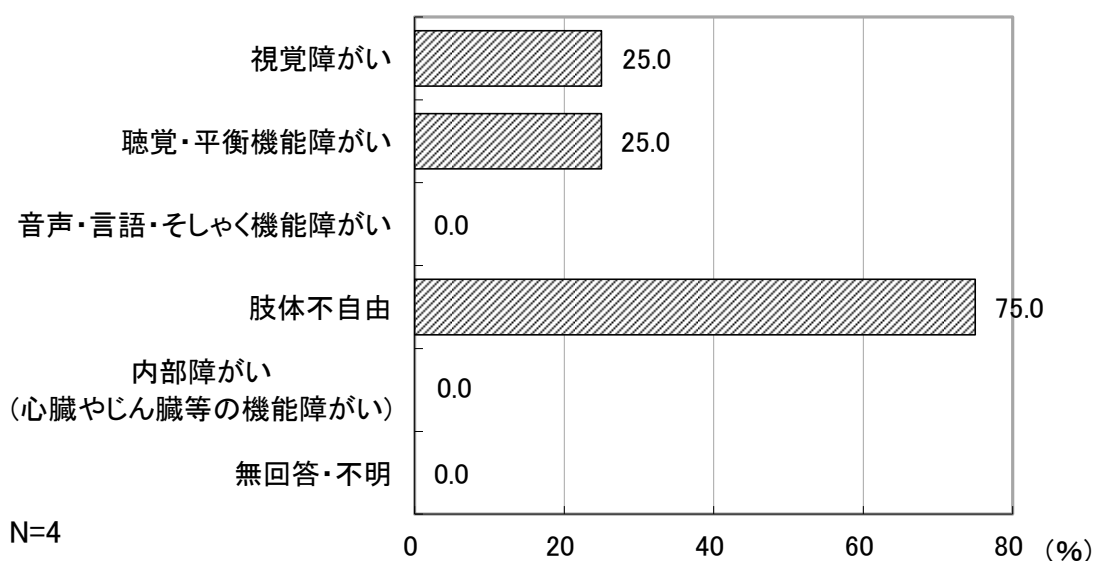
①身体障害者手帳について、「1～6等級」が21.1%、「無し」が42.1%でした。等級については「2級」が10.5%と最も多く、次いで「4級」「5級」が5.3%でした。

身体障害者手帳の障がい部位について、「肢体不自由」が75.0%と最も多く、次いで「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」がそれぞれ25.0%でした。

①身体障害者手帳



障がいの部位 (複数回答)



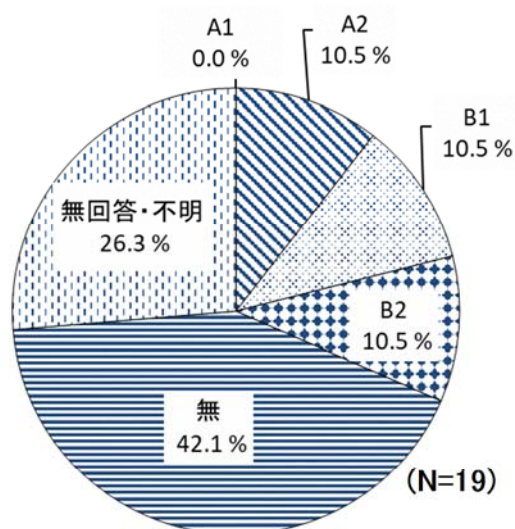
②療育手帳について、「A2. B1. B2」がそれぞれ 10.5%、「無し」が 42.1%でした。

③精神障害者保健福祉手帳について、「1～6 等級」が 16.6%、「無し」が 52.6%でした。

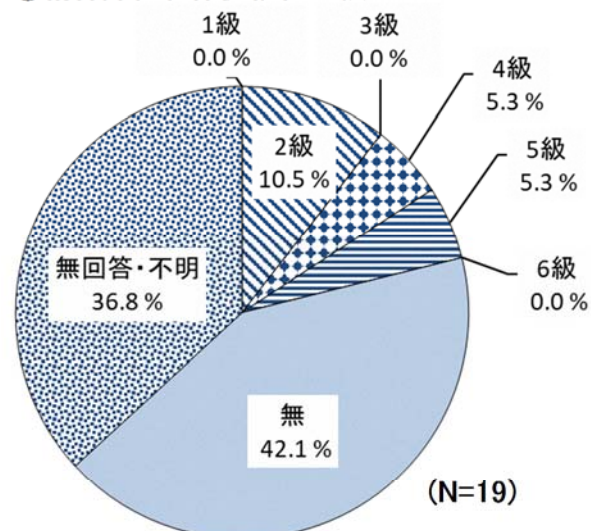
④障害年金についての回答はありませんでした。

⑤特別児童扶養手当について、「1. 2 等級」が 63.1%、「無し」が 15.8%でした。等級については「2 級」が 52.6%と最も多く、次いで「1 級」が 10.5%でした。

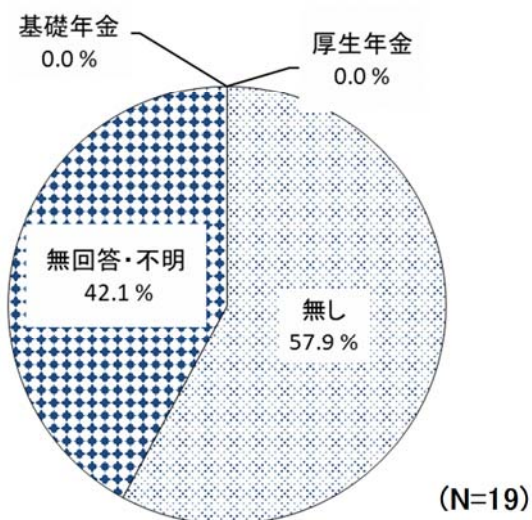
②療育手帳



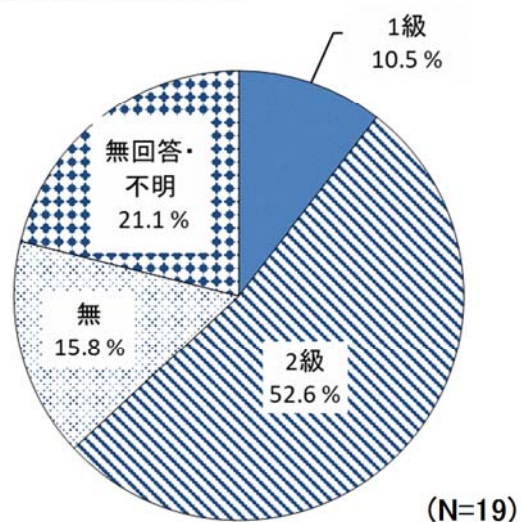
③精神障害者保健福祉手帳



④障害年金



⑤特別児童扶養手当



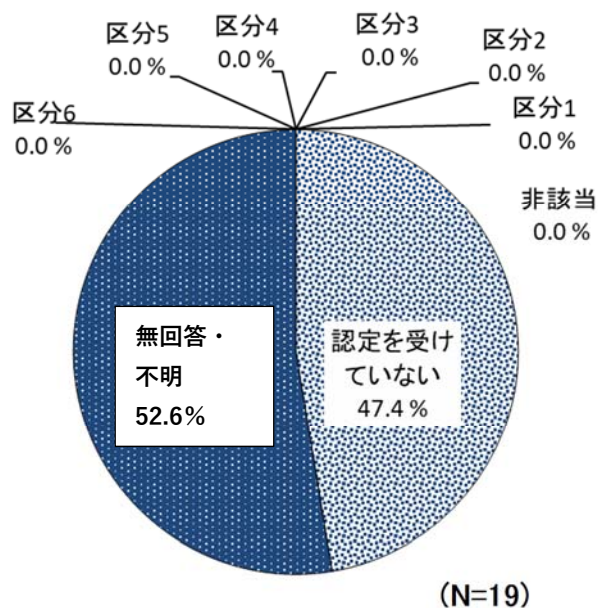
⑥障害支援区分の認定について、「受けている」という回答はありませんでした。

⑦難病の認定について、「受けている」という回答はありませんでした。

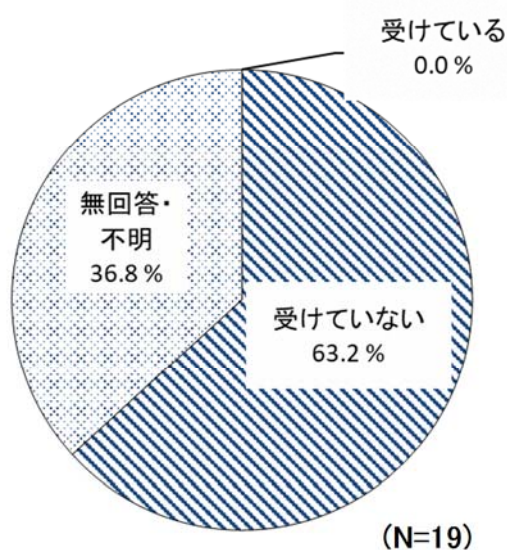
⑧発達障がいの診断について、「受けている」の割合は 57.9%でした。

⑨高次脳機能障がいの診断について、「受けている」という回答はありませんでした。

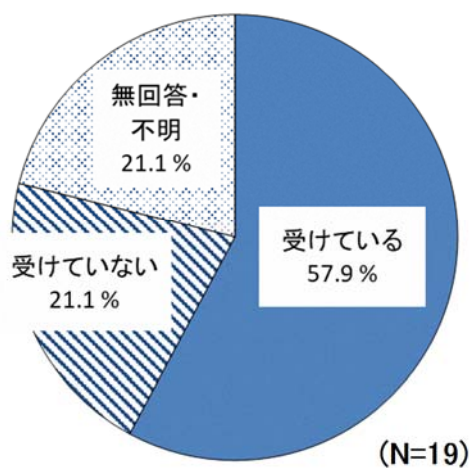
⑥障害支援区分



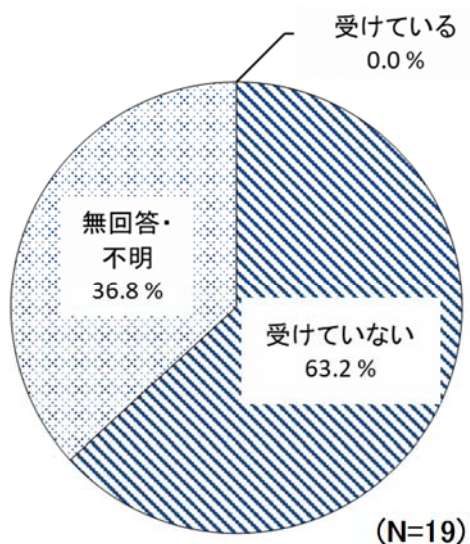
⑦難病の認定



⑧発達障がいの診断



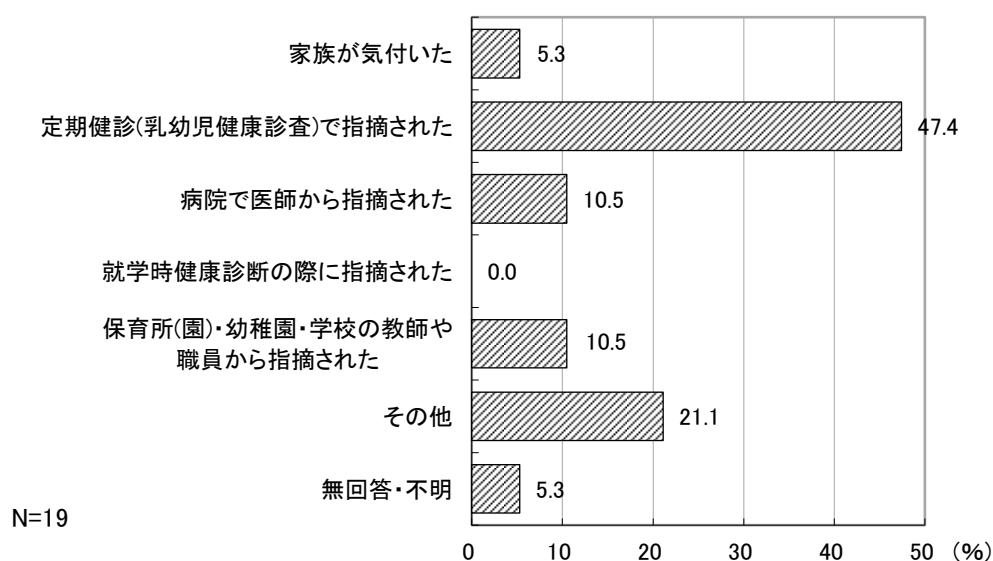
⑨高次脳機能障がいの診断



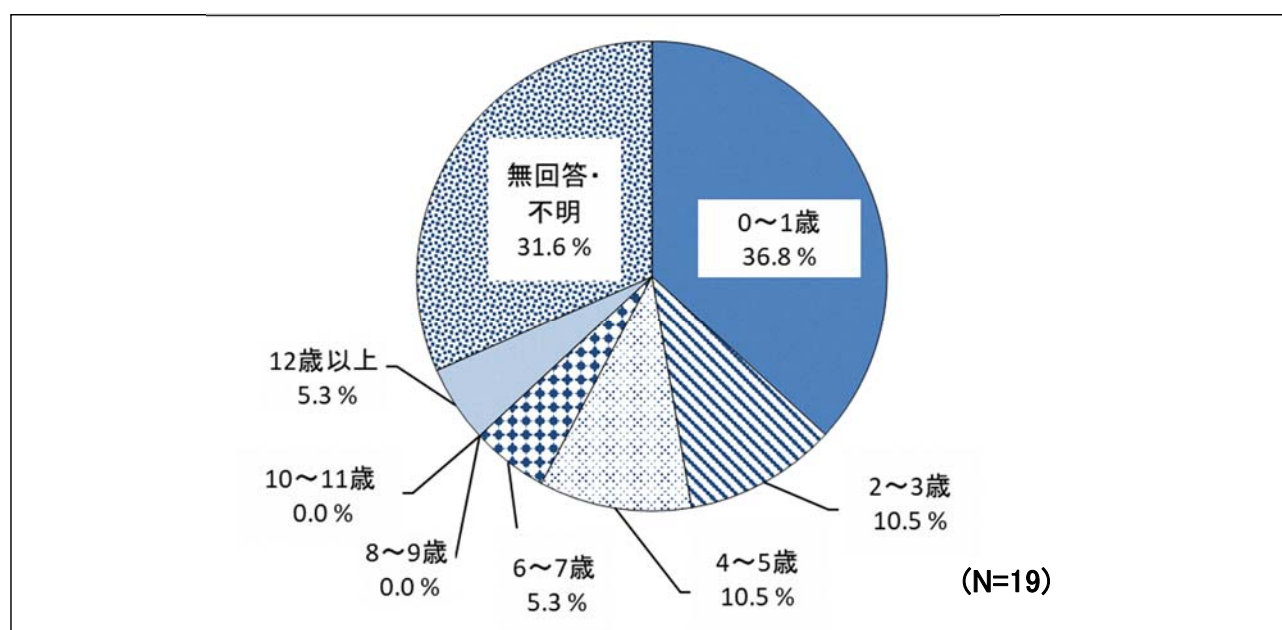
(5) お子さんの発達の不安や障がいについて

問7 お子さんの発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか。また、それはいつごろですか。(〇は1つだけ)

児童の発達の不安・障がいに気付いたきっかけについて、「定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された」が47.4%で最も多く、次いで「その他（21.1%）」、「病院で医師から指摘された」「保育所（園）・幼稚園・学校の教師や職員から指摘された」がそれぞれ10.5%でした。

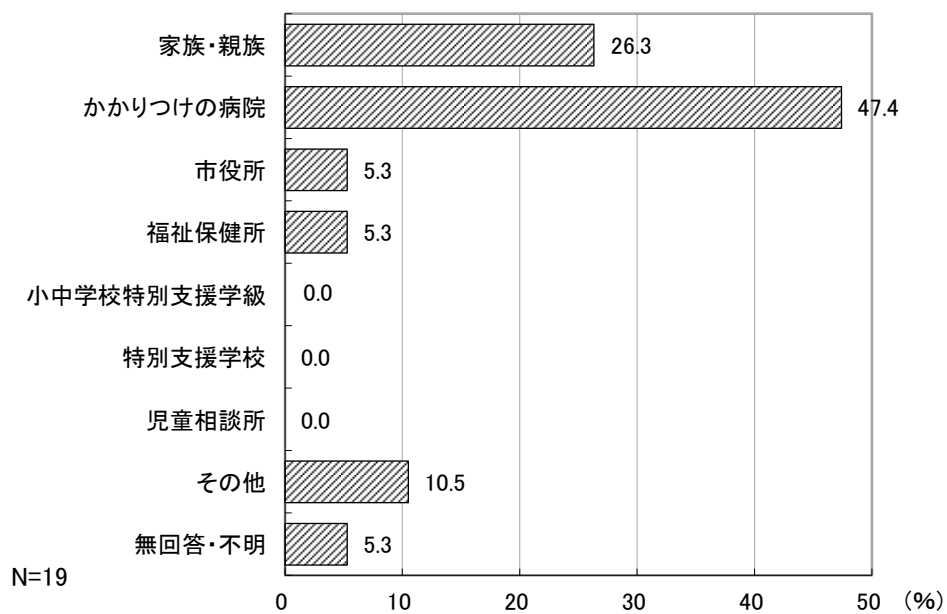


発達の不安・障がいに気付いた時の児童の年齢について、「0～1歳」が36.8%で最も多く、次いで「2～3歳」、「4～5歳」がそれぞれ10.5%でした。



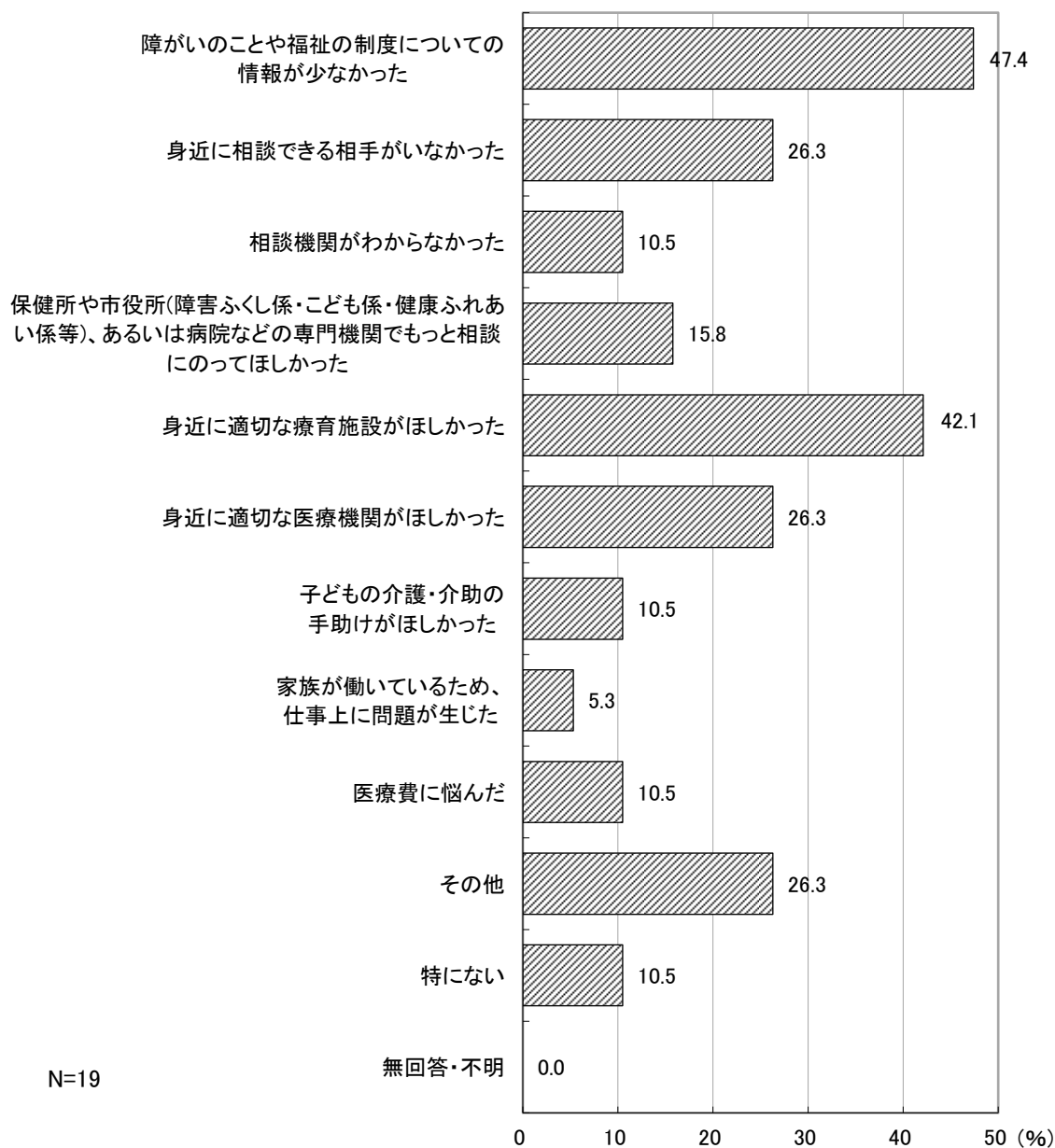
問 8 お子さんの発達の遅れや障がい気付いたとき、誰に（どこに）相談しましたか。
（○は 1 つだけ）

発達の遅れ・障がいに気付いた時に相談した相手について、「かかりつけの病院」が 47.4%で最も多く、次いで「家族・親族（26.3%）」、「その他（10.5%）」の順でした。



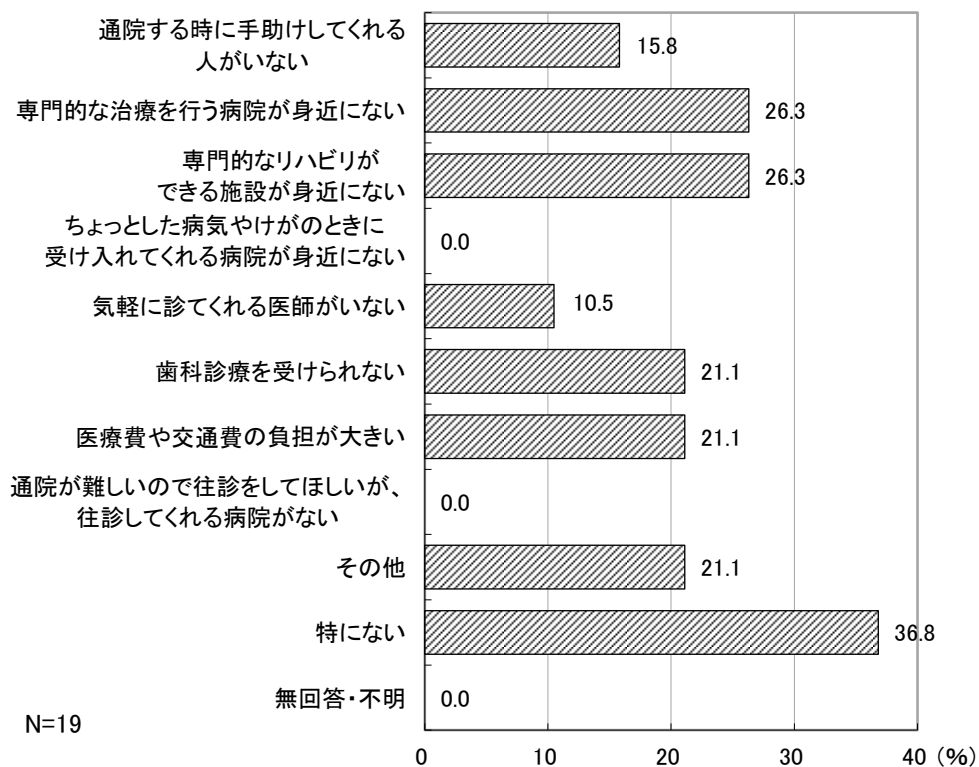
問9 お子さんの障がいの状況について、診断・判定を受けた頃、ご家族の皆さんには、どんな苦労、悩み、不安がありましたか。（〇は3つまで）

障がいの診断・判定を受けたころの家族の苦労、悩み、不安をについて、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」が47.4%で最も多く、次いで「身近に適切な療育施設が欲しかった（42.1%）」、「身近に相談できる相手がいなかった」「身近に医療機関が欲しかった」「その他」がそれぞれ26.3%でした。



問 10 お子さんの通院などで困っていることはありますか。（当てはまるものすべてに○）

通院で困っていることについて、「特にない」が 36.8%で最も多く、次いで「専門的な治療を行う病院が身近にない」「専門的なリハビリができる施設が身近にない」がそれぞれ 26.3%でした。

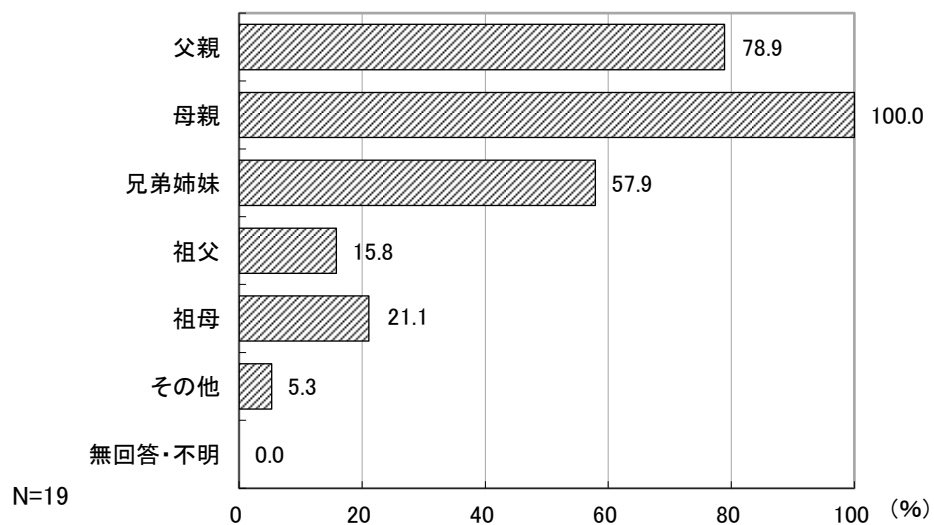


4 お子さんの生活について

(1) 同居者や世話（介助）をする人について

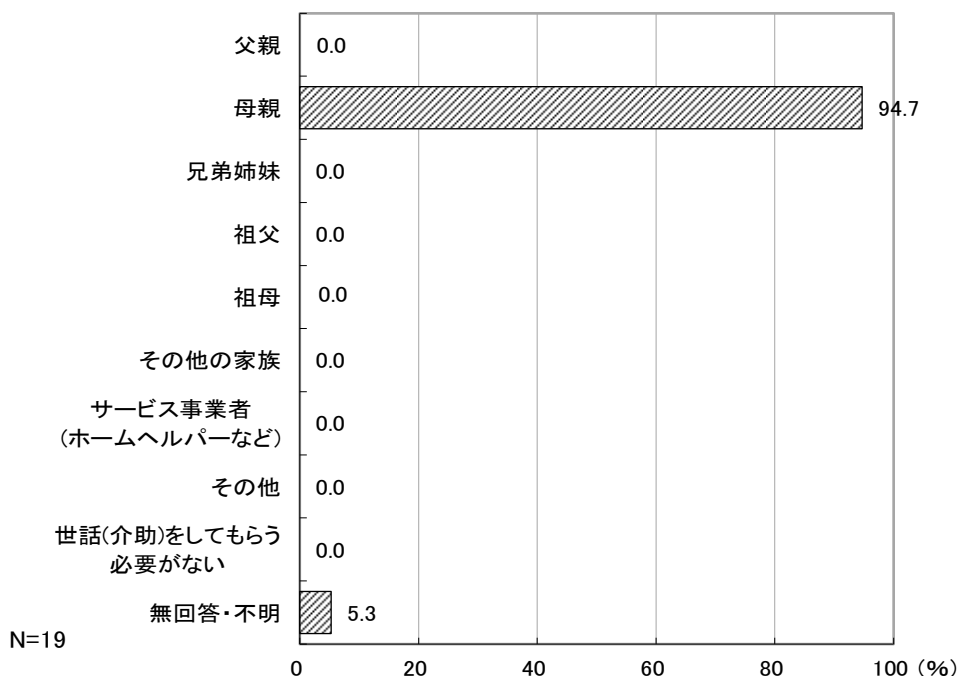
問 11 お子さんは誰と生活していますか。（当てはまるものすべてに○）

児童の同居人について、「母親」が 100%で最も多く、次いで「父親（78.9%）」、「兄弟姉妹（57.9%）」の順でした。



問 12 主にお子さんの身の回りのお世話（介助）をする方はどなたですか。（○は1つだけ）
※お子さんからみた続柄（関係）でお答えください。

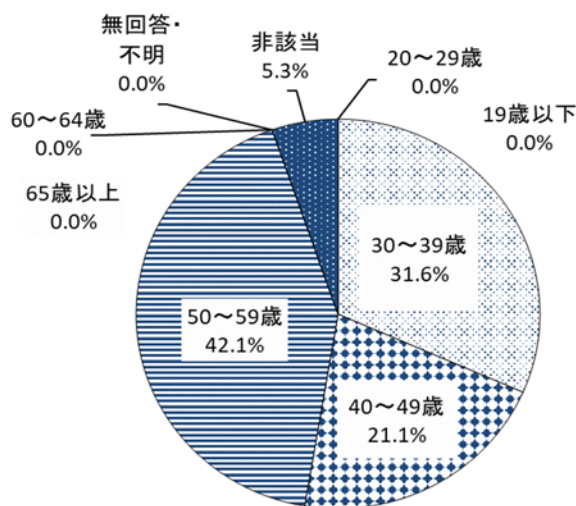
児童のお世話（介護）をする方について、「母親」が94.7%でした。



【問 12 で「父親」、「母親」、「兄弟姉妹」、「祖父」、「祖母」、「その他の家族」と回答した方】

問 13 主にお子さんの身の回りのお世話（介助）をする家族の方の年齢をお答えください。
（○は1つだけ）

児童のお世話（介護）をする方の年齢について、「50～59歳」が44.4%で最も多く、次いで「30～39歳（33.3%)」、「40～49歳（22.2%)」の順でした。

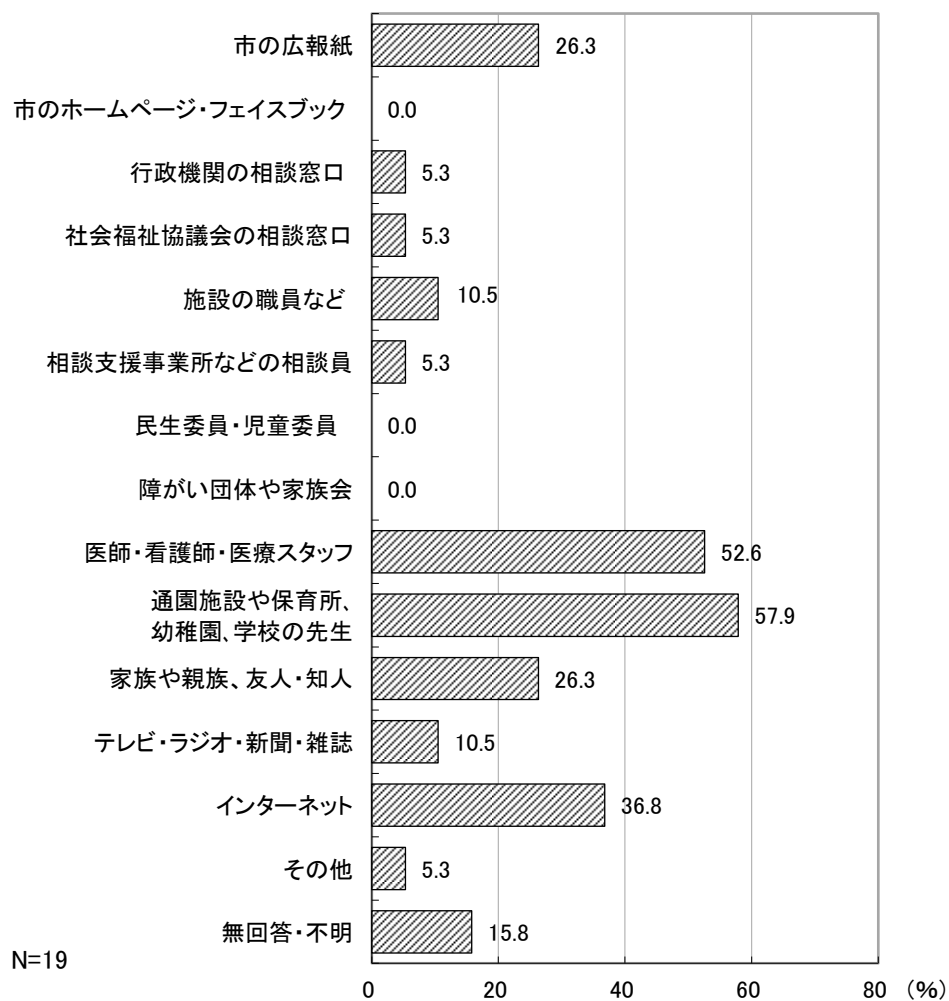


(N=19)

(2) 情報の入手先

問 14 日ごろ、お子さんのための情報をどこから得ていますか。(当てはまるものすべてに○)

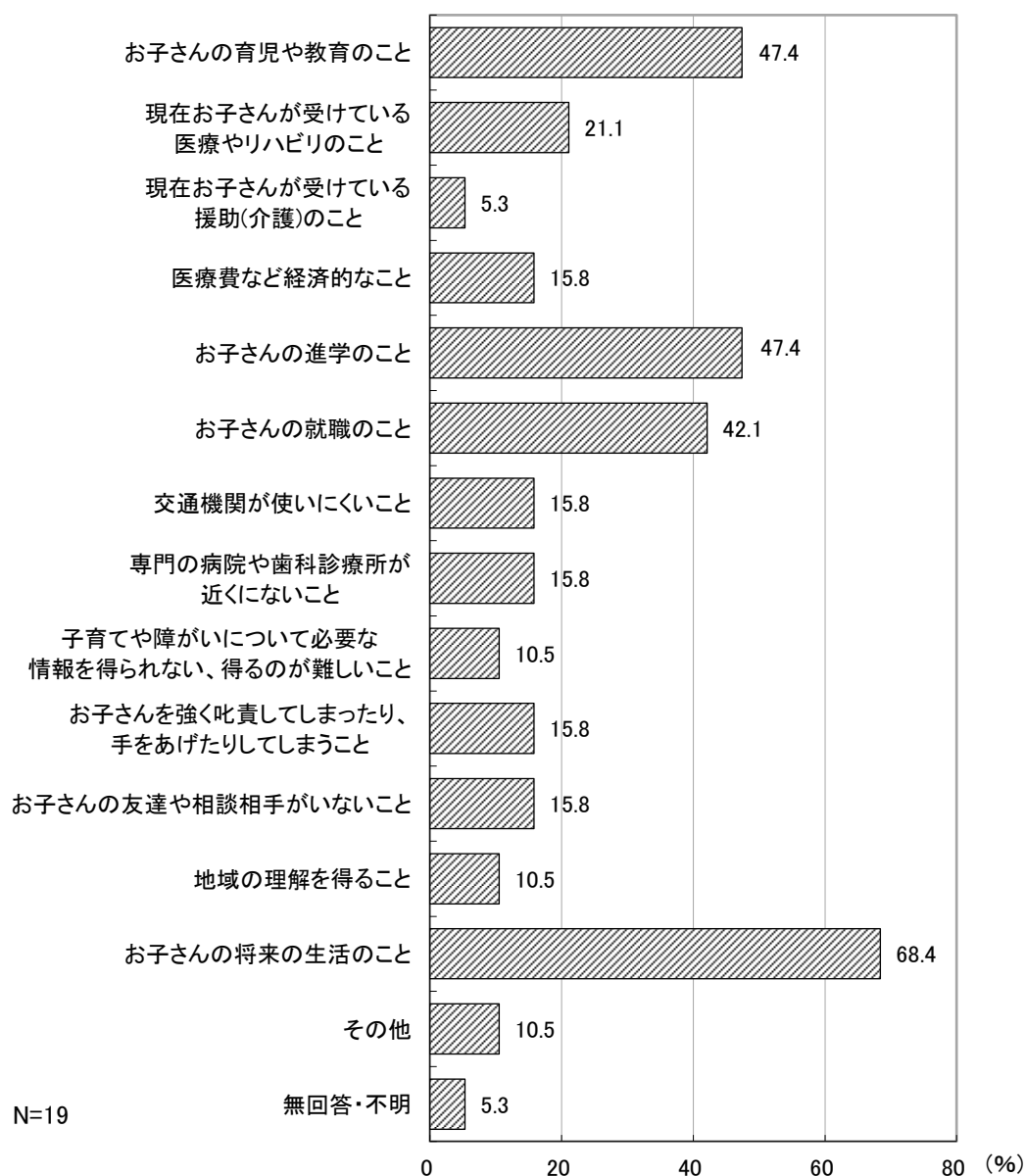
日常の情報源について、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が 57.9%で最も多く、次いで「医師・看護師・医療スタッフ (52.6%)」、「インターネット (36.8%)」の順でした。



(3) お子さんに関する悩みごと

問 15 お子さんのことで悩みごとや困ったことがありますか。(当てはまるものすべてに○)

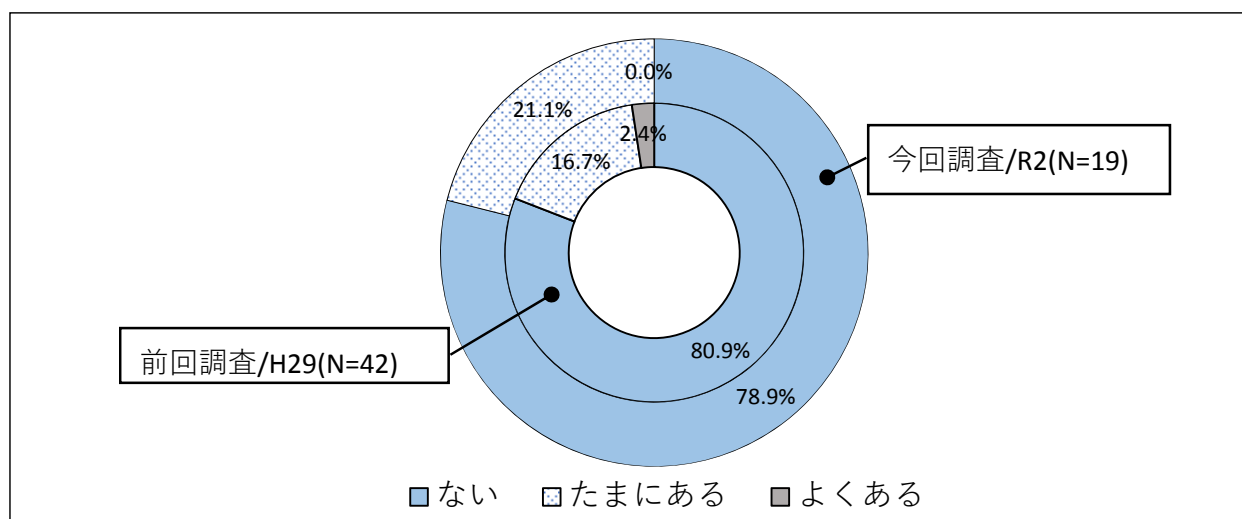
児童に関する悩みや困ったことについて、「お子さんの将来の生活のこと」が68.4%で最も多く、次いで「お子さんの育児や教育のこと」、「お子さんの進学のこと」がそれぞれ47.4%でした。



(4) お子さんに対する障がい者差別について

問 16 障がい者差別についてお聞きます。「障害者差別解消法」が施行された平成 28 年 4 月から今までに、おさんは障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをしたことがありますか。(〇は 1 つだけ)

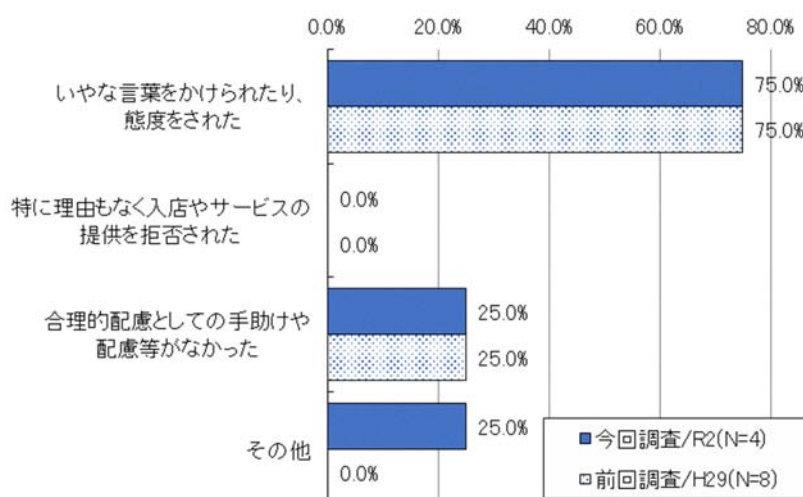
平成 28 年 4 月以降に児童が差別や嫌な思いをしたことの有無について、「ない」が 78.9%で、「たまにある」が 21.1%でした。前回調査と比べると、「たまにある」の割合が増加しています。



【問 16 で「たまにある」、「よくある」と回答した方】

問 17 おさんが差別されたり、いやな思いをしたことはどのようなことでしたか。(当てはまるものすべてに〇)

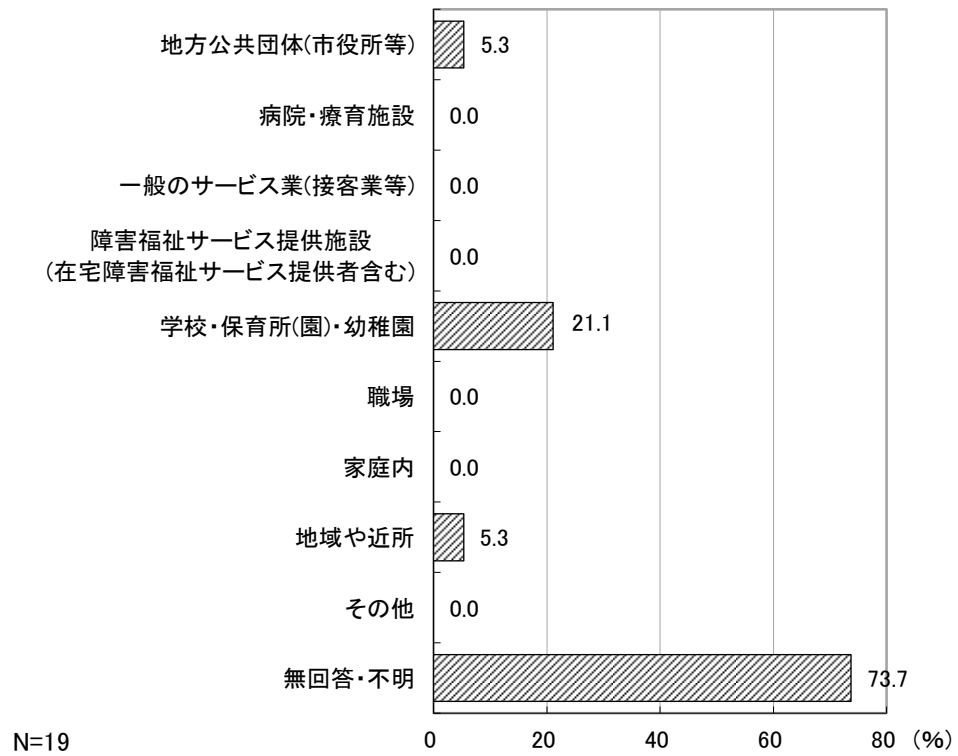
差別や嫌な思いの内容について、「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 75.0%で最も多く、次いで「合理的配慮としての手助けや配慮等がなかった」「その他」がそれぞれ 25.0%でした。



【問 16 で「たまにある」、「よくある」と回答した方】

問 18 お子さんが差別されたり、いやな思いをしたのはどこ（だれ）でしたか。（当てはまるものすべてに○）

差別されたり嫌な思いをした場所について、「学校・保育所（園）・幼稚園」が 21.1%で最も多く、次いで「地方公共団体（市役所等）」、「地域や近所」がそれぞれ 5.3%でした。



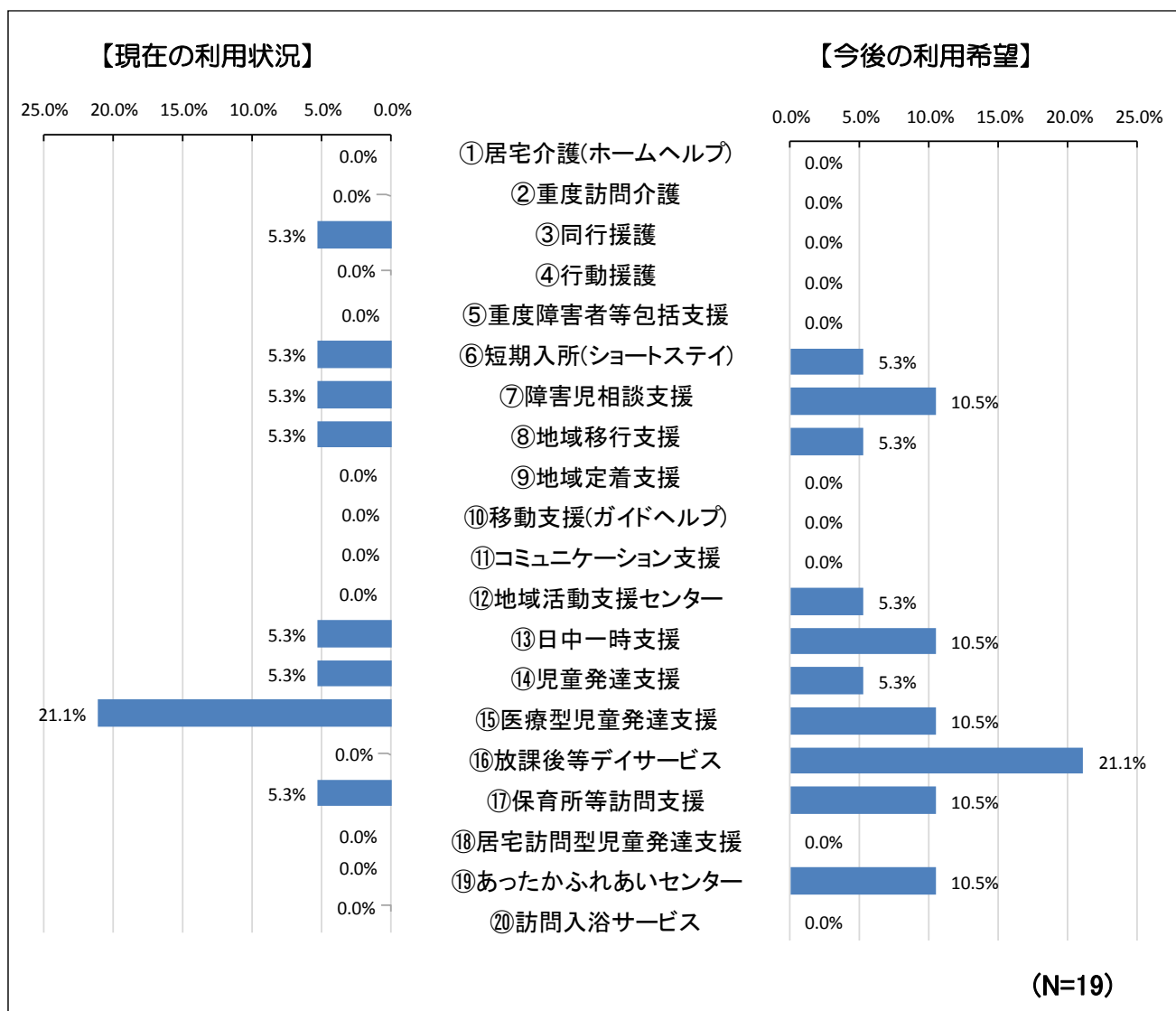
5 福祉サービスの利用について

(1) 福祉サービスの利用状況と今後の利用希望

問 19 お子さんは、現在どんなサービスを利用していますか。また、今後どんなサービスを利用したいですか。それぞれ当てはまるものすべてに○をして、どのくらい利用しているか（利用したいか）記入してください。（今後の利用については、市内でのサービスの有無にかかわらず、ご希望をお書きください。）

現在、利用しているサービスについて、「医療型児童発達支援」が 21.1%で最も多く、次いで「同行援護」「短期入所（ショートステイ）」「障害児相談支援」「地域移行支援」「日中一時支援」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」がそれぞれ 5.3%でした。

今後、利用したいサービスについて、「放課後等デイサービス」が 21.1%で最も多く、次いで「障害児相談支援」「日中一時支援」「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「あったかふれあいセンター」がそれぞれ 10.5%でした。

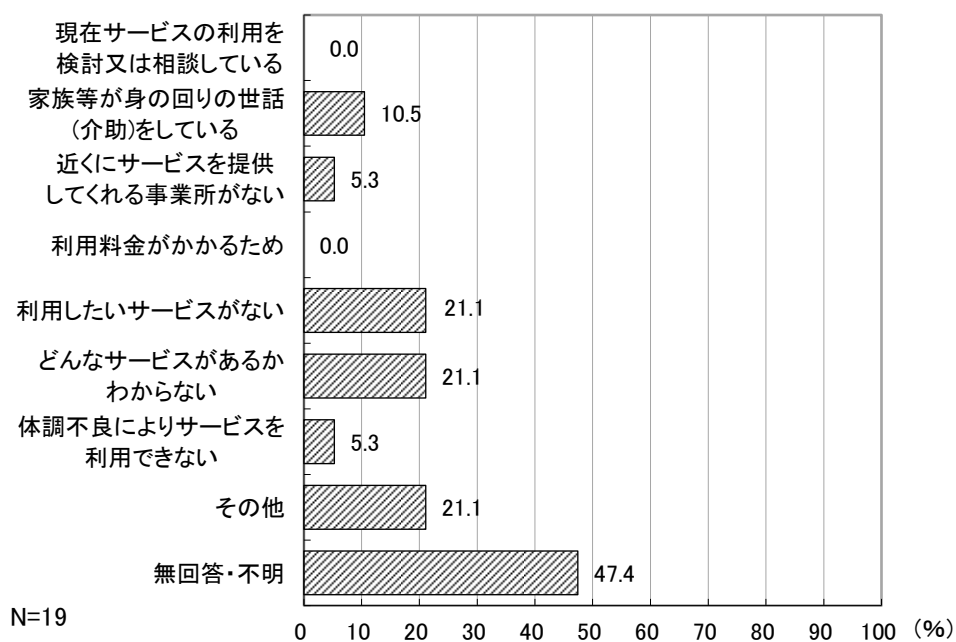


(2) 福祉サービスを利用していない理由

【現在お子さんがどのサービスも利用していない方（問 19 で「現在利用しているサービス」の欄に○をしなかった方）】

問 20 サービスを利用していない理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

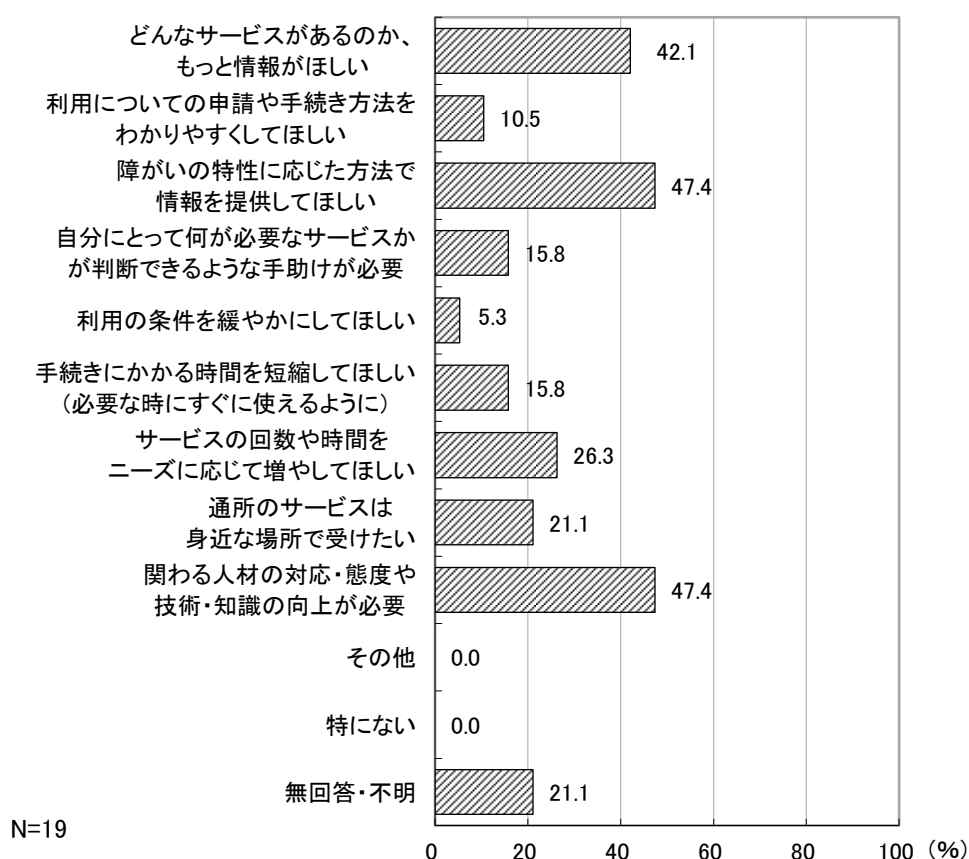
サービスを利用しない理由について、「利用したいサービスがない」「どんなサービスがあるかわからない」「その他」がそれぞれ 21.1%で最も多くなっています。



(3) 障害福祉サービスに対する要望

問 21 お子さんが障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することは何ですか。（当てはまるものすべてに○）

障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することについて、「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」「関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上が必要」がそれぞれ 47.4%で最も多く、次いで「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい（42.1%）」でした。

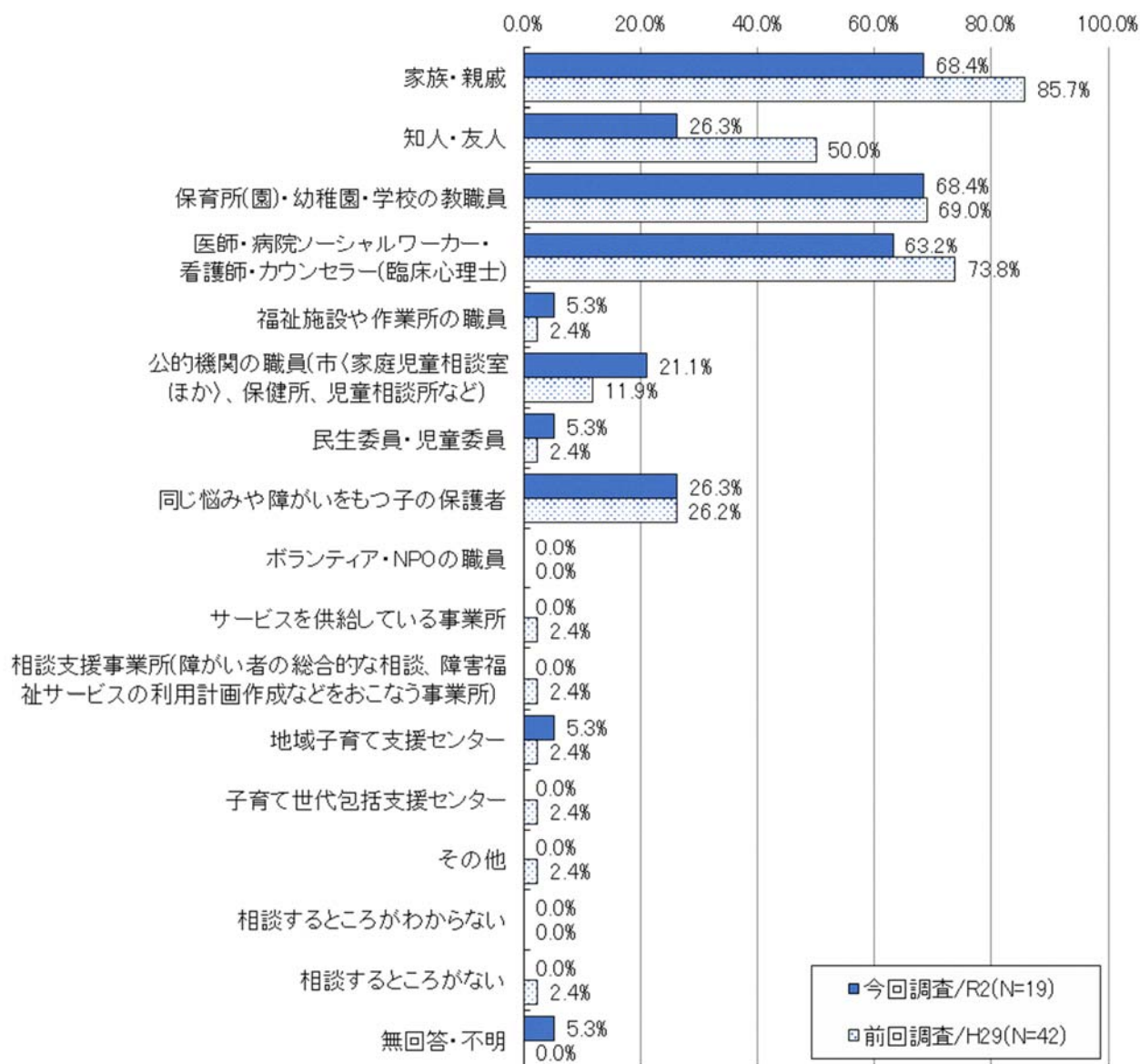


6 相談について

(1) 悩みや困ったことの相談先について

問 22 お子さんのことで悩んでいることや困っていることについて、相談するのは誰（どこ）ですか。（当てはまるものすべてに○）

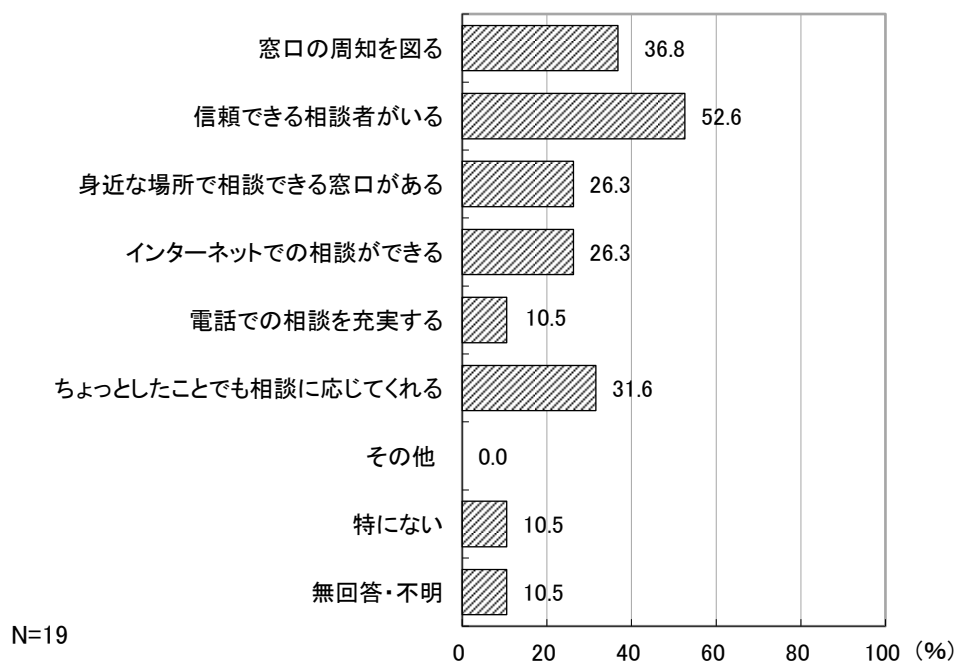
相談する相手について、「家族・親戚」「保育所（園）・幼稚園・学校の教職員」がそれぞれ 68.4%で最も多く、次いで「医師・病院ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー（臨床心理士）（63.2%）」でした。前回調査と比べると、「知人・友人」の割合が大きく減っています。



(2) 相談機関に必要なこと

問 23 お子さんのことについて相談機関に相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

相談機関に相談しやすい体制づくりに必要なことについて、「信頼できる相談員がいる」が 52.6%で最も多く、次いで「窓口の周知を図る(36.8%)」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる(31.6%)」の順でした。

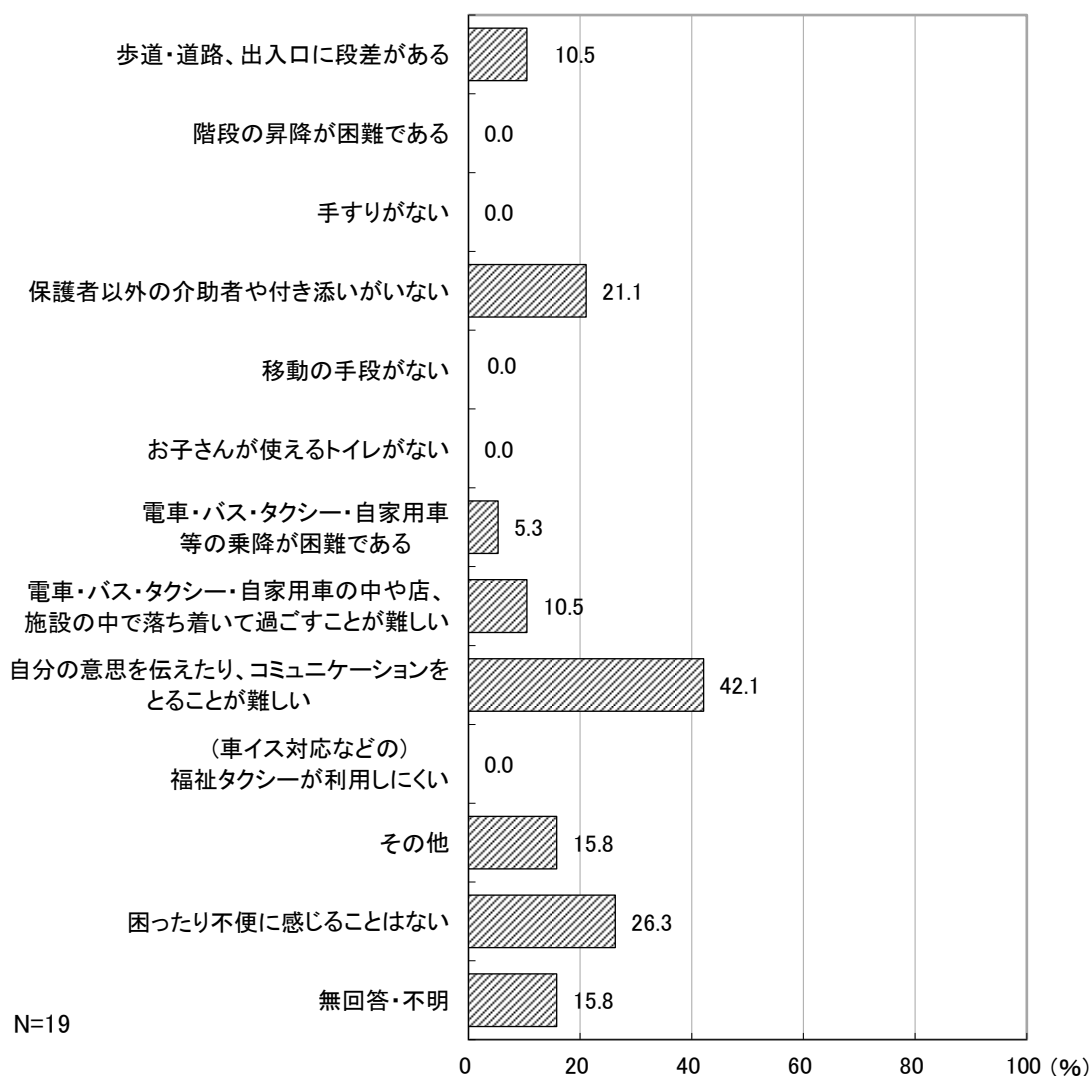


7 お子さんの外出について

(1) お子さんと一緒に、またはお子さん一人での外出の際に不便に感じること

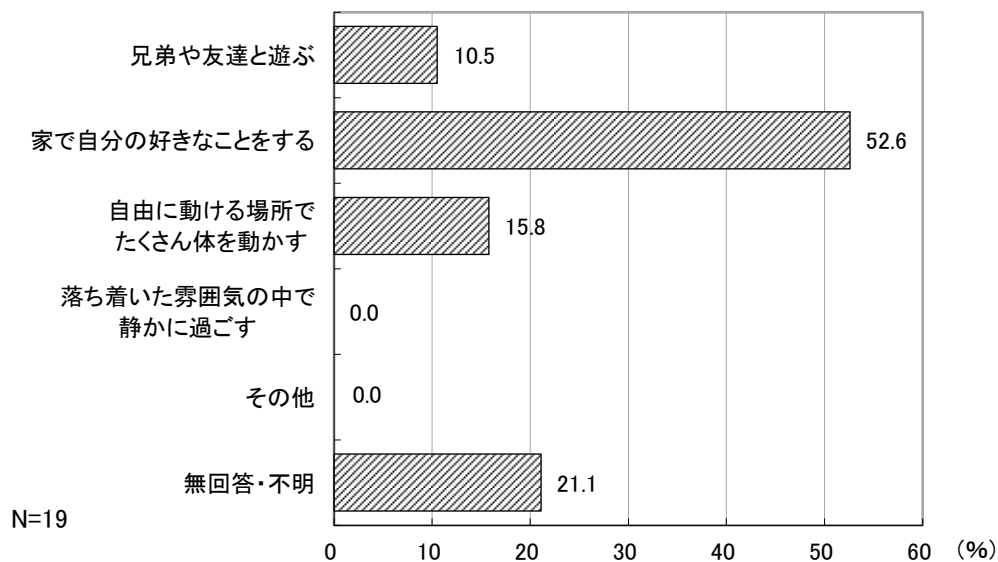
問 24 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。(〇は3つまで)

外出するときに困ったり不便に感じたりすることについて、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が 42.1%で最も多く、次いで「困ったり不便に感じることはない(26.3%)」、「保護者以外の介助者や付き添いがいない(21.1%)」の順でした。



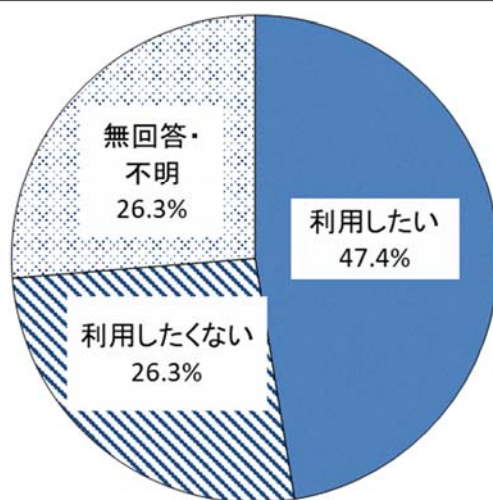
問 25 日中（休日）は何をして過ごしたいですか？（○は1つだけ）

日中（休日）の過ごし方について、「家で自分の好きなことをする」が 52.6%で最も多く、次いで「自由に動ける場所でたくさん体を動かす（15.8%）」、「兄弟や友達と遊ぶ（10.5%）」の順でした。



問 26 日中活動（休日活動）の場があれば利用したいですか。（○は1つだけ）

日中活動（休日活動）の場を利用意向について、「利用したい」の割合は 47.4%でした。



(N=19)

（２）余興活動・生活訓練の認知度

問 27 安芸市では、次の①～④の活動・事業を実施しています。それぞれについて、知っていますか？

①余暇活動・生活訓練事業（ニコスマイル）

在宅障がい児者が料理、カラオケ、スポーツ等を楽しみながら、地域での仲間づくりや社会参加の機会を得る活動を実施しています。

「内容を知っているが利用したことがない」（10.5%）と「内容を知っており、利用している」（5.3%）を合わせると、15.8%の人が『知っている』と回答しており、認知度は低くなっています。

②めだかの学校

障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、孤立したり閉じこもることなく、誰もが様々な活動を通して地域の人と交流し、支え合うことを学ぶ交流広場として活動しています。

「内容を知っているが利用したことがない」（47.4%）と「内容を知っており、利用している」（5.3%）を合わせると、52.6%の人が『知っている』と回答しており、半数以上の認知度でした。

③夏休み・春休みこどもクラブ（長期休暇支援事業）

学校等の長期休暇期間中（夏休み・春休み）の日中に、ボランティアが保健センター等で障がい児を預かり、障がい児の地域の人との交流や地域生活を支援する事業です。

「内容を知っているが利用したことがない」（42.1%）と「内容を知っており、利用している」（5.3%）を合わせると、47.4%の人が『知っている』という回答でした。

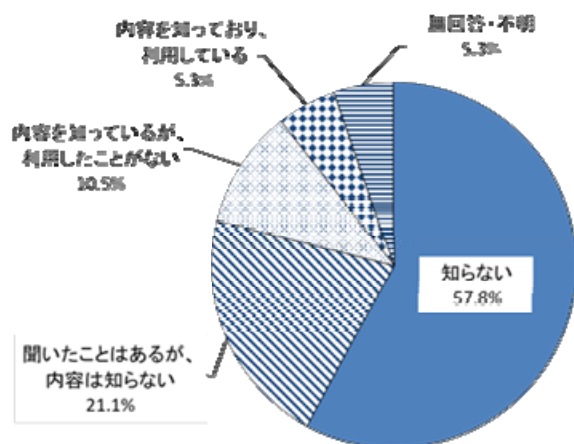
④地域支え合い支援事業（登録介護者制度）

家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とするときに、あらかじめこの制度を利用したい障がい者等と介護者が登録することにより、登録利用者宅又は登録介護者宅で過ごしたり、通院や行事への参加等の介護サービスを受けることができます。

「知っている」と回答した人はいませんでした。

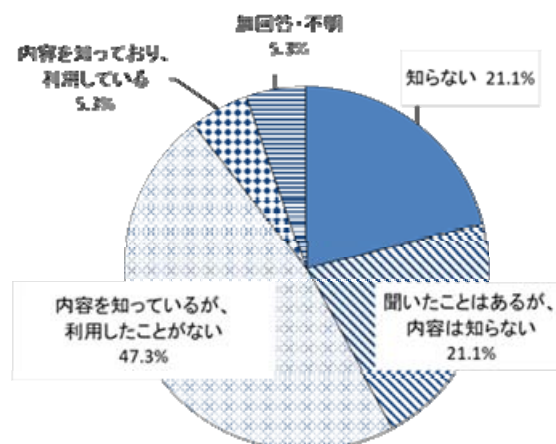
図表 余興活動・生活訓練の認知度（全体）

①ニコスマイル



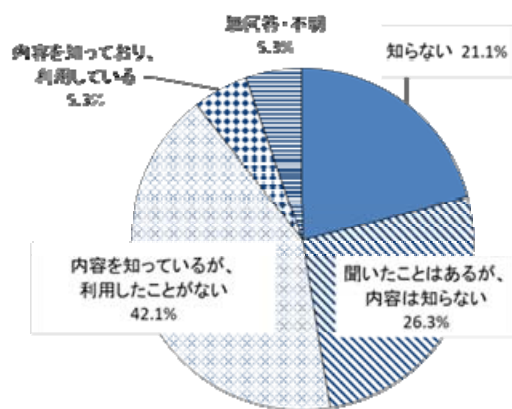
(N=19)

②めだかの学校



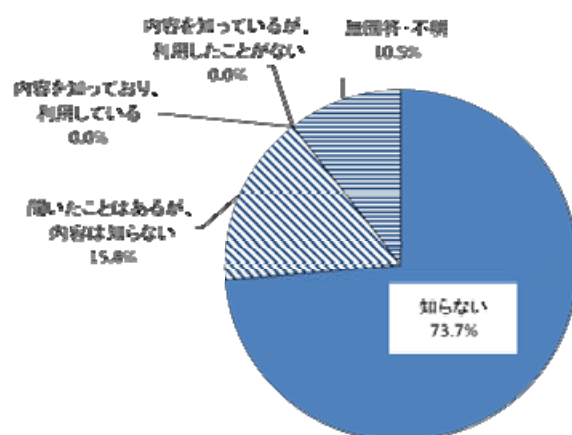
(N=19)

③夏休み・春休み子どもクラブ



(N=19)

④地域支え合い支援事業



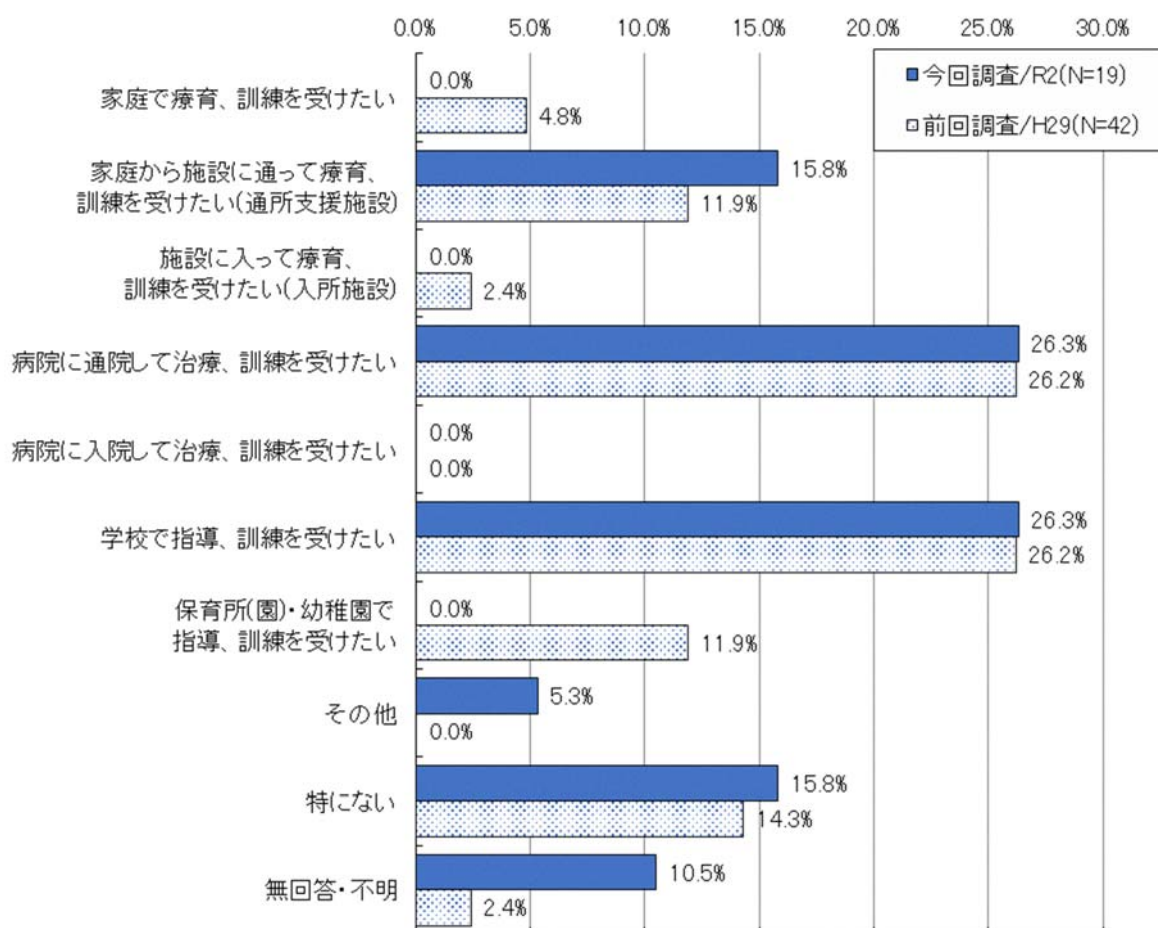
(N=19)

8 お子さんの療育や保育・教育について

(1) お子さんの今後の療育、訓練に関する希望

問 28 お子さんの今後の療育、訓練について、どのような希望をお持ちですか。お子さんの希望に最も近いものを選んでください。(〇は1つだけ)

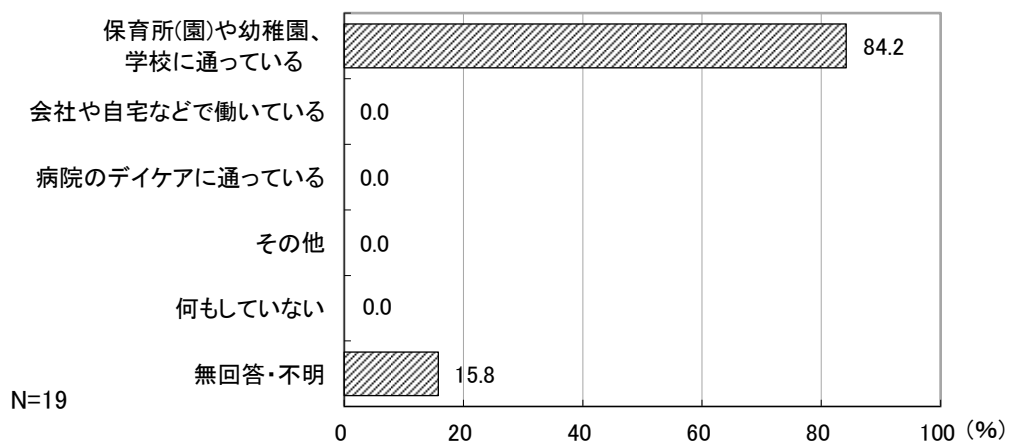
児童の今後の療育・訓練への希望について、「病院に通院して治療、訓練を受けたい」「学校で指導、訓練を受けたい」がそれぞれ 26.3%で最も多く、前回調査とほぼ同じ結果となっています。次いで「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい(通所支援施設)」が 15.8%で、前回調査と比べると、割合が増加しています。



（２）お子さんの日中の過ごし方

問 29 お子さんは現在、日中は主にどのように過ごしていますか。（当てはまるものすべてに○）

児童の日中の過ごし方について、「保育所（園）や幼稚園、学校に通っている」が 84.2% となっており、大半の人が通園・通学していると回答しています。

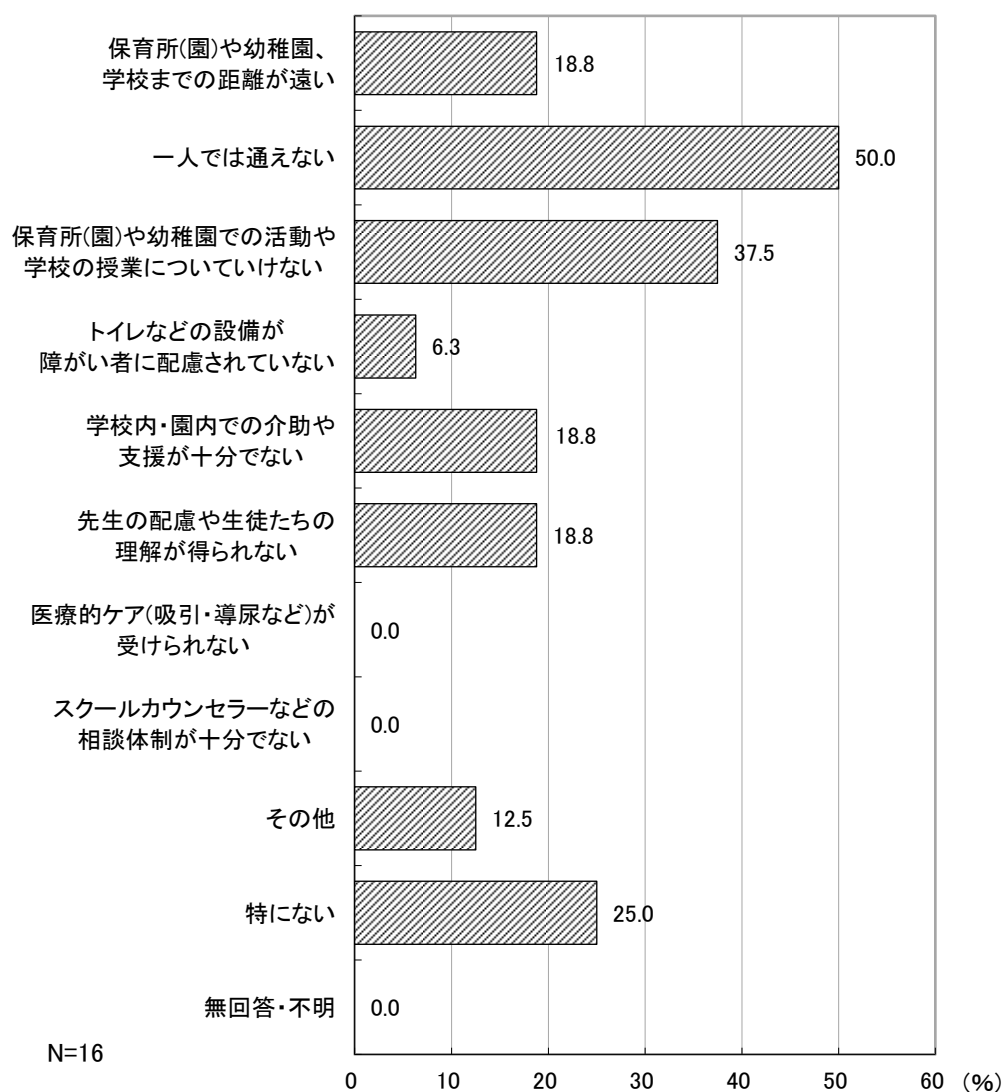


(3) 通園・通学で困っていること

【問 29 で「保育所（園）や幼稚園、学校に通っている」と回答した方】

問 30 通園・通学で困っていることがありますか。（当てはまるものすべてに○）

通園・通学で困っていることについて、「一人では通えない」が 50.0%で最も多く、次いで「保育所（園）や幼稚園での活動や学校の授業についていけない（37.5%）」、「特にない（25.0%）」の順でした。

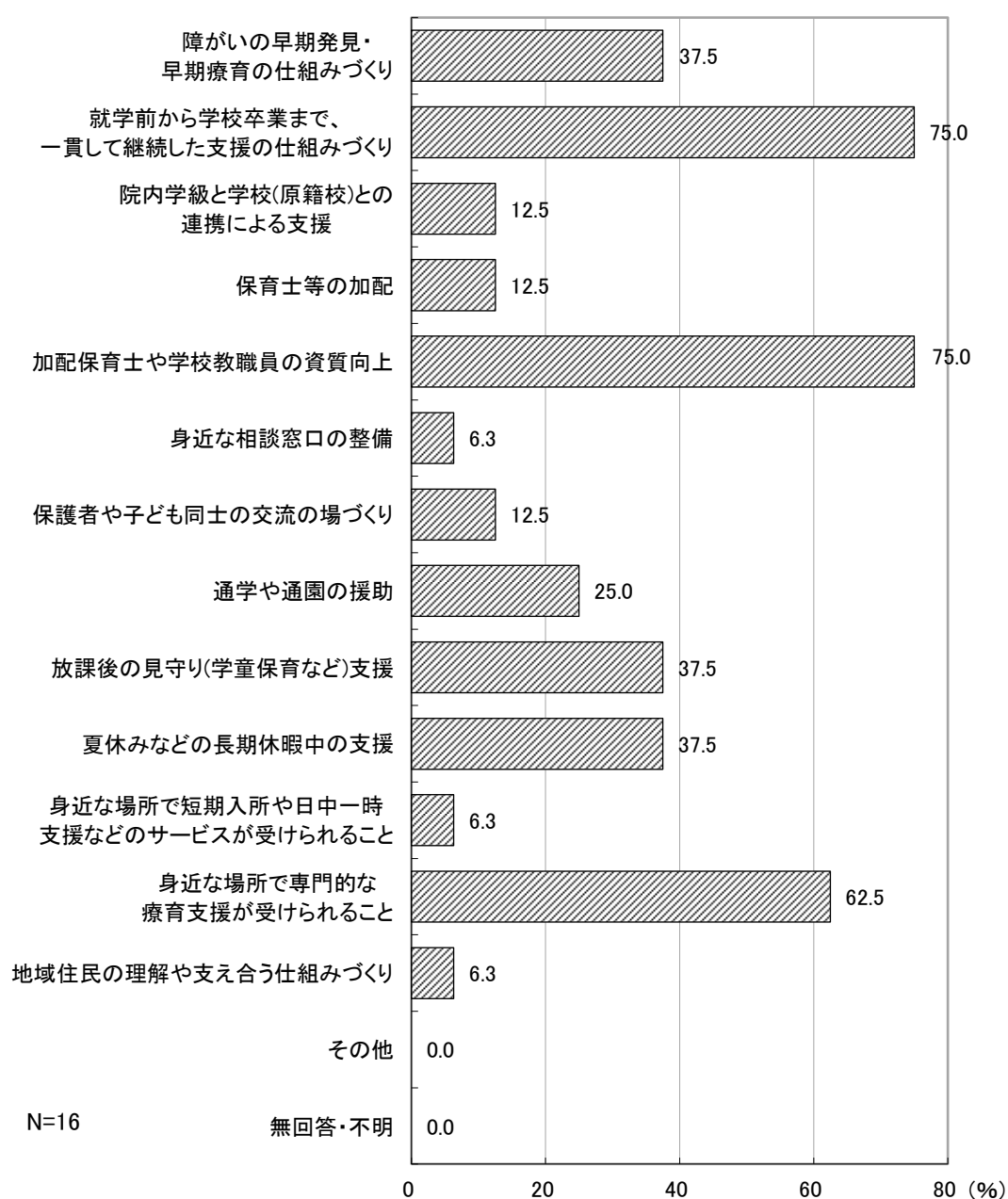


(4) お子さんや家族にとって必要な福祉サービスや支援

【問 29 で「保育所(園)や幼稚園、学校に通っている」と回答した方】

問 31 次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか。(〇は5つまで)

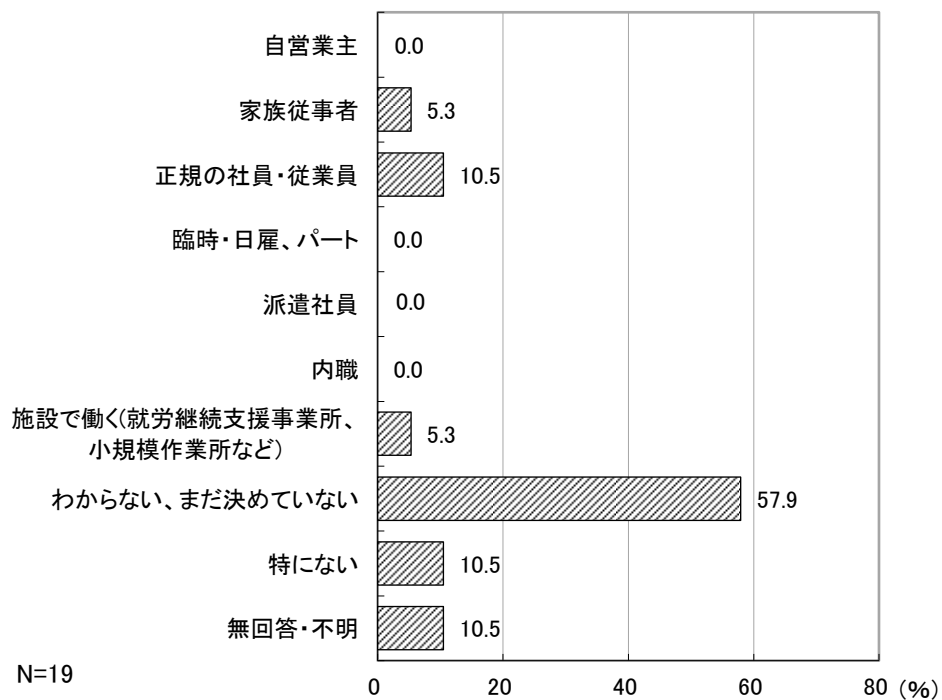
保育所(園)や幼稚園、学校に必要なことについて、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」「加配保育士や学校教職員の資質向上」がそれぞれ 75.0% で最も多く、次いで「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること(62.5%)」、「放課後の見守り(学童保育など)支援」(37.5%)、「夏休みなどの長期休暇中の支援」(37.5%) などが必要とされています。



（５）お子さんの今後の職業

問 32 お子さんの今後の職業について、どのような希望をお持ちですか。（○は１つだけ）

児童の将来の職業への希望について、「わからない、まだ決めていない」が 57.9%で最も多く、次いで「正規の社員・従業員」「特にない」がそれぞれ 10.5%でした。

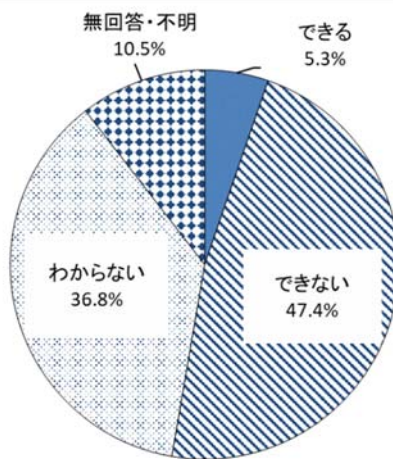


9 防災について

(1) 災害時のお子さんの避難について

問 33 お子さんは、地震や豪雨などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

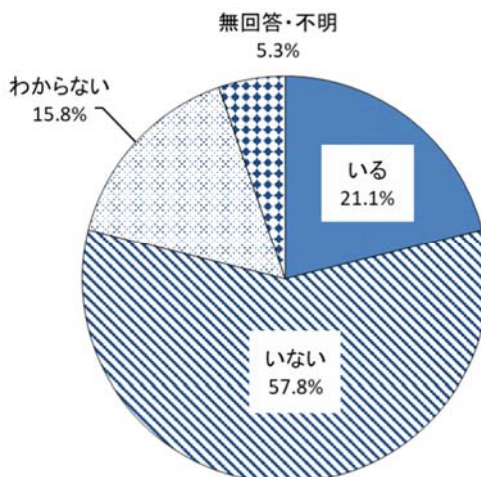
災害時の児童の避難について、「できない」が 47.4%となっており、「できる」の 5.3%を大きく上回っています。



(N=19)

問 34 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にお子さんを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

家族が不在の場合に児童を保護・援助してくれる方が近所にいるかどうかについて、「いない」(57.8%) が、「いる」(21.1%) を大きく上回っています。

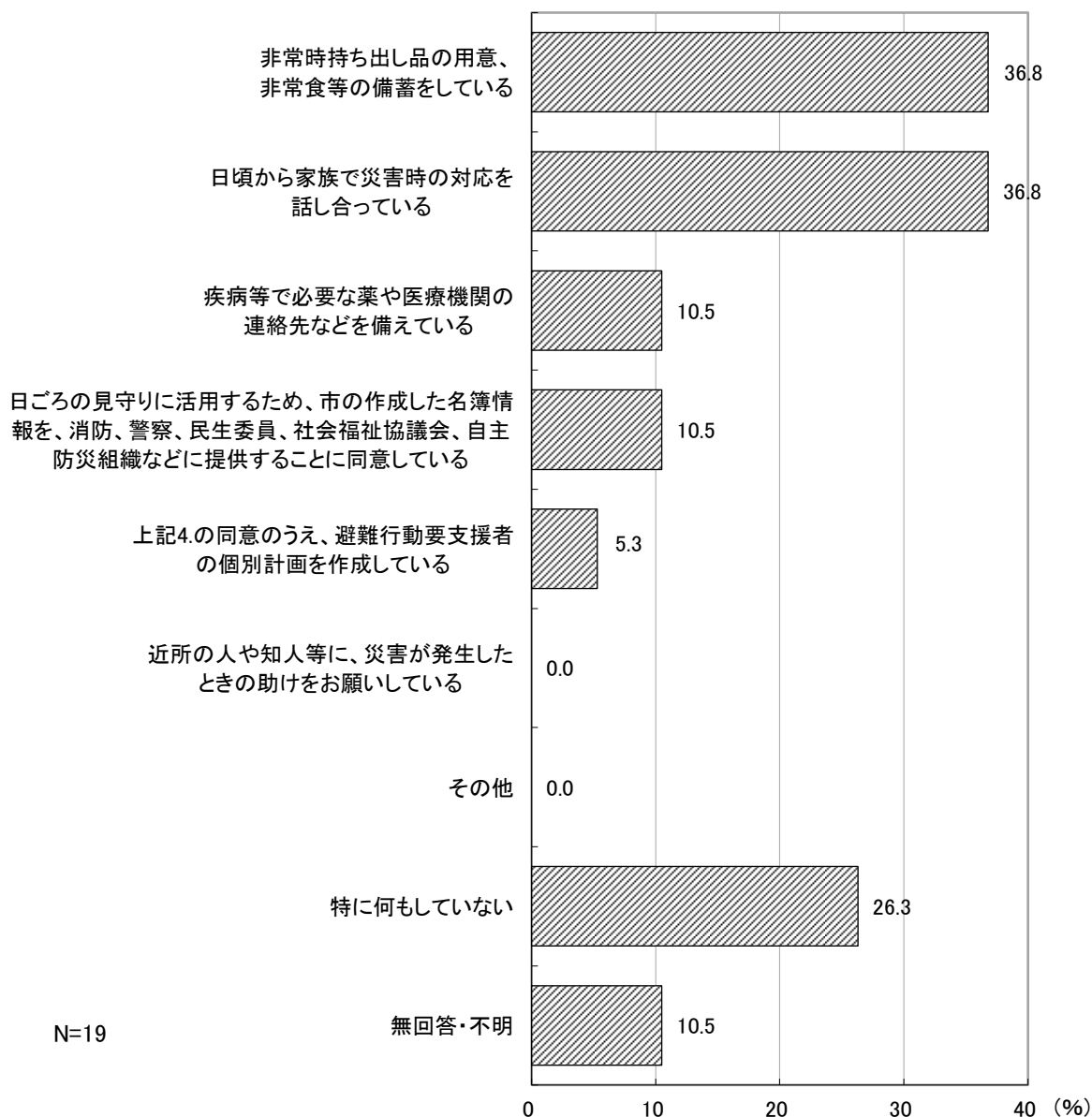


(N=19)

(2) お子さんのための災害に対する備え

問 35 お子さんのために、災害に対してどのような備えをしていますか。(当てはまるものすべてに○)

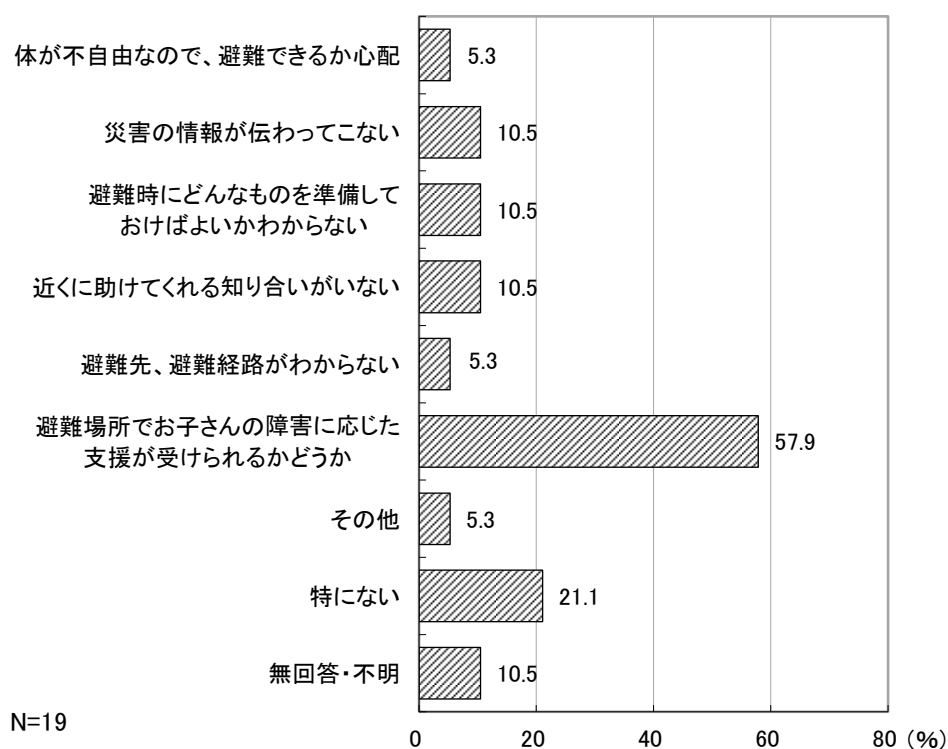
児童のための災害時の備えについて、「非常時持ち出し品の用意、非常食の備蓄をしている」「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」がそれぞれ 36.8%で最も多く、次いで「特に何もしていない」も 26.3%と多くなっています。



(3) 災害時におけるお子さんの避難に関する不安

問 36 地震や豪雨などの災害が起きたときのお子さんの避難などについて、不安に思うことは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

児童の避難に関して不安に思うことについて、「避難所でお子さんの障害に応じた支援が受けられるかどうか」が 57.9%で最も多く、次いで「特にない(21.1%)」、「災害の情報が伝わってこない」「避難時にどんなものを準備しておけばよいかわからない」「近くに助けてくれる知り合いがいない」がそれぞれ 10.5%でした。

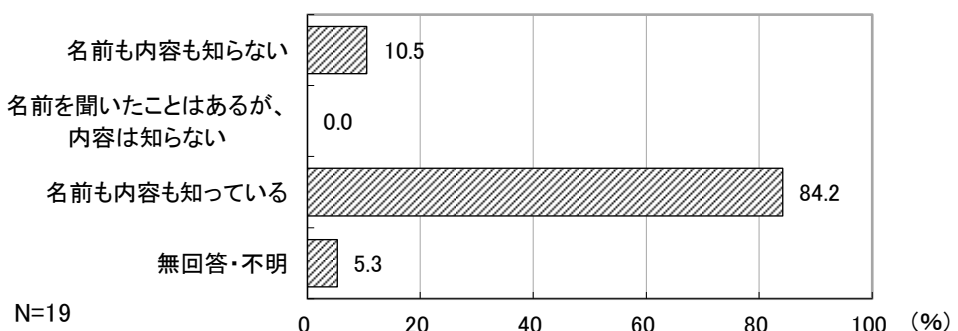


10 安芸市版つながるノートについて

(1) 安芸市版つながるノートの認知度と利用希望

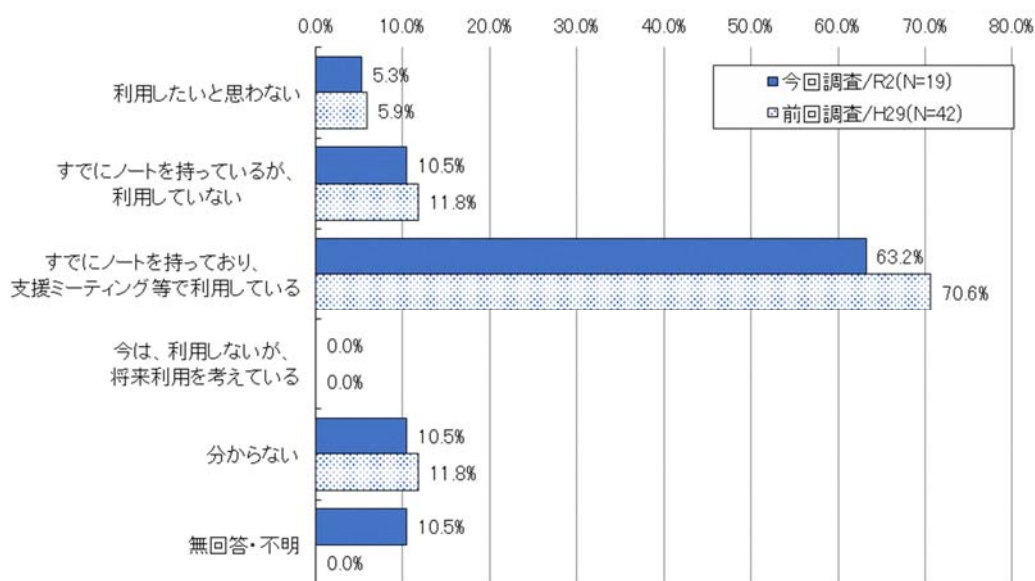
問 37 「安芸市版つながるノート」または「サポートブック」とは、お子さんの特徴や特性、関わり方や支援の仕方などを本人や保護者などが記入し、いつでもお子さんの特性に合わせたより良い対応や支援を受けるために利用するファイルです。
「安芸市版つながるノート」または「サポートブック」について知っていましたか？
(○は1つだけ)

「安芸市版つながるノート」または「サポートブック」について、「名前も内容も知っている」が84.2%で、認知度は高くなっています。



問 38 「安芸市版つながるノート」または「サポートブック」を利用したいと思いますか？
(○は1つだけ)

「安芸市版つながるノート」または「サポートブック」の利用意向について、「すでに持っており、支援ミーティング等で利用している」が63.2%で最も多く、次いで「すでにノートを持っているが利用していない」「わからない」がそれぞれ10.5%でした。前回調査と比べると、利用している人の割合は、やや減少しています。



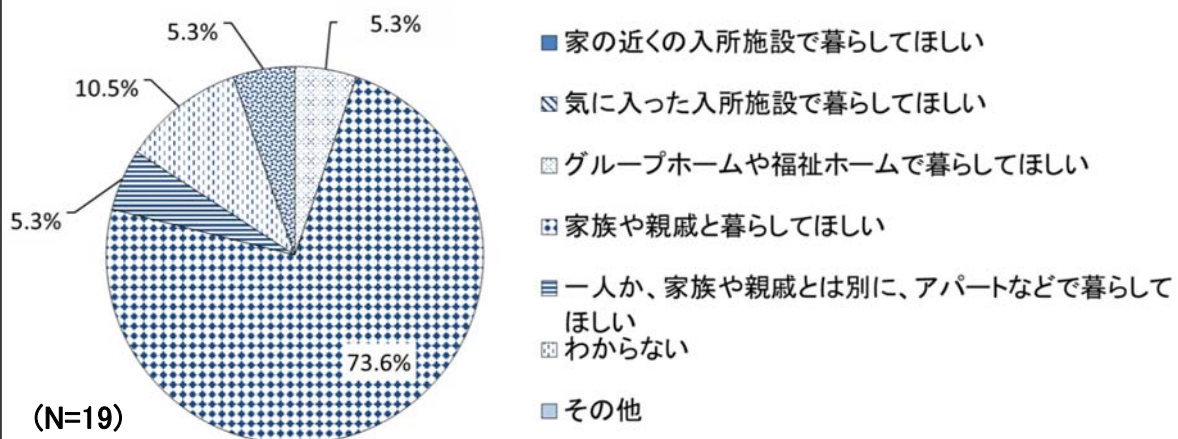
11 お子さんの将来の暮らしについて

(1) 将来お子さんに暮らしてほしい場所

問 39 1年後～3年後、お子さんにはどこで暮らしてほしいですか。(〇は1つだけ)

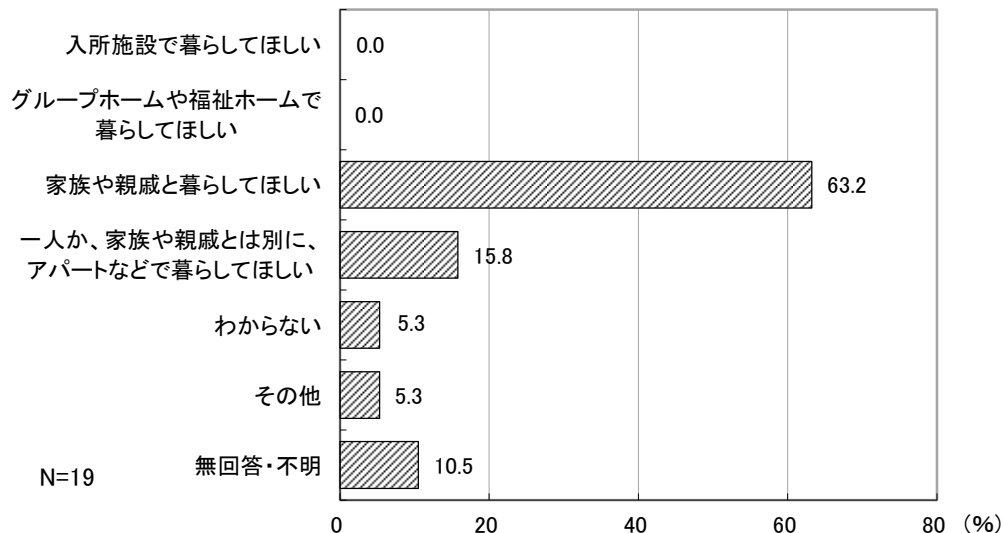
近い将来の児童の居住場所について、「家族や親せきと暮らしてほしい」が73.7%で最も多く、次いで「わからない(10.5%)」、「グループホームや福祉ホームで暮らしてほしい」「一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしてほしい」がそれぞれ5.3%でした。

図表 1～3年後お子さんに暮らしてほしい場所（全体）



問 40 お子さんが将来ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望しますか。(〇は1つだけ)

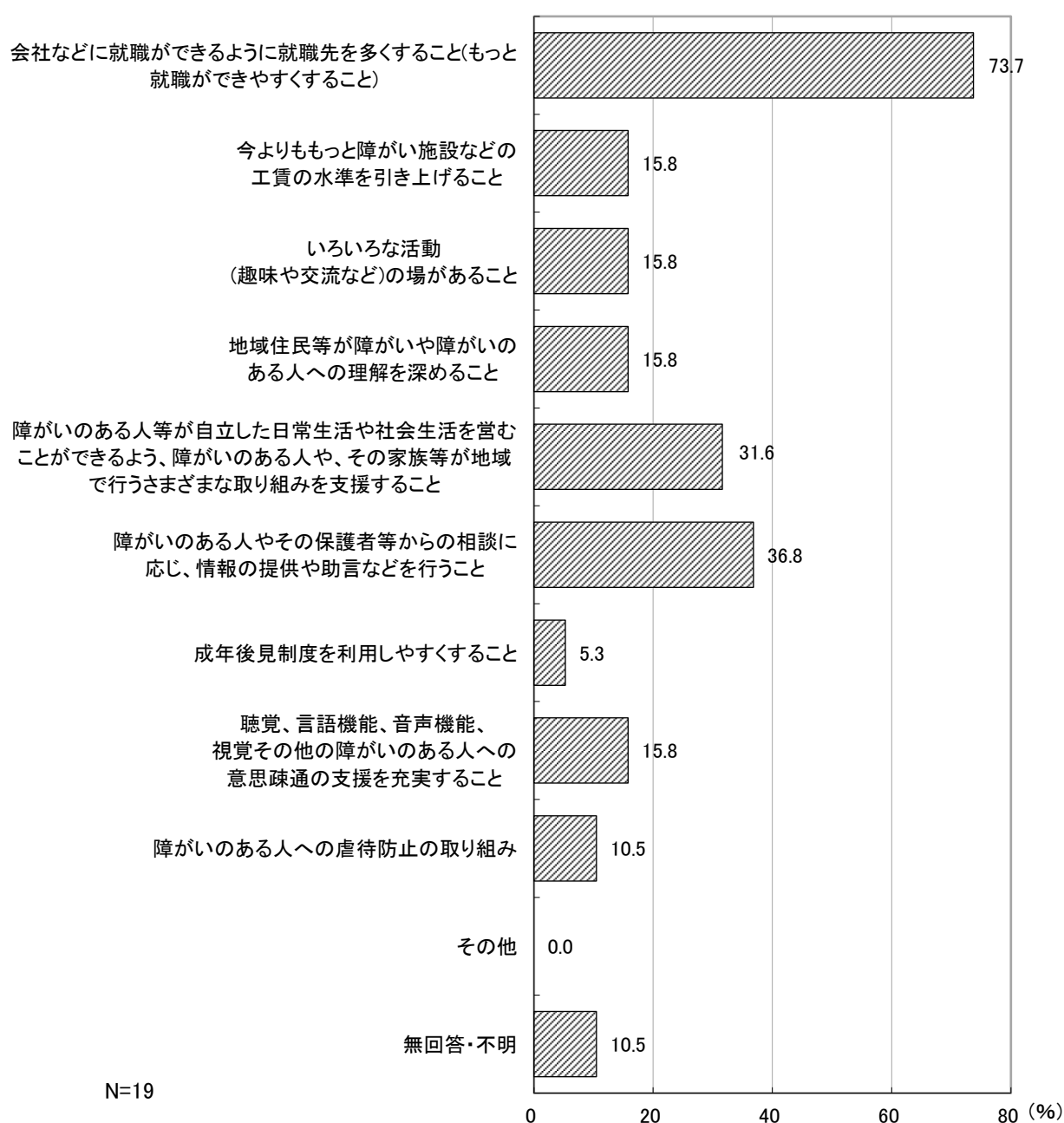
児童が将来暮らし続ける場所（終の住処）について、「家族や親戚と暮らしてほしい」が63.2%で最も多く、次いで「一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしてほしい(15.8%)」、「わからない」「その他」がそれぞれ5.3%でした。



（２）お子さんのための障がい者福祉に必要なこと

問 41 今後、お子さんのための障がい者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことは何ですか。（〇は3つまで）

障がい者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことについて、「会社など就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職がしやすいこと）」が 73.7%で最も多く、次いで「障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと（36.8%）」、「障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいのある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること（31.6%）」の順でした。



自由記述

最後に、国や県、市に望むこと、してほしいことは何ですか。自由にご記入ください。

NO.	意見
1	・インクルーシブ教育システムを構築のための授業や学級作り。 ・ユニバーサルデザイン化された授業。これらを取り入れた学校を作る支援を国、県、市で力を入れて取り組んでほしい。発達障がいの子もだけではなく、すべての子どもにも有効な支援ができる学校づくりを市街地等の大きい街だけで実施するのではなく、それ以外の小さな町でも取り組んでほしい。 ・教職員も支援の有り方をベテランの方ほど学んでほしい。 ・支援員の方も知識を正確にもって支援に臨んでほしい。これらの学びを定期的、あるいは必修として教育してほしい。
2	・産休、育休時に複数児を育てている保護者に対して一時的にでも保育サービスを受けられることをしてほしい。（手続きや書類作成など大変だったので…） ・相談員さんとの信頼関係が築けるように定期的に話し合いをするといいと思います。 ・福祉サービスの内容説明書をつなげるノートにも入れておくとお母さん達の手助けにもなると思います。それとどこで手続きすればいいと記載しているとより詳しいかと。
3	うちの子は高校生となり、この質問に該当する様な悩みは感じる事が少なくなりました。ここまで成長する期間、保育園・小学・中学とたくさんの悩み等ありましたが、市の保健師さんをはじめ加配の保育士さん学校の先生（特別支援学級の担任）とたくさんの人が関わっていただき、助けて頂きました。とても感謝しております。今後は就職に向けて情報を集めたり、安全に暮らしてゆく（治安の面など）為にすることなど考えなければいけないと思っています。これからも、行政のお世話になると思います。たくさんの有益な情報をお知らせ頂けたら有難く思います。
4	今までは夏休み等の長期休暇の時に預ける所がなく困っていました。子どもクラブはありますが、正直内容も充実したものとは思えず、でもみてもらえるだけでも…とわり切って預けています。市外ではたくさん放課後デイサービスがあり、放課後デイサービスでの支援等を聞いてなぜ安芸市にはないんだろうと思っていました。子どももだんだん大きくなり今は将来の事を考えるようになってきました。いつまでも私達親はいないと考え、グループホームに入り作業所で働けばと思っていましたが、日頃、嫌なニュースをみてしまうとやはり近くにおいておきたいと思う気持ちも出てきます。安芸市にもグループホームを作ってもらいたいです。そしてそこから働けるようにしてもらいたいです。私達、親が安心して障がいのある子たちを預けられる場所をどうぞよろしくお願いします。
5	障がいの度合いにかかわらず、重度でも軽度でもリハビリは通わないといけないし、少しでも改善したいと思っている親は多いはず。実際、幼い時は軽度でしたが、今以上にリハビリに通いたくさん医療費もかかり、金銭面で不安になりました。（当時3歳までしか医療費が無料ではなかったもので4～6歳までは自費でした）なので、少しでも不安を取り除けるならありがたいので、医療費だけでなくいろいろと金銭面で支援していただける制度を増やすというよりは、条件をよくすることや、必要性を考えていただいて障がいの度合いでの区別の有無なども見直し等していただけるとありがたいです。

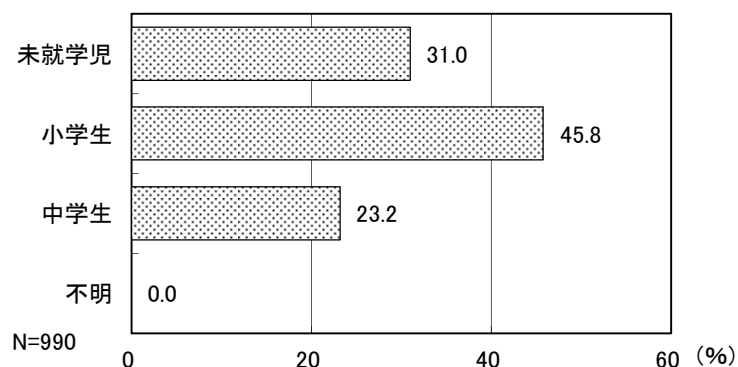
6	障がいに対しての理解ができる先生がいない。理解をする為には一人一人の障がいの特性とか同じ病気によっても、その一人一人によって違うことや療育で習ったことも学校ではこうですからと認めないことも有り、もっともっとこれだけ障がい児が増えていく中、先生方の勉強も必要ではないでしょうか。そうでないと出来ることも出来なくなり、前向きに努力する頑張ることを認めてあげることから始まるのではないのでしょうか…。 子供にもっと薬を増やしてもらわないといけないと生徒の沢山居る教室で平気と言う先生も居るそうですが、まずは子供の心を大切にその子に寄り添う気持ちが大切なのではないでしょうか！また、小学校から中学に上がるについて、障がい児に対する病気の申し送りもされず大きな怪我にもなることや、学校と市にも、もう少し手厚いフォローが有ると嬉しいです。子供達を障がい児扱いするのであれば、教育者は専門知識の向上をして頂きたいです。指導者で子供達は、いくらでも伸びるし良くなると思います。
7	専門の医師を増やす、気軽に通えるリハビリ、高校進学等の発達障がい者用入試（一般では難しい）を望みます。
8	早期発見、早期療育、幼少期から就職までを見守り続けてもらえる仕組みがあり安心して子育てできる環境があることを、欲を言うと就職してからでも支援が切れることがないよう、自立をめざした今の支援であることを望みます。発達障がい児の特性、個性をいかしたキャリア教育、違いを認め合える環境づくり、学習の場、落ち着ける場所の確保がなされていると安心して学校で過ごせるかと思えます。
9	防災訓練は人数の多い所では色々な事をして練習を重ねてより良くなっているが、町から離れた場所では訓練に人もこないし名前記入だけで何もせず終わってしまい無意味である。安芸市全体での防災訓練（支援の必要な子供、親）向けのものであれば参加して色々な練習（その子供達に対しての対応の仕方）避難生活での中の行動、市からの援助、手助けがあれば勉強していきたい。このまま災害がきても自分が生きていない限り子供はどう生きて行く方法がない。不安しかない。災害時薬の調達、体調管理、生活管理、誰しもが不安、病院データ等管理を安芸市が把握していたら少しは違うかと思う。
10	療育福祉センターにしろ、リハビリ施設にしろ、とにかく専門施設が少ない為、選択肢もなく通うこともとても大変です。必要とする人の人数が少ないので仕方のないことだとは思いますが、せめて東部にも西部にも専門施設があり、また予約ももっと取りやすくなってほしいと思います。一言で「障がい」と言っても、様々な「障がい」があり年齢層も様々です。このアンケートで何をターゲットとして何が調査したいのか全く見えてきませんでした。安芸市は特に最近「障がい＝発達障がい」という雰囲気強く感じられ、それ以外の「障がい」を持った方々への支援が後回しになっているように感じます。

Ⅲ

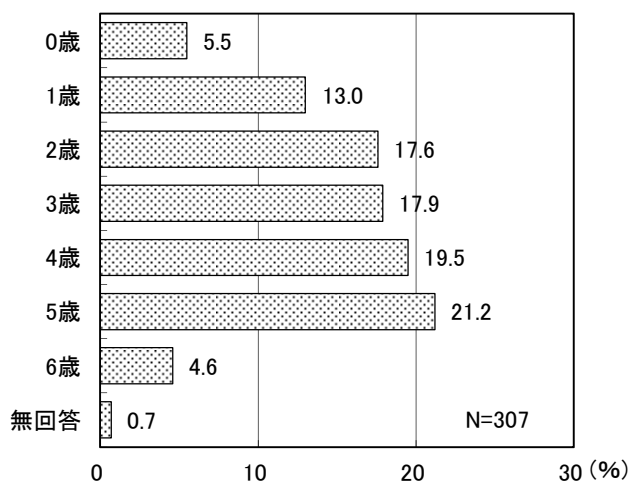
全児童調査

問1 お子さんの年齢や学年を教えてください。

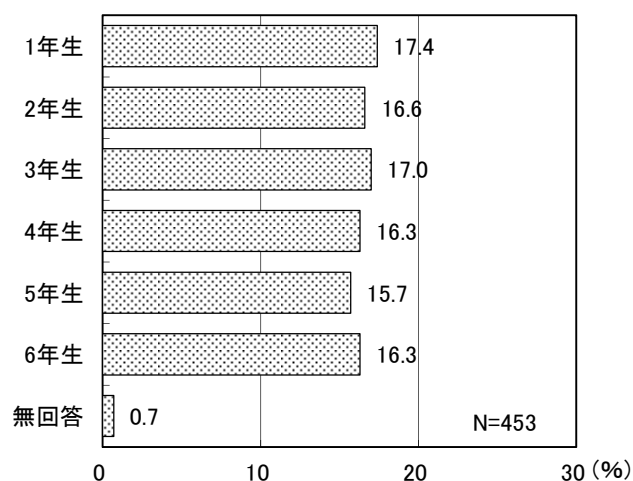
回答者の属性を見ると、未就学児 31.0%、小学生 45.8%、中学生 23.2%です。
未就学児の年齢別、小学生・中学生の学年別の人数は、次のとおりとなっています。



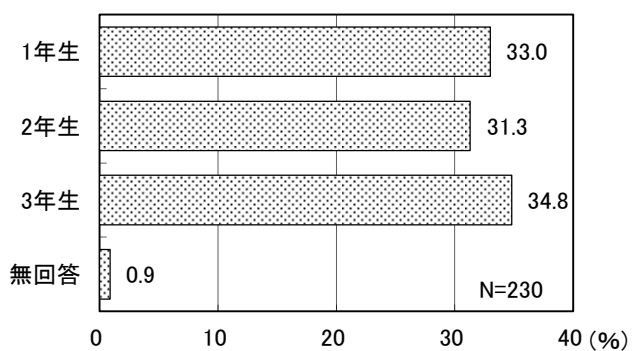
○未就学児



○小学生



○中学生



問2 お子さんは次の項目に該当していますか。(当てはまるものすべてに○)

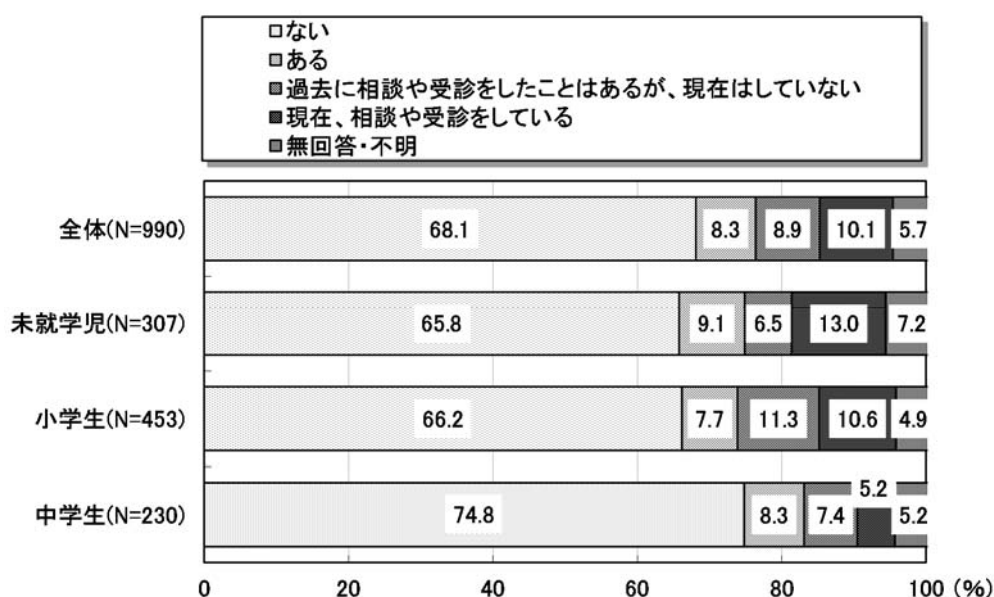
選択肢に該当する人数をみると、「身体障害者手帳を持っている」3人、「療育手帳を持っている」5人、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」2人、「自立支援医療を受けている」9人、「特別児童扶養手当を受けている」21人、「障害福祉サービス決定の判定を受けている」4人、「難病の認定を受けている」3人となっています。

(単位：人)

選択肢	未就学児	小学校	中学校	合計
身体障害者手帳を持っている	1	2	0	3
療育手帳を持っている	2	2	1	5
精神障害者保健福祉手帳を持っている	0	2	0	2
自立支援医療を受けている	3	5	1	9
特別児童扶養手当を受けている	7	13	1	21
障害福祉サービス決定の判定を受けている	4	0	0	4
難病の認定を受けている	1	2	0	3
該当するものはない	280	402	222	904
無回答・不明	13	31	5	49

問3 お子さんの心や体の発達について悩んでいること心配なことはありますか。

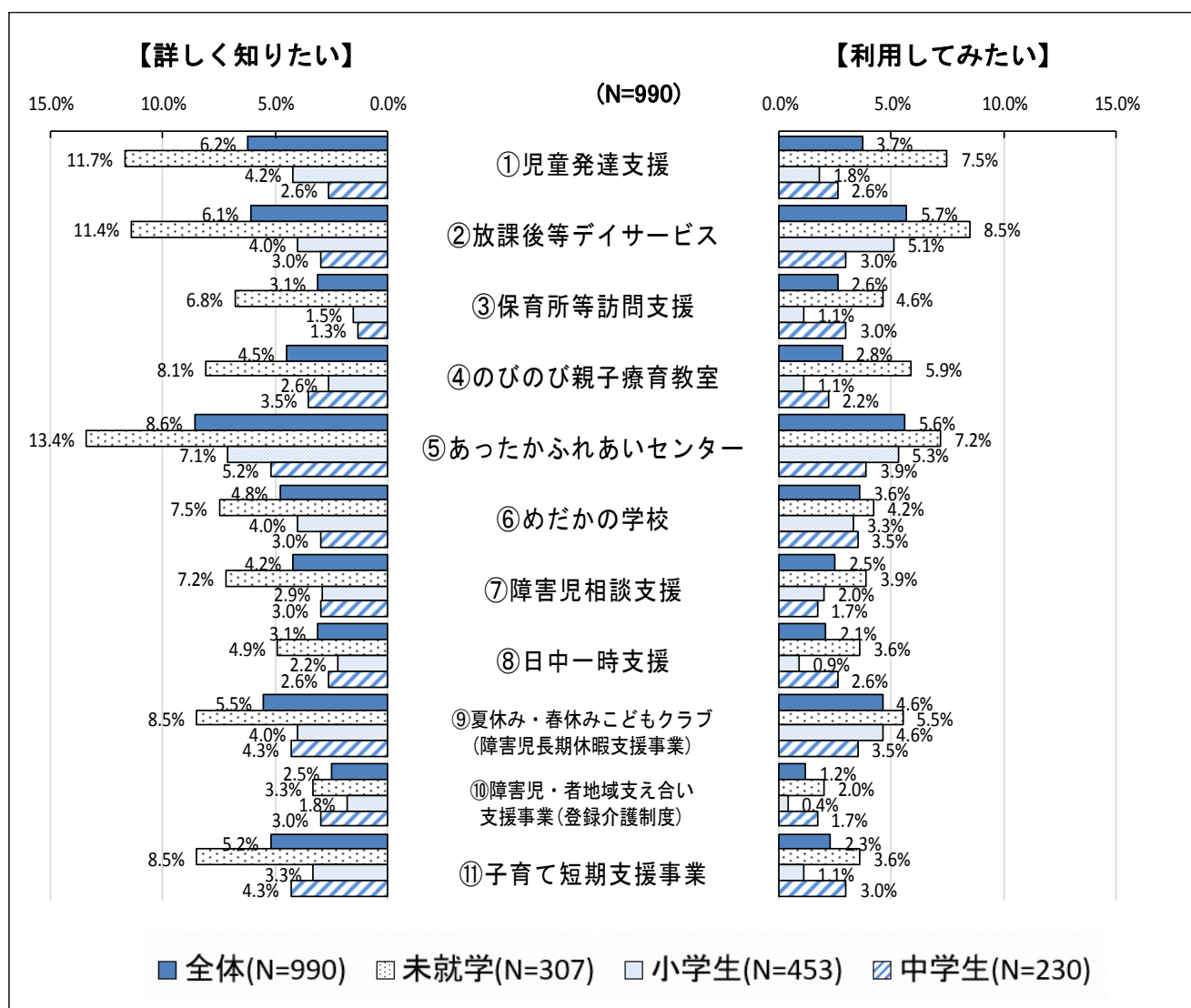
子どもの心や体の発達について悩みが「ある」人は、全体では8.3%、未就学児9.1%、小学生7.7%、中学生8.3%です。また、現在、相談や受診をしている人は、全体では10.1%、未就学児13.0%、小学生10.6%、中学生5.2%となっています。



問 4 次の項目は児童を対象としたサービスや事業の一部です。詳しく知りたい、利用してみたいと思うものはありますか。(当てはまるものすべてに○)

詳しく知りたいサービスとしては、全体、未就学児、小学生、中学生ともに「あったかふれあいセンター」が最も多くなっています。また、全体、未就学児、小学生は「児童発達支援」、中学生は「夏休み・春休みこどもクラブ(障害児長期休暇支援事業)」「子育て短期支援事業」が第2位となっています。

利用してみたいサービスとしては、全体および未就学児では「放課後等デイサービス」、小学生及び中学生では「あったかふれあいセンター」がそれぞれ最も多くなっています。また、全体では「あったかふれあいセンター」、未就学児は「児童発達支援」、小学生は「放課後等デイサービス」、中学生は「めだかの学校」「夏休み・春休みこどもクラブ(障害児長期休暇支援事業)」が、それぞれ第2位となっています。



最後に、国や県、市に望むこと、してほしいことは何ですか。自由にご記入ください。

※たくさんのご意見をいただきましたが、主に障がい福祉に関するものを一部抜粋・集約しました。

NO.	意見
1	気軽に相談できるサービスや場所が増えることで福祉への理解が深まると思います。
2	学校や保育所に車椅子で移動出来るように教室まで（エレベーター又はスロープ）段差をなくす事が出来れば、障がい者も骨折時等もたくさんの人に気を遣わず移動出来るので良いと思います。トイレも車椅子で入れる広さがあるといいと思います。
3	インクルーシブ教育を現実のものにするための授業や学級作りのためのユニバーサルデザインの指導に力を入れていただきたい。受け入れが整わないまま普通学級に統合しただけで、障がいのある子本人が授業についていけなかったりと教室に居るだけの様になったり、面倒見のいい子に過度な負担がかかったり、理解不足からイジメが起こったりとならないためにも環境を整えるべく、知識・予算・人員などの面から充実した「合理的配慮」が出来る様に1人1人に合った配慮や工夫が進むことを望みます。
4	いつ何時、子供が障がいを持つかもしれない可能性のある中で、もしその様な状態になった場合に、それからの色々な事についての相談、制度等についての窓口は常に保って欲しいです。障がい度にもよりますが、出来るだけ一般社会の中でその一員として生活出来る様な支援・制度を望みます。
5	安芸市全体の保育や学校に対して、発達障がいについての専門性を研修に積極的に参加して資質向上して頂きたい。診断名がついている、ついていないに関わらず特別な支援を必要とする子どもは年々増えている。子ども一人一人が集団の中で認められたり成功したりする経験をたくさん積んでいけるような、保育・学校を望んでいます。
6	1番最初に出会う保育所での出会いから小学校・中学校と発達に関してはとても難しくデリケートな部分とは思いますが、早期支援、親への相談等、人と人とのつながりを大切にできる安芸市であってほしいと願っております。子育てを安心してできる町づくりを安芸市から県・国へと広がることを、今後も子育てする世代が増える事も含め願っております。
7	支援を必要とする子どもがもっと自分らしく、仲間づくりや生活ができるようサポートしてほしい。
8	支援が必要な子ども達が学童保育に入れず待機となる状態、何か対策をたてていただきたいです。
9	放課後等デイサービスを早急に整備してもらいたい。
10	手帳の有無にかかわらず、支援の必要な子どもがいます。全てのクラスに支援員を置くなど安芸市独自の支援体制があってもよいと思います。
11	発達障がいなどをもつ児童への理解が十分でなく疾患、個性、特性であることを一般の方々にも理解してもらえるような普及・啓発活動が必要だと思います。
12	障がいに対して偏見を抱くことなく、共に過ごしたり、障がいについて知る機会が日常的にたくさんあれば良いと思います。特に子どもの時にそういった経験・知識を得る環境に恵まれると大人になってからの行動が変わってくると思います。

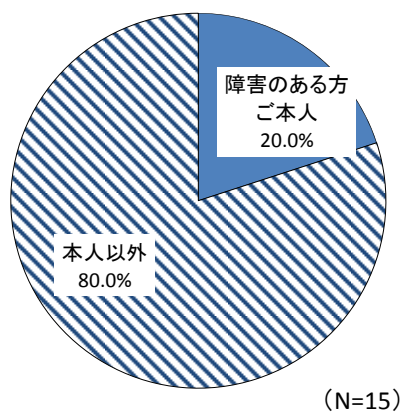
13	今度新しく中学校や小学校ができます。そこに障がい児を受け入れる場所を作ってほしいということです。安芸市にはあまりそういうのがないのでお母さん達は毎日駅やバス停に子どもを送迎して他の兄弟とは違う学校に行かせています。障がいのある子どもも兄弟と同じ学校に行きたいと思っているはずです。
14	新しく建てられる学校は障がいのある子どもが安心して通うことのできる教室の配置にしてほしい。(トイレやシャワーなどが近くにある。他の子どもの目が気になる子どももいるので玄関や保健室に近いなど…)
15	進学、就職に向けて相談する窓口が欲しい。学力があっても生きにくさという心配がある為、進学・就職された方の生の意見が聞きたいです。
16	多面、多角、外部専門家さまざまな角度から見立てられる支援を望みます。個別に支援が必要な場合、継続した支援が受け続けられるよう保護者も子どもも安心して相談し続けられる仕組みや声かけをしていただき、たくさんの目・手が我が子に注がれかけられている実感が持てるとありがたいです。

IV 特別支援学校在校生（保護者）への福祉サービス利用希望調査【県調査】

※安芸市分のみを集計

設問1 お答えくださる人はどなたですか？当てはまるものに○を記入してください。

図表 回答者について



【上記で②と答えた方のみお答えください。】

お答えくださる方について当てはまるものに○を記入してください。またお答えくださる方の年齢（令和2年4月1日時点）について、下段の（ ）の中から当てはまるものを番号で記入してください。（※複数回答あり）

回答者の年齢（0件のものは除く）

	件数	比率
父親	0	0.0%
母親	12	100.0%
兄弟姉妹	0	0.0%
祖父	0	0.0%
祖母	0	0.0%
その他	0	0.0%
成年後見人	0	0.0%
施設職員等	0	0.0%
回答数	12	100.0%
無回答	0	0.0%

■母親

	件数	比率
1. 19歳以下	0	0.0%
2. 20～29歳	0	0.0%
3. 30～39歳	2	16.7%
4. 40～49歳	7	58.3%
5. 50～59歳	3	25.0%
6. 60～64歳	0	0.0%
7. 65歳以上	0	0.0%
回答数	12	100.0%
無回答	0	0.0%

設問2 障害のある方ご本人の学年について、当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
幼稚部	0	0.0%
小学部 1 年	0	0.0%
小学部 2 年	0	0.0%
小学部 3 年	1	6.7%
小学部 4 年	1	6.7%
小学部 5 年	0	0.0%
小学部 6 年	1	6.7%
小 計	3	20.0%
中学部 1 年	2	13.3%
中学部 2 年	2	13.3%
中学部 3 年	1	6.7%
小 計	5	33.3%
高等部 1 年	2	13.3%
高等部 2 年	3	20.0%
高等部 3 年	2	13.3%
小 計	7	46.7%
専攻科	0	0.0%
回答数	15	100.0%

設問3 障害のある方ご本人の性別について、当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 男性	6	40.0%
② 女性	9	60.0%
回答数	15	100.0%

設問4 障害のある方ご本人のお住まいの市町村はどこですか？市町村名をお答えください。
寄宿舍や入所施設等を利用されている場合は、保護者の方がお住まいの市町村名をお答えください。

選択肢	件数	選択肢	件数
高知市	0	本山町	0
室戸市	0	大豊町	0
安芸市	15	土佐町	0
南国市	0	大川村	0
土佐市	0	いの町	0
須崎市	0	仁淀川町	0
宿毛市	0	中土佐町	0
土佐清水市	0	佐川町	0
四万十市	0	越知町	0
香南市	0	檮原町	0
香美市	0	日高村	0
東洋町	0	津野町	0
奈半利町	0	四万十町	0
田野町	0	大月町	0
安田町	0	三原村	0
北川村	0	黒潮町	0
馬路村	0	県外	0
芸西村	0	回答数	15

設問5 障害のある方ご本人の障害について当てはまるものに○をしてください。
(※複数回答可)

①身体障害者手帳

	件数	比率
1 級	1	6.7%
2 級	1	6.7%
3 級	0	0.0%
4 級	0	0.0%
5 級	1	6.7%
6 級	0	0.0%
無	6	40.0%
回答数	9	60.0%
無回答	6	40.0%

	件数	比率
ア 視覚障害	1	11.1%
イ 聴覚・平衡機能障害	0	0.0%
ウ 音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%
エ 肢体不自由	3	33.3%
オ 内部障害（心臓やじん臓等の機能障害）	0	0.0%
回答数	3	33.3%
無回答	6	66.7%

②療育手帳

	件数	比率
A 1	3	20.0%
A 2	0	0.0%
B 1	2	13.3%
B 2	6	40.0%
無	3	20.0%
回答数	14	93.3%
無回答	1	6.7%

③精神障害者保健福祉手帳

	件数	比率
1 級	0	0.0%
2 級	0	0.0%
3 級	0	0.0%
無	8	53.3%
回答数	8	53.3%
無回答	7	46.7%

④障害基礎年金

	件数	比率
基礎年金 1 級	0	0.0%
基礎年金 2 級	0	0.0%
小計	0	0.0%
厚生年金 1 級	0	0.0%
厚生年金 2 級	0	0.0%
厚生年金 3 級	0	0.0%
小計	0	0.0%
無	8	53.3%
回答数	8	53.3%
無回答	7	46.7%

⑤特別児童扶養手当

	件数	比率
1 級	3	20.0%
2 級	7	46.7%
無	1	6.7%
回答数	11	73.3%
無回答	4	26.7%

⑥障害支援区分

	件数	比率
区分 6	0	0.0%
区分 5	0	0.0%
区分 4	0	0.0%
区分 3	1	6.7%
区分 2	0	0.0%
区分 1	0	0.0%
非該当	0	0.0%
認定を受けていない	7	46.7%
回答数	8	53.3%
無回答	7	46.7%

⑦難病の認定

	件数	比率
受けている	0	0.0%
受けていない	10	66.7%
回答数	10	66.7%
無回答	5	33.3%

⑧発達障害の診断

	件数	比率
受けている	11	73.3%
受けていない	1	6.7%
回答数	12	80.0%
無回答	3	20.0%

⑨高次脳機能障害の診断

	件数	比率
受けている	1	6.7%
受けていない	10	66.7%
回答数	11	73.3%
無回答	4	26.7%

設問 6 障害のある方ご本人は、今どこで暮らしていますか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 自宅	14	93.3%
② 学校の寄宿舎	2	13.3%
③ 入所施設	0	0.0%
④ 病院	0	0.0%
⑤ その他	0	0.0%
回答数	15	100.0%

設問 7 障害のある方ご本人は、誰と生活していますか？当てはまるものすべてに○を記入してください。（寄宿舍や入所施設等を利用されている場合は、家屋構成をお答えください。）

	件数	比率
① 父親	11	73.3%
② 母親	15	100.0%
③ 祖父	5	33.3%
④ 祖母	3	20.0%
⑤ 兄弟姉妹	10	66.7%
⑥ 友人	0	0.0%
⑦ その他	1	6.7%
回答数	15	100.0%

⑦ その他（続柄）

- ・ 祖母の弟

設問 8 障害のある方ご本人は、将来、どんなところで暮らしたいですか？当てはまるもの 1 つだけに○を記入してください。

(障害のある方ご本人とともに、主たる保護者の方のご回答もお願いします。)

ご本人

	件数	比率
① 家族や親戚と暮らしたい	9	60.0%
② 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	0	0.0%
③ これまでの（今の）入所施設で暮らしたい	0	0.0%
④ 家の近くの入所施設で暮らしたい	0	0.0%
⑤ 気に入った入所施設で暮らしたい	0	0.0%
⑥ グループホームや福祉ホームで暮らしたい	0	0.0%
⑦ わからない（今のところは考えていない）	2	13.3%
回答数	11	73.3%
無回答	4	26.7%

主たる保護者

	件数	比率
① 家族や親戚と暮らしたい	8	53.3%
② 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	0	0.0%
③ これまでの（今の）入所施設で暮らしたい	0	0.0%
④ 家の近くの入所施設で暮らしたい	0	0.0%
⑤ 気に入った入所施設で暮らしたい	2	13.3%
⑥ グループホームや福祉ホームで暮らしたい	3	20.0%
⑦ わからない（今のところは考えていない）	2	13.3%
回答数	15	100.0%

設問9 次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか？当てはまるものすべてに○を記入してください。

（障害のある方ご本人とともに、主たる保護者の方のご回答をお願いします。）

ご本人

	件数	比率
① 障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	2	13.3%
② 就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	3	20.0%
③ 院内学級と学校（原籍校）との連携による支援	0	0.0%
④ 保育士等の加配	1	6.7%
⑤ 加配保育士や学校教職員の資質向上	2	13.3%
⑥ 身近な相談窓口の整備	3	20.0%
⑦ 保護者や子ども同士の交流の場づくり	1	6.7%
⑧ 通学や通園の援助	2	13.3%
⑨ 放課後の見守り（学童保育など）支援	1	6.7%
⑩ 夏休みなどの長期休暇中の支援	2	13.3%
⑪ 身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	0	0.0%
⑫ 身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	1	6.7%
⑬ 地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	3	20.0%
回答数	6	40.0%
無回答	9	60.0%

主たる保護者

	件数	比率
① 障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	7	46.7%
② 就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	5	33.3%
③ 院内学級と学校（原籍校）との連携による支援	2	13.3%
④ 保育士等の加配	4	26.7%
⑤ 加配保育士や学校教職員の資質向上	6	40.0%
⑥ 身近な相談窓口の整備	7	46.7%
⑦ 保護者や子ども同士の交流の場づくり	3	20.0%
⑧ 通学や通園の援助	6	40.0%
⑨ 放課後の見守り（学童保育など）支援	6	40.0%
⑩ 夏休みなどの長期休暇中の支援	9	60.0%
⑪ 身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	5	33.3%
⑫ 身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	9	60.0%
⑬ 地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	7	46.7%
回答数	14	93.3%
無回答	1	6.7%

※ 複数回答あり

⑭ その他

- ・ 全部。

設問 10（設問 5 において「②療育手帳」の項目で「A 1～B 2」のいずれかに○をつけた方、または「⑧発達障害の診断」の「受けている」に○をつけた方の保護者がお答えください）
次の項目の中で、これまでに参加したことや受けてきたことがある支援は何ですか？またその支援に参加したり受けてみて良かったですか？
それぞれ当てはまるものに○を記入してください。（複数回答可）

① 発達相談会や早期療育教室など

	件数	比率
参加したことがある	6	42.9%
参加して良かった(内数)	2	33.3%
回答数	6	42.9%
無回答	8	57.1%
合 計	14	100.0%

②ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなど

	件数	比率
参加したことがある	3	21.4%
参加して良かった(内数)	2	66.7%
回答数	3	21.4%
無回答	11	78.6%
合 計	14	100.0%

③ ペアレントメンター

	件数	比率
参加したことがある	1	7.1%
参加して良かった(内数)	1	100.0%
回答数	1	7.1%
無回答	13	92.9%
合 計	14	100.0%

④ 保護者同士の集まり

	件数	比率
参加したことがある	5	35.7%
参加して良かった(内数)	4	80.0%
回答数	5	35.7%
無回答	9	64.3%
合 計	14	100.0%

設問 11 障害のある方ご本人は、現在どんなサービスを利用していますか？また、今後どんなサービスを利用したいですか？
それぞれ当てはまるものすべてに○を記入して、どのくらい利用しているか（したいか）記入してください。

（１）日中活動支援（通所等）のサービス

■現在利用しているサービス

	件数	比率
① 生活介護	0	0.0%
② 自立訓練（機能訓練）	0	0.0%
③ 自立訓練（生活訓練）	0	0.0%
④ 就労移行支援	0	0.0%
⑤ 就労継続支援（Ａ型）	0	0.0%
⑥ 就労継続支援（Ｂ型）	0	0.0%
⑦ 療養介護	0	0.0%
回答数	0	0.0%
無回答	15	100.0%

■今後利用したいサービス

	件数	比率
① 生活介護	1	6.7%
② 自立訓練（機能訓練）	2	13.3%
③ 自立訓練（生活訓練）	5	33.3%
④ 就労移行支援	2	13.3%
⑤ 就労継続支援（Ａ型）	4	26.7%
⑥ 就労継続支援（Ｂ型）	1	6.7%
⑦ 療養介護	0	0.0%
回答数	7	46.7%
無回答	8	53.3%

◎ 1 か月当たりの利用希望日数（0 件のものは除く）

①生活介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	1
10 日未満	0	無回答	0
20 日未満	0		

②自立訓練（機能訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	1	無回答	1
20 日未満	0		

③自立支援（生活訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	1
10 日未満	1	無回答	2
20 日未満	0		

④就労移行支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	1
10 日未満	0	無回答	1
20 日未満	0		

⑤就労継続支援（A 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	2
20 日未満	1		

⑥就労継続支援（B 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	0
20 日未満	1		

(2) 在宅生活を支援するサービス

■ 現在利用しているサービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	0	0.0%
② 重度訪問介護	0	0.0%
③ 同行援護	1	6.7%
④ 行動援護	0	0.0%
⑤ 重度障害者等包括支援	0	0.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	0	0.0%
⑦ 計画相談支援	1	6.7%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑩ 自立生活援助	0	0.0%
⑪ 就労定着支援	0	0.0%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	0	0.0%
⑬ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑭ 地域活動支援センター	0	0.0%
⑮ 日中一時支援	1	6.7%
⑯ 放課後等デイサービス	1	6.7%
⑰ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑱ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑲ あったかふれあいセンター	0	0.0%
回答数	3	20.0%
無回答	12	80.0%

◎ 1日当たりの利用時間・1か月当たりの利用日数・利用回数（0件のものは除く）

③同行援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	0	～8時間	0
～2時間	1	8時間～	0
～4時間	0	無回答	0

⑦計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～1回	1	～5回	0
～2回	0	～10回	1
～3回	0	～20回	0
～4回	0	無回答	0

⑮日中一時支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	0
20日未満	0		

⑯放課後等デイサービス

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	0
20日未満	1		

■ 今後利用したいサービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	1	6.7%
② 重度訪問介護	1	6.7%
③ 同行援護	0	0.0%
④ 行動援護	1	6.7%
⑤ 重度障害者等包括支援	0	0.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	4	26.7%
⑦ 計画相談支援	3	20.0%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑩ 自立生活援助	0	0.0%
⑪ 就労定着支援	2	13.3%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	0	0.0%
⑬ コミュニケーション支援	1	6.7%
⑭ 地域活動支援センター	2	13.3%
⑮ 日中一時支援	2	13.3%
⑯ 放課後等デイサービス	5	33.3%
⑰ 保育所等訪問支援	1	6.7%
⑱ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑲ あったかふれあいセンター	1	6.7%
回答数	7	46.7%
無回答	8	53.3%

◎1日当たりの利用時間・1か月当たりの利用日数・利用回数（0件のものは除く）

①居宅介護（ホームヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	0	～8時間	0
～2時間	0	8時間～	0
～4時間	0	無回答	1

②重度訪問介護

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	0	～8時間	0
～2時間	0	8時間～	0
～4時間	0	無回答	1

④行動援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	0	～8時間	0
～2時間	0	8時間～	0
～4時間	0	無回答	1

⑥短期入所（ショートステイ）

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	0	20日以上	0
10日未満	1	無回答	2
20日未満	1		

⑦計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～1回	1	～5回	0
～2回	0	～10回	0
～3回	0	～20回	0
～4回	0	無回答	2

⑪就労定着支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～1回	1	～5回	0
～2回	0	～10回	0
～3回	0	～20回	0
～4回	0	無回答	1

⑬コミュニケーション支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	1	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	～20回	0
～ 4 回	0	無回答	0

⑭地域活動支援センター

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20日未満	0		

⑮日中一時支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20日未満	0		

⑯放課後等デイサービス

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	1
10 日未満	1	無回答	2
20日未満	1		

⑰保育所等訪問支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20日未満	0		

⑱あったかふれあいセンター

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20日未満	0		

設問 12 今後、障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要だと思うことは何ですか？当てはまるものに3つまで○を記入してください。（障害のある方ご本人とともに、主たる保護者の方のご回答もお願いします。）

■ご本人

	件数	比率
① 会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）。	1	6.7%
② 今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること。	4	26.7%
③ 長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること。	3	20.0%
④ いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること。	1	6.7%
⑤ 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること。	2	13.3%
⑥ 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること。	0	0.0%
⑦ 障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと。	0	0.0%
⑧ 成年後見制度を利用しやすくすること。	1	6.7%
⑨ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること。	0	0.0%
⑩ 障害のある人への虐待防止の取り組み。	1	6.7%
⑪ その他	0	0.0%
回答数	4	26.7%
無回答	11	73.3%

■主たる保護者

	件数	比率
① 会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）。	12	80.0%
② 今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること。	4	26.7%
③ 長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること。	9	60.0%
④ いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること。	4	26.7%
⑤ 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること。	5	33.3%
⑥ 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること。	4	26.7%
⑦ 障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと。	6	40.0%
⑧ 成年後見制度を利用しやすくすること。	6	40.0%
⑨ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること。	2	13.3%
⑩ 障害のある人への虐待防止の取り組み。	7	46.7%
⑪ その他	1	6.7%
回答数	15	100.0%

⑪ その他（具体的に記入してください。）

- ・ 障がい者を支援する職員さんへの指導・学習（障がい者への理解、個々の障がいに対しての対応等）（スクールバス添乗員も含む）。職員さん、保育士さん、教員の資質向上のための取組。

設問 13 県が行っている次の取組みについてご存知ですか？また、利用したことがありますか？
それぞれ当てはまるものに○を記入してください。（複数回答可）

① あったかパーキング制度

	件数	比率
知っている	9	60.0%
利用したことがある(内数)	1	11.1%
回答数	9	60.0%
無回答	6	40.0%
合 計	15	100.0%

② ヘルプマーク

	件数	比率
知っている	3	20.0%
利用したことがある(内数)	1	33.3%
回答数	3	20.0%
無回答	12	80.0%
合 計	15	100.0%

③ つながるノート

	件数	比率
知っている	10	66.7%
利用したことがある(内数)	1	10.0%
回答数	10	66.7%
無回答	5	33.3%
合 計	15	100.0%

設問 14 国や県、市町村に望むこと、して欲しいことは何ですか？
ご自由にお書きください。

国や県に臨むことは、以下のような回答がありました。

- ・こちらから国や県、市町村に相談するのではなく、逆にこちらにこういうサービスがありますなど説明してほしい。
- ・市では、夏休みや春休みに障がいのある子をみてくれています。ボランティアです。期間は短いです。とても助かっています。ぜひ、ボランティアではなく仕事としての予算を！！そして、期間を長くしてほしい。障がいがある子を一人で家においとくわけにはいきません。祖父母に頼むのも限界があります。地域によってどんなサービスがあるのか、利用できるのか、知る機会がほしい。発信しているかもしれないが、分かりにくいです。
- ・発達障がいを持つ子供の中には、小さいときには見つからず中学生や小学生の高学年になってから見つかる場合もあり、家族がそれを認められず診察を受けられない子供もいる。なので、小学校に入るときのように就学前健診を中学校に入る前に行ってほしい。それか、小学校の中学年か高学年時に健診を行い、少しでも早く気付く場を作ってあげてほしいと思います。

V

難病患者への障がい福祉サービスに関するニーズ調査【県調査】

※安芸市分のみを集計

設問１ お答えくださる人はどなたですか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① ご本人	15	71.4%
② 本人以外	6	28.6%
回答数	21	100.0%

【上記で②と答えた方のみお答えください。】

お答えくださる方について当てはまるものに○を記入してください。またお答えくださる方の年齢（令和２年４月１日時点）について、下段の（ ）の中から当てはまるものを番号で記入してください。

	件数	比率
① 父親	0	0.0%
② 母親	1	16.7%
③ 兄弟姉妹	2	33.3%
④ 祖父	0	0.0%
⑤ 祖母	0	0.0%
⑥ その他	3	50.0%
⑦ 成年後見人	0	0.0%
⑧ 施設職員	0	0.0%
回答数	6	100.0%

⑥ その他（続柄） ※（ ）は回答者数

- ・ 妻 （1人）
- ・ 娘 （1人）
- ・ 姪 （1人）

回答者の年齢（回答者が⑦、⑧のものは除く。）

②母親

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	0
20～29 歳	0	60～64 歳	1
30～39 歳	0	65 歳以上	0
40～49 歳	0	回答数	1

③兄弟姉妹

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	0
20～29 歳	0	60～64 歳	0
30～39 歳	0	65 歳以上	1
40～49 歳	1	回答数	2

⑥その他

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	1
20～29 歳	0	60～64 歳	1
30～39 歳	0	65 歳以上	1
40～49 歳	0	回答数	0

設問 2 設問 1 で「②本人以外」とご回答いただいた方は、その主な理由をお聞かせください。当てはまるものに一つだけ○を記入してください。

	件数	比率
① （ご本人が）設問の趣旨を的確に把握することが難しいため	2	33.3%
② （ご本人が）身体的な障害の状況から回答することが難しいため	2	33.3%
③ その他	2	33.3%
回答数	6	100.0%
無回答	0	0.0%

③その他（自由記載）

- ・ 施設に入所しているため代筆しました。
- ・ 本人が施設に入所しているため。

設問3 あなた（ご本人）の障害についてお答えください。当てはまるものすべてに○をしてください。

①身体障害者手帳

	件数	比率
1 級	3	14.3%
2 級	2	9.5%
3 級	2	9.5%
4 級	0	0.0%
5 級	0	0.0%
6 級	1	4.8%
無	8	38.1%
回答数	16	76.2%
無回答	5	23.8%

	件数	比率
ア 視覚障害	3	18.8%
イ 聴覚・平衡機能障害	1	6.3%
ウ 音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%
エ 肢体不自由	5	31.3%
オ 内部障害（心臓やじん臓等の機能障害）	1	6.3%
回答数	10	62.5%
無回答	6	37.5%

②療育手帳

	件数	比率
A 1	0	0.0%
A 2	0	0.0%
B 1	0	0.0%
B 2	0	0.0%
無	9	42.9%
回答数	9	42.9%
無回答	12	57.1%

③精神障害者保健福祉手帳

	件数	比率
1 級	0	0.0%
2 級	0	0.0%
3 級	0	0.0%
無	9	42.9%
回答数	9	42.9%
無回答	12	57.1%

④障害基礎年金

	件数	比率
基礎年金 1 級	2	9.5%
基礎年金 2 級	0	0.0%
小計	2	9.5%
厚生年金 1 級	0	0.0%
厚生年金 2 級	0	0.0%
厚生年金 3 級	0	0.0%
小計	0	0.0%
無	9	42.9%
回答数	11	52.4%
無回答	10	47.6%

⑤特別児童扶養手当

	件数	比率
1 級	0	0.0%
2 級	0	0.0%
無	11	52.4%
回答数	11	52.4%
無回答	10	47.6%

⑥障害支援区分

	件数	比率
区分 6	0	0.0%
区分 5	0	0.0%
区分 4	0	0.0%
区分 3	0	0.0%
区分 2	0	0.0%
区分 1	0	0.0%
非該当	1	4.8%
認定を受けていない	10	47.6%
回答数	11	52.4%
無回答	10	47.6%

⑦難病の認定

	件数	比率
受けている	21	100.0%
受けていない	0	0.0%
回答数	21	100.0%
無回答	0	0.0%

⑧発達障害の診断

	件数	比率
受けている	0	0.0%
受けていない	11	52.4%
回答数	11	52.4%
無回答	10	47.6%

⑨高次脳機能障害の診断

	件数	比率
受けている	0	0.0%
受けていない	11	52.4%
回答数	11	52.4%
無回答	10	47.6%

設問 4 あなた（ご本人）の性別について、当てはまるものに○を記入してください。また、年齢（令和2年4月1日時点）についてご記入ください。

○性別

	件数	比率
① 男性	12	57.1%
② 女性	9	42.9%
回答数	21	100.0%
無回答	0	0.0%

○年齢

	件数	比率
10歳未満	0	0.0%
10～19歳	0	0.0%
20～29歳	0	0.0%
30～39歳	1	4.8%
40～49歳	1	4.8%
50～59歳	2	9.5%
60～69歳	6	28.6%
70～79歳	6	28.6%
80～89歳	4	19.0%
90～99歳	0	0.0%
100歳以上	0	0.0%
回答数	20	95.2%
無回答	1	4.8%

設問5 あなた（ご本人）のお住まいの市町村についてご記入ください。（障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、支給決定を受けた市町村名をご記入ください。）

選択肢	件数	選択肢	件数
高知市	0	本山町	0
室戸市	0	大豊町	0
安芸市	21	土佐町	0
南国市	0	大川村	0
土佐市	0	いの町	0
須崎市	0	仁淀川町	0
宿毛市	0	中土佐町	0
土佐清水市	0	佐川町	0
四万十市	0	越知町	0
香南市	0	禰原町	0
香美市	0	日高村	0
東洋町	0	津野町	0
奈半利町	0	四万十町	0
田野町	0	大月町	0
安田町	0	三原村	0
北川村	0	黒潮町	0
馬路村	0	県外	0
芸西村	0	回答数	21

設問6 あなた（ご本人）は、誰と生活していますか。当てはまるものすべてに○を記入してください。

選択肢	件数	選択肢	件数
配偶者	11	祖母	0
息子・娘	7	孫	0
息子・娘の配偶者	1	友人	0
父親	1	ひとり暮らし	2
母親	3	その他	0
兄弟姉妹	2	回答数	19
祖父	0	無回答	2

設問 7 主に、あなた（ご本人）の身の回りのお世話（介護）をする家族の方について、当てはまるものに○を記入してください。

選択肢	件数	選択肢	件数
配偶者	9	祖母	0
息子・娘	5	孫	0
息子・娘の配偶者	0	その他	0
父親	0	介護する人がいない	2
母親	0	介護が不要	5
兄弟姉妹	2	回答数	20
⑦祖父	0	無回答	1

（※複数回答あり）

設問 8 設問 7 で①～⑩に○をした人にお聞きします。主に、あなた（ご本人）の身の回りのお世話（介護）をする家族の方の年齢について、当てはまるものに○を記入してください。

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	3
20～29 歳	0	60～64 歳	0
30～39 歳	1	65 歳以上	9
40～49 歳	2	回答数	13

設問 9 あなた（ご本人）は、現在、日中は主にどのように過ごしていますか？当てはまるものすべてに○を記入してください。

選択肢	件数	選択肢	件数
①会社や自宅で働いている	3	⑤何もしていない	11
②病院のデイケアに通っている	0	回答数	18
③介護保険のサービスを利用している	5	無回答	3
④保育園・幼稚園・学校に通っている	0		

⑥ その他（具体的に記入してください。）

- ・ たまに農業。
- ・ ヘルパーが家に来て部屋の掃除、洗濯及び入浴の手伝いを1週間に3日来てくれます。
- ・ 施設に入所しているため、施設の日程、行事等にしがたって生活している。
- ・ 施設の中で過ごしています。
- ・ 自宅リハをしている。
- ・ 趣味に時間を使っている（手芸等）。

設問 10 設問9で「④保育園や幼稚園、学校に通っている。」と回答された方にお伺いします。

次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか？当てはまるものすべてに○を記入してください。

この質問について回答者はいませんでした。

①ご本人、②家族等

選択肢	件数
障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	0
就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	0
院内学級と学校（原籍校）との連携による支援	0
保育士の加配等	0
加配保育士や学校教職員の資質向上	0
身近な相談窓口の整備	0
保護者や子ども同士の交流の場作り	0
通学や通園の援助	0
放課後の見守り（学童保育など）支援	0
夏休みなどの長期休暇中の支援	0
身近な場所での短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	0
身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	0
地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	0
その他	0
回答数	0

設問 11 あなた（ご本人）は、現在どのようなサービスを利用していますか？また、今後どのようなサービスを利用したいですか？それぞれ当てはまるものすべてに○を記入して、どのくらい利用しているか（したいか）記入してください。

（１）在宅生活を支援するサービス

■現在利用しているサービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	2	9.5%
② 重度訪問介護	0	0.0%
③ 同行援護	1	4.8%
④ 行動援護	1	4.8%
⑤ 重度障害者等包括支援	1	4.8%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	0	0.0%
⑦ 計画相談支援	1	4.8%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑩ 自立生活援助	0	0.0%
⑪ 就労定着支援	0	0.0%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	1	4.8%
⑬ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑭ 地域活動支援センター	0	0.0%
⑮ 日中一時支援	0	0.0%
⑯ 児童発達支援	0	0.0%
⑰ 放課後等デイサービス	0	0.0%
⑱ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑲ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑳ あったかふれあいセンター	0	0.0%
回答数	4	19.0%
無回答	17	81.0%

◎ 1日当たりの利用時間・1ヶ月あたりの利用日数（0件のものは除く）

①居宅介護（ホームヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	2	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

③同行援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	1

④行動援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

⑤重度障害者等包括支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

⑦計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	1	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑫移動支援（ガイドヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	0	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	1

■今後利用したい（させたい）サービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	1	4.8%
② 重度訪問介護	1	4.8%
③ 同行援護	3	14.3%
④ 行動援護	1	4.8%
⑤ 重度障害者等包括支援	1	4.8%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	1	4.8%
⑦ 計画相談支援	2	9.5%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑩ 自立生活援助	0	0.0%
⑪ 就労定着支援	0	0.0%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	1	4.8%
⑬ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑭ 地域活動支援センター	1	4.8%
⑮ 日中一時支援	0	0.0%
⑯ 児童発達支援	0	0.0%
⑰ 放課後等デイサービス	0	0.0%
⑱ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑲ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑳ あったかふれあいセンター	0	0.0%
回答数	5	23.8%
無回答	16	76.2%

◎ 1日当たりの利用時間・1か月当たりの利用日数（0件のものは除く）

①居宅介護（ホームヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

②重度訪問介護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

③同行援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	2

④行動援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

⑤重度障害者等包括支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	0

⑥短期入所（ショートステイ）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	1	無回答	0
20日未満	0		

⑦計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	1	～ 5 回	0
～ 2 回	1	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑫移動支援（ガイドヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	0	～ 5 回	1
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑭地域活動支援センター

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	1	無回答	0
20日未満	0		

⑳ その他（どのような時にどのようなサービスがあれば利用したいかを具体的に記入してください。）

- ・ 県外への宿泊を伴う旅行への付添い。県外への旅行は、家族、友人、みんな無理と
思っているが、手助けしてもらって行ってみたい。
- ・ 現在、有料老人ホームに入所し、デイサービス、訪問看護を週3日ずつ受けている。
また、かかりつけ医の往診や受診時のヘルパー利用を随時利用しており、大変
助かっています。

（２）日中支援のサービス

■現在利用しているサービス

	件数	比率
① 生活介護	2	9.5%
② 自立訓練（機能訓練）	2	9.5%
③ 自立訓練（生活訓練）	0	0.0%
④ 就労移行支援	0	0.0%
⑤ 就労継続支援（A型）	0	0.0%
⑥ 就労継続支援（B型）	0	0.0%
⑦ 療養介護	0	0.0%
回答数	4	19.0%
無回答	17	81.0%

◎ 1 か月当たりの利用日数・回数（0 件のものを除く）

①生活介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	0	30日未満	0
10日未満	1	30日以上	2
20日未満	0	無回答	0

②自立訓練（機能訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	1	30日未満	0
10日未満	1	30日以上	0
20日未満	0	無回答	0

■ 今後利用したい（させたい）サービス

	件数	比率
① 生活介護	1	4.8%
② 自立訓練（機能訓練）	2	9.5%
③ 自立訓練（生活訓練）	1	4.8%
④ 就労移行支援	0	0.0%
⑤ 就労継続支援（A型）	0	0.0%
⑥ 就労継続支援（B型）	0	0.0%
⑦ 療養介護	0	0.0%
回答数	3	14.3%
無回答	18	85.7%

◎ 1 ヶ月当たりの利用日数・回数（0 件のものは除く）

①生活介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	1	30日未満	0
10日未満	0	30日以上	0
20日未満	0	無回答	0

②自立訓練

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	2	30日未満	0
10日未満	0	30日以上	0
20日未満	0	無回答	0

③自立訓練（生活訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	0	30日未満	0
10日未満	0	30日以上	0
20日未満	0	無回答	1

⑧ その他（どのような時にどのようなサービスがあれば利用したいかを具体的に記入してください。）

- ・ 回答なし

設問 12 現在どのサービスも利用されていない人（設問 11 で、「現在利用しているサービス」の欄に○をしなかった人）にお聞きします。サービスを利用していない理由について、当てはまるものすべてに○を記入してください。

	件数	比率
① 現在サービスの利用を検討又は相談している。	0	0.0%
② 家族等が身の回りの世話（介護）をしている。	4	26.7%
③ 介護保険のサービスを利用している。	2	13.3%
④ 近くにサービスを提供してくれる事業所がない。	0	0.0%
⑤ 利用したいサービスがない。	3	20.0%
⑥ どのようなサービスがあるか分からない。	1	6.7%
⑦ 体調不良によりサービスを利用できない。	2	13.3%
⑧ その他	4	26.7%
回答数	11	73.3%
無回答	4	26.7%

※複数回答あり

⑧ その他（具体的に記入してください。）

- ・ 現時点、必要なし。
- ・ 介護不要
- ・ 今は自分の身の回りのことできるので介護は要らない。
- ・ 今のところサービス不要。

設問 13 あなた（ご本人）は、1年後～3年後どこで暮らしていきたいですか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 家の近くの入所施設で暮らしたい。	0	0.0%
② 気に入った入所施設で暮らしたい。	1	4.8%
③ グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	0	0.0%
④ 家族や親戚と暮らしたい。	13	61.9%
⑤ 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	0	0.0%
⑥ わからない（今のところは考えていない）。	4	19.0%
⑦ その他	0	0.0%
回答数	18	85.7%
無回答	3	14.3%

設問 14 あなた（ご本人）は、将来、ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望しますか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 入所施設で暮らしたい。	3	14.3%
② グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	0	0.0%
③ 家族や親戚と暮らしたい。	12	57.1%
④ 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	0	0.0%
⑤ わからない（今のところは考えていない）。	4	19.0%
⑥ その他	0	0.0%
回答数	19	90.5%
無回答	2	9.5%

設問 15 今後あなた（ご本人）が、障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことは何ですか？当てはまるものに3つまで○を記入してください。

	件数	比率
① 会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）。	1	4.8%
② 今よりももっと障害施設などの工賃の水準を上げること。	2	9.5%
③ 長く働き続けるための支援（職場適応などの雇用継続の支援）があること。	2	9.5%
④ いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること。	6	28.6%
⑤ 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること。	5	23.8%
⑥ 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること。	4	19.0%
⑦ 障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと。	7	33.3%
⑧ 成年後見制度を利用しやすくすること。	0	0.0%
⑨ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること。	3	14.3%
⑩ 障害のある人への虐待防止の取り組み。	2	9.5%
⑪ その他	1	4.8%
回答数	16	76.2%
無回答	5	23.8%

※複数回答あり

⑪ その他（具体的に記入してください。）

- ・ 特定医療費の無償化。

設問 16 国や県、市町村に望むこと、して欲しいことは何ですか？ご自由にお書きください。

- ・ 車の免税に関して、月に何回か通院しなければ受けることができない。通院や買物など、たまの遠出もさせてやりたい。税に関しても考えてもらうことはできないでしょうか。車椅子で歩行困難、トイレ、食事全介助ではないですが、助けが要ります。何時もお世話になりながら皆様に感謝しております。
- ・ ボランティアをしてくれる方々の内容が分からない。同じ障がい者同士で何か手伝えることがないか。障がい者について、さわらぬような感じがする。もっと協力してもらうこと等アピールできるのでは。
- ・ 家族と一緒に住み、家事など手伝い、自分自身が身の回りのことが少しでもできるよう車椅子で生活ができるバリアフリーお風呂、トイレなどの設備の良い住宅を作ってほしい。そして、支援をお願いします。
- ・ 医療費を上げないでください。
- ・ 家族のサポートがあると介護相談に行っても余り話を聞いてくれず、本人が自立していると（何とか無理をしながら）サポートを受けにくい。もっと困っていること等、今の生活を少しでも続けられるようにサポートを受けたいが、子供と同居等があれば家族でやってもらってくださいと言われる。家族も仕事をしているため、病気などのとき（家族に妻しかいないため）急なときに困るので、相談、対応してもらえところがほしい。自力で病院に行くのが難しいので昼間病院に行けず、夜、家族が帰ってから遅く（夜間）に受診することがある。コロナ等、急なとき少し心配です。
- ・ 現状で満足しています。
- ・ コロナウイルスの早期終息。

設問1 お住まいの市町村はどこですか？市町村名をお答えください。（お住まいの市町村とサービス利用にあたって支給決定を受けている市町村が違う場合は、支給決定した市町村をお答えください。）

図表 居住地

選択肢	件数	選択肢	件数
高知市	0	本山町	0
室戸市	0	大豊町	0
安芸市	1	土佐町	0
南国市	0	大川村	0
土佐市	0	いの町	0
須崎市	0	仁淀川町	0
宿毛市	0	中土佐町	0
土佐清水市	0	佐川町	0
四万十市	0	越知町	0
香南市	0	橋原町	0
香美市	0	日高村	0
東洋町	0	津野町	0
奈半利町	0	四万十町	0
田野町	0	大月町	0
安田町	0	三原村	0
北川村	0	黒潮町	0
馬路村	0	県外	0
芸西村	0	回答数	1

設問2 福祉サービスを利用しているお子様の性別及び年齢についてお答えください。

■性別

	件数	比率
男の子	1	100.0%
女の子	0	0.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%

■年齢

	件数	比率
0歳	0	0.0%
1歳	0	0.0%
2歳	0	0.0%
3歳	0	0.0%
4歳	0	0.0%
5歳	1	100.0%
6歳	0	0.0%
7歳	0	0.0%
8歳	0	0.0%
9歳	0	0.0%
10歳	0	0.0%
11歳	0	0.0%
12歳	0	0.0%
13歳	0	0.0%
14歳	0	0.0%
15歳	0	0.0%
16歳	0	0.0%
17歳	0	0.0%
18歳以上	0	0.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%

設問3 福祉サービスを利用しているお子様の障害種別についてお答えください（複数回答可）

	件数	比率
① 身体障害（肢体不自由、視覚障害、内部障害など） ※⑤以外	0	0.0%
② 知的障害 ※⑤以外	0	0.0%
③ 発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害など）	1	100.0%
④ 発達障害以外の精神障害	0	0.0%
⑤ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している場合）	0	0.0%
⑥ 医療的ケアを必要とする障害	0	0.0%
⑦ 難病等による障害	0	0.0%
⑧ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%
合 計	1	100.0%

※ 複数回答あり

設問4 現在利用されている福祉サービスについて、当てはまるものに○を記入してください。

（複数回答可）

また、そのサービスをどれくらい利用されているかお答えください。

	件数	比率
① 児童発達支援	1	100.0%
② 医療型児童発達支援	0	0.0%
③ 放課後等デイサービス	0	0.0%
④ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	0	0.0%
⑦ 居宅介護（ホームヘルプ）	0	0.0%
⑧ 行動援護	0	0.0%
⑨ 日中一時支援	0	0.0%
⑩ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%
合 計	1	100.0%

※ 複数回答あり

◎ 1 か月当たりの利用日数（0 件のものを除く）

①児童発達支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5日未満	0	30日未満	0
10日未満	1	30日以上	0
20日未満	0	無回答	0

設問5 現在利用されている福祉サービスを利用し始めるきっかけについて、当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 市町村（保健師や福祉担当者など）で聞いた	1	100.0%
② 県（福祉保健所や療育福祉センターなど）で聞いた	1	100.0%
③ 相談支援事業所で聞いた	0	0.0%
④ 医療機関で聞いた	1	100.0%
⑤ 保育所や幼稚園で聞いた	0	0.0%
⑥ 家族や友人、知人から聞いた	0	0.0%
⑦ 自分で調べた	0	0.0%
⑧ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%

※ 複数回答あり

設問6 今後、利用したい（してみたい）福祉サービスについて、当てはまるものに○を記入してください。（複数回答可）

	件数	比率
① 児童発達支援	0	0.0%
② 医療型児童発達支援	0	0.0%
③ 放課後等デイサービス	0	0.0%
④ 保育所等訪問支援	1	100.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	0	0.0%
⑦ 日中一時支援	0	0.0%
⑧ 移動支援（ガイドヘルプ）	0	0.0%
⑨ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑩ 居宅介護（ホームヘルプ）	0	0.0%
⑪ 重度訪問介護	0	0.0%
⑫ 同行援護	0	0.0%
⑬ 行動援護	0	0.0%
⑮ 地域活動支援センター	0	0.0%
⑯ 福祉型障害児入所支援	0	0.0%
⑰ 医療型障害児入所支援	0	0.0%
⑱ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%

※ 複数回答あり

設問7 就学前のお子様のみお答えください。

(1) 保育所や幼稚園には通っていますか？

	件数	比率
① 通っている	1	100.0%
② 通いたいに通うことができていない	0	0.0%
③ 通っていない（通うつもりはない）	0	0.0%
回答数	1	100.0%

② 通いたいに通うことができていない理由（自由記載）

・ 回答なし

(2) 次の項目の中で、必要だと思う支援は何ですか？

	件数	比率
① 福祉サービス事業所で受けている支援を保育所でも実践してほしい	1	100.0%
② 加配の保育士をつけてほしい	0	0.0%
③ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%

設問8 （設問3において「②知的障害」もしくは「③発達障害」に○をつけた方のみお答えください）

次の項目の中で、これまでに参加したことや受けてきたことがある支援は何ですか？またその支援に参加したり受けてみて良かったですか？（複数回答可）

①発達相談会や早期療育教室など（市町村や県の福祉保健所で実施しているもので乳幼児健診後に参加したもの）

	件数	比率
参加したことがある	1	100.0%
参加して良かった（内数）	1	100.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%

②ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなど（育児に不安がある保護者などがグループになって、子どもの行動の理解や関わり方について学ぶプログラムで、数回から10回程度の回数で実施されるもの）

	件数	比率
参加したことがある	0	0.0%
参加して良かった（内数）	0	0.0%
回答数	0	0.0%
無回答	1	100.0%

③ペアレントメンター（発達障害の子どもの子育て経験があり、その育児経験を活かして助言や相談を行う人）による相談会

	件数	比率
参加したことがある	0	0.0%
参加して良かった(内数)	0	0.0%
回答数	0	0.0%
無回答	1	100.0%

④保護者同士の集まり（保護者が作っているグループや事業所の保護者会など）

	件数	比率
参加したことがある	0	0.0%
参加して良かった(内数)	0	0.0%
回答数	0	0.0%
無回答	1	100.0%

設問9 次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか？当てはまるものに○をしてください。（複数回答可）

	件数	比率
① 障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	1	100.0%
② 就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	1	100.0%
③ 院内学級と学校（原籍校）との連携による支援	0	0.0%
④ 保育士等の加配	0	0.0%
⑤ 加配保育士や学校教職員の資質向上	1	100.0%
⑥ 身近な相談窓口の整備	0	0.0%
⑦ 保護者や子ども同士の交流の場づくり	0	0.0%
⑧ 通学や通園の援助	0	0.0%
⑨ 放課後の見守り（学童保育など）支援	1	100.0%
⑩ 夏休みなどの長期休暇中の支援	1	100.0%
⑪ 身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	0	0.0%
⑫ 身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	0	0.0%
⑬ 地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	0	0.0%
⑭ その他	0	0.0%
回答数	1	100.0%

設問 10 県が行っている次の取組みについてご存知ですか？また、利用したことがありますか？
それぞれ当てはまるものに○を記入してください。（複数回答可）

① あったかパーキング制度

	件数	比率
知っている	1	100.0%
利用したことがある(内数)	0	0.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%

② ヘルプマーク

	件数	比率
知っている	0	0.0%
利用したことがある(内数)	0	0.0%
回答数	0	0.0%
無回答	1	100.0%

③ つながるノート

	件数	比率
知っている	1	100.0%
利用したことがある(内数)	1	100.0%
回答数	1	100.0%
無回答	0	0.0%

設問 11 国や県、市町村に望むこと、して欲しいことは何ですか？ご自由にお書きください。

- ・ “発達障がい”といわれる子供が増加している一方で、発達障がいについて理解している保育士が少なすぎる。保育士の資質向上、発達障がいへの理解が必要だと感じる。

VII 施設等利用者への福祉サービス利用希望調査【県調査】

※安芸市分のみを集計

設問1 お答えくださる人はどなたですか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 障害のある方ご本人	60	58.8%
② 本人以外	42	41.2%
回答数	102	100.0%

【上記で②と答えた方のみお答えください。】

お答えくださる方について当てはまるものに○を記入してください。またお答えくださる方の年齢（令和2年4月1日時点）について、下段の（ ）の中から当てはまるものを番号で記入してください。（※複数回答あり）

	件数	比率
① 父親	5	11.9%
② 母親	17	40.5%
③ 兄弟姉妹	4	9.5%
④ 祖父	0	0.0%
⑤ 祖母	0	0.0%
⑥ その他	0	0.0%
⑦ 成年後見人	1	2.4%
⑧ 施設職員	15	35.7%
回答数	42	100.0%

⑥その他（続柄）

- ・ 回答なし

回答者の年齢（回答者が⑦・⑧のもの、0件のものは除く）

①父親

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	1
20～29 歳	0	60～64 歳	0
30～39 歳	0	65 歳以上	3
40～49 歳	1	回答数	5

②母親

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	4
20～29 歳	0	60～64 歳	7
30～39 歳	0	65 歳以上	4
40～49 歳	2	回答数	17

③兄弟姉妹

選択肢	件数	選択肢	件数
19 歳以下	0	50～59 歳	0
20～29 歳	1	60～64 歳	2
30～39 歳	0	65 歳以上	1
40～49 歳	0	回答数	4

設問 2 設問 1 で「②本人以外」とご回答いただいた方は、その主な理由をお聞かせください。

当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① （障害のある方ご本人が）設問の趣旨を的確に把握することが難しいため	37	88.1%
② （障害のある方ご本人が）身体的な障害の状況から回答することが難しいため	5	11.9%
③ その他	0	0.0%
回答数	42	100.0%

設問3 あなた（障害のある方ご本人）の性別について、当てはまるものに○を記入してください。また、年齢（令和2年4月1日時点）についてご記入ください。

■性別

	件数	比率
① 男性	65	63.7%
② 女性	37	36.3%
回答数	102	100.0%
無回答	0	0.0%

■年齢

	件数	比率
10歳未満	0	0.0%
10～19歳	2	2.0%
20～29歳	22	21.6%
30～39歳	20	19.6%
40～49歳	11	10.8%
50～59歳	21	20.6%
60～69歳	18	17.6%
70～79歳	6	5.9%
80～89歳	1	1.0%
90歳以上	0	0.0%
回答数	101	99.0%
無回答	1	1.0%

設問4 あなた（障害のある方ご本人）に対し障害福祉サービス受給者証を交付している市町村はどこですか？（通常、お住まいの市町村（施設に入所されている場合は入所された時の お住まいの市町村）になります。）

選択肢	件数	選択肢	件数
高知市	0	本山町	0
室戸市	0	大豊町	0
安芸市	102	土佐町	0
南国市	0	大川村	0
土佐市	0	いの町	0
須崎市	0	仁淀川町	0
宿毛市	0	中土佐町	0
土佐清水市	0	佐川町	0
四万十市	0	越知町	0
香南市	0	禰原町	0
香美市	0	日高村	0
東洋町	0	津野町	0
奈半利町	0	四万十町	0
田野町	0	大月町	0
安田町	0	三原村	0
北川村	0	黒潮町	0
馬路村	0	県外	0
芸西村	0	回答数	102

設問5 あなた（障害のある方ご本人）の障害について当てはまるものに○をしてください。※複数回答可

①身体障害者手帳

	件数	比率
1 級	20	19.6%
2 級	14	13.7%
3 級	4	3.9%
4 級	3	2.9%
5 級	0	0.0%
6 級	1	1.0%
無	28	27.5%
回答数	70	68.6%
無回答	32	31.4%

	件数	比率
ア 視覚障害	0	0.0%
イ 聴覚・平衡機能障害	2	4.8%
ウ 音声・言語・そしゃく機能障害	3	7.1%
エ 肢体不自由	31	73.8%
オ 内部障害（心臓やじん臓等の機能障害）	3	7.1%
回答数	36	85.7%
無回答	6	14.3%

②療育手帳

	件数	比率
A 1	16	15.7%
A 2	15	14.7%
B 1	18	17.6%
B 2	12	11.8%
無	25	24.5%
回答数	86	84.3%
無回答	16	15.7%

③精神障害者保健福祉手帳

	件数	比率
1 級	1	1.0%
2 級	14	13.7%
3 級	2	2.0%
無	34	33.3%
回答数	51	50.0%
無回答	51	50.0%

④障害基礎年金

	件数	比率
基礎年金 1 級	20	19.6%
基礎年金 2 級	30	29.4%
小計	50	49.0%
厚生年金 1 級	1	1.0%
厚生年金 2 級	3	2.9%
厚生年金 3 級	0	0.0%
小計	4	3.9%
無	10	9.8%
回答数	64	62.7%
無回答	38	37.3%

⑤特別児童扶養手当

	件数	比率
1 級	0	0.0%
2 級	1	1.0%
無	48	47.1%
回答数	49	48.0%
無回答	53	52.0%

⑥障害支援区分

	件数	比率
区分 6	21	20.6%
区分 5	15	14.7%
区分 4	7	6.9%
区分 3	9	8.8%
区分 2	10	9.8%
区分 1	1	1.0%
非該当	9	8.8%
認定を受けていない	5	4.9%
回答数	77	75.5%
無回答	25	24.5%

⑦難病の認定

	件数	比率
受けている	2	2.0%
受けていない	70	68.6%
回答数	72	70.6%
無回答	30	29.4%

⑧発達障害の診断

	件数	比率
受けている	12	11.8%
受けていない	56	54.9%
回答数	68	66.7%
無回答	34	33.3%

⑨高次脳機能障害の診断

	件数	比率
受けている	1	1.0%
受けていない	74	72.5%
回答数	75	73.5%
無回答	27	26.5%

設問 6 あなた（障害のある方ご本人）が現在利用している主として夜間の福祉サービス施設（事業所）について、当てはまる番号に○をしてください。

	件数	比率
① グループホーム	23	22.5%
② 福祉ホーム	0	0.0%
③ 施設入所支援（障害者支援施設の夜間）	35	34.3%
④ 利用していない	40	39.2%
回答数	98	96.1%
無回答	4	3.9%

設問 7 【設問 6 で「④利用していない」と答えた方のみお答えください。】

あなた（障害のある方ご本人）は、今どこで暮らしていますか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 家族や親戚と暮らしている。	30	75.0%
② 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしている。	10	25.0%
③ その他	0	0.0%
回答数	40	100.0%

【ここからはすべての方がお答えください。（設問 10 を除く）】

設問 8 あなた（障害のある方ご本人）は、1 年後～3 年後どこで暮らしたいですか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① これまでの（今の）入所施設で暮らしたい。	24	23.5%
② 家の近くの入所施設で暮らしたい。	3	2.9%
③ 気に入った入所施設で暮らしたい。	0	0.0%
④ グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	14	13.7%
⑤ 家族や親戚と暮らしたい。	30	29.4%
⑥ 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	12	11.8%
⑦ わからない（今のところは考えていない）。	13	12.7%
⑧ その他	1	1.0%
回答数	97	95.1%
無回答	5	4.9%

⑧その他（それはどのようなところですか？具体的に記入してください。）

・大阪

設問 9 あなた（障害のある方ご本人）は、将来、ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望しますか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① 入所施設で暮らしたい。	27	26.5%
② グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	13	12.7%
③ 家族や親戚と暮らしたい。	22	21.6%
④ 一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	16	15.7%
⑤ わからない（今のところは考えていない。）	22	21.6%
⑥ その他	0	0.0%
回答数	100	98.0%
無回答	2	2.0%

【設問 7 で「①家族や親戚と暮らしている。」と答えた方のみお答えください。】

設問 10 あなたは、現在一緒に暮らしている家族や親戚などの支えてくれる人たちがいなくなった場合に、住まいの場として、どこを希望しますか？当てはまるものに○を記入してください。

	件数	比率
① （現在の住まいで）一人で暮らしたい。	8	26.7%
② 入所施設で暮らしたい。	2	6.7%
③ グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	10	33.3%
④ 病院や介護施設で暮らしたい。	1	3.3%
⑤ わからない（今のところは考えていない。）	9	30.0%
⑥ その他	0	0.0%
回答数	30	100.0%

設問 11 あなた（障害のある方ご本人）は、現在どんなサービスを利用していますか？また、今後どんなサービスを利用したいですか？それぞれ当てはまるものすべてに○を記入して、どのくらい利用しているか（したいか）記入してください。

（１）日中活動支援（通所等）のサービス

■現在利用しているサービス

	件数	比率
① 生活介護	40	39.2%
② 自立訓練（機能訓練）	6	5.9%
③ 自立訓練（生活訓練）	5	4.9%
④ 就労移行支援	3	2.9%
⑤ 就労継続支援（Ａ型）	3	2.9%
⑥ 就労継続支援（Ｂ型）	37	36.3%
⑦ 療養介護	5	4.9%
回答数	88	86.3%
無回答	14	13.7%

◎ 1 か月当たりの利用日数・利用回数

①生活介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	32
10 日未満	0	無回答	8
20 日未満	0		

②自立訓練（機能訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	2
10 日未満	0	無回答	3
20 日未満	0		

③自立訓練（生活訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	2
10 日未満	1	無回答	1
20 日未満	0		

④就労移行支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	2
10 日未満	0	無回答	1
20 日未満	0		

⑤就労継続支援（A 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	3
20 日未満	0		

⑥就労継続支援（B 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	28
10 日未満	0	無回答	4
20 日未満	4		

⑦療養介護（1 ケ月あたりの利用回数）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	0	～10回	0
～ 2 回	0	～20回	0
～ 3 回	0	～30回	1
～ 5 回	0	無回答	4

■ 今後利用したいサービス

	件数	比率
① 生活介護	25	24. 5%
② 自立訓練（機能訓練）	5	4. 9%
③ 自立訓練（生活訓練）	6	5. 9%
④ 就労移行支援	6	5. 9%
⑤ 就労継続支援（A 型）	2	2. 0%
⑥ 就労継続支援（B 型）	14	13. 7%
⑦ 療養介護	3	2. 9%
回答数	48	47. 1%
無回答	54	52. 9%

◎ 1 か月当たりの利用日数・利用回数

①生活介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	22
10 日未満	0	無回答	3
20 日未満	0		

②自立訓練（機能訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	3
10 日未満	0	無回答	2
20 日未満	0		

③自立訓練（生活訓練）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日以上	2
10 日未満	0	無回答	4
20 日未満	0		

④就労移行支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日未満	0
10 日未満	0	20 日以上	2

⑤就労継続支援（A 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	0	20 日未満	0
10 日未満	0	20 日以上	2

⑥就労継続支援（B 型）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	11
10 日未満	0	無回答	1
20 日未満	1		

⑦療養介護

選択肢	件数	選択肢	件数
5 回未満	1	20 回以上	1
10 回未満	0	無回答	1
20 回未満	0		

(2) 在宅生活を支援するサービス

■現在利用しているサービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	5	4.9%
② 重度訪問介護	1	1.0%
③ 同行援護	1	1.0%
④ 行動援護	5	4.9%
⑤ 重度障害者等包括支援	1	1.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	5	4.9%
⑦ 計画相談支援	25	24.5%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	2	2.0%
⑬ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑭ 地域活動支援センター	0	0.0%
⑮ 日中一時支援	0	0.0%
⑯ 児童発達支援	0	0.0%
⑰ 放課後等デイサービス	0	0.0%
⑱ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑳ あったかふれあいセンター	0	0.0%
回答数	31	30.4%
無回答	71	69.6%

◎1日当たりの利用時間・1か月当たりの利用日数（0件のものは除く）

①居宅介護（ホームヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	4	～8時間	0
～2時間	0	8時間～	0
～4時間	0	無回答	1

②重度訪問介護

選択肢	件数	選択肢	件数
～1時間	0	～8時間	0
～2時間	1	8時間～	0
～4時間	0	無回答	0

③同行援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	1

④行動援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	4

⑤重度障害者等包括支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	1

⑥短期入所（ショートステイ）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	4	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20 日未満	0		

⑦計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	11	～ 5 回	0
～ 2 回	1	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	13

⑫移動支援（ガイドヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	0	～ 5 回	2
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

■今後利用したいサービス

	件数	比率
① 居宅介護（ホームヘルプ）	3	2.9%
② 重度訪問介護	0	0.0%
③ 同行援護	1	1.0%
④ 行動援護	3	2.9%
⑤ 重度障害者等包括支援	1	1.0%
⑥ 短期入所（ショートステイ）	7	6.9%
⑦ 計画相談支援	10	9.8%
⑧ 地域移行支援	0	0.0%
⑨ 地域定着支援	0	0.0%
⑩ 自立生活援助	2	2.0%
⑪ 就労定着支援	2	2.0%
⑫ 移動支援（ガイドヘルプ）	2	2.0%
⑬ コミュニケーション支援	0	0.0%
⑭ 地域活動支援センター	2	2.0%
⑮ 日中一時支援	2	2.0%
⑯ 児童発達支援	0	0.0%
⑰ 放課後等デイサービス	0	0.0%
⑱ 保育所等訪問支援	0	0.0%
⑲ 居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
⑳ あったかふれあいセンター	0	0.0%
回答数	22	21.6%

◎ 1日当たりの利用時間・1か月当たりの利用日数・利用時間（0件のものは除く）

① 居宅介護（ホームヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	1	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	1
～ 4 時間	0	無回答	1

③ 同行援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	1

④ 行動援護

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	3

⑤ 重度障害者等包括支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 時間	0	～ 8 時間	0
～ 2 時間	0	8 時間～	0
～ 4 時間	0	無回答	1

⑥ 短期入所（ショートステイ）

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	4	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	2
20 日未満	1		

⑦ 計画相談支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	5	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～ 10 回	0
～ 3 回	0	無回答	5

⑩自立生活援助

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	2	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑪就労定着支援

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	2	～ 5 回	0
～ 2 回	0	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑫移動支援（ガイドヘルプ）

選択肢	件数	選択肢	件数
～ 1 回	1	～ 5 回	0
～ 2 回	1	～10回	0
～ 3 回	0	無回答	0

⑭地域活動センター

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	1
20 日未満	0		

⑮日中一時支援

選択肢	件数	選択肢	件数
5 日未満	1	20 日以上	0
10 日未満	0	無回答	0
20 日未満	1		

⑰その他（どのような時にどのようなサービスがあれば利用したいかを具体的に記入してください。）

- ・ 通院のとき付添いが必要なため、今は母親が付いていますが、具合の悪いときに
お願いしたいです。

設問 12 今後あなた（障害のある方ご本人）が、障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことは何ですか？当てはまるものに3つまで○を記入してください。

	件数	比率
① 会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）。	20	19.6%
② 今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること。	32	31.4%
③ 長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること。	30	29.4%
④ いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること。	29	28.4%
⑤ 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること。	30	29.4%
⑥ 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること。	17	16.7%
⑦ 障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと。	20	19.6%
⑧ 成年後見制度を利用しやすくすること。	14	13.7%
⑨ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること。	4	3.9%
⑩ 障害のある人への虐待防止の取り組み。	11	10.8%
⑪ その他	2	2.0%
回答数	81	79.4%
無回答	21	20.6%

※ 複数回答あり

⑪ その他（具体的に記入してください。）

- ・ グループホームでの土日の生活の充実。

設問 13 県が行っている次の取組みについてご存知ですか？また、利用したことがありますか？それぞれ当てはまるものに○を記入してください。（複数回答可）

① あったかパーキング制度

	件数	比率
知っている	28	27.5%
利用したことがある(内数)	5	17.9%
回答数	28	27.5%
無回答	74	72.5%

② ヘルプマーク

	件数	比率
知っている	16	15.7%
利用したことがある(内数)	2	12.5%
回答数	16	15.7%
無回答	86	84.3%

③ つながるノート

	件数	比率
知っている	6	5.9%
利用したことがある(内数)	2	33.3%
回答数	6	5.9%
無回答	96	94.1%

設問 14 国や県、市町村に望むこと、して欲しいことは何ですか？ご自由にお書きください。

- ・ グループホーム等の充実。
- ・ 自立して生きていけるように頑張ろうと思いますので、今後ともご指導お願いします。
- ・ 障害者年金もっと上げろ。ご飯もっと美味もんにしろ。グループホームの門限最低でも22時にして。
- ・ 公平な障がい判定！障がい判定基準の見直し！！
- ・ 障がい者を持つ親の私が一番望むものは、親亡き後の安心した子供の居場所だと思うのです。家庭のように、心身共に安心した場を絶対作っていただきたいと思い ます。
- ・ 親が亡き後、残った子供が安心して暮らせる所がほしいです。
- ・ 福祉に携わる職員の増加（給与の思い切った増加）。男性ヘルパーの増加。
- ・ 年金を上げてください…。世の中の物価はどんどん高くなってきてます。消費税も上がりました。ますます生活をするのにお金が必要です。事業所の工賃もっとほしいです。事業所に仕事を斡旋してください。
- ・ いろいろな所に気軽に行けるように、バリアフリー化を進めてほしい。
- ・ 支給決定に市町村格差がある点を改善してほしい。
- ・ 障がい（者）を知るための教育。
- ・ 休憩時間をもっと増やしたい。
- ・ 子どもの年齢、親の年齢によっていろいろ状況が変わってくる。その状況に合わせて対応できる行政であってほしい。
- ・ 障がい者雇用が平等に扱われているか。自由に発言できているか。やる気はあるが仕事が長続きしなくて辞めていくのか。何か原因はないか時々調べるべきです。

第4次安芸市障がい者やさしさプラン

～障害者計画（第5期）・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）～

発 行：令和3年3月

発行者：高知県安芸市

編 集：安芸市福祉事務所障害ふくし係

〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号

TEL：0887-35-1009 FAX：0887-35-1028

E-mail：syakaifukusi@city.aki.lg.jp

安芸市ホームページ：https://www.city.aki.kochi.jp/